



行政院所屬各機關因公出國人員出國報告書

(出國類別： 考 察)

考察「日本全民參與推動永續發展宣導活動計畫」
及「環境保護組織功能再造計畫」出國報告書

服務機關：行政院環境保護署
出國人 職 稱：處 長
姓 名：倪世標等六人

出國地點：日 本
出國期間：八十九年十二月三日至八十九年十二月九日
報告日期：九十年二月十日

行政院研考會/省(市)研考會
編號欄

15/
108907758

目 錄

壹、前言

貳、考察行程

參、考察內容

一、全國產業廢棄物連合會

二、環境廳

三、東京二十三區清掃一部事務組合港清
掃工場

四、川崎市經濟局產業振興部產業振興課

五、神奈川縣環境農政部、大阪府環境農
林水產部環境管理課

六、No Nukes Asia Forum（非核亞洲論壇）

七、箕面國定公園

肆、結論與建議

附件

壹、前言

我國研修行政院組織法已有近十年的時間，對於各部會間組織功能的調整及人員編制的精簡，都曾遇上相當的阻力。而日本在二〇〇一年一月六日起，中央政府將正式改組，由原有的一府二十二省廳，縮減為一府二省廳。其間係如何推動，未來的政府的走向為何，就成為我們觀察學習的對象。尤其是環境保護組織環境廳改制為環境省後，其在日本中央政府的定位、業務內涵及功能之調整，將可作為我國在規劃環境部時之參考。

此次考察尚有另一個重點係日本各界所推動的永續發展的宣導活動，例如政府單位如何制訂推動永續發展政策，其間民間團體如何配合等，俾供國內研訂國家永續發展中長程策略及推動環境保護計畫之執行參考。由於此次考察的重點也包括了民間團體在永續發展議題上的作為，所以在考察團成員除行政院環境保護署人員外，尚包括了兩位民間團體的代表，考察團員名單如下：

行政院環境保護署 倪處長世標

行政院環境保護署 呂主任委員喬松

行政院環境保護署 吳專員珮瑜

行政院環境保護署 林助理環技師燕柔

全國教師會生態教育委員會 李召集人根政

生態保育聯盟 孫執行秘書秀如

貳、考察行程

時 間	地 點	考 察 單 位
12月3日（日）	台北→東京	啟程
12月4日（一）	東京	參訪全國產業廢棄物連合會 參訪環境廳
12月5日（二）	東京	參訪東京二十三區清掃一部 事務組合港清掃工場 參訪川崎市經濟局產業振興 部產業振興課 參訪神奈川縣環境農政部
12月6日（三）	東京→大阪	移動路程
12月7日（四）	大阪	參訪 No Nukes Asia Forum (非 核亞洲論壇) 參訪大阪府環境農林水產部 環境管理課
12月8日（五）	大阪	參訪箕面國定公園
12月9日（六）	大阪→台北	返程

參、考察內容

一、全國產業廢棄物連合會

全國產業廢棄物連合會是在一九七八年成立的協會，其主要成員為全國四十七個都道府縣的各產業廢棄物協會，全國共有一萬六千個協會。連合會的主要目的，在改善事業廢棄處理業的社會形象，同時透過訂定各種比政法律嚴格的基準，透過基準的推動，提升業界能力及業界的自制力。

日本一年的事業廢棄物產生量約有四億一千五百萬噸（一九九七年厚生省調查資料），一般廢棄物產生量的八倍。近年來由於經濟不景氣，同時回收再利用率的提昇，所以總產生量維持在四億噸左右，相當穩定。過去最終處理量最高時曾達到九千萬噸，在各界致力資源再生及垃圾減量的努力下，使必須進行最終處理的事業廢棄物量下降至六千七百萬噸，為產生量的百分之十六。不過在目前的狀況下，要把最終處理量再調降，可能性不高，除非天然資源價格再提高或是日圓再大幅貶值，否則不會變化。

日本現在遇到的最大困境是沒有新設的掩埋場，照說每年要有可以處理七千萬噸事業廢棄物的掩埋場興建完成，才可以達到平衡。不過近三年來全國都沒有設立新的掩埋場，只要再過幾年最終處理馬上會面臨問題。事實上在日本要想新設掩埋場，最大的阻力和我們相同，都是民意抗爭。依照都道府縣的要求，居民對於新設掩埋場的同意與否，是一項必須要件。

過去僅規範必須取得新設地點附近的居民的同意，現在擴大到必須取得同一流域的居民的同意，這項要求也使掩埋場的新設工作受到阻礙。

以往日本發生的非法棄置多數為少量丟棄的，但是現在多為大量丟棄，一九九九年非法棄置的案件上升到五百三十五件。在日本為防堵事業廢棄物的非法棄置，在法律上採取了加重刑罰的作法，例如對於違法棄置者，若行為人為個人時，可以處以五年以下的刑罰及一千萬日的罰金，若為公司時罰金更可高達一億日圓。同時只要業者被依法判刑後，五年內不能再從事代清除處理的工作。另外為防止，暴力團體的介入，也以法律來規範並將其排除於經營代清除處理業之外。雖然有這些規定存在，但是目前看來，違法事件仍然繼續增加。

二、環境廳

日本自明治維新以後，官僚體系是使其從開發中國家邁入先進國家之原動力，尤其對於高度成長期之政策實施、立法等貢獻良多，惟至九十年代泡沫經濟崩壞期，使得政、官、商結構中，浪費、貪污等官僚體系之缺失逐漸顯現，再者，超越國界之自由市場經濟活動已形成主流，如未能有效改善法規制度，將會落後國際潮流，喪失國際競爭力，因此，近年來日本提出「行政」、「教育」、「經濟結構」、「財政結構」、「社會福利」等六大革新。

行政革新方面，包括中央政府組織再造、地方分

權及管制鬆綁等三大項，藉以提升行政效率。有關中央政府組織，則從平成十三年（二〇〇一年）一月六日改組，由現行一府二十二省廳，調整為一府十二省廳（詳如附件一），而且二〇一〇年各省廳之組織員額，將以二〇〇〇年底員額為基準刪減百分之二十五；現屬行政機關之五十九個研究所、美術館、博物館、試驗場等，亦將自二〇〇一年四月開始改為獨立行政法人（詳如附件二）；另各省廳主管之特殊法人，於一九九五年有九十二個，改組後將僅保留七十八個（詳如附件三），至於二十一個審議會則僅保留稅制調查會等九十個。

環境廳將併厚生省廢棄物管理及通產省回收業務，升格為環境省，其新舊組織業務對照表詳如附件四，組織員額將由現行一〇二五人增加為一一三一人（詳如附件五），預算由八十八年度八六〇億日圓，增加至三六一六日圓（概算，尚未經國家審議通過，詳如附件六），其增加之經費主要為推動循環型社會計畫。今後環境省之權責，除環境廳有調查、稽核、勸告、綜合各部會環境業務等權責外，將具有創造、改造社會之功能。

環境廳在永續發展的教育宣導上有數種作法：第一是配合特定時節或特殊日子進行相關的宣導規劃，例如每年的十二月是地球溫暖化防止月，同時也是防止大氣污染月。另外配合六月五日世界環境日，將六月定為環境月，在這月內由中央到地方各級政府，透過各種媒體來進行宣導。第二是由總理府負擔費用，

分配電子媒體的時數給各省廳利用，每三個月探討一次各單位的需求，所以環境廳若有需求，於三個月前事先提出申請，即可排到電視檔期。第三是發行刊物及利用環境廳的網頁，進行各項宣導。

另外在教育宣導上，環境廳以地域特性（我們所謂的鄉土性）為出發點，透過各種可以實際體驗的地域性活動，來建立基礎，達成永續發展的地域的目的。接著再向外擴展，透過地域間的經驗交流、中央及地方政府的合作、以及國際合作等方式，來達到永續發展社會實現。在這個機制中，環境廳相當重視提供育實的多樣性環境學習機會，尤其是可以實際體驗的活動，讓小朋友可以由每日的生活及自然環境來學習。在中小學暑假時，也會透過行政管道來協助訂定主題。

三、東京二十三區清掃一部事務組合港清掃工場

港清掃工場是在平成十一年（一九九九年）一月完成的清掃工場，內部除焚化設施外，尚配置有資源化中心。這座工場的特徵有下列五點：

- (一) 新技術的導入：使用最新型的自動化系統。
- (二) 充實公害防止設備：除了採高溫焚化的控制外，並設高性能過濾式集塵器，將戴奧辛的排放濃度控制在 $0.1\text{ngTEQ}/\text{m}^3$ 以下。
- (三) 雨水的有效再利用。
- (四) 有效率的利用餘熱發電：除工場必需的用電量外，剩餘的電量尚可賣給電力公司。

(五) 和外界環境調和的外觀設計：由於工場周圍有彩虹大橋、台場等知名觀光景點，同時工場係位在港區，周圍都是水域，所以就以睡蓮為藍圖作外觀的設計。

港清掃工場由於此種與外界景觀相融合的設計理念，使得這座工場給與第一次接觸的民眾相當高的接受度，甚至不會連想到這座造形摩登的工場是垃圾焚化廠。

東京都二十三區清掃一部事務組合，在建造清掃工場前，必須先成立之一個委員會，其主要成員包括所在地區公所人員、周圍居民以及工場職員。由這個委員來監督整座工場的興建及營運。以港清掃工場為例，工場設置有兩座焚化爐，實際運作只有一座；工場四周對垃圾車有交通流量的管制，同時垃圾車不得停駐在路上。這些都是透過這個委員會的運作，與當地居民達成的協議。根據工場工作人員表示，雖然該工場尚未遇到抗爭，但是與居民溝通的工作，仍占日常工作量的百分之十，可見即使作了這麼多的努力，居民對於焚化廠的疑慮仍存在。所以平時的行政管理及溝通就相當重要。

四、川崎市經濟局產業振興部產業振興課

日本每年垃圾量約五千萬噸，事業廢棄物則超過四億噸，由於掩埋場剩餘年數垃圾方面為八・五年，事業廢棄物則僅為三年，為了改善大量生產、大量消費、大量廢棄的生活習慣及經濟社會體系，日本自平

成十二年（二〇〇〇年）六月二日公布「循環型社會基本法」，以環境廳為主管機關，陸續修正公布廢棄物清理法（六月二日）、資源有效利用促進法（六月七日）、此為歷年來依據產品特性所訂定之容器包裝回收法（一九九五年六月十五日）、家電回收法（一九九八年六月五日）、家電回收法（一九九八年六月五日）、環境物品購入法（二〇〇〇年五月三十一日）、建設材料回收法（二〇〇〇年五月三十一日）、食品回收法（二〇〇〇年六月七日）等，謀求兼顧經濟與環境所構成之循環型社會體系，有效抑制廢棄物產物產生、循環利用資源、妥善處理廢棄物及減輕環境負荷。

日本為推動前項基本法之立法及有效施行，自平成九年（一九九七年）起已由通產省與環境廳共同針對地方機關所提出之環境調和城市（亦即生態城市）計畫予以審查，經認可者，則提供經費補助，一九九七年度認可四地區（岐阜縣、川崎市、北九州、長野縣飯田市）。一九九八年度認可三地區（福岡縣大牟田市、札幌市、千葉縣）、一九九九年度認可二地區（秋田縣、宮城縣鶯次町）。

在生態城市的規劃上，川崎市有其特殊背景，川崎市由於接近東京、橫濱等人口密集的大都會，有著相當大的消費市場，所以一直是重要的工業重鎮，在五〇、六〇年代其公害問題相當嚴重，因此，一九七二年川崎市訂定了當時全國最嚴格的公害防止條例。由於有此背景，川崎市政府一直希望能改變川崎市的負面形象，希望朝著地球的川崎、世界的川崎來發展，

因此有生態城市的構想，亦即作到「生態平衡」，自給自足，同時不會有廢棄物排出到川崎市外。川崎市政府先在臨海地區劃定一區域，規劃為零排放、零污染的工業區，再邀集認同此目標的廠商進駐，目前已有金屬加工業、製紙業、鍍金業、鍛造業及車床業等工廠規劃入駐，同時對各個廠商間所產生之廢棄物均加以規劃，使其於工業區內進行資源再利用成為區內另一廠商的原料。(詳如附件七) 川崎市希望以這個工業區為基礎，逐步擴大生態城市的範圍，最終是整個川崎市成為一個獨立的生態城市。

五、神奈川縣環境農政部、大阪府環境農林水產部環境管理課

日本計有四十七個都道府縣，人口約一億二千六百萬人，此次考察人口密度僅次於東京都而位居二、三位之大阪府(四五四八人／平方公里)、神奈川縣(三四〇四人／平方公里)，該二縣之環保主管單位分別為環境農林水產部(組)，環境農政部，該二縣府均在中央訂定之環境基本法下，制定環境基本條例，作為該縣之施政方針。同時，依該條例訂定環境基本計畫及行動計畫作為該縣之執行措施，依大阪府而言，環境(廣義)相關經費每年約二千億日元，佔該府預算二兆六千日元之八% (詳如附件八)，至於執行狀況則於每年編訂之環境白書中詳細記載，並加以檢討。

日本各級政府對於汽車排氣的管制愈來愈重視，尤其是在柴油車懸浮微粒排放的管制上。主要係因為最近三年日本曾發生三起民眾針對汽車排氣公害問題

向國家提起公害訴訟的案例，分別是神奈川縣川崎市、名古屋市及兵庫縣尼崎市。其中尼崎市的公害訴訟歷經十二年的時間，今年一月經神戶地方法院判決國家敗訴，當時被告一方不服提起上訴，最後雙方在十二月八日於高等法院達成和解。和解的條件：為達成環境品質基準，大型車的交通流量必須下降；對於危害健康的柴油車排氣管制標準必須提高；政府對於前述工作必須提出具體改善對策。

以大阪府及神奈川縣而言，都在環境基本計畫及行動計畫中反應了這個問題，有關日本近來年發生的案例，我國宜加儘早因應規劃，加強管制交通污染。

六、No Nukes Asia Forum（非核亞洲論壇）

非核亞洲論壇是在一九九二年成立的，總共有十個國家的民間團體參與，每年輪流在一個國家召開會議，台灣也有民間團體參與，目前在日本有二百個反核的民間團體及一千多名個人會員。非核亞洲論壇認為要想真正的永續發展，亞洲各國應效仿歐美各國停止核能發電。但是目前這個觀念，推動的並不順利。

在日本過去二十五年間，共計完成了五十座核能電廠，相當於一年完成二座。不過在市民運動快速發展，以及因數次核能事故引發民眾對於新建核能電廠產生反感的情況下，日本本土核能電廠的新建，已呈現停滯的狀態。但是日本在核能機組的製造商推波助瀾下，目前正積極的將各式核能機組輸出到其他亞洲國家。

非核亞洲論壇在未來的工作重點，將放在透過各國反核團體的結合，努力使亞洲各國了解核能的危險性，同時致力於和日本政府的交涉，禁止再輸出核能機組到其他亞洲國家。

七、箕面國定公園

箕面國定公園是在昭和四十二年，為了記念明治一百年而擬定成立的國定公園，所以又有明治森林之美稱。公園是位在大阪府箕面市北部的低山岳地帶（標高一百至六百公尺），面積有九六三 ha，自古即是有名的紅葉及瀑布勝地，而且在這的公園內，共有九百八十種以上的植物及三千種以上的昆蟲棲息，同時當地野生猴子已被指定為天然記念物，是一個相當重要自然寶庫。由於這座國定公園位於大都市近郊，一年四季都有相當多的遊客造訪，成為相當重要的環境教育據點。

由於公園內有相當豐富的昆蟲棲息，所以在公園內設有箕面公園昆蟲館，展示有當地昆蟲及國內外昆蟲，共計二千六百種共計九千五百個標本。在昆蟲館內並設有一座二百平方米的大溫室，其內放養約三十種二百隻以上的蝴蝶，一年四季都可以提供民眾作生態觀察。在昆蟲館內有相當多設施，都設計成讓參觀者透過各種感觀的體驗來認識昆蟲的特性，相當能夠讓參觀者動心並留下深刻印象。

肆、結論與建議

一、環境保護組織功能再造

- (一) 日本自明治維新以後，官僚體系是使其從開發中國家邁入先進國家之原動力，尤其對於高度成長期之政策實施、立法等貢獻良多，惟至九十年代泡沫經濟崩壞期，使得政、官、商結構中，浪費、貪污等官僚體系之缺失逐漸顯現，再者，超越國界之自由市場經濟活動已形成主流，如未能有效改善法規制度，將會落後國際潮流，喪失國際競爭力，因此，近年來日本提出「行政」、「教育」、「經濟結構」、「財政結構」、「社會福利」等六大革新。
- (二) 行政革新方面，包括中央政府組織再造、地方分權及管制鬆綁等三大項，藉以提升行政效率。有關中央政府組織，則從平成十三年（二〇〇一年）一月六日改組，由現行一府二十二省廳，調整為一府十二省廳（詳如附件一），而且二〇一〇年各省廳之組織員額，將以二〇〇〇年底員額為基準刪減百分之二十五；現屬行政機關之五十九個研究所、美術館、博物館、試驗場等，亦將自二〇〇一年四月開始改為獨立行政法人（詳如附件二）；另各省廳主管之特殊法人，於一九九五年有九十二個，改組後將僅保留七十八個（詳如附件三），至於二十一個審議會則僅保留稅制調查會等九十個。
- (三) 環境廳將併厚生省廢棄物管理及通產省回收業務，升格為環境省，其新舊組織業務對照表詳如附件

四，組織員額將由現行一〇二五人增加為一一三一人（詳如附件五），預算由八十八年度八六〇億日圓，增加至三六一六日圓（概算，尚未經國家審議通過，詳如附件六），其增加之經費主要為推動循環型社會計畫。今後環境省之權責，除環境廳有調查、稽核、勸告、綜合各部會環境業務等權責外，將具有創造、改造社會之功能。

(四) 日本計有四十七個都道府縣，人口約一億二千六百萬人，此次考察人口密度僅次於東京都而位居二、三位之大阪府（四五四八人／平方公里）、神奈川縣（三四〇四人／平方公里），該二縣之環保主管單位分別為環境農林水產部（組），環境農政部，該二縣府均在中央訂定之環境基本法下，制定環境基本條例，作為該縣之施政方針。同時，依該條例訂定環境基本計畫及行動計畫作為該縣之執行措施，依大阪府而言，環境（廣義）相關經費每年約二千億日元，佔該府預算二兆六千日元之八%（詳如附件八），至於執行狀況則於每年編訂之環境白書中詳細記載，並加以檢討。

二、日本全民參與推動永續發展宣導活動

(一) 日本每年垃圾量約五千萬噸，事業廢棄物則超過四億噸，由於掩埋場剩餘年數垃圾方面為八·五年，事業廢棄物則僅為三年，為了改善大量生產、大量消費、大量廢棄的生活習慣及經濟社會體系，日本自平成十二年（二〇〇〇年）六月二日公布「循環型社會基本法」，以環境廳為主管機關，陸續修正

公布廢棄物清理法（六月二日）、資源有效利用促進法（六月七日）、此為歷年來依據產品特性所訂定之容器包裝回收法（一九九五年六月十五日）、家電回收法（一九九八年六月五日）、家電回收法（一九九八年六月五日）、環境物品購入法（二〇〇〇年五月三十一日）、建設材料回收法（二〇〇〇年五月三十一日）、食品回收法（二〇〇〇年六月七日）等，謀求兼顧經濟與環境所構成之循環型社會體系，有效抑制廢棄物產物產生、循環利用資源、妥善處理廢棄物及減輕環境負荷。

(二) 日本為推動前項基本法之立法及有效施行，自平成九年（一九九七年）起已由通產省與環境廳共同針對地方機關所提出之環境調和城市（亦即生態城市）計畫予以審查，經認可者，則提供經費補助，一九九七年度認可四地區（岐阜縣、川崎市、北九州、長野縣飯田市）。一九九八年度認可三地區（福岡縣大牟田市、札幌市、千葉縣）、一九九九年度認可二地區（秋田縣、宮城縣鶯次町）。

(三) 在生態城市的規劃上，川崎市有其特殊背景，川崎市由於接近東京、橫濱等人口密集的大都會，有著相當大的消費市場，所以一直是重要的工業重鎮，在五〇、六〇年代其公害問題相當嚴重，因此，一九七二年川崎市訂定了當時全國最嚴格的公害防止條例。由於有此背景，川崎市政府一直希望能改變川崎市的負面形象，希望朝著地球的川崎、世界的川崎來發展，因此有生態城市的構想，亦即作到

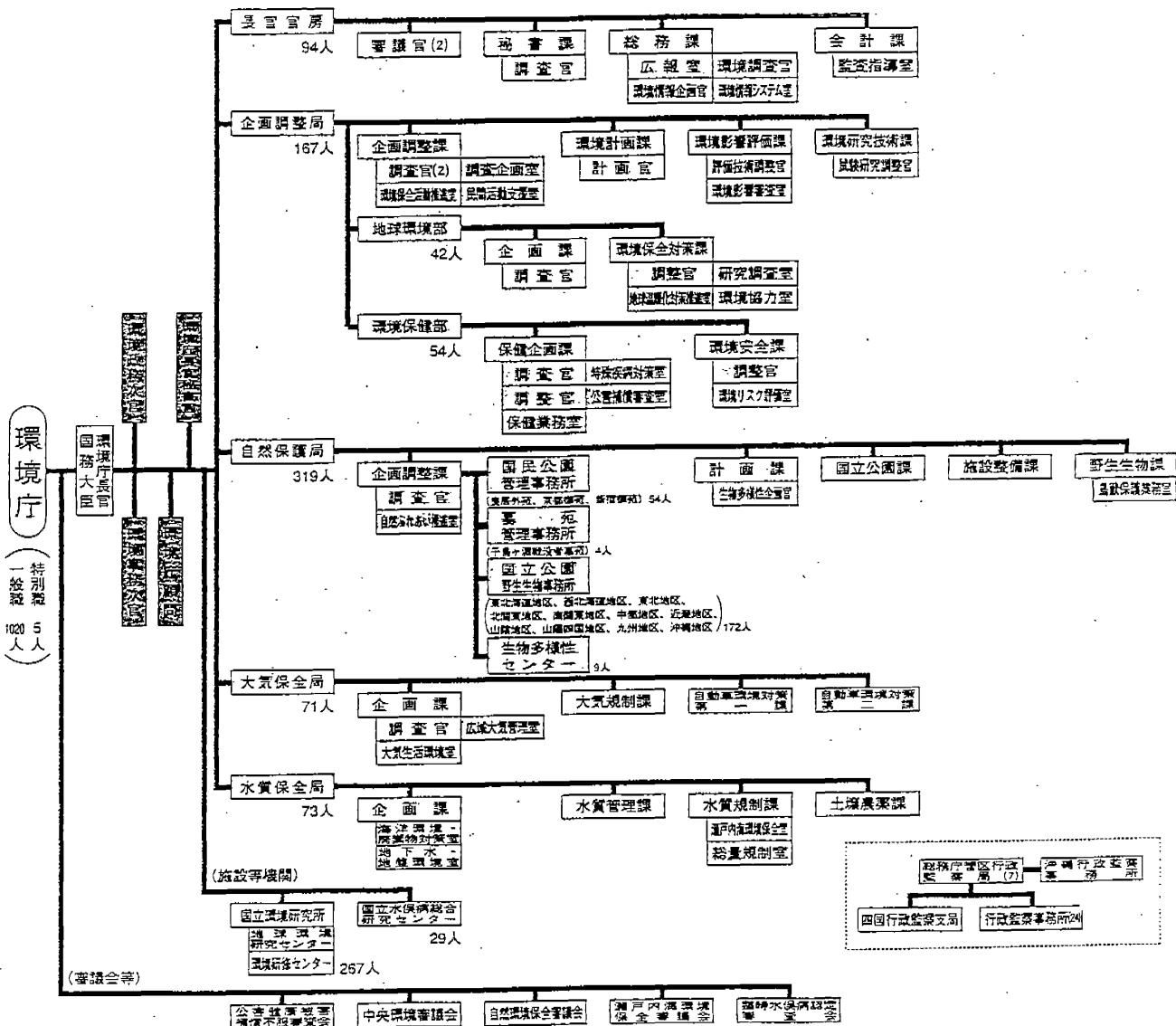
「生態平衡」，自給自足，同時不會有廢棄物排出到川崎市外。川崎市政府先在臨海地區劃定一區域，規劃為零排放、零污染的工業區，再邀集認同此目標的廠商進駐，目前已有金屬加工業、製紙業、鍍金業、鍛造業及車床業等工廠規劃入駐，同時對各個廠商間所產生之廢棄物均加以規劃，使其於工業區內進行資源再利用成為區內另一廠商的原料。

(詳如附件七) 川崎市希望以這個工業區為基礎，逐步擴大生態城市的範圍，最終是整個川崎市成為一個獨立的生態城市。

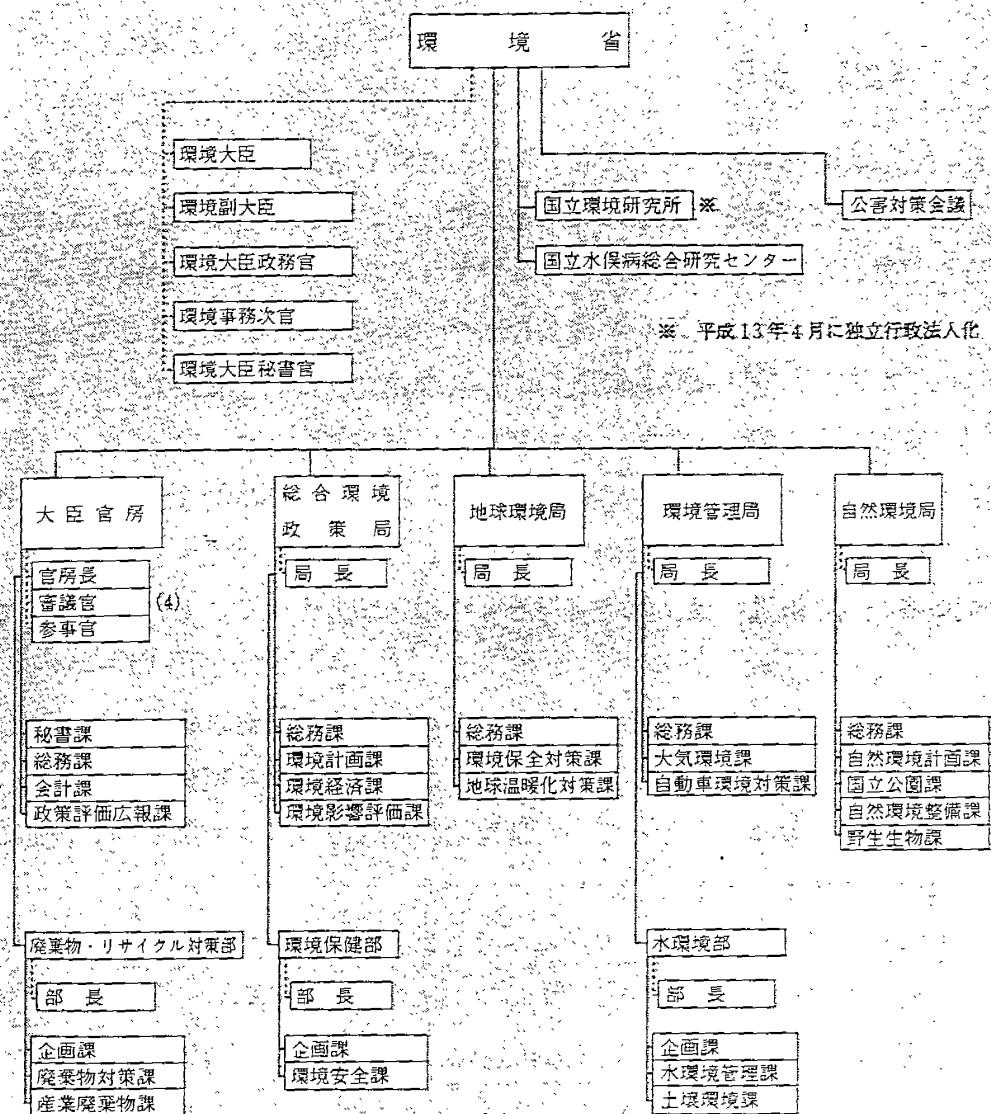
三、其他

日本各級政府對於汽車排氣的管制愈來愈重視，尤其是在柴油車懸浮微粒排放的管制上。最近三年日本曾發生三起民眾針對汽車排氣公害問題向國家提起公害訴訟的案例，分別是神奈川縣川崎市、名古屋市及兵庫縣尼崎市。其中尼崎市的公害訴訟歷經十二年的時間，今年一月經神戶地方法院判決國家敗訴，當時被告一方不服提起上訴，最後雙方在十二月八日於高等法院達成和解。和解的條件：為達成環境品質基準，大型車的交通流量必須下降；對於危害健康的柴油車排氣管制標準必須提高；政府對於前述工作必須提出具體改善對策。有關日本近來年發生的案例，我國宜加儘早因應規劃，加強管制交通污染。

環境庁



環境省



(注1) 政令職以上の主要組織のみを示しており、順不同である。

(注2) 審議会等は除いてある。

附件二

●独立行政法人一覧

内閣府	独立行政法人国立公文書館 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
総務省	独立行政法人通信総合研究所 独立行政法人消防研究所 独立行政法人統計センター
財務省	独立行政法人酒類総合研究所
	独立行政法人国立特殊教育総合研究所
文部科学省	独立行政法人大学入試センター 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人国立青年の家 独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立国語研究所 独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人人物・材料研究機構 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人航空宇宙技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人国立美術館 独立行政法人国立博物館 独立行政法人文化財研究所
厚生労働省	独立行政法人国立健康・栄養研究所 独立行政法人産業安全研究所 独立行政法人産業医学総合研究所
農林水産省	独立行政法人農林水産消費技術センター 独立行政法人種苗管理センター 独立行政法人家畜改良センター 独立行政法人肥飼料検査所 独立行政法人農業検査所 独立行政法人農業者大学校 独立行政法人林木育種センター 独立行政法人さけ・ます資源管理センター 独立行政法人水産大学校 独立行政法人農業技術研究機構 独立行政法人農業生物資源研究所 独立行政法人農業環境技術研究所 独立行政法人農業工学研究所 独立行政法人食品総合研究所 独立行政法人国際農林水産業研究センター 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター
経済産業省	独立行政法人経済産業研究所 独立行政法人工業所有権総合情報館 独立行政法人日本貿易保険 独立行政法人産業技術総合研究所 独立行政法人製品評価技術基盤機構
国土交通省	独立行政法人士木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人交通安全環境研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人北海道開発土木研究所 独立行政法人海技大학교 独立行政法人航海訓練所 独立行政法人海員学校 独立行政法人航空大학교 自動車検査独立行政法人
環境省	独立行政法人国立環境研究所

附件三

特殊法人

内閣府

国民生活センター
沖縄振興開発金融公庫
北方領土問題対策協会

経済省

公営企業金融公庫
簡易保険福祉事業団
NTT3社
日本放送協会
放送大学学園
宇宙開発事業団

外務省

国際協力銀行
国際協力事業団
国際交流基金

財務省

国際協力銀行
日本政策投資銀行
国民生活金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
公営企業金融公庫
中小企業総合事業団
沖縄振興開発金融公庫
商工組合中央金庫
奄美群島振興開発基金

文部科学省

国立教育会館
日本私立学校振興・共済事業団
日本芸術文化振興会
日本学術振興会
放送大学学園
日本体育・学校健康センター
宇宙開発事業団
科学技術振興事業団
理化学研究所
日本原子力研究所
日本育英会

厚生労働省

社会福祉・医療事業団
年金資金基金
社会保険診療報酬支払基金
心身障害者福祉協会
農業者年金基金
国民生活金融公庫
労働福祉事業団
雇用・能力開発機構
労働研究開発機構

農林水産省

綠資源公團
農畜産業振興事業団
農林漁業金融公庫
日本中央競馬会
地方競馬全国協会
農林漁業団体職員共済組合
農業者年金基金
水資源開発公團
国際協力事業団
環境事業団

経済産業省

石油公團
金属鉱業事業団
中小企業総合事業団
中小企業金融公庫
商工組合中央金庫
電源開発株式会社
日本自転車振興会
日本小型自動車振興会
新工ナリ字一・産業技術総合開発機構
水資源開発公團
地域振興整備公團
環境事業団
核燃料サイクル開発機構
日本貿易振興会

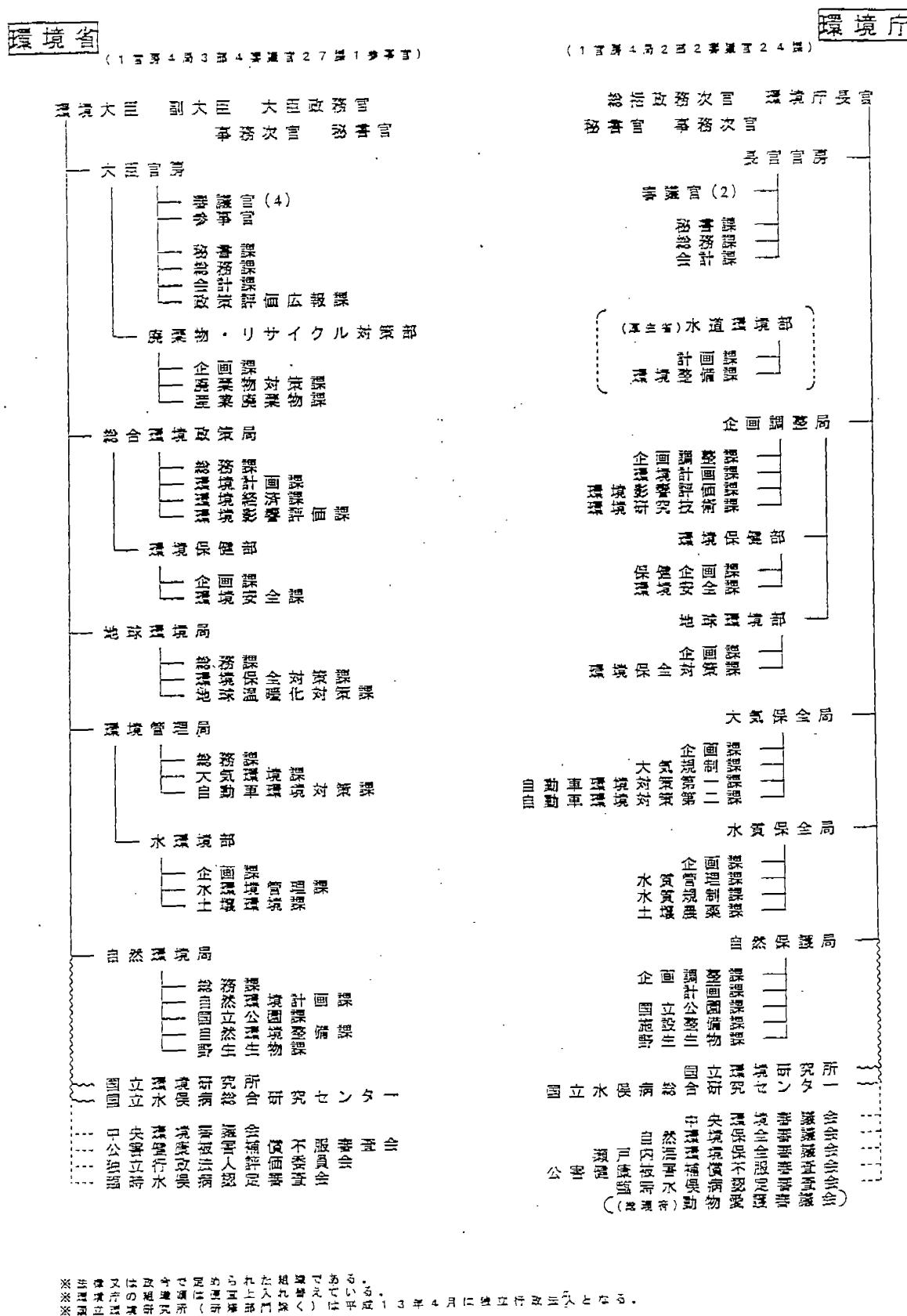
国土交通省

日本道路公團
首都高速道路公團
阪神高速道路公團
本州四国連絡橋公團
都市基盤整備公團
住宅金融公庫
水資源開発公團
日本労働者住宅協会
地域振興整備公團
日本鉄道建設公團
新東京国際空港公團
関西国際空港株式会社
運輸施設整備事業団
帝都高速度交通運営団
JR7社
国際観光振興会
日本船舶振興会
奄美群島振興開発基金
環境事業団
宇宙開発事業団
日本原子力研究所
日本政策投資銀行

環境省

環境事業団
公害健康被害補償予防協会

(共管も含む)



●新省庁の定員数

行政機関（新省省）		2000年度末 定員(2001.3.31)
内閣官房		377
内閣法制局		76
内閣府		36,237
	うち内閣府本府	2,245
	うち宮内庁	1,114
	うち国家公安委員会	7,634
	うち防衛庁	24,478
	うち金融庁	766
非現業	総務省	7,540
	うち本省（消防庁含む）	6,775
	うち郵政事業庁	162
	うち公正取引委員会	564
	うち公害等調整委員会	39
	法務省	50,991
	外務省	5,283
	財務省	71,764
	文部科学省	139,725
	厚生労働省	100,518
	農林水産省	35,279
	経済産業省	12,381
	国土交通省	68,248
	環境省	1,131
	小計	529,550
現業	郵政事業（総務省）	296,882
	うち総務省本省	761
	うち郵政事業庁	296,121
	造幣事業（財務省）	1,407
	印刷事業（財務省）	5,840
	国有林野事業（農林水産省）	6,654
	小計	310,783
	合計	840,333

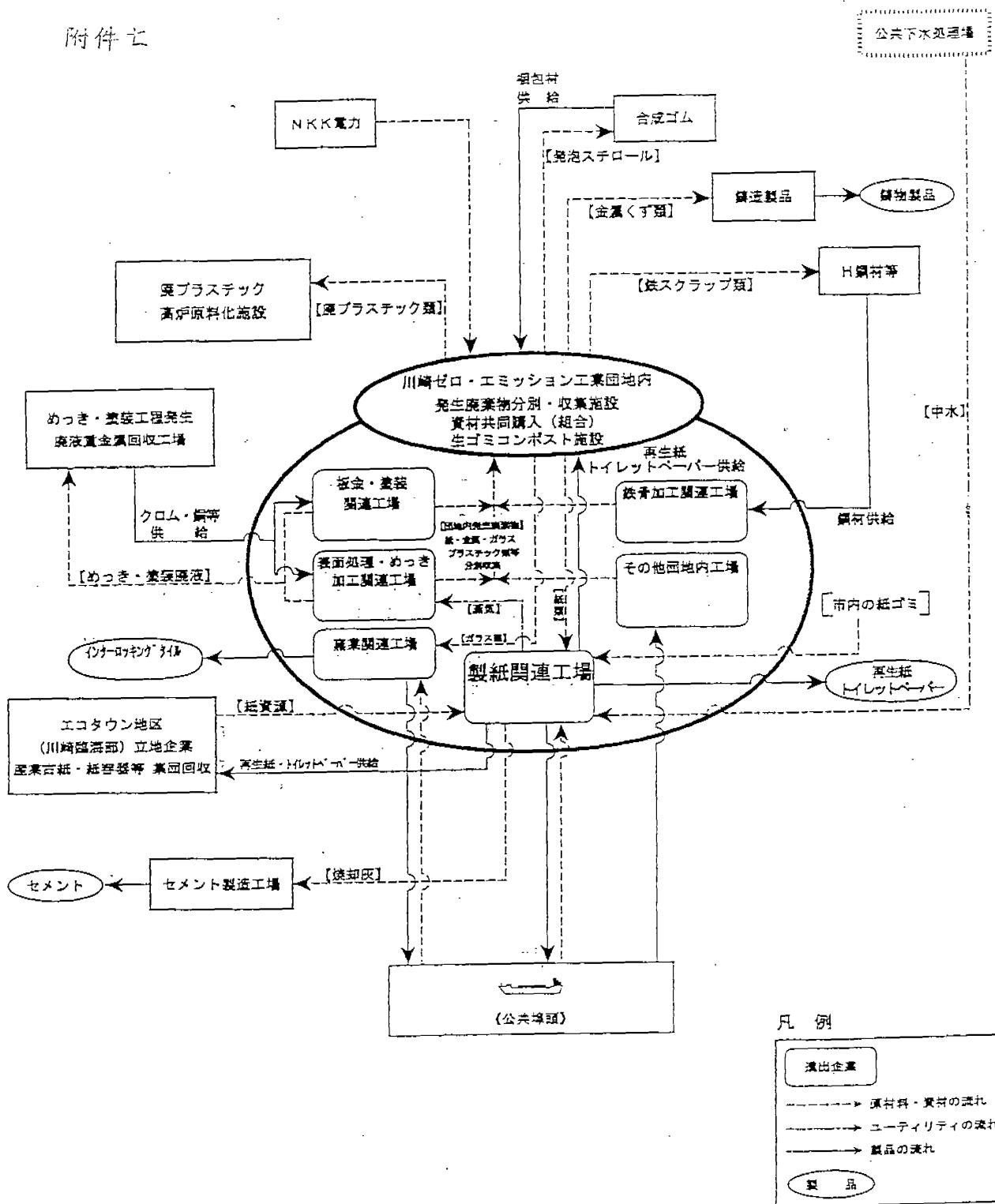
附件六

環境廳與環境省預算對照表

單位：億元（日圓）

環 境 廳	環 境 省
八十八年度預算編列八六〇億元	九十年度預算編列三六一六億元
地球環境問題轉換 至經濟社會	一三二億元 循環社會設施 二四四二億元
防止戴奧辛環境荷 爾蒙等化學物質環 境污染	六三億元 循環社會之形成 等 五三億元
都市空氣污染改善	二八億元 技術創新、資訊 八二億元
物質循環之形成、 確保健全之水循環	二七億元 地球環境保護 一〇八億元
自然與人類共生之 確保	一九五億元 安全、安心之確 保 一八〇億元
公害健康被害之補 償與預防	二一二億元 自然資源之確保 二七六億元
	行政基礎之整備 一二二億元

附件 8



川崎ゼロ・エミッション工業団地立地地連関図

附件八

2. 環境関連主要事業費

(1) 部 局 別

(単位:千円、%)

部局名 年度	決算額等		増減率
	平成11年度	平成10年度	
総務部	227,000	1,543,000	△ 85.3
企画調整部	571	559	2.1
生活文化部	85,132	50,947	67.1
健康福祉部	195,783	237,937	△ 17.7
商工労働部	53,128	91,461	△ 41.9
環境農林水産部	12,004,561	10,911,362	10.0
土木部	153,307,169	178,511,379	△ 14.1
建築都市部	6,945,030	10,047,723	△ 30.9
企業局	309,051	320,600	△ 3.6
水道部	5,523,477	5,509,065	0.3
教育委員会	941,517	1,207,244	△ 22.0
公安委員会	4,533,670	4,451,928	1.8
合計	184,126,089	212,883,205	△ 13.5

(備考)

増減率欄の△は負数であることを示す。

1. 大阪府環境関係課・所

(平成12年4月13日現在)

部課所名		環 境 に 関 す る 事 業
総務部	税務課	近公害等普及促進の優遇税制
	市町村課	公害防止などの環境保全法令に基づく規制・指導
生文化部	府民生活課	省資源・省エネルギーの啓発
	府立大学	総合的・学際的な調査研究
健康福祉部	地域保健課	母子保健に関する業務
	食品衛生課	食品・容器包装等のP C B汚染調査
	環境衛生課	浄化槽法の施行、飲用井戸・水道水源水质監視等の生活衛生業務
	各保健所	達成調査、環境汚染に係る相談等環境保健業務に関すること
	公衆衛生研究所	大気汚染物質の人体影響に関する研究
商工労働部	商経當支援課	省エネ・脱フロン・リサイクル対策に関する特定事業活動の事業計画等の相談・承認
	新産業振興課	ニネルギー・環境対応に関する情報の提供に関すること
	新産業立地課	工場適地等の調査、工場緑地の推進、産業立地促進融資
	金融課	産業活性化資金融資、産業立地促進融資、小規模企業者設備資金貸付・貸与
	産業技術総合研究所	工業技術、継続工業技術等公害防止に係る試験研究、指導及び普及
	計量検定所	環境計量証明事業
環境農林水産部	環境農林水産総務課	部の行政の総合企画、調整、運営
	農政課	農業、畜産公害対策業務 農空間整備事業（オアシス整備を含む）に関すること
	緑整備室	自然環境の保全と回復に係る対策の立案、調整及び推進並びに鳥獣保護対策業務、自然保護保全法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、都市緑地保全法、府自然環境保全条例の施行等
	水産課	漁業公害の監視等の漁場保全対策業務
農林水産部	環境管理課	環境総合計画及び公害防止計画、地球環境の保全に関する調査及び情報の収集、国際環境技術協力、環境影響評価に関すること 公害防止のための融資及び助成に関すること 公害健康被害の補償等に関する法律、公害紛争処理法、特定工場における公害防止施設の整備に関する法律の施行に関すること
	環境指導室	大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び二荒川水法の施行に関すること 府生活環境の保全等に関する条例の施行に関する事項のうち大気、水質及び地盤環境の保全に関すること 大気汚染、悪臭、水質汚濁又は地盤環境に係る苦情相談に関すること 府自然海浜保全地区条例の施行に関すること 生活排水対策に関すること
	交通公害課	騒音規制法、振動規制法、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の施行に関すること 府生活環境の保全等に関する条例の施行に関する事項のうち騒音、振動及び自動車排ガスの対策に関すること 自動車及び航空機公害対策の企画、調整及び推進、低公害車の普及促進に関すること 騒音、振動又は自動車若しくは航空機の排出ガスに係る苦情相談に関すること
環境部	環境整清室	発棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること 府生活環境の保全等に関する条例の施行に関する事項のうち発棄物の減量等に関すること 発棄物広域処理対策事業に関すること
	農林技術センター	農作物等の公害調査、分析及び調査研究、森林緑地の保全等の調査研究

部課所名		環境に関する事務
環境農林水産部	水と緑の総合事務所 (水・緑・調査・実証)	自然環境の保全と回復に関する調査及び指導、保安林の調査及び指導、鳥獣保護及び狩猟に関すること、府管林の經營管理、林業技術の普及及び指導、環境保全型農業の推進、土地改良事業（オアシス整備含む）の推進等
	水産試験場	漁況、海況の調査研究、内海生態系の調査研究
	淡水魚試験場	内水面の水生生物の生存環境、生態の調査研究
	公害監視センター	公害の状況の監視、試料の検査、分析、調査研究及び環境情報の提供
土木部	交通政策室	駐車場対策等
	道路課	道路の防音壁の設置・管理、道路構造の改良、電線類の地中化
	河川課	河川の改修、浄化、環境整備
	都市河川課	都市河川の改修、浄化、環境整備等
	ダム砂防課	ダム及び砂防事業における環境整備
	下水道課	下水道事業の計画、実施
	公園課	都市公園の設置等
港湾局	港湾及び海岸の浄化、緑化	
建築都市部	住宅まちづくり政策課	住宅及び宅地開発に関する基本計画及び調整、市街地整備事業の助成
	総合計画課	適正な土地利用の推進、都市計画等
	都市整備推進課	土地区画整理、市街地再開発、密集市街地整備、緑住まちづくり等の推進
	建築指導課	近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律施行 都市景観及び屋外広告物に関すること
	開発指導課	都市計画法に基づく開発行為等に関すること 宅地造成等規制法に基づく宅地造成許可に関すること
	住宅整備課	府営住宅及び特定公共賃貸住宅の建設計画及び推進
	住宅管理課	府営住宅の緑化
企業局	公共建築室	公共施設の建築工事に関すること
水道部	宅地室	阪南スカイタウン、水と緑の健康都市開発事業に関すること
	臨海室	りんくうタウン整備事業、二色の浜環境整備事業に関すること
教育委員会	事業管理室	工業用水道事業の計画実行、浄水場に関すること
警察本部	教育振興室	高等学校等教育の指導及び助言に関すること 小・中学校等教育の指導、助言及び援助に関すること 義務教育諸学校等教育の指導及び助言に関すること 青少年教育、婦人教育、成人教育
	施設課	府立学校の緑化推進
	文化財保護課	文化財の保護、活用
警察本部	生活経済課	生活環境、保健衛生関係法令違反の取締りと苦情処理
	交通規制課	交通規制事務
	駐車対策課	駐車規制事務、違法駐車の指導取締り
	交通管制課	交通管制・広域交通管制業務
	交通指導課	交通公害関係事案の指導取締り 道路運送関係法令違反事件の捜査

財政規模(歳出)

(出所) 自治省財政局指導課
「平成7年度都道府県決算状況調」
(平成9年1月) (単位:十億円)

都道府県	1995年	1990年	増減%
北海道	3016	2417	24.8
青森県	789	659	19.7
岩手県	804	661	21.6
宮城県	895	732	22.3
秋田県	748	599	24.9
山形県	698	567	23.1
福島県	979	804	21.8
新潟県	1298	1027	26.4
茨城県	1042	838	24.3
栃木県	786	628	25.2
群馬県	767	629	21.9
埼玉県	1688	1360	24.1
千葉県	1574	1278	23.2
東京都	7008	6516	7.6
神奈川県	1841	1588	15.9
山梨県	494	394	25.4
長野県	1125	838	34.2
岐阜県	835	664	25.8
愛知県	1331	1041	27.9
三重県	2144	1810	18.5
滋賀県	740	604	22.5
京都府	610	505	20.8
大阪府	616	477	29.1
兵庫県	520	412	26.2
奈良県	605	448	35.0
和歌山县	881	710	24.1
福岡県	2656	2244	18.4
大分県	2631	1439	82.8
熊本県	564	453	24.5
鹿児島県	575	462	24.5
宮崎県	422	331	27.5
沖縄県	584	466	25.3
鹿児島県	806	678	18.9
鹿児島県	1049	879	19.3
鹿児島県	780	593	31.5
鹿児島県	559	435	28.5
鹿児島県	512	397	29.0
鹿児島県	694	534	30.0
鹿児島県	611	490	24.7
鹿児島県	1464	1219	20.1
鹿児島県	508	418	21.5
鹿児島県	787	648	21.5
鹿児島県	864	697	24.0
鹿児島県	658	548	20.1
鹿児島県	636	493	29.0
鹿児島県	992	773	28.3
鹿児島県	633	488	29.7

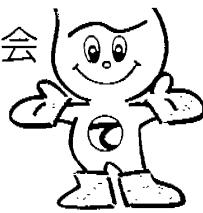
地方税

(出所) 自治省財政局指導課
「平成7年度都道府県決算状況調」
(平成9年1月) (単位:十億円)

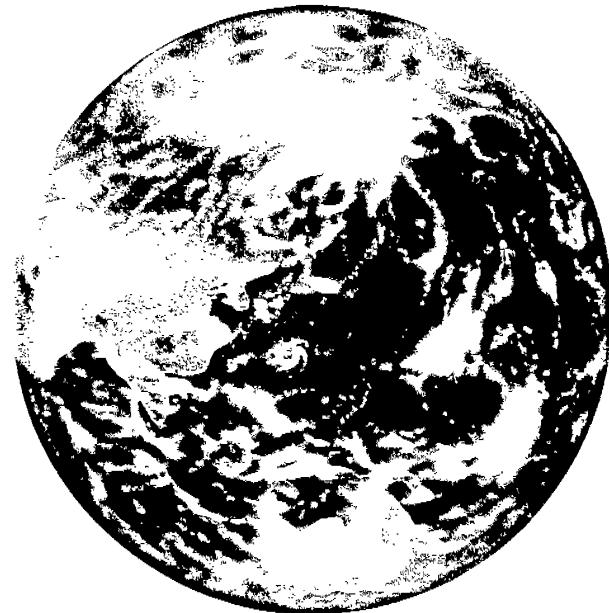
都道府県	1995年	1990年	増減%
北海道	543	527	3.0
森県	114	96	18.8
手県	121	102	11.8
城県	245	225	8.9
田県	106	85	24.7
形県	108	95	13.7
島県	227	215	5.6
潟県	264	245	7.8
城県	317	329	▲ 3.6
木県	231	242	▲ 4.5
馬県	221	224	▲ 1.3
玉県	626	663	▲ 5.6
葉県	554	596	▲ 7.0
京県	3989	4716	▲ 15.4
川県	917	1091	▲ 15.9
奈県	95	103	▲ 7.8
梨県	242	234	3.4
長県	225	228	▲ 1.3
岐県	463	503	▲ 8.0
静県	945	1167	▲ 19.0
愛県	201	209	▲ 3.8
三富県	127	133	▲ 4.5
石福県	135	133	1.5
滋京県	115	103	11.7
大兵奈県	149	155	▲ 3.9
奈和県	275	329	▲ 16.4
和歌県	1093	1473	▲ 25.8
山県	530	640	▲ 17.2
鳥島県	119	125	▲ 4.5
島県	92	103	▲ 10.7
島県	54	48	12.5
島県	67	59	13.6
岡山県	198	201	▲ 1.5
広島県	301	314	▲ 4.1
徳島県	155	153	1.3
香川県	75	69	8.7
愛媛県	107	110	▲ 2.7
高知県	128	126	1.6
福岡県	62	58	6.9
佐賀県	453	459	▲ 1.3
長崎県	84	68	23.5
熊本県	108	101	6.9
大分県	144	133	8.3
宮崎県	103	95	8.4
鹿児島県	90	79	13.9
鹿児島県	134	118	13.6
鹿児島県	74	70	5.7

附 件

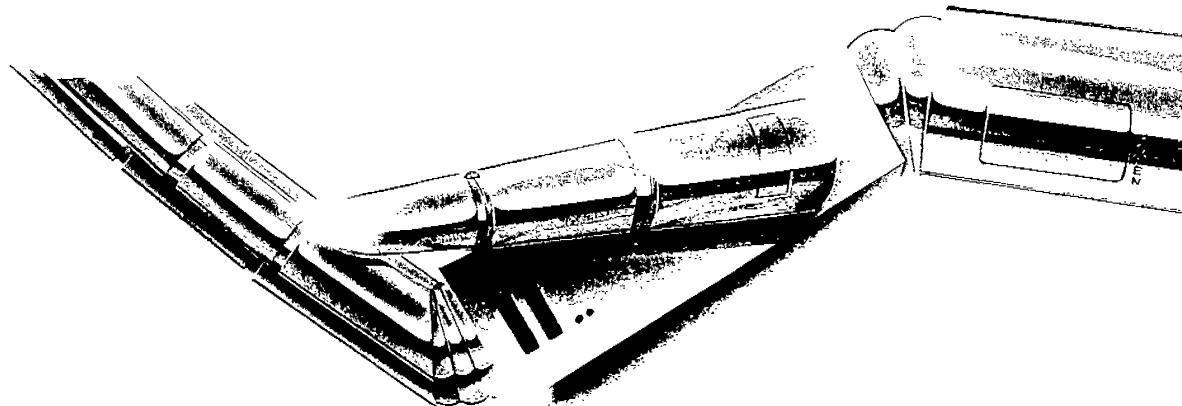
全国産業廃棄物連合会
National Federation of Industrial
Waste Management Associations



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」



環境を守り、産業を支える



よりよい生活環境を守るために……

"産業廃棄物"なんて「私には関係ないもの」と思われるがちですが
本当にそうでしょうか?
今、どんな服を着ていますか? クルマはお持ちですか?
職場で使うものや作るものには、どんなものがありますか?
病気のときにはどうしますか?
服を作る工場からは、裁断くずなどがたくさん出されます。
自動車工場や電気製品などを作る工場からはなにが出てくるでしょうか。
金属のくず、プラスチックくず、割れたガラス…すべて産業廃棄物です。
また、あなたのお仕事だって産業廃棄物をうみだしているのです。
病院に行ったら、注射をされたり、クスリをもらったりしますね。
使われた注射針がその後どうなるか考えたことがありますか。
やはりこれも、感染性と言われるたいへん危険な産業廃棄物になるのです。
このように、私たちがふだん暮らしている中では気がつかないところから
さまざまな産業廃棄物が生まれています。
人々が便利で快適な生活をいとなむために排出されている大量の産業廃棄物…
この産業廃棄物が正しく処理されなければどうなるでしょうか。
自然環境が破壊され、私たちの生活環境が汚染されてしまいます。
環境の破壊はやがて産業活動の停滞をもたらすことになります。
だからこそ、減量化・再資源化、そして適正な処理が必要なのです。

"環境を守り、産業を支える"

それが私たち産業廃棄物処理業界の仕事です。



■事業概要

社団法人 全国産業廃棄物連合会(略称：全産廃連)は、産業廃棄物の適正処理を推進し、国民の生活環境の保全と産業の健全な発展に貢献することを目的として昭和53年に創立され、昭和60年に厚生大臣の認可を受けて設立されました。全産廃連は、都道府県を単位とした産業廃棄物処理業者で組織する団体からなる公益法人です。

創立以来、適正な処理体制の確立のために全国の処理業者の組織化、経営基盤の整備、研修会の開催、処理技術の研究・開発、福利厚生制度や保険制度の充実、専門誌の発行などさまざまな事業を展開しています。

Outline

National Federation of Industrial Waste Management Associations was organized in 1978 and chartered by the Ministry of Health and Welfare in 1985 for intended contribution to promote proper disposal of industrial waste for the living environment preservation and sound industrial development. This federation is a corporation comprising bodies organized by industrial waste management contractors in each prefecture.

Since its foundation, the federation has been actively engaged in various operations for establishing an appropriate industrial waste management system including organization of waste management contractors, reinforcement of management bases, promotion of seminars, research and development of solid waste management technologies, improvement of insurance systems and welfare programs, and publication of technical journals.

■あゆみ

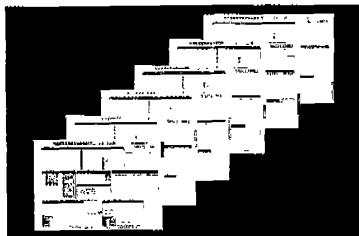
1978年 (昭和53年)	7月	全国産業廃棄物連合会創立	1993年 (平成5年)	4月	全国産業廃棄物厚生年金基金設立
1980年 (昭和55年)	3月	中小企業庁委託「産業廃棄物処理業の経営」編集・発行	12月	厚生省・警察庁と共同で産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置	
1983年 (昭和58年)	5月	季刊「全産廃連」創刊	1994年 (平成6年)	2月	「感染性廃棄物処理自主基準」を発表
1985年 (昭和60年)	2月	第三者賠償責任保険制度を実施	2月	医療廃棄物処理実務研修会の実施	
1986年 (昭和61年)	7月	社団法人 全国産業廃棄物連合会設立	1995年 (平成7年)	8月	建設廃棄物専門部会を設置
1986年 (昭和61年)	1月	季刊「いんだすと」創刊	1995年 (平成7年)	2月	「いんだすと」100号記念号発行
1986年 (昭和61年)	11月	海外視察団を派遣開始	4月	感染性廃棄物適正処理推進プログラム(ムロ戸戸)を実施	
1988年 (昭和63年)	6月	表彰制度を実施	1997年 (平成9年)	3月	最終処分部会を設置
1988年 (昭和63年)	7月	地域協議会制度を制定	4月	産業廃棄物処理に係るダイオキシン類発生防止対策セミナーの実施	
1988年 (昭和63年)	10月	『いんだすと』を月刊化	10月	「タイオキシン類発生抑制対策のための産業廃棄物焼却自主基準」を発表	
1992年 (平成4年)	6月	産業廃棄物適正処理のマスクット「てき丸君」の作成	1999年 (平成11年)	3月	産業廃棄物焼却炉診断指導を実施
1992年 (平成4年)	9月	部会、専門部会制度を制定し、中間処理部会、医療廃棄物専門部会を設置	12月	産業廃棄物管理票の発行・頒布	

To establish a stable system for industrial waste management

処理体制の確立のために

Manifest System

マニフェストの取扱い



伝票番号を管理することにより産業廃棄物の排出から最終処分にいたるまでの流れを把握し、不法投棄や不適正処理の防止に努めています。

Research

各種調査データの整備

産業廃棄物処理行政や産業廃棄物処理事業の推進に役立てるため、産業廃棄物に関する各種の基礎的な情報収集と調査を実施しています。また、問題点について資料の提供や相談、指導を行っています。

Repletion of Organization

組織の強化

産業廃棄物処理業者の資質の向上と業界の健全な発展のため、全国47組織の強化を図っています。

Block Committees

地域協議会活動の推進

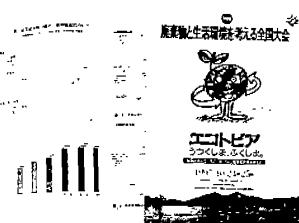
地方組織の活動強化と相互協力、広域処理体制の整備、地域性に基づく意見・要望の集約並びに情報交換の促進のために地域協議会の活動を推進しています。



Nationwide Meetings

全国行事への協力

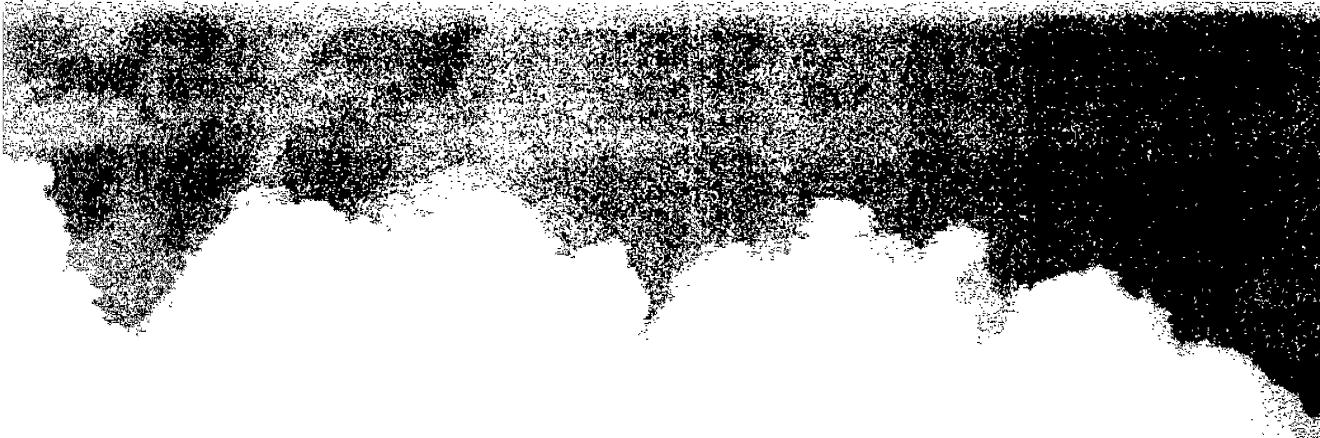
厚生省の主唱する「環境衛生週間」や「廃棄物と生活環境を考える全国大会」などに積極的に協力しています。



World Intercourse

国際交流の促進

産業廃棄物処理について諸外国の実情を視察し、情報交換や技術援助などの国際交流を促進し、我が国における処理体制の確立に努めています。



Study and Proposal for Business Promotion Policy
処理業の振興方策の検討

処理業の社会的な地位の確立と、健全な発展を図り、環境保全に寄与することを目的とした処理業の振興方策及び法制度の在り方などについて検討しています。

Advanced Disposal Promotion Program
適正処理推進プログラムの実施

処理の質を客観的に評価するための自主基準を作成し、処理業者がこの基準に対する自己評価や改善計画を公開することで、処理の質の向上を図ることを目的とした適正処理推進プログラム(ADPP)を実施しています。

For prosperity of the business world of industrial waste management

処理業界の発展のために

Improving Tax and Loan System
税制の特例措置や融資制度の充実

産業廃棄物処理施設に係る税制上の特例措置について業界の実態に即したものとなるよう、その充実に努めています。また、処理施設の設備資金について、有利な融資が受けられるよう関係機関に働きかけています。

Promoting Labor Safety
労働安全体制の整備

労働安全衛生管理体制の整備による労働災害の防止、労災保険加入促進並びに保険料の適正納付などの徹底により、労災保険収支の一層の改善に努めています。

Improving Insurance System and Welfare Program
福利厚生・保険制度の充実

全国の産業廃棄物処理業に携わる従業員の福祉事業としての厚生年金基金制度や、産業廃棄物処理施設で起こる万一の事故に備えた第三者賠償責任保険の充実に努めています。

Making Public Recognition
表彰制度の実施

適正な処理をとおして国民の生活環境の保全に寄与し、当連合会及び各正会員の事業活動を通じて当業界の発展に貢献のあった方の功労を讃え、功績を顕彰するため表彰制度を設けています。



Education and Public Relations

知識の向上と普及のために

Technical Journal "INDUST"

産廃専門誌の発行

官公庁における指導と対策、処理技術・処理施設等の研究開発、排出事業者と産業廃棄物処理業界の動き等最新の情報を提供するため、産業廃棄物処理の専門誌「いんだすと」を毎月発行しています。

Seminar for Members

研修会の実施

産業廃棄物処理に必要な知識や技術の向上を目的とした研修会を実施しています。

Industrial Waste Diary

産廃手帳の発行

業務の能率向上に役立つよう各種関係資料を掲載した、「産廃手帳」を毎年発行しています。



Educational Courses

各種講習会への協力

厚生大臣認定講習会に実施協力するとともに、関係機関の主催する産業廃棄物に関する講習会やセミナーに講師の派遣・斡旋を行っています。

Tours of Study

視察見学への協力

排出事業者及び処理業者からの先進施設視察の照会に対して、優良施設の紹介・斡旋を行っています。

Supporting Research Societies

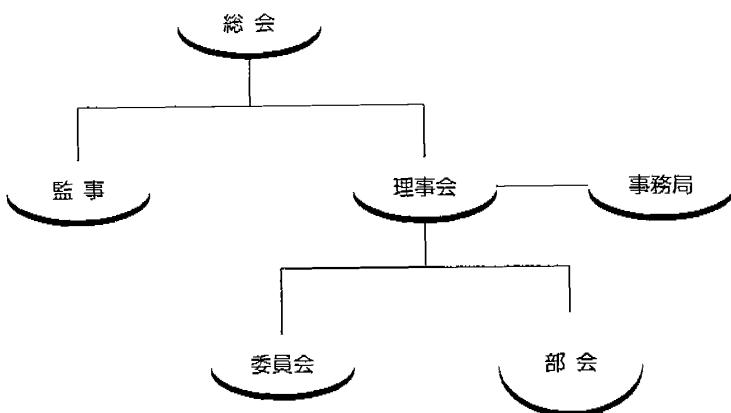
廃棄物学会等への協力

国内外の学会等へ積極的に参加し、国際学術交流や情報交換を通じて知識の普及や啓蒙に努めています。



System diagram

組織図



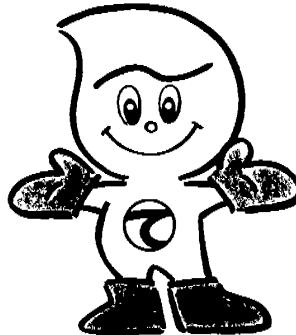
●会員

1. 正会員…都道府県を単位とする産業廃棄物処理業者の団体で本会の目的に賛同して入会したもの
2. 賛助会員…前号に該当しない者であって本会の事業に賛同するために入会した個人又は団体
3. 名誉会員…本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

●正会員

(社)北海道産業廃棄物協会	(社)東京産業廃棄物協会	(社)滋賀県産業廃棄物協会	(社)香川県産業廃棄物協会
(社)青森県産業廃棄物協会	(社)神奈川県産業廃棄物協会	(社)京都府産業廃棄物協会	(社)愛媛県産業廃棄物協会
(社)岩手県産業廃棄物協会	(社)新潟県産業廃棄物協会	(社)大阪府産業廃棄物協会	(社)高知県産業廃棄物協会
(社)宮城県産業廃棄物協会	(社)富山県産業廃棄物協会	(社)兵庫県産業廃棄物協会	(社)福岡県産業廃棄物協会
(社)秋田県産業廃棄物協会	(社)石川県産業廃棄物協会	(社)奈良県産業廃棄物協会	(社)佐賀県産業廃棄物協会
(社)山形県産業廃棄物協会	(社)福井県産業廃棄物協会	(社)和歌山县産業廃棄物協会	(社)長崎県産業廃棄物協会
(社)福島県産業廃棄物協会	(社)山梨県産業廃棄物協会	(社)鳥取県産業廃棄物協会	(社)熊本県産業廃棄物協会
(社)茨城県産業廃棄物協会	(社)長野県産業廃棄物協会	(社)島根県産業廃棄物協会	(社)大分県産業廃棄物処理業協会
(社)栃木県産業廃棄物協会	(社)岐阜県産業環境保全協会	(社)岡山県産業廃棄物協会	(社)宮崎県産業廃棄物協会
(社)群馬県産業廃棄物協会	(社)静岡県産業廃棄物協会	(社)広島県産業廃棄物協会	(社)鹿児島県産業廃棄物協会
(社)埼玉県産業廃棄物協会	(社)愛知県産業廃棄物協会	(社)山口県産業廃棄物協会	(社)沖縄県産業廃棄物協会
(社)千葉県産業廃棄物協会	(社)三重県産業廃棄物協会	(社)徳島県産業廃棄物処理協会	

ボクといっしょに適正処理を進めよう。



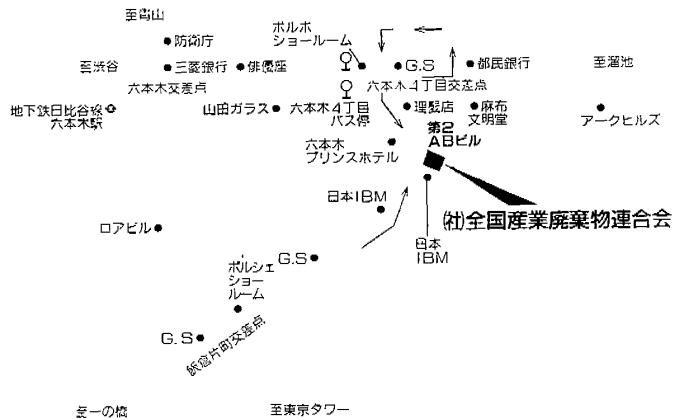
産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

社団 法人 全国産業廃棄物連合会
National Federation of Industrial Waste Management Associations

〒106-0032 東京都港区六本木 3丁目1番17号(第2ABビル4階)

TEL.03-3224-0811(代表) FAX.03-3224-0820

<http://www.zensanpaisen.or.jp>.



- 地下鉄日比谷線 六本木駅 3番出口より徒歩10分
- JR、地下鉄半蔵門線・銀座線 渋谷駅より都営バス新橋行き 六本木4丁目下車 徒歩1分
- JR、地下鉄丸の内線・南北線 四谷駅より都営バス赤坂アーチビルズ行き 終点下車 徒歩5分

◎無断転載を禁じます ◎この冊子は再生紙を使用しております



平成12年版

図で
見る 環境白書

「環境の世紀」に向けた足元からの変革を目指して



環境庁

読者の皆様へ

この小冊子は、本年5月30日に閣議決定のうえ公表された平成12年版環境白書の紹介をもとに、その内容をやさしくかいつまみ、また、新しい写真なども加え、多くの人々に親しんでいただけるよう、編集し直したもののです。

今年は、20世紀の最後の年であると同時に、新しい千世紀の入口の年「ミレニアム・ゲート・イヤー」と言われています。2000年版となる今回の環境白書は、過去を振り返った昨年の白書の内容と対になっており、この歴史的な節目を環境政策においても大変重要な時期と捉えるところから出発しています。

私たちが毎日の生活を送っている地球は、深刻化する環境問題に直面しています。そこには、世紀という単位でみると待ったなしの、人類社会の存続に関わる、Y2K（コンピュータの誤作動）問題よりもはるかに切実な「2000問題」が横たわっています。

今年の環境白書では、こうした問題にはっきりと目的意識を持って対応し、21世紀を明るい未来を実現する「環境の世紀」としていくため、私たちが力を合わせて足元からの変革に取りかからなければならないことを様々な角度から訴えています。

この小冊子を通じて、読者の皆様一人一人が環境問題について関心を深めていただき、具体的な行動の参考にしていただくことを強く願っております。

目次

序 章 21世紀の人類社会が直面する地球環境問題	
第1節 地球環境にとっての2000年の意味	1
第2節 人類社会が健全に存続することのできる「環境の世紀」の実現に向けて	3
第1章 環境の世紀に向けた世界の潮流と日本の政策展開	
第1節 地球規模での社会の変化と環境保全のための取組の方向	4
第2節 国内における社会の変化と環境への影響	8
第3節 環境の世紀への展望と新たな政策展開	12
第2章 「持続可能な社会」の構築に向けた国民一人一人の取組	
第1節 環境問題及び経済社会における個人の役割	14
第2節 個人の生活がもたらす環境負荷	15
第3節 個人の環境保全への取組と他の主体に与える影響	17
第4節 住民主導による環境保全を通じた地域コミュニティの再興	21
第5節 個人の視点から見た「持続可能な社会」への道筋	22
第3章 わが国の環境の現状	24
むすび	29

表紙の絵は、埼玉県深谷市立幡ヶ谷中学校3年溝端映里香さんの作品で、環境庁、(財)日本環境会主催「平成12年版環境白書表紙絵コンクール」で環境省長官賞(小中学校の部)を受賞したものです。

溝端さんは「私たちが暮らしている地球を大切にして、幸せに暮らせると同時に、私達、私達の仲間、そして世界中の皆で支えなくてはならないということを描きました。」と話しています

序 草

21世紀の人類社会が直面する 地球環境問題

<序章の要約>

今年は20世紀最後の年です。この20世紀において人類は活動の規模と影響力を大幅に拡大し、その生存基盤である地球環境を利用して今日の繁栄を築いてきました。しかし、その結果として地球環境の著しい劣化を招きました。

序章では、20世紀における地球環境の変貌を振り返り、その劣化に歯止めをかけるべき転換期であるという地球環境にとっての2000年の意味を考えました。

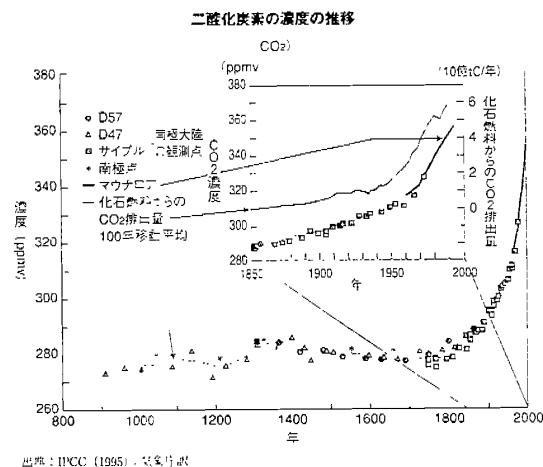
さらに、人類社会の存続という観点から「環境の世紀」の意義を考察するとともに、その実現のためにわが国が率先して足元からの変革を進めるべき必要性を明らかにしました。

第1節 地球環境にとっての2000年の意味

① 地球環境のマクロ的変貌と将来予測

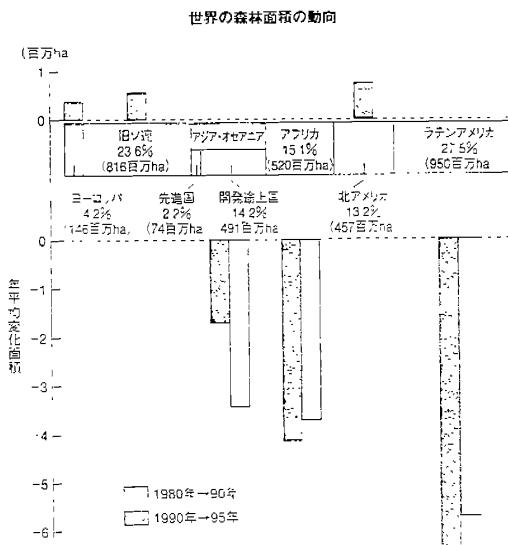
20世紀において、私たち人類は活動の規模と影響力を拡大しながら、その生存基盤である地球環境を利用することによって、今日の繁栄を築いてきました。その一方で、地球環境が著しく劣化するという結果を招いてしまいました。20世紀における地球の環境や資源に関する全体指標から振り返って

● 地球温暖化は確実に進行

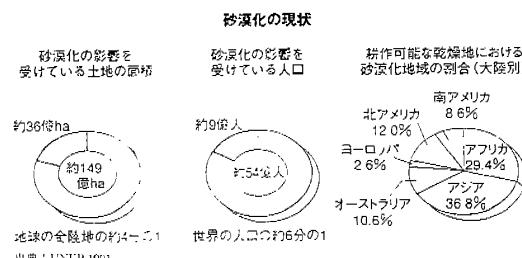


みた変化の様子は、人類社会がこのままで存続できること、現状を放置していくには崩壊を回避できない時期に近づいていることを物語っています。

● 森林の減少・劣化は途上国で顕著



● 土壤劣化や砂漠化が乾燥地域で進行



◎生物多様性が熱帯地域で急激に減少

絶滅のおそれのある種の現状

(危機にさらされている動物種、1996年)

状況	哺乳類 種の数・割合	鳥類 種の数・割合	爬虫類 種の数・割合	両生類 種の数・割合
現時点では絶滅の危機にない種	2,661 61%	7,633 80%	945 74%	348 70%
存続が危険な種	596 14%	875 9%	79 6%	25 5%
絶滅の危険性が増大している種	612 14%	704 7%	153 12%	75 15%
絶滅の危機に瀕している種	484 11%	403 4%	100 8%	49 10%

出典: Jonathan Baillie and Brian Groombridge, eds., 1996 IUCN Red List of Threatened Animals (Gland, Switzerland: World Conservation Union, 1996).

(危機にさらされている植物種、1997年)

状況	総数 (種)	割合 (%)
調査対象となった種の総数	242,013	
危機にさらされている種の総数	33,418	14
絶滅の危険性が増大している種	7,951	3
絶滅の危機に瀕している種	6,893	3
本来希少である種	14,505	6
特定できない種	4,070	2
すでに絶滅した種の総数	380	<1

出典: Kerry S. Walter and Harriet J. Gillett, eds., 1997 IUCN Red List of Threatened plants (Gland, Switzerland: World Conservation Union-IUCN, 1997).

◎水資源の持続的利用が困難化

世界の地域別にみた水使用量の動向と水需要の将来見通し

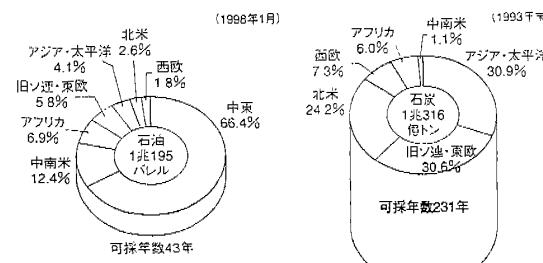
地域	年	10 ⁹ m ³ / 日		
		1950年 1995年 1995/1950	2025年 2025/1995	2025年 1995/1950
ヨーロッパ	全体水需	93 5.4	497 1.2	502
	1人当たり水需	290 4.1	1,985 1.2	2,406
北アメリカ	全体水需	281 2.3	652 1.2	794
	1人当たり水需	3,546 1.1	3,924 0.9	3,654
アフリカ	全体水需	56 2.9	161 1.6	254
	1人当たり水需	700 0.8	593 0.8	446
アジア	全体水需	859 2.4	2,085 1.4	2,997
	1人当たり水需	1,663 1.0	1,714 1.0	1,671
南アメリカ	全体水需	59 2.6	152 1.5	233
	1人当たり水需	1,474 0.9	1,273 1.0	1,292
オーストラリア オセアニア	全体水需	10 2.6	28 1.3	39
	1人当たり水需	2,333 1.0	2,407 1.0	2,365
合計	全体水需	1,359 2.6	3,572 1.4	4,913
	1人当たり水需	1,493 1.2	1,756 0.9	1,625

出典: WHO Assessment of Water Resources and Water Availability in the World, 1995 (WHO社)

より実感作成

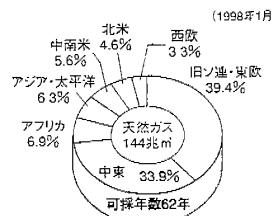
◎エネルギー資源の枯渇が懸念

主要なエネルギー資源の確認可採埋蔵量



出典: 「Oil & Gas journal」

出典: 「世界エネルギー会議資料」



出典: 「Oil & Gas journal」

出典: OECD/NEA/IAEA U RANIUM'97

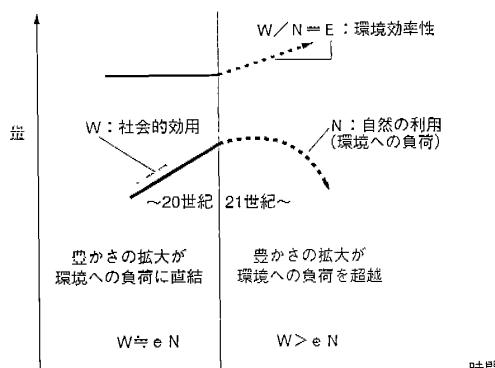
注: 倍率比の各欄の数値は四捨五入の関係で100にならない場合がある

注: 総資源割合は既知ロス等を考慮していない

◎資源の持続的利用が困難化

人類社会の明るい未来は、地球環境を消耗することと引き替えに物質的繁栄を追求してきた現代文明の延長線上には見つかりません。21世紀において、人類とりわけ先進工業国に住む私たちは、豊かさを拡大することが直ちに枯渇性資源の消耗や環境への負荷量の増大に結びつくことのない、環境効率性の高い経済社会への構造転換を図らなければなりません。同時に、現代文明を支配する物質面に偏った人々の考え方、豊かさに関する価値観そのものの変革を目指さなければなりません。

環境効率性の高い経済社会を目指す

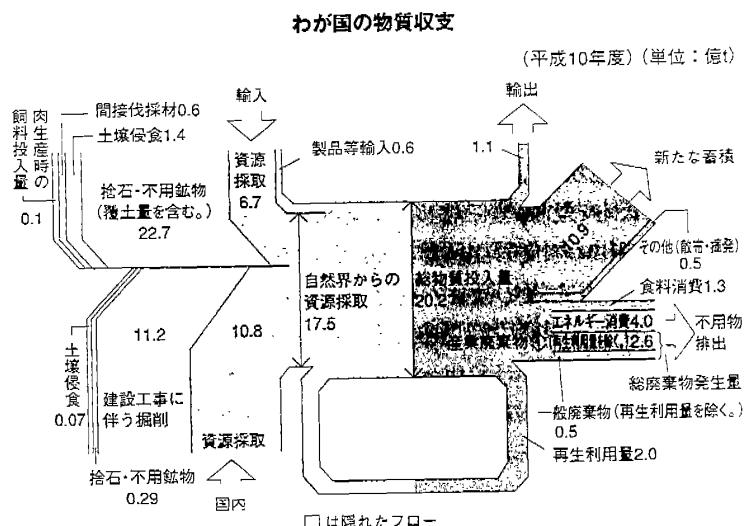


資料: EEA (欧洲環境局) 資料により環境庁作成

第2節 人類社会が健全に存続することのできる「環境の世紀」の実現に向けて

1 人類社会の存続という観点から考察する「環境の世紀」の意義

私たちは、21世紀が“環境”を人類の味方にして持続的発展を可能にする「環境の世紀」となるよう努めなければなりません。例えばわが国の物質収支の現状を見ても、依然として資源採取から消費、廃棄へと向かう一方通行が主流となっており、今後「循環型社会」に向けた飛躍的な進展が求められます。



注: 水分の取り込み(含水)等があるため、産出側の総量は総物質投入量より大きくなる。
資料: 各種統計により環境庁試算

2 21世紀の持続的発展に向けた日本の挑戦

21世紀において、私たちの人類社会が持続的発展へ向けて明るい展望を拓くためには、人類全体の努力がもとより必要ですが、とりわけ日本が率先実行し、国際社会をリードする役割を担うことが求められています。21世紀を「環境の世紀」として確かなものにするため、行政、国民、事業者などの活動主体それぞれが足元からの変革を具体的かつ着実に進めていかなければなりません。

第1章

環境の世紀に向けた世界の潮流と 日本の政策展開

<第1章の要約>

今日、産業活動や日常生活を通じた環境への影響が深刻化の度合いを増しており、貿易など地球規模での経済活動による環境影響も大きくなっています。一方、国内では、少子高齢化などの構造変化が進んでおり、エネルギー消費量の変化などを通じて環境に少なからぬ影響を与えると考えられます。第1章では、21世紀を目前にして明らかになってきた社会の変化と環境との関係について分析を試みました。

地球規模での環境問題については、すでに影響が現れ始めており、緊急な対策が必要になっていること、先進国、途上国がそれぞれの立場に応じて取り組むべき多くの課題を抱えていること、自由貿易の進展、企業の多国籍化などが、複数国間の連携した対応を必要としており、各 government が抱える課題をより複雑にしていることなどが障害になっている状況を概観しました。そして、適切な責任分担に基づく国際的に連携した取組の強化等が必要であることを明らかにしました。

国内では、少子高齢化や情報化などの社会の変化が環境に与える影響に着目しました。現時点では、予測の幅が大きくはありますが、早い段階から、その影響を予測し、すべての社会経済活動に環境への配慮を組み込むことにより、来るべき変化への適切な対応が可能となります。このため、状況の的確な把握、環境面からの評価、対策における利害関係者の合意形成、様々な主体の参加と連携を促進する枠組みの構築、個人の意識の改革などを、今後の環境対策の枠組みに求められる課題として提示しています。

さらに、これら課題に対応し、循環型社会を形成するためには、環境保全の視点を重要な構成要素にした新しい考え方に基づいた行動が必要であることを明らかにしています。そして、社会を構成する主体のうち、企業や国民の側ですでに循環型社会の形成に向けた取組が始まっている状況を踏まえ、行政の側でも、自らの活動に環境配慮を組み込んでいくため、①国内外における環境政策の充実・強化、②他の目的の施策や事業への環境配慮の組み込み、③事業者としての行政の活動への環境配慮の組み込みの進展という三つのポイントからの取組が必要であることを示しています。

第1節 地球規模での社会の変化と環境保全のための取組の方向

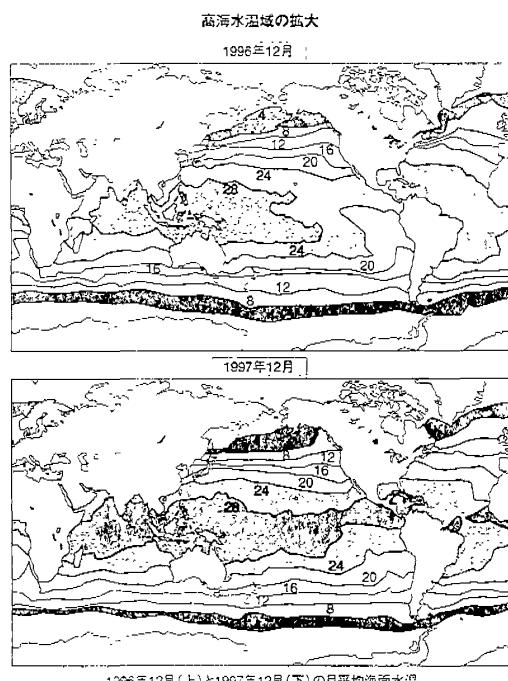
地球上に人類が現れたのは、地球の生命の歴史の中ではごく最近ですが、産業活動や経済活動、そして日常生活を通じて地球環境に様々な影響を及ぼしてきており、特に産業革命以降、その影響は深刻化の度合いを深めています。しかし、こうした地球環境への影響は日常生活の中で認識されるほど急激なものではなかったため、顕在化しないまま進行してきましたが、近年の科学技術の進歩や情報化の進展などによって、初めて多くの人々の目に触れることになりました。

地球温暖化による影響

地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、生物多様性の減少、海洋汚染及び有害廃棄物の越境移動などは、それぞれ関連しあって地球環境に大きな影響を及ぼしています。

(1) 地球温暖化への国際的対策が急務

地球温暖化の影響としては、気候の変動に伴う極地域の氷の融解による海面の上昇、生態系の破壊、食料危機、災害の増加や健康への影響など様々な現象が予想されています。



出典：気象庁「気候と人間」データ'99

例えば、平均的な地球の気候がほんのわずかに変化しただけで、ハリケーン（台風）や激しい雷雨、それに暴風といった異常気象の程度が変化すると言われています。実際、高海水温域

動物が媒介する主な熱帯病と気候変動による分布域変化の可能性

病名	媒介動物	リスクにさらされる人口 (単位:100万人) ^a	年間感染件数 又は発生件数	現在の分布域	気候変動に 伴う分布域 変化の可能性
マラリア	蚊	2,400	3~5億	熱帯・亜熱帯	極めて大
住血吸虫症	淡水系系貝類	600	2億	熱帯・亜熱帯	大
リニア症	蚊	1,094	1億1,700万	熱帯・亜熱帯	あり
アフリカトリバ	ツェツエバエ	55	年25万~30万	アフリカ熱帯地域	あり
ノゾーマ症 (俗称:理眠病)	甲殻類(ケン ミシジン)	100	年間10万	南アジア・中東・ 中央アフリカ、 西アフリカ	不明
リーシュマニア 症	サンショウバ エ	350	感染者1,200万、 年間新規発生 数50万 ^b	アジア・南ヨー ロッパ・アフリカ、 南米・北米	あり
オンコセルカ	フヨ	123	1億7,500万	アフリカ・中米・ 南米	大
アメリカトリバ	サンガメ	100	1,800~2,000 万	中米・南米	あり
ノゾーマ症(俗 称:シャガス病)	テング熱 黄熱病	2,500 450	年間5,000万 年間5,000未満	熱帯・亜熱帯 南米熱帯地域・ アフリカ	大

出所：World Health Organization (WHO), Climate Change and Human Health, A. J. McMichael, et al., ed., (WHO), Geneva, 1996, Table 4.1, p. 75.

^a：この数字は、1988年の推定値をもとに、人口に比例配分させて出した予測である。

^b：内襲リード・マニア症の年間発生数、皮膚リード・マニア症の年間発生数は100万~150万件
である

の拡大がハリケーンの発生頻度を高めていると言われており、激甚な被害を発生させると予想されています。また、生態系への影響として、世界の森林の約3分の1が植生タイプの変化にさらされており、動物の生息域が変化することで、個体数を一定に保っている捕食者と被食者の関係を崩す可能性があります。

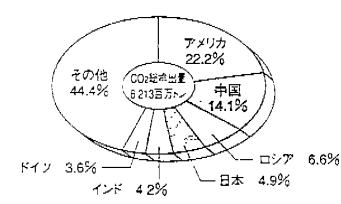
さらに、湿度や降雨量などの要因で蚊のような感染症の媒介動物や病原菌そのものの数、分布が変化し、人々の健康に影響を及ぼすことも考えられます。

地球の温暖化を進行させている主要な原因物質は二酸化炭素で、その国別排出状況は、1996年(平成8年)で、アメリカが22.2%、中国14.1%、ロシア6.6%、日本が4.9%となっており、この4か国で世界全体の排出量のおよそ半分を占めています。

さらに世界の二酸化炭素の排出量の推移を見ると、先進国、途上国ともに増加するとともに、近年その増加傾向が著しくなっており、今後も各国ごとの事情を踏まえつつ様々な二酸化炭素排出削減対策を強力に推進する必要があります。

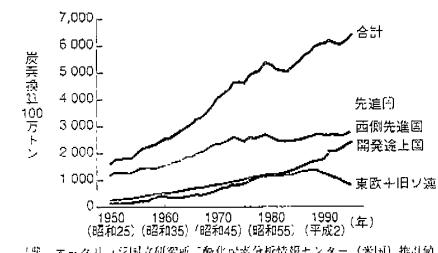
温室効果ガスの排出量については、1997(平成9年)

二酸化炭素国別排出状況



資料：オーカリッジ日本研究所1996年データより簡略化作成

二酸化炭素排出量の推移



12月、気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、2008年から2012年までの間の削減目標を定めた「京都議定書」が採択されました。この議定書の実施に必要となる京都メカニズムのルール等については、2000年11月のCOP6で合意すべく準備作業の強化をCOP5で確認しています。

(2) オゾン層の保護対策の徹底

オゾン層については、現代の生活を支える上で広く使われたフロンを始めとする物質によって破壊が進行しており、皮膚ガンや白内障など人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。このため、先進国、途上国いずれの側においても保護対策の徹底が求められています。

(3) 酸性雨には原因の解明と国際的な取組が重要

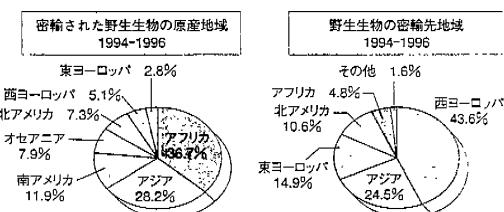
酸性雨については、北米、ヨーロッパ、中国を始め多くの地域で観測されています。石炭、石油などの化石燃料の燃焼が主な原因と考えられていますが、原因解明と国際的な取組が重要です。

COP3で採択された「京都議定書」のポイント	
対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6
基準年	1990年 (HFC、PFC、SF6については1995年とし得る。)
吸収源の取り扱い	限定的な活動 (1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少) を対象とした温室効果ガス吸収量を加味
目標期間	2008年から2012年
削減目標	附減書I 締約国全体の対象ガスの人为的な排出量を、目標期間中に基準年比上年度で少なくとも5%削減する。 各附減書I 締約国は、目標期間中の対象ガスの人为的な排出量を、個別の割当量を超過しないことを確保する。例えば、 日本の割当量：基準年の94% (5%削減) 米国の割当量：基準年の93% (7%削減) EUの割当量：基準年の92% (6%削減)
パンキング	目標期間中の割当量に比べて排出量が下回る場合には、その差は、次期以降の目標期間中の割当量に加えることができる。

(4) 生物多様性の減少への対応

種の絶滅の主な原因としては、種の移入、生息・生育地の減少、狩猟と意図的な根絶等が考えられます。また、装飾品やペット、医薬品としての需要もあるため密輸が行われており、ワシントン条約などの遵守が必要です。

密輸された野生生物の原産国と受入国

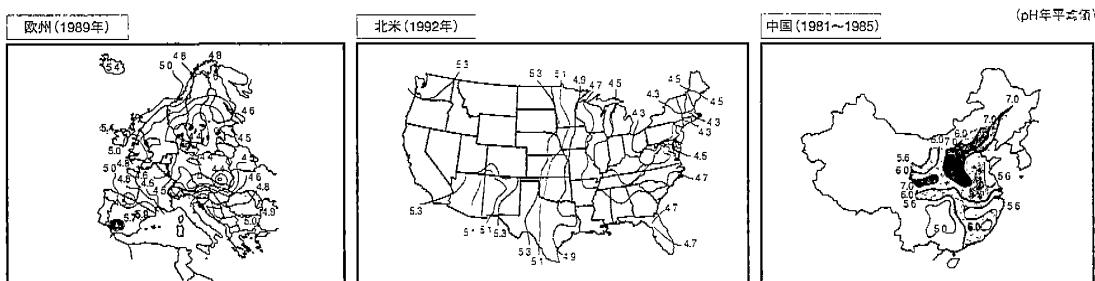


資料: The World-Wide Illegal Trade in Endangered Species of Wild Flora and Fauna. CITES 1996

(5) 有害廃棄物の輸出規制

有害廃棄物の越境移動は1980年代後半になつて、アフリカや南米諸国に急速に広がり始めました。わが国でも、平成11年にフィリピンへの

諸外国の酸性雨の状況



出典: 欧州 EMEP Data Report 1989, Part 1
北米 NAPAP Interim Assessment, 1992
日本環境測定分析協会発行「酸性雨の科学と対策」

有害廃棄物の種類

バーゼル条約附属書V、VIの追加について	
附属書I (廃棄の経路・含有成分)	附属書III (有害特性)
経路 (18経路) ・医療行為から生ずる廃棄物 ・竹炭溶剤の製造に伴う廃棄物等 含有成分 (27種類) ・ヒ素・鉛等	・爆発性 ・腐食性 ・急性毒性 ・慢性毒性 等
規制対象	
附属書I に該当するものであって 附属書III の有害特性を有するもの	附属書II
規制対象の明確化 (リスト化)	
附属書IV (原則規制対象) 鉛蓄電池、廃駆除剤 めっき汚泥、腐石繊 シュレッタースト等	附属書V (原則非対象) 鉄屑、貴金属の屑 圓形プラスチック屑 紙屑、織維くず、ゴム屑 等
*附属書IVに該当する品目であっても附属書Vの有害特性を有しないものは規制対象外 *附属書VXに該当する品目であっても有害物質に汚染されている等により附属書IIIの有害特性を有するものは規制対象 *なお、附属書IV又はVXに掲載されていない物については、従来どおり、附属書I及びIIIを参考して判断する。	
改正告示の概要	
輸出又は輸入しようとする廃棄物	
別表1 (非対象リスト) 鉄屑、織維屑等 53種類	別表2 (対象リスト) 鉛、ヒ素 ダイオキシン類等を 一定以上含むもの等 59種類
該当	該当
非該当	非該当
規制対象外	
該当	該当
規制対象	
該当	該当

資料: 環境省

廃棄物違法輸出事件が発生しました。これらの問題については、有害廃棄物について輸出を行う際、輸出国が事前に通報し、同意を受けることを義務付けた「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に基づき、国際的な対策が講じられているところですが、今後一層の取組強化が必要です。

(6) 残留性有機汚染物質の拡散防止

DDTやPCB、ダイオキシンなどの残留性有機汚染物質は、排出国のみならず様々な要素で地球全体に広がり、人や環境に影響を及ぼすことから、その根絶、低減等を図るため国際条約などの策定が求められています。

(7) 環境への認識の深まりと環境保全行動

世界の科学者、経済学者などからなるローマクラブによる「成長の限界」や、アメリカの「西暦2000年の地球」などの提言は、「地球環境問題」を認識する契機になりました。また、国連では1972年の国連人間環境会議や1992年の地球サミットの開催につながり、民間団体レベルでも国際的な環境保全活動が行われるようになりました。

2 地球規模での経済活動の拡大が及ぼす環境への影響

(1) 貿易の拡大による環境への影響

各国経済の相互依存関係が強まる中で、自由貿易の推進が、世界経済の発展にとっても重要性を増してきています。その一方で、貿易の拡大が地球環境及び環境政策にも様々な関わりを持つようになり、貿易拡大とそれに伴う経済発展による環境への悪影響が懸念されています。また、各国の環境政策が自由貿易に歪みを与えるという指摘もされています。

そのため経済協力開発機構（OECD）や世界貿易機関（WTO）などの国際機関において、「持続可能な開発のために貿易政策と環境政策を相互に支え合うものとする（相互支持化）」についての検討が進められています。環境目的のための貿易制限措置などの環境政策とWTO協定との調整のためのルールの設定は、国際的にも現在議論が続けられており、経済活動の多くを貿易に依存しているわが国にとっては、その議論に積極的に参加し、貢献していく必要があります。

(2) 国際的な企業活動による環境への影響

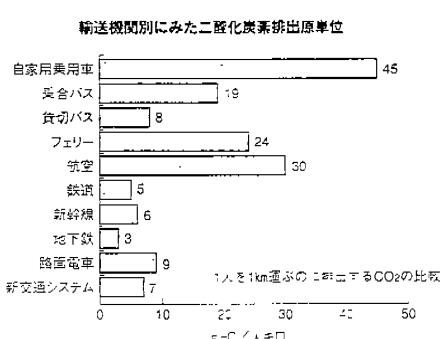
国際的に活動する企業として代表的な存在である多国籍企業は、自らの活動が地球規模で環境に影響を与えることを認識し、パリディーズ原則のような企業責任の考え方を一層発展させていく必要があります。

(3) 人の長距離移動による環境への影響

貿易の自由化や企業の多国籍化によって物の移動が増加してきましたが、これは同時に人の移動の増加も招いています。

運輸部門の輸送機関別にみた二酸化炭素排出量は自動車からのものが88%を占めていますし、二酸化炭素排出原単位（1人を1km運ぶ際の二酸化炭素排出量）で見ても自家用乗用車、次いで航空の順で大きくなっています。

二酸化炭素の排出量を抑制するためには、排出量や排出原単位が大きいものへの対策を強化する必要があります。



3 地球規模での変化に対応した環境対策の課題

(1) 地球環境問題への認識の深まりを共有した国際的な取組が必要

今日の地球環境問題と密接に関わっている二酸化炭素、フロン、硫黄酸化物や窒素酸化物などの排出は、気候変動枠組条約、モントリオール議定書や長距離越境大気汚染条約を始めとした様々な国際的な取決めに基づいて、各国それぞれが対策を進めていますが、今後も取組の充実強化が必要です。

(2) 各国政府や多国籍企業は国際的な責任に応じた取組が必要

地球環境問題は、地球の宇宙船地球号的性格が強まったという意味で究極的な環境問題ですが、南北間あるいは世代間の公平をどう図るべきかがその対策をめぐる最大の問題です。地球規模の共有財という概念の下、国際社会が適切に責任を分担し合いながら保全していくことが重要です。

(3) 具体的な行動につなげるきっかけとしての情報伝達が重要

地球環境問題に対する取組については、必要性は認識しているものの実際には自らの生活の利便性や快適性を優先し、具体的な行動をとることができないことがあります。地球環境問題の深刻さと自らの行動の必要性について自覚し、積極的な行動が望まれます。

様々な情報機器の発達により、入手できる情報は飛躍的に増えていますが、さらに、各国政府やマスコミは正確でわかりやすい科学的知見に基づいた情報の提供や、環境教育を推進することにより、個人が具体的な行動を起こす枠組みや機会、きっかけづくりに積極的に取り組むことが必要です。

第2節 国内における社会の変化と環境への影響

20世紀は、わが国にとってめざましい成長の世紀でした。しかし、現在、これまでの成長を支えてきた基盤である経済社会システムが大きく変わりつつあります。環境問題も少子高齢化等の人口構成の変化、情報化など技術の変化、産業構造の変化等、経済社会システムの転換により大きく影響を受けることになると考えられます。

1 少子高齢化及び過疎過密問題と環境影響

(1) 少子高齢化の進行が環境に与える影響とその対策への環境配慮の組み込み

人口の減少や高齢化については、一般的にはモノへの需要を減らし、サービスへの需要を高める原因となるため、環境負荷が減るのではないかと考えられています。

しかし、今後、都市の人口規模の縮小に伴い、郊外における人口集積、非都市圏における過疎化などが進行し、自動車依存度が高まり、環境負荷が増大するおそれがあります。また、一人暮らし高齢者の増加などにより一人当たりのエネルギー消費量が増大するなど、高齢化による環境負荷増大の可能性も考えられます。

一方、人口の減少や高齢化を適切に組み込んだ対策が講じられた場合には、公共空間を十分に確保した街づくりや公共交通機関の整備、省エネルギー型の住居の建設を進めることにより環境負荷の低減を図ることができます。特に、少子高齢化対策として検討が開始されている「歩いて暮らせる街づくり」には歩行者専用空間と公共交通機関を組み合わせた、トランジットモールなど環境対策ともなる施策も多く含まれており、今後の対応によっては、少子高齢社会に対応し、かつ環境保全にも配慮した社会を築ける可能性を示しています。

環境配慮を組み込んだ「少子・高齢社会における街づくり」について

少子・高齢社会における街づくり対策	環境面の効果
① 歩いて暮らせる街づくり	
a) 高齢者でも利用可能かつ安全な交通システムの構築 ・公共交通機関の整備：LRT(路面電車)、バス(低公害型) ・トランジットモールの導入 ・自動車共用システムの構築 ・自転車道、歩道の整備、緑樹等の整備	大気汚染の改善 大気汚染の改善 大気汚染の改善 大気汚染の改善、自然とのふれあい、交通騒音の改善
b) 日用品宅配システムの構築	大気汚染の改善の可能性
c) 住宅：バリアフリー化された高齢化住宅	CO ₂ 排出量の削減(高断熱施工等による。)(注2)
② 少子・高齢社会にふさわしい社会資本	
・公共交通ターミナルのエレベーター、エスカレーター等の設置による公共施設のバリアフリー化 ・災害弱者が自然災害、事故災害から生命・生活を守れるよう、防災拠点や防災公園等を整備	大気汚染の改善(公共交通機関の利用促進による。)(注2) 自然とのふれあい(防災公園について通常は緑地帯やビオトープとして活用)

注1：少子・高齢社会における街づくり対策は経済審議会答申「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」を参考に作成。同答申には、豊かで活力ある少子・高齢社会を実現するためには、経済全体の効率(生産性)を高めることが重要として、移動時間の短縮や物流の効率化のための都市鉄道や道路の整備等による交通容量拡大、時差通勤及び相乗りの促進、トランジットモールの導入等が位置づけられている。

2：エレベーターの設置等エネルギーの消費が増大する可能性もある。

資料：環境庁

また、高齢化に伴う余暇時間を活用して、高齢者の環境保全活動への参加率が高まることが予想されます。特に、経験や技術を持った高齢者が参加することにより、環境教育の充実など環境保全活動の活発化が期待されます。

(2) 地域的な人口の偏りが環境に与える影響とその対策への環境配慮の組み込み

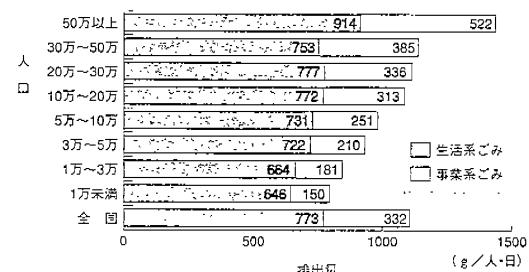
都市過密地域においては、大気汚染や水質汚濁問題についての改善が見られず、都市部で大量に発生する廃棄物についても発生抑制、廃棄物焼却施設の整備、最終処分場の確保等が課題となっています。

過疎地域においては、農林水産業従事者の減少や高齢化による森林や農地の管理不足や放棄の問題があり、人の関与によって維持されていた里山の減少等をもたらしています。一方、大都市内部の人口の空洞化の問題については、これまでに整備された社会資本が利用されず、新たに郊外地域に整備されるなど、資源利用の面での非効率を招いています。

これらの課題に対しては、過密地域における都市再開発や社会資本整備に環境配慮の観点を盛り込み、省エネルギー、省資源型の暮らしやすい都市を構築すること、さらに、リサイクルなどの環境保全活動を核とした地域コミュニティを形成し、都市内部の活性化を図ることなど、過疎過密対策と環境対策との相乗効果を高める手法が有効です。

また、過疎地域対策としては、豊かな自然を生かしたエコ・ツーリズムの実施や地域に存在する風力発電、太陽光発電など、自然エネルギーの利用により環境対策と地域活性化対策の相乗効果が期待されます。

人口規模別にみた一人一日当たりのごみ排出量(1995年度実績)



注：生活系ごみ、直営収集による直営収集ごみ
事業系ごみ、許可者収集ごみと販売紙袋ごみ
各人口区分の内訳不均一
出典：(財)日本環境共生センター「廃棄物基本データ集」(1998)

環境配慮を組み込んだ「少子・高齢社会における街づくり」について

少子・高齢社会における街づくり対策	環境面の効果
① 歩いて暮らせる街づくり	
a) 高齢者でも利用可能でかつ安全な交通システムの構築 ・公共交通機関の整備：LRT(路面電車)、バス(低公害型) ・トランジットモールの導入 ・自動車共用システムの構築 ・自転車道、歩道の整備、緑樹等の整備	大気汚染の改善 大気汚染の改善 大気汚染の改善 大気汚染の改善、自然とのふれあい、交通騒音の改善
b) 日用品宅配システムの構築	大気汚染の改善の可能性
c) 住宅：バリアフリー化された高齢化住宅	CO ₂ 排出量の削減（高断熱施工等による。）（注2）
② 少子・高齢社会にふさわしい社会资本	
・公共交通ターミナルのエレベーター、エスカレーター等の設置による公共交通機関の利用促進による。 ・災害弱者が自然災害、事故災害から生命・生活を守れるよう、防災拠点や防災公園等を整備	大気汚染の改善（公共交通機関の利用促進による。）（注2） 自然とのふれあい（防災公園について通常は緑地帯やビオトープとして活用）

注1：少子・高齢社会における街づくり対策は経済審議会答申「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」を参考に作成。同答申には、豊かで活力ある少子・高齢社会を実現するためには、経済全体の効率（生産性）を高めることが重要として、移動時間の短縮や物流の効率化のための都市鉄道や道路の整備等による交通容量拡大、時差通勤及び相乗りの促進、トランジットモールの導入等が位置づけられている。

2：エレベーターの設置等エネルギーの消費が増大する可能性もある。

資料：環境庁

また、高齢化に伴う余暇時間を活用して、高齢者の環境保全活動への参加率が高まることが予想されます。特に、経験や技術を持った高齢者が参加することにより、環境教育の充実など環境保全活動の活発化が期待されます。

(2) 地域的な人口の偏りが環境に与える影響とその対策への環境配慮の組み込み

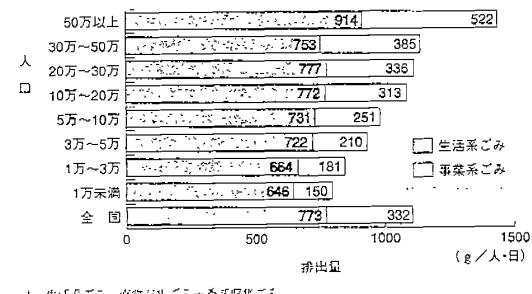
都市過密地域においては、大気汚染や水質汚濁問題についての改善が見られず、都市部で大量に発生する廃棄物についても発生抑制、廃棄物焼却施設の整備、最終処分場の確保等が課題となっています。

過疎地域においては、農林水産業従事者の減少や高齢化による森林や農地の管理不足や放棄の問題があり、人の関与によって維持されていた里山の減少等をもたらしています。一方、大都市内部の人口の空洞化の問題については、これまでに整備された社会资本が利用されず、新たに郊外地域に整備されるなど、資源利用の面での非効率を招いています。

これらの課題に対しては、過密地域における都市再開発や社会资本整備に環境配慮の観点を盛り込み、省エネルギー、省資源型の暮らしやすい都市を構築すること、さらに、リサイクルなどの環境保全活動を核とした地域コミュニティを形成し、都市内部の活性化を図ることなど、過疎過密対策と環境対策との相乗効果を高める手法が有効です。

また、過疎地域対策としては、豊かな自然を生かしたエコ・ツーリズムの実施や地域に存在する風力発電、太陽光発電など、自然エネルギーの利用により環境対策と地域活性化対策の相乗効果が期待されます。

人口規模別にみた一人一日当たりのごみ排出量（1995年度実績）



注：生活系ごみ、直営埋立場収集ごみ、半官半民収集ごみ、内燃炉排入ごみ
各人口区分毎の平均値
出典：(財)日本環境衛生センター「廃棄物ガバナンスデータ集」(1996)

3 産業構造の変化と環境影響

(1) 産業構造の変化が環境に与える影響

わが国の産業構造は、第一次産業、第二次産業の縮小と第三次産業の拡大という方向で変化してきました。第三次産業化はモノの消費からサービスの消費への移行を促すなど、環境負荷を低減させる面を持っています。

しかし、第三次産業における環境対策については、その業態が多種多様であることから実状に応じた施策を講じることが難しく、また、環境に関する目的・目標の設定等に取り組んでいる企業の割合も相対的に低いことが課題となっています。

(2) 今後のエコビジネスの可能性

現在、公害防止、廃棄物処理、リユース、リサイクル、再生可能エネルギー利用、自然保護等、様々な分野においてエコビジネス（環境関連産業）の成長が見られます。環境庁の推計によると、わが国のエコビジネスの市場規模は、2010年時点で39兆8千億円となると見込まれています。

エコビジネスには、環境悪化によって発生する社会的費用の節約と新たな付加価値の創造が同時に可能になるという利点や、環境保全型の製造工程などの環境技術を開発することにより企業の競争力が高まるという利点があります。

しかし、現時点では、エコビジネスの効果に対する認識は十分ではなく、発展の障害となっています。このため、民間事業者の創造力や活力を最大限に引き出し、エコビジネスの自立的な発展を促進するためには、行政の側でも支援策が必要です。具体的には、企業の環境保全に関する取組状況について積極的な開示や客観的な評価を行うための環境マネジメントシステムや環境報告書、環境会計といった手法の整備などの基盤整備、エコビジネスの質的向上を図るための適正な競争の確保、地域活性を活かした地域発エコビジネスの育成などがあげられます。

業種別にみた環境目的・目標の設定状況及び環境に関する具体的行動計画の作成状況

(1) 環境に関する目的・目標について

	設定している	検討中である	設定していない	その他	回答なし
全体	41.9	24.4	32.0		
建設業	36.3	30.0	32.6		
製造業	62.4	21.3	15.6		
電気・ガス等供給業	63.7	25.0	14.3		
運輸・通信業	22.6	21.3	52.2		
卸売業	21.3	29.9	47.6		
小売業・飲食店	24.7	40.3	34.2		
金融・保険業	10.0	28.5	58.5		
不動産業	7.7	23.1	69.2		
サービス業	17.1	21.3	57.5		
その他	21.5	22.8	51.9		

(2) 環境に関する具体的行動計画について

	作成している	検討中である	作成していない	その他	回答なし
全体	40.2	27.0	30.8		
建設業	36.3	34.7	27.9		
製造業	58.7	24.7	14.8		
電気・ガス等供給業	78.6	14.3	17.1		
運輸・通信業	20.2	26.4	49.4		
卸売業	22.6	30.5	45.1		
小売業・飲食店	24.7	40.3	32.9		
金融・保険業	9.2	23.8	63.8		
不動産業	7.7	30.8	61.5		
サービス業	16.9	24.1	56.6		
その他	20.3	27.6	48.1		

（注）上場企業、非上場企業を合わせたもので複数となっている

資料：環境省「平成11年度環境にやさしい企業行動調査（平成12年7月）」より作成

日本のエコビジネス市場規模の現状と将来予測についての推計

エコビジネス	市場規模(億円)		展開規模	
	1997年	2010年	1997年	2010年
A. 汚染汚染防止	142,140	155,430	311,258	345,350
装置及び汚染防止用資材の販賣	13,475	7,680	22,345	21,893
1. 大気汚染防止用	3,052	3,660	4,826	4,266
2. 排水処理用	9,824	10,628	15,550	12,593
3. 廃棄物処理用	89	387	201	611
4. 土壤・水質浄化用(地下水を含む)	15	2,408	24	2,952
5. 警音・振動防止用	142	104	254	145
6. 調査測定、分析、アセスメント用	352	473	1,491	1,293
7. その他	—	—	—	—
マニピュレーション	86,058	103,807	246,005	255,139
8. 大気汚染防止	—	—	—	—
9. 排水処理	9,569	12,111	8,575	7,991
10. 廃棄物処理	73,904	85,202	226,174	231,496
11. 土壤・水質浄化用(地下水を含む)	356	3,225	1,290	5,223
12. 警音・振動防止	—	—	—	—
13. 研究に関する研究開発	—	—	—	—
14. 環境に関するエンジニアリング	—	—	—	—
15. 分析、データ収集、測定、アセスメント	2,197	2,186	9,517	9,469
16. 教育、訓練、情報提供	21	348	133	806
17. その他	51	534	316	1,154
計	42,857	66,694	42,906	62,318
B. 汚染汚染防止用機器の販賣	—	—	—	—
1. 大気汚染防止設備	0	59	0	72
2. 排水処理設備	33,542	57,141	30,515	52,040
20. 汚染削減装置	7,198	6,421	11,107	7,268
21. 土壤・水質浄化設備	1,429	2,599	1,285	2,337
22. 警音・振動防止設備	—	—	—	—
23. 土地測定、分析、アセスメント用	—	—	—	—
24. その他	—	—	—	—
計	2,255	5,464	3,516	6,774
C. 汚染汚染防止用技術、装置、サービスの販賣	103,031	207,049	380,371	577,883
計	—	—	—	—
D. 資源開拓、技術、素材、サービスの販賣	—	—	—	—
1. 资源有効活用及び省資源型技術 プロセス	0	2,500	0	5,747
2. 资源有効活用及び省資源型製品	2,256	2,954	3,516	3,027
計	2,256	5,464	3,516	6,774
E. 資本投資	—	—	—	—
1. 安全・省エネルギー・省資源技術、設備、サービスの販賣	8,820	8,710	43,619	43,076
2. 水処理	288	1,051	337	1,710
3. 再生素材	37,451	38,506	87,081	169,116
4. 持続可能なエネルギー・技術	1,690	7,109	6,302	11,946
5. ガスエネルギー及びエネルギー管理	7,560	24,949	12,619	25,777
6. 再生可能な農業・農業	—	—	—	—
7. 環境監視装置	—	—	—	—
8. 環境監視装置	—	—	—	—
9. ニコ・ソーリスク	—	—	—	—
10. その他「自然保護、生態保護、生物多様性等」	56,041	85,434	274,032	325,330
計	247,426	386,443	695,145	851,260

（注）当社がそろっていないものがある

（注）当社がそろっていないものがある。そのため、次の項目で該当すると考えられるものは、「装置及び汚染削減装置」に、「プラン」として記入されるところがある。また、「計」に記載された金額がある

（注）当社がそろっていないものがある

（注）当社がそろっていないものがある。そのため、次の項目で該当すると考えられるものは、「装置及び汚染削減装置」に、「プラン」として記入されるところがある。また、「計」に記載された金額がある

（注）未記入

第3節 環境の世紀への展望と新たな政策展開

1 新たな世紀における循環型社会の実現

20世紀の経済社会システムが生みだした深刻な環境問題は21世紀を目前にして一層深刻化し、今後の経済社会の発展を制約するおそれがあります。また、20世紀の発展を支えてきた社会経済構造が大きく変化していますが、この変化が環境に与える影響についての予測結果は、好悪に大きく開いており、どちらの方向に進むかは私たちの選択に任されています。

このため、21世紀においては、環境保全の視点を重要な構成要素にした新しい原則に基づいて社会経済活動を行うことが必要となるでしょう。具体的には、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて資源やエネルギー面でより一層の効率的な利用や循環利用を進め、廃棄物などの発生抑制や適正な処理を図る必要があります。また、国民、企業、行政等、すべての主体が公平な役割分担の下で相互に連携しつつ環境に配慮した行動をとることが必要となるでしょう。

この結果、自然資源の過剰利用という現在の状況が修正され、少ない資源でより多くの満足が得られる環境への負荷の少ない循環型社会の形成が可能となります。

2 循環型社会の形成に向けた行政の役割

新たな世紀における循環型社会の形成に向けて、すでに国民や企業の側では、多くの試みが始まっていますが、社会を構成するもう一つの主体である行政の取組を進めることも非常に重要です。行政の活動への環境配慮の組み込みに向けた取組は世界的にも進められており、OECDの調査によると、政府の通常の活動における環境配慮や政府内における環境管理システムの構築等の意思決定過程における環境配慮が各国で進んでいます。ただし、現時点では規制や許可、補助金のシステムの構築等の政策決定まで環境配慮を行っている国はカナダやスウェーデンなどごく一部にとどまっています。

3 環境配慮の組み込みに向けた行政の具体的な展開

(1) 環境政策の充実・強化

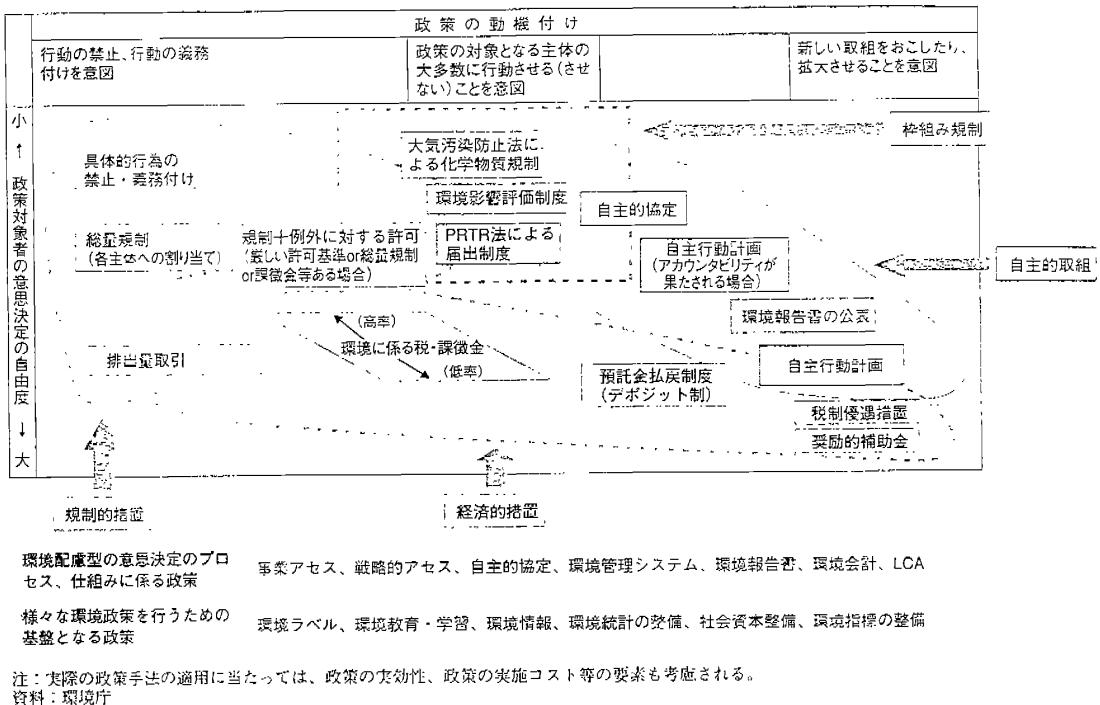
地球規模の環境問題については、気候変動枠組条約などの多国間条約に基づいた取組が進められていますが、わが国としても今後一層国際的な合意形成のために努力する必要があります。途上国における環境問題については、途上国自身の自助努力を支援するために環境政策対話から個別の環境対策における協力まで幅広い取組が求められています。

国内の環境政策については、予防原則を適用することを第一に考えることを基本に、環境の状況や汚染物質の排出状況の的確な把握、汚染の状況と環境影響の因果関係の究明等が必要です。

さらに環境問題の幅広さや複雑な構造に鑑み、統一的な視点での計画的な対策の実施が重要であり、わが国の環境基本計画を始めとして、先進各国で環境政策の方向性を総合的に示す計画や戦略が定められています。

また、環境政策の手法としては、規制的手法、経済的手法等様々なものがあります。これら様々な施策を環境問題の状況や性質に合わせて組み合せて実施するポリシーミックスの重要性に対する認識が高まっています。例えば現在、ヨーロッパ各国では経済的手法の利用が大きく広がっており、特に地球温暖化問題の分野で二酸化炭素の排出を削減するため、近年ドイツ、イタリアがエネルギーに対する追加的な税の導入を行いました。さらにイギリスも2001年の導入を目指して法案が議会で審議されており、フランスも同年の導入について閣議決定を行っています。

環境保全に関する政策手法の概要



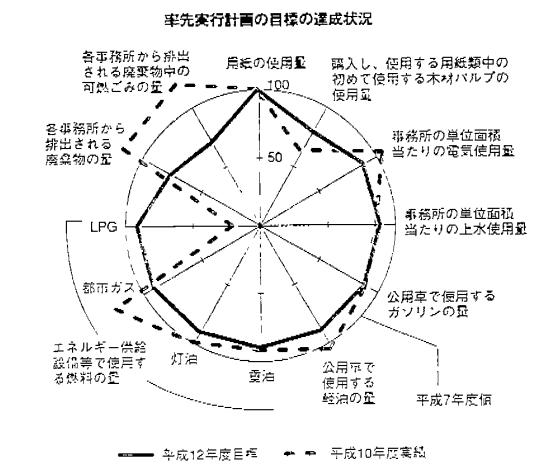
(2) 他の目的の施策や事業への環境配慮の組み込み

現在、他の目的の施策や事業へ環境配慮を組み込む動きが進んでいます。特に、行政の様々な意思決定が環境に対して直接的、間接的な影響を及ぼすことから、意思決定に当たって環境への影響をあらかじめ検討することが重要であるとの認識が高まっています。こうした観点から、戦略的環境アセスメントが効果的であるとして注目されており、アメリカ、ヨーロッパ諸国で制度の導入が行われているほか、EUでも導入に向けた検討が進んでいます。

(3) 事業者としての行政の活動における環境配慮

わが国の経済活動において、国や地方公共団体の通常の経済活動の占める割合が大きいため、これらについて環境配慮の観点の組み込みが重要です。国については、平成7年6月に閣議決定された「率先実行計画」に基づき取組が進められていますが、目標達成に向けて大幅な努力を必要とする項目があり、一層の取組の促進が必要です。

地方公共団体においても、率先実行計画の策定が進んでいます。しかし、例えば、グリーン購入については区市町村ではまだ組織的に取り組んでいる団体の割合が低いなどの課題があります。



資料：環境省

第2章

「持続可能な社会」の構築に向けた 国民一人一人の取組

<第2章の要約>

近年大きな問題となっている自動車の排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁等の都市・生活型公害、廃棄物問題、地球温暖化問題等の様々な環境問題の原因は、個人の日常生活の中や通常の生産過程に存在しています。

本章では、この観点から個人による環境保全への取組を具体的に考察するとともに、こうした取組が社会を持続可能なものに変える大きな力になることについて概観します。

具体的には、環境に配慮した製品を優先的に購入する「グリーン購入」や、環境保全への取組が進んでいる企業の株式等で構成された投資信託「エコファンド」の利用、そして環境保全活動の社会的な広がりを支える民間非営利団体の活動について、その現状と期待される役割を考察します。また、地域社会に目を転じて、住民の発意の下、環境保全への取組を行うことで、環境保全と地域活性化の両方を実現できることを事例を交え考察します。

こうした個人の取組を積極的かつ効果的に進めるためには、個人を取り巻く企業や行政など各主体間のパートナーシップを確立することが必要です。このため、環境情報の積極的な開示や質の向上により円滑な環境コミュニケーションを実現する必要があることなどを示します。

第1節 環境問題及び経済社会における個人の役割

近年、自動車の排出ガスによる大気汚染などの都市・生活型公害や廃棄物問題、さらには、地球温暖化などの地球環境問題が注目されていますが、その原因として、企業側だけでなく、便利で快適な生活を享受している人々のライフスタイルがクローズアップされています。

こうした中、1990年代初頭のいわゆる「バブル崩壊」とその後の不況を背景に、個人が自らの個性や独創性を發揮し、様々な活動に積極的に参画することが特に環境問題への対応について多く求められています。

具体的には、個人自らの環境保全活動のみならず、環境汚染物質の排出量が多い企業のうち、新たな技術開発や生産プロセスの変更など柔軟な対応が可能な企業に対して、個人が、消費者、投資者などの立場から積極的に働きかけ、企業の環境保全への取組を促すことなどです。

以下では、個人の生活の環境に与える影響について分析するとともに、個人の環境保全への取組が、企業活動に影響を与え、ひいては社会を持続可能なものに変えていく大きな力になることを示します。

第2節 個人の生活がもたらす環境負荷

1 個人の生活に身近な環境負荷の現状

(1) 家庭ごみ排出の現状

家庭ごみと事業系ごみを合わせた平成8年度の1人1日当たりのごみ排出量は約1.1kgで、このうち家庭ごみの割合は約7割（約800g）に当たります。

家庭ごみは容積の約6割近くが容器包装廃棄物で占められており、また家庭の食生活における外食や中食（持ち帰りや宅配される食事）の機会の増加が、食品廃棄物全体の増加をもたらしている側面もあります。

(2) 家庭ごみの処分による環境負荷

これらの家庭ごみの約8割は焼却処分されていますが、不適切な焼却処分はダイオキシン類の排出を招くおそれがあります。

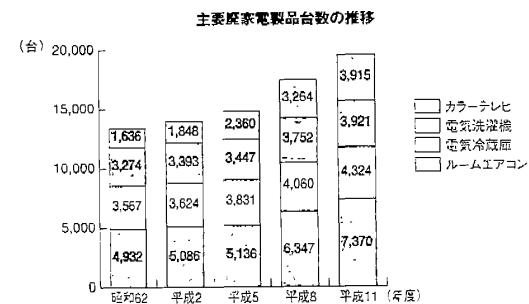
平成12年1月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、大気、水質、土壌の環境基準や特定施設からの排出規制等が定められましたが、適切な規制によりダイオキシン類の排出の未然の防止を図るとともに、廃棄物の減量に積極的に取り組むことが、今後ますます重要になってきます。

(3) 個人の生活のあり方と環境負荷

家電製品の保有台数や普及率の増加とともに、廃家電製品の数量も増加しています。

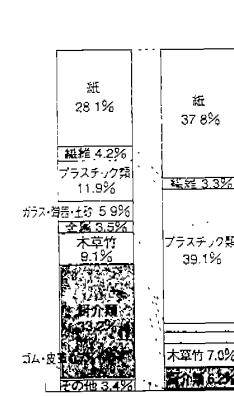
このほかにも、生活排水がもたらす水質への環境負荷が、依然として産業排水よりも高い割合を占めているなど、個人の生活のあり方が、排出される廃棄物の数量や環境負荷に大きな影響を与えることを示しています。

このような個人の生活からもたらされる環境負荷の低減を図るため、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などによる制度基盤づくりも進められています。

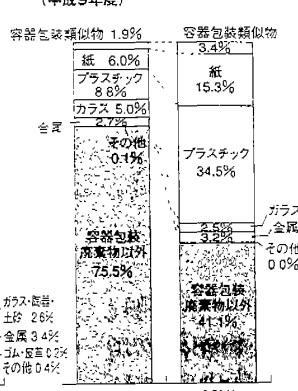


資料：(財)家電リサイクル会議より環境省作成

家庭ごみの組成（平成9年度）



家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（平成9年度）



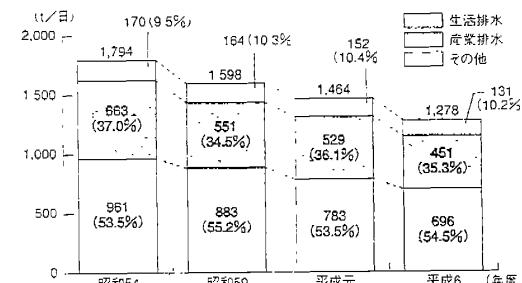
資料：厚生省『容器包装廃棄物排出実態調査報告書』（平成9年度）より環境省作成

廃棄物減量化の目標量

（平成8年度～平成22年度）

- 一般廃棄物
- （1）排出量を5%削減
(53百万トン→50百万トン)
- （2）再生利用率を10%から24%に増加
(5.5百万トン→12百万トン)
- （3）最終処分量を半分に削減
(13百万トン→6.5百万トン)
- 産業廃棄物
- （1）排出量の増加を13%に抑制
(4億26百万トン→4億60百万トン)
- （2）再生利用率を42%から48%に増加
(1億81百万トン→2億32百万トン)
- （3）最終処分量を半分に削減
(60百万トン→31百万トン)

閉鎖性3海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）の化学的酸素要求量（COD）発生負荷量の推移



COD

水質汚濁の度合いを表す数値の一つ。化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略。水中の様々な物質を短時間に化学分解する際に消費される酸素の量で示され、値が高いほど汚濁が進んでいることを表す。

資料：環境省

2 地球温暖化と個人の生活から排出される二酸化炭素

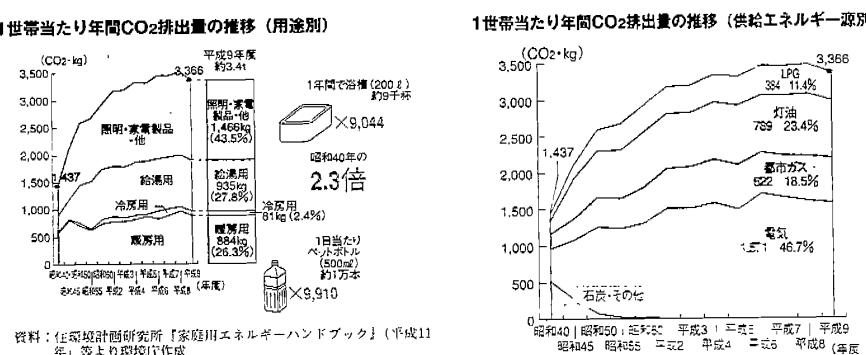
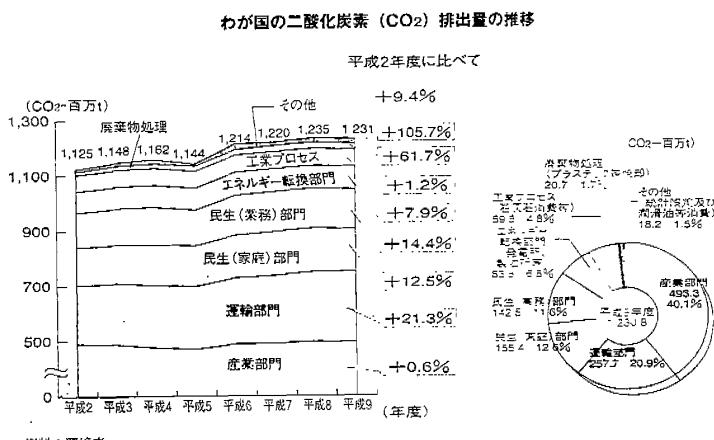
(1) 家庭から排出される二酸化炭素

平成9年度のわが国の二酸化炭素排出量のうち、12.6%が家庭から排出されています。

これを、用途別に分けると、「照明・家電製品・他」が全体の4割を占め、最も多くなっています。

また、供給エネルギー源別に分けると、電力使用に伴う排出が全体の半分近くを占めます。

このことは、家電製品の使用が二酸化炭素の排出に大きな影響を持つことを示しています。

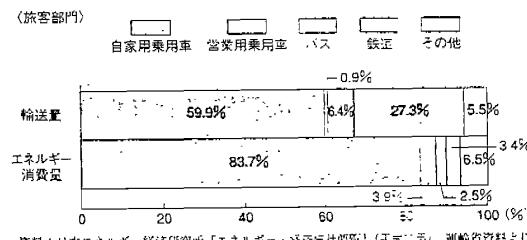


(2) 自家用乗用車の使用と二酸化炭素の排出

運輸部門から排出される二酸化炭素は、全体の20.9%（平成9年度）に当たります。

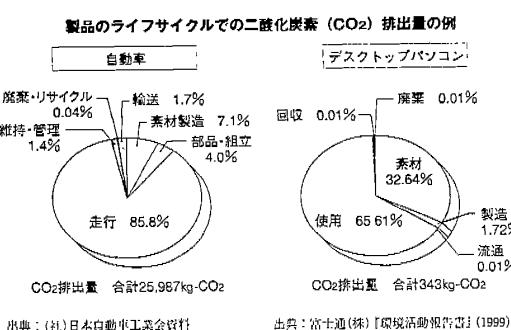
このうち、自家用乗用車は旅客部門全体の約半分の輸送を担っていますが、エネルギー消費量では全体の約8割を超えており、自家用乗用車の使用に伴う二酸化炭素の排出は、運輸部門全体の排出量に大きな影響を与えています。

輸送機関別にみた輸送量・エネルギー消費量分担率(平成10年度)



(3) 個人と産業部門の関わり

また、わが国最大の二酸化炭素排出源である産業部門（40.1%：平成9年度）は、一見個人の生活とは無縁のようですが、製品の一生（ライフサイクル）を通して排出される二酸化炭素について考えると、個人がその製品を購入し、消費し、廃棄することによって排出が誘発されていると考えることもできます。このことからも、個人のライフスタイルのあり方が、経済社会システム全体の二酸化炭素排出量に大きな影響力を持っていることが分かります。



第3節 個人の環境保全への取組と他の主体に与える影響

本節では、次の3つの側面から、個人の環境保全への取組や企業を始めとする他の主体に与える影響について考察します。

- ①企業が生産する財・サービスを消費する主体である「消費者」
- ②企業に資本を提供する主体である「投資者（又は資金提供者）」
- ③社会活動を通じて行政施策を補完・補充する「民間団体」を組織する主体

1 消費者による環境保全への取組の広がりとその社会的影响

(1) グリーン購入

「グリーン購入」とは、環境への負荷の少ない製品・サービスを優先的に購入する消費者一人一人の行動をいいます。これにより、事業者の環境負荷低減への取組を押し進めることができます。

近年の意識調査からは、消費者のグリーン購入に対する高い意識が示されていますが、実際には、まだ十分な行動に結び付いてはいません。

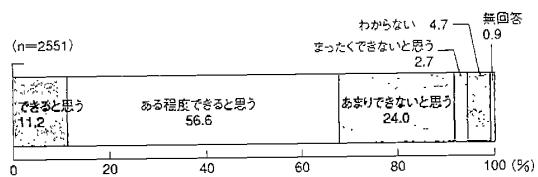
その要因としては、大きく「環境に配慮した製品は価格が高い」という価格面の問題と、「環境に配慮した製品に関する情報が少ない」といった情報面の問題があげられます。

社会全体において日頃から環境に配慮して商品を買っている人が多いと思うか



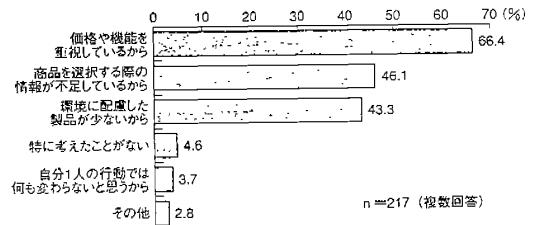
出典：東京都「生活モニター・アンケート」（平成10年度）

環境に配慮した製品・サービスを購入することによって
企業を変えていくことができるか



出典：国立環境研究所「地球温暖化問題をめぐる消費者の意識と行動が企業戦略に及ぼす影響（消費者編：日割比較）」（平成10年度）

複数あり環境に配慮した消費行動をしていない理由



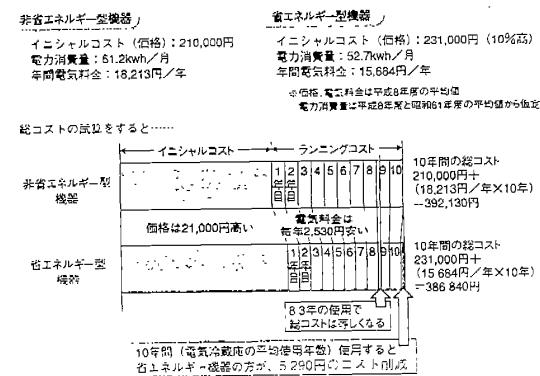
出典：東京都「消費生活モニター・アンケート」（平成10年度）

(2) グリーン購入に係る価格面の問題

価格面の問題については、製品に対する支出を「導入に要するコスト」と、「導入後の運用に要するコスト」とをあわせたものとして考えれば、省エネ型機器と非省エネ型機器の導入に要するコストの価格差は、電気代節減による「導入後の運用に要するコスト」の低減によって補われることがあるので、環境に配慮した製品の価格は必ずしも高いとは言い切れません。

また、政府やグリーン購入を促進するため組織された民間団体（「クリーン購入ネットワーク」など）による大量導入が、環境に配慮した製品の導入に要するコストを下げていくことも期待されます。

電気冷蔵庫における総コストの試算



資料：(財)省エネルギーセンター『家庭用電気ハンドブック』（平成11年）等より改変作成

(3) グリーン購入に係る情報面の問題

情報面の問題については「環境ラベル」による、製品・サービスの広い意味での環境に関する情報の提供が考えられます。

例えば、わが国では、環境保全全般に関する負荷の低減を図った製品を第三者機関が認定するエコマークなどの制度が設けられています。

また、事業者自身が、製品の環境負荷に関するより具体的な情報を定量的に表示、提供する取組についても、積極的な事業者の取組が進展しています。

さらに、製品や店舗の選択を環境という視点から行うためのガイドブックも多数作成されており、消費者がこのような情報を主体的に取り入れ、消費行動の大きな力としていくことが求められています。

(4) 消費のグリーン化

このようなグリーン購入の発展型として、消費者がその活動の中に環境保全への配慮を段階的に組み込んでいく「消費のグリーン化」というアプローチも考えられます。

①農産物の選択購入

減農薬、減化学肥料等の農産物や地場産の農産物を選択することにより、環境負荷の低減に資することができます。

②家庭における省エネルギー行動

節電、節水などの省エネルギー行動は、資源、経済的負担の節約のみならず、環境負荷の低減を図ることができます。

③電力の選択購入

スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、アメリカなどにおいては、太陽光、風力などで発電された電力の選択により環境負荷の低減を図る取組が行われている事例があります。

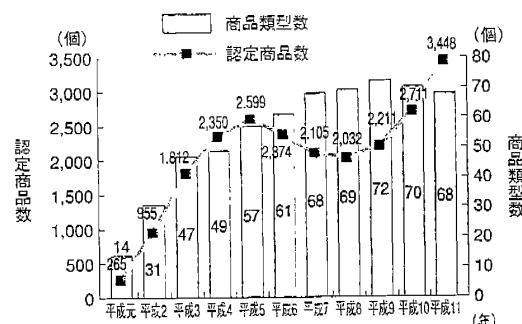
④モノの消費から機能・サービスの利用への転換

従来の「所有」という概念にとらわれない、以下2つの事例のような機能・サービスを利用する「ストック活用型」の消費形態は、新しい「消費のグリーン化」の胎動と言えます。

(ア) 「移動」という機能の利用

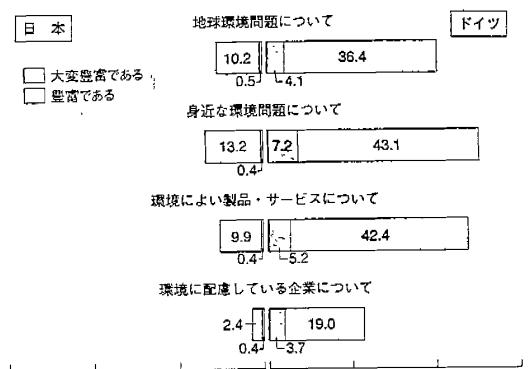
- 1台の自動車を複数の世帯が共同で利用する「カーシェアリング（自動車共用）」（横浜市、神戸市などの事例）

エコマーク認定商品数・商品類型数の推移



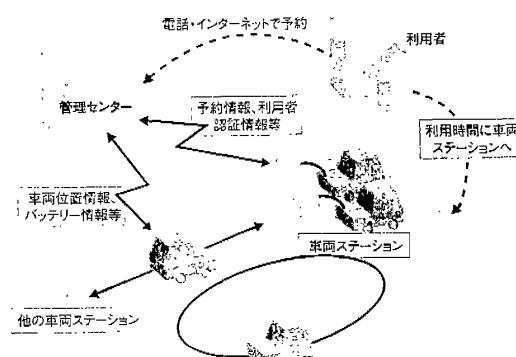
出典：(財)日本環境協会

環境問題についてどの程度の情報・知識を持っているか



出典：国立環境研究所「地球環境問題をめぐる消費者の意識と行動が企業戦略に及ぼす調査
〈消費者編：日独比較〉」（平成10年度）

横浜市における電気自動車共同利用システム



資料：(財)自動車走行電子技術協会資料より環境作成

(イ) 「居住」という機能・サービスの利用

- 人生のライフステージに応じた住宅の住み替え
- 定期借地権などを利用した新しい居住の方式（つくば方式）など

2 個人の資産選択における環境保全意識の高まりとその社会的影響

平成11年9月現在約1,332兆円に上る日本国内の個人金融資産は、銀行や保険会社、証券会社等の金融機関を通じて、その一部が民間部門における投資の資金になっています。

なかでも、昨年登場したエコファンド（環境への配慮の度合いが高く、かつ株価のパフォーマンスも高いと判断される企業の株式に重点的に投資する投資信託）など、金融商品を通じて、個人の資産を環境保全に役立てる動きが注目されています。

(1) 日本におけるエコファンドの登場の意味

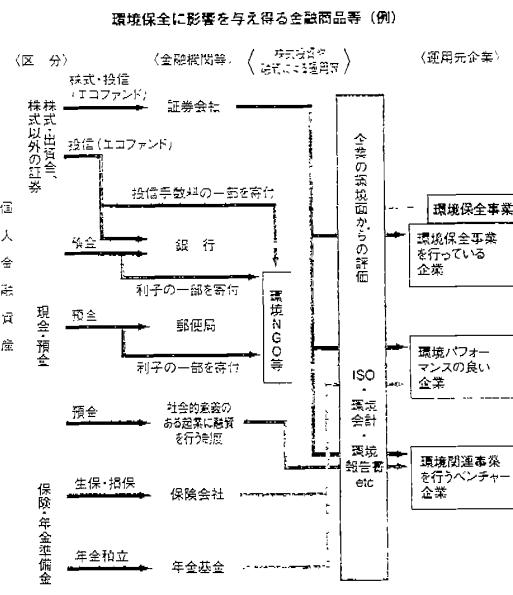
欧米では、収益面のみならず、倫理的、社会的な側面まで配慮して投資対象を選ぶ「社会的責任投資」の考え方方が早くから登場しています。日本においても、長引く不況の中で定期預貯金などの安全資産の金利の低下に、銀行などの投信窓版の解禁が相まって、エコファンドを含む投資信託などのリスクを伴う資産が個人金融資産の受け皿になりやすくなりました。

こうした中、平成12年3月現在、5社からエコファンドが発売され、良いパフォーマンスを示しています。購入者の約9割は個人投資家で、投資信託の初心者や女性が多いことが特徴です。

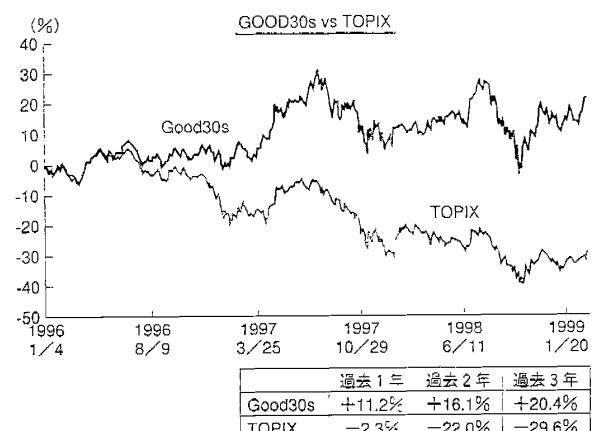
エコファンドといつても投資先企業の選定基準は様々ですが、大体はまず従来型の財務分析や株価判断による対象企業の収益性・安定性の評価によって銘柄を選定し、その上で環境保全の取組の明確化などの環境面からの選定が行われています。

(2) 個人の資産選択による環境保全型社会への変革

エコファンドの人気や環境保全事業、環境ベンチャーに対する金融機関の融資制度の登場は、個人が金融資産を運用する際に環境保全を考慮するという概念（グリーンインベスマント）が浸透しつつあることを反映しています。今後、資金の流れの中で、金融機関が企業を、あるいは個人が企業や金融商品を選択する際に、環境という要素がますます重要になってくることが予想されます。



環境対応度の高い企業30社の株価とTOPIXのトレンド比較



注：ある研究機関の選択した環境先進企業30社の株価のトレンドをTOPIXと比較したもの
出典：グッドバンク「GOOD30s VS TOPIX」

特に、経済が急速に変化しつつある現在、企業の業績や認知度の変化に影響を与える要素として、金融機関による資金の供給が果たす役割も大きいと考えられます。つまり、金融機関が、融資に当たり企業の環境に対する配慮の状況を判断材料にすることによって企業の行動に影響を与え、それがひいては社会全体を環境保全型に変革することを可能にするのです。

3 環境保全活動の社会的広がりと民間団体の果たすべき役割

(1) わが国における民間の環境保全活動の特徴

環境保全活動を行う団体の活動分野としては、リサイクル・廃棄物が最も多く、以下、自然保護、環境教育の順になっています。

また、組織的には、会員100人以下、財政規模が100万円未満の団体がほぼ半数を占め、非常に小規模な組織が多数存在しています。

(2) 民間非営利団体に期待される役割

～環境パートナーシップの構築

① 個人が一人では行いにくい環境保全への取組を団体で行うことにより、個人が参加しやすい環境を作る

(例) 太陽光発電設備の共同購入・設置、自然保護活動の実施 等

② 行政、企業、個人といった各主体の持つ情報や関心などの橋渡しを行うとともに、自らその専門的能力を活かし提言、行動を行う

(例) 環境に配慮した製品・サービスに関する評価 等

(3) 民間の環境保全活動が社会的に広がるために行政が果たすべき役割

①情報の場の提供

環境庁と国連大学で共同運営している「地球環境パートナーシッププラザ」や、東京都板橋区の「エコポリスセンター」などにおいて、各主体の活動に関する情報の収集・発信、ネットワーク作りなどが実施されています。

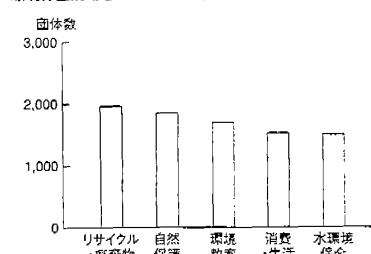
②財政的措置

環境事業団に創設された地球環境基金において、民間非営利団体に対し助成が行われています。平成11年度は、217件に対し、約7億円の助成が実施されました。

③参加の制度化

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて、全国地球温暖化防止活動推進センターが、(財)日本環境協会に設置され、民間非営利団体がその運営体制の一部を担うことになりました。

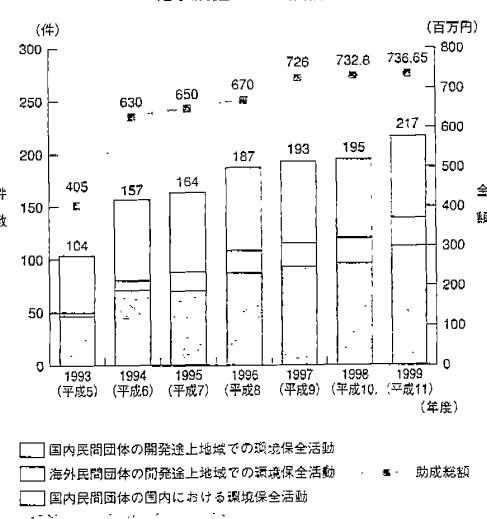
環境保全活動を行う民間非営利団体の活動分野（複数回答）



注：平成8年11月～平成9年6月にかけて、(財)日本環境協会が環境保全活動を行う民間非営利団体11,595団体にアンケート調査を行ったものであり、有効回答数は4,227団体

資料：(財)日本環境協会資料より環境庁作成

地球環境基金の助成実績



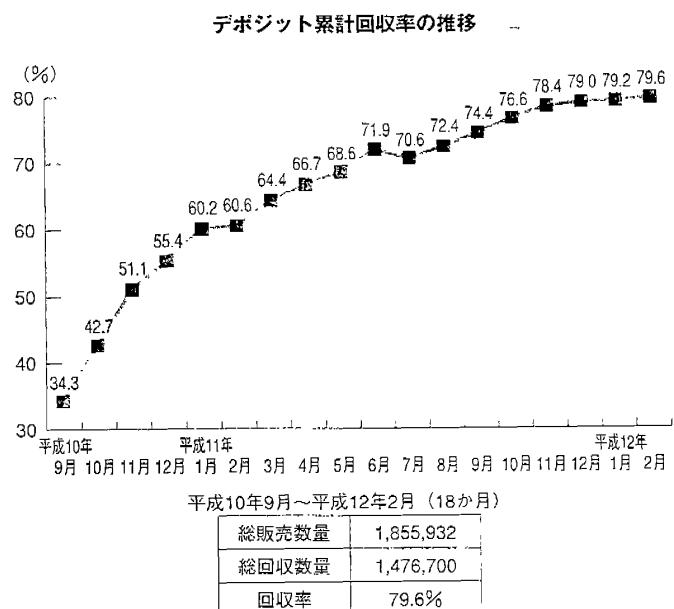
第4節 住民主導による環境保全を通じた地域コミュニティの再興

近年見られる地域コミュニティの再興への取組の主な特徴

- ① 身近にある環境を保全文は利用するといった環境に関する取組（資源の地域内循環も含まれる。）が大きな位置を占めている。
- ② 環境保全と地域活性化の両立につながっている。
- ③ 住民たちが自らの発意の下で活動に取り組むことで、これまで専門家や行政側の主導で進みがちであったまちづくりのプロセスに新たな手法や可能性を持ち込んでいる。

1 サイクル活動などを通じた地域の活性化

(例) 東京都八丈町の空き缶などのデポジット制度
東京都八丈町では、平成10年9月より、アルミ・スチール缶とペットボトルを対象に、デポジット制度（預託金払戻制度）を試行しています。開始当初の対象製品の累計回収率は34.3%と低かったのですが、住民のごみ問題に対する意識の高まりなどから、その後平成12年2月現在79.6%に伸びています。



資料：東京都八丈町資料より環境省作成

2 観光自然環境の復元による地域の憩いの場の形成

(例) 東京都武藏野市「木の花小路公園」の建設

東京都武藏野市では、住民参加による公園整備計画の策定を進めるとともに、平成10年4月に完成した「木の花小路公園」の維持管理、運営を市民グループ「生きものばんざいクラブ」に委託しています。

3 自然環境を「持続可能な資源」として活用することを通じた地域の振興

(例) 三重県宮川村の「森の番人」

三重県宮川村は、日本有数のきれいな河川である宮川を守るために、有志が集まり、この宮川源流の水を「森の番人」という名称で販売する事業を開始しました。その結果、観光客の増加や地域住民の自然保護に対する意識啓発につながりました。

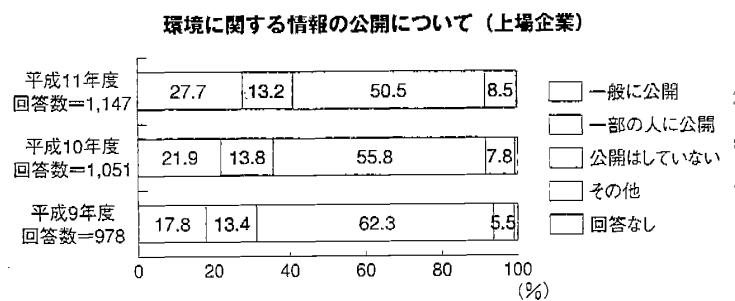
第5節 個人の視点から見た「持続可能な社会」への道筋

1 個人、行政、企業等各主体間のパートナーシップを確立するための条件

(1) 各主体の環境コミュニケーションの確立

ア 企業活動における環境情報の開示

近年、企業は、消費者、投資家、地域住民等に対し説明責任を負うという考え方や、彼らからの支持を獲得したいという考え方から、自らの活動を積極的に情報開示するようになります。主な開示手段としては、環境報告書、環境会計、環境ラベル等が挙げられます。



資料：環境庁『平成11年度環境にやさしい企業行動調査（平成12年3月）』

イ 円滑な環境コミュニケーションを確立するために必要な条件

(ア) 簡易な形でも環境コミュニケーションを始めるなど、環境情報の公開と情報の拡大を進めることが必要です。

(イ) 環境情報が、消費者、投資家などの意思決定に活かされ、環境保全に役立つためには、相互比較を可能にすることが望まれます。

(ウ) 提供される多種多様な情報に対し、受け手が理解しやすい形でアクセスできるよう、行政、民間非

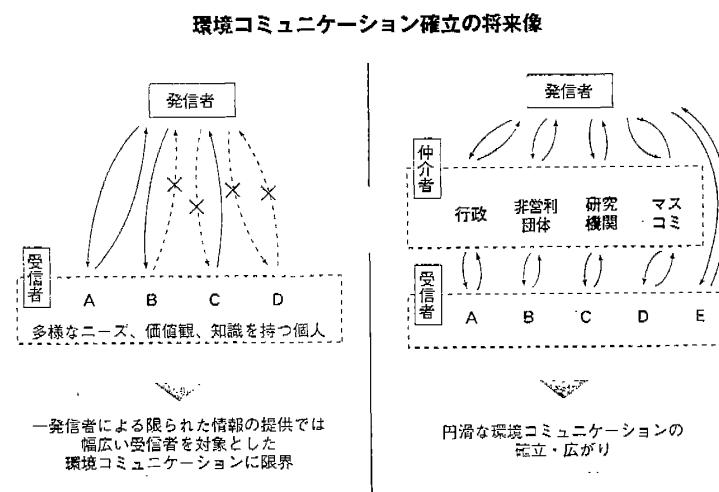
営利団体、研究機関、マスコミ等が、情報の仲介者として機能することが重要です。

(2) 個人の環境保全施策への参加プロセスの確立

行政施策の意思決定段階で、個人の参加を促進することが必要です。例えば、環境影響評価法の場合、スコーピング段階や準備書段階で、意見を提出できるようになりました。

(3) 地域住民が主体となることを可能にする地域コミュニティの基盤整備

地域の環境保全を進めるためには、地域住民が主体となることを可能にする地域コミュニティの基盤を整備する必要があります。



資料：環境庁

(4) 具体的行動につながる環境教育・環境学習の推進

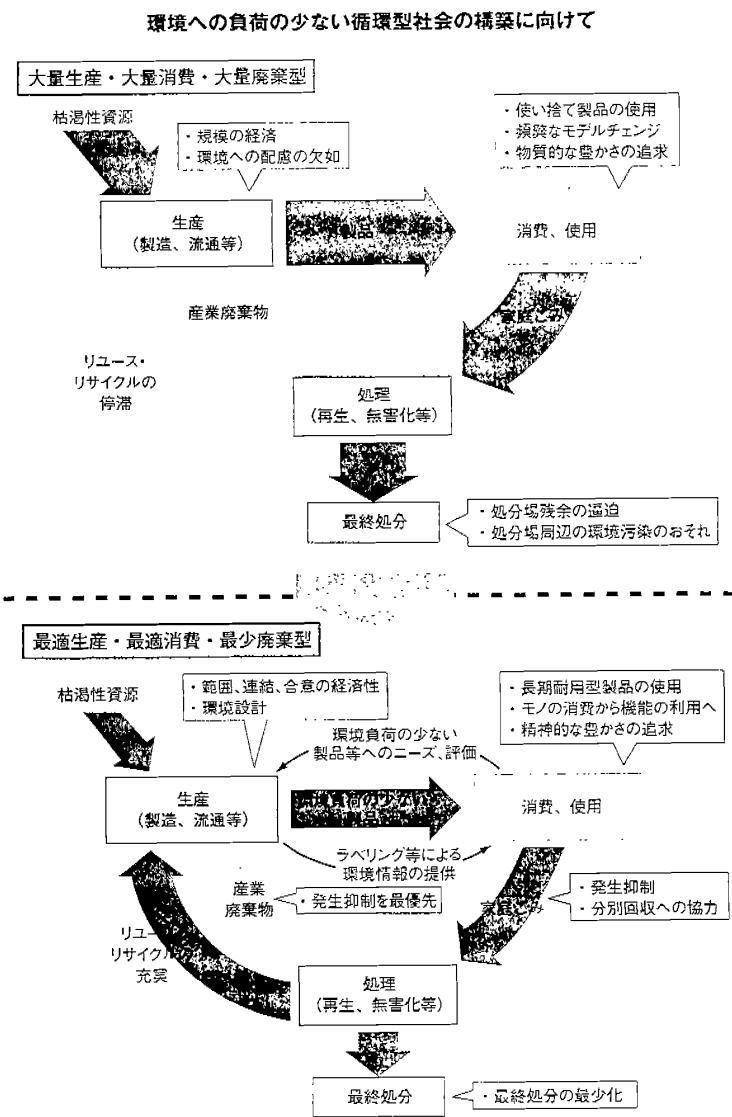
環境教育・環境学習の推進を通じて、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人材を育成することが必要です。このため、こどもエコクラブ事業を実施するとともに、環境カウンセラー登録制度などによる指導者の育成、環境学習プログラムの整備等を推進しています。

2 循環型社会を構築するまでの個人の取組の重要性

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムを、最適生産・最適消費・最少廃棄型の循環型社会に変えるためには、個人の役割が重要です。

具体的には、消費者としてグリーン購入を、また投資家としてエコファンドに投資信託することにより、企業に環境配慮型製品を開発、製造するインセンティブを与えることができます。また、廃棄物の排出者として、排出の極小化やリサイクルを念頭に置いた分別回収への協力が求められます。

個人、企業、行政各主体それぞれが循環型社会の構成員であることを自覚し、各主体間のパートナーシップの下に適切な役割分担と相互連携が図られ、自主的かつ積極的な取組を行うことにより初めてシステム全体が機能し、相乗的な効果があげられます。



資料：環境省

第3章

わが国の環境の現状

環境問題の多くは、私たちの通常の社会経済活動に起因し、その影響は、地球環境や将来の世代まで及びます。これらは、地球の温暖化、都市の大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大等の多様な問題となって現れています。ここでは、現代の環境問題の典型と言える身近な問題について、わが国の現状を見ていきます。

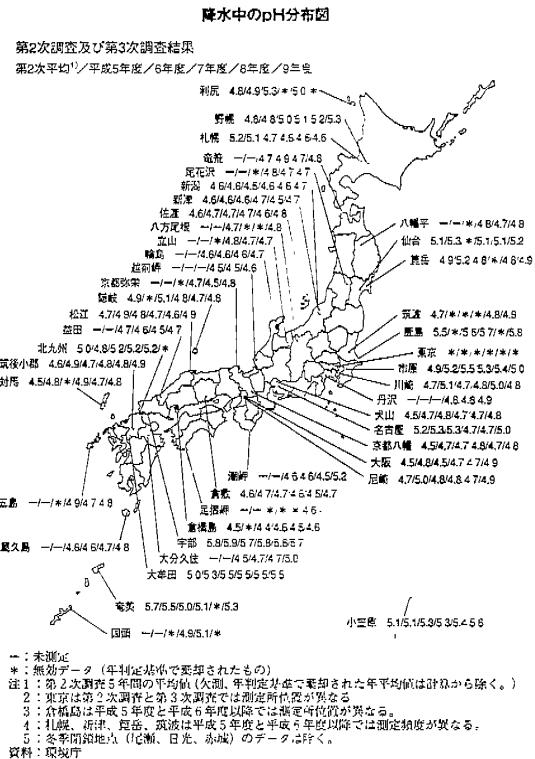
1 酸性雨

酸性雨とは、硫黄酸化物や窒素酸化物等の酸性雨原因物質から生成した硫酸や硝酸が溶解した酸性の強い雨や雪のことと、粒子状・ガス状のものを含みます。平成5年度から9年度までの調査結果をとりまとめた第3次酸性雨対策調査によれば、調査期間中の降水中のpHは4.8~4.9(年平均値の全国平均)と、第2次調査の結果とほぼ同レベルの酸性雨が観測され、これまで森林、湖沼等の被害が報告されている欧米と比べてもほぼ同程度の酸性度でした。また日本海側の測定局で冬季に硫酸イオン、硝酸イオン濃度及び沈着量が増加する傾向が認められ、大陸からの影響が示唆されました。一方、生態系への影響については原因不明の樹木衰退が第2次調査に引き続き確認されるとともに、酸性雨による影響が生じている可能性のある湖沼が確認されました。

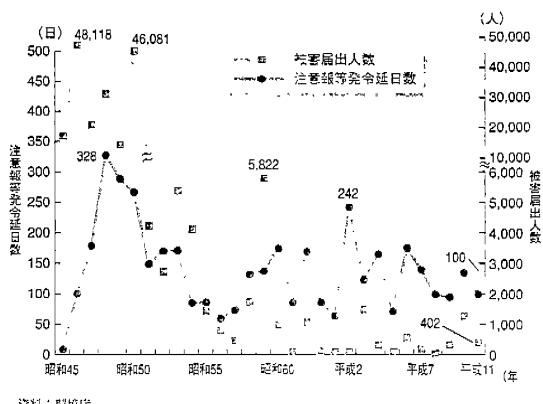
2 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業所や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称で、いわゆる光化学スマッグの原因となります。光化学オキシダントは強い酸化力をもち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、農作物などにも影響を与えます。

平成10年の光化学オキシダントの注意報発令延日数は100日(19都府県)、光化学大気汚染によると思われる被害届出人数は402人(6府県)でした。地域別には、首都圏地域、近畿圏地域及び中国・四国圏地域に注意報の発令が集中しています。また、平成11年は、警報(各都道府県が独自に



注意報等発令延日数、被害届出人数の推移



要綱等で定めているもので、一般的には光化学オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上の場合に発令）の発令はありませんでした。

3 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（Suspended Particulate Matter、SPM）とは、大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のものをいいます。SPMは微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。浮遊粒子状物質には、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と、硫黄酸化物、窒素酸化物等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次生成粒子があります。一次粒子の発生源には、工場等から排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質等の人為的発生源と、土壌の巻き上げ等の自然発生源があります。

浮遊粒子状物質濃度の年平均値は、近年ほぼ横ばいが続いている。平成10年度の環境基準の達成率は、一般局では67.4%、自排局では35.7%と、いずれも平成9年（一般局61.9%、自排局34.0%）よりも上昇しています。

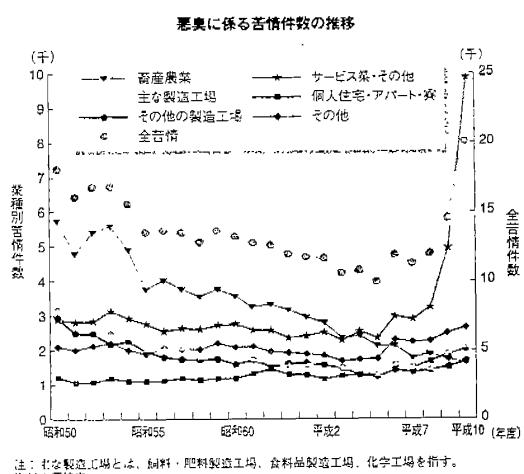
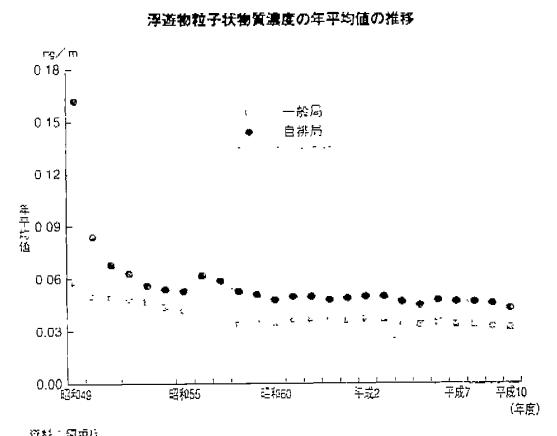
4 悪臭

悪臭は、人に不快感を与えるにおいの原因となる悪臭原因物質が大気中に放出されるために発生し、騒音・振動と同様、感覚公害として生活に密着した問題となっています。現在、主に悪臭防止法により規制が行われています。

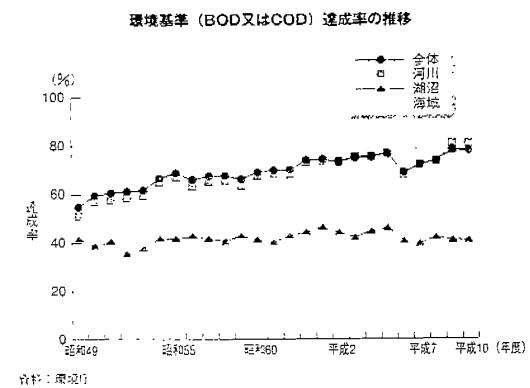
悪臭苦情件数は、昭和47年をピークにおおむね減少傾向にありました。ここ数年は増加傾向にあります。平成10年度は20,092件で、前年度に比べ5,538件（38.1%）増加しました。この原因としては、廃棄物の野外焼却の増加とダイオキシン問題などを契機として臭気問題に対する国民の意識が高まったことによるものと考えられます。発生源別にみると、「サービス業・その他」が最も多く、次いで「他の製造工場」、「個人住宅・アパート・寮」の順となっています。

5 公共用水域での水質汚濁

水域の生活環境は有機汚濁により大きな影響を受けるため、代表的な有機汚濁の指標であるBOD（河川）及びCOD（湖沼・海域）等の項目について環境基準の達成率を評価しています。



注：各製造工場とは、肥料・肥料製造工場、食料品製造工場、化学工場を指す。
資料：環境省



平成10年度の生活環境項目（BOD又はCOD）の環境基準達成率は、全体で77.9%（平成9年度78.1%）、河川で81.0%（同80.9%）、湖沼で40.9%（同41.0%）、海域で73.6%（同74.9%）でした。河川の達成率については、渴水の影響で低下した平成6年度から着実に改善しつつあります。湖沼については、ここ数年は40%前後と低いレベルで推移しています。海域の達成率は、近年は80%前後で推移していましたが、平成10年度は河口付近海域の水質悪化等もあり、前年度と同程度にとどまっています。

6 地下水汚染

地下水は、温度変化が少なく一般に水質も良好なため、重要な水資源として広く活用されていますが、流速が極めて緩慢で、希釀も期待できない等の特性を持つため、一旦汚染されるとその回復は非常に困難です。地下水の水質の保全のため、平成元年度より水質汚濁防止法に基づき地下水質の測定が行われており、また、平成9年度より、汚染された地下水について人の健康の保護のために必要がある時は、都道府県知事が汚染原因者に対して地下水の水質浄化のための措置を命ずることができるようになりました。

平成10年度の地下水質測定では、汚染の継続的な監視等により依然として地下水汚染が続いている状況がみられました。こうした地下水汚染が発見された場合は、周辺井戸の調査を行うとともに、井戸の使用法の指導や有害物質を使用している事業場に対して指導などを行っています。

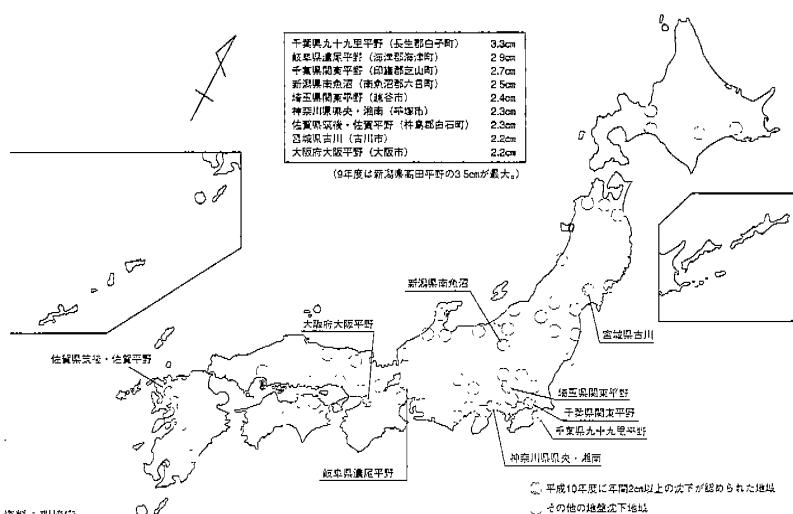
7 土壤汚染及び地盤沈下

土壤の汚染には、汚染状態が長期にわたる、人の健康に間接的に影響する、一般に局所的で現地毎に多様な態様を持つ、といった特徴があります。農用地の汚染については、汚染の検出面積7,145haに対して対策事業の完了面積は5,631haでした（平成11年11月末）。市街地土壤の汚染については、近年工場跡地や研究機関跡地の再開発等に伴い、有害物質の不適切な取扱い、汚染物質の漏洩等による汚染の事例が増えています。

物質	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	環境基準
カドミウム	3,102	0	0.0	0.01 mg/l 以下
全シアン	2,659	0	0.0	検出されないこと
鉛	3,312	8	0.2	0.01 mg/l 以下
六価クロム	3,232	0	0.0	0.05 mg/l 以下
砒素	3,424	45	1.3	0.01 mg/l 以下
緑水銀	2,961	1	0.03	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	1,315	0	0.0	検出されないこと
PCB	1,852	0	0.0	検出されないこと
ジクロロメタン	3,729	1	0.03	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	3,631	2	0.1	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	3,580	0	0.0	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	3,594	2	0.1	0.02 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	3,617	5	0.1	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	4,436	1	0.02	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	3,574	0	0.0	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	4,492	17	0.4	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	4,492	28	0.6	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロパン	3,179	0	0.0	0.002 mg/l 以下
チウラム	2,764	0	0.0	0.006 mg/l 以下
シマジン	2,826	0	0.0	0.003 mg/l 以下
チオペンカルブ	2,759	0	0.0	0.02 mg/l 以下
ヘンゼン	3,536	0	0.0	0.01 mg/l 以下
セレン	2,935	0	0.0	0.01 mg/l 以下
合計(戸井戸数)	4,850	101	2.1	

資料：環境省

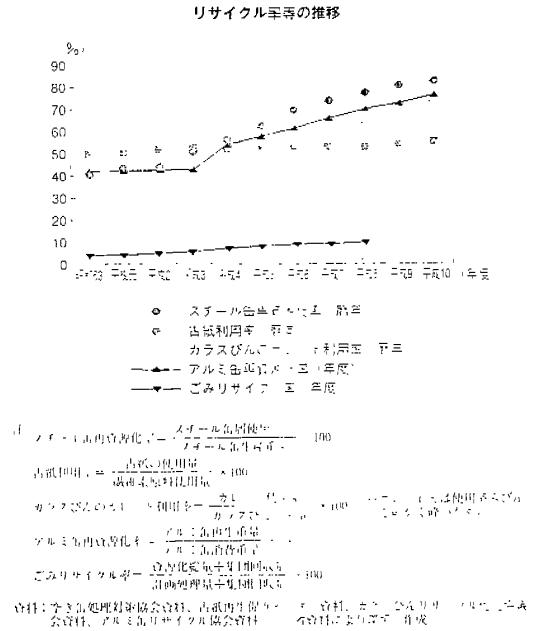
平成10年度の全国の地盤沈下の状況



地盤沈下は、地下水取水制限等により、長期的には沈静化に向かっています。平成10年度の年間4cm以上の地盤沈下は、昭和53年以降初めてゼロになった前年に引き続いてゼロでした。

資源循環の現状

個別のリサイクル状況について見てみると、スチール缶の平成10年の再資源化率は82.5%（平成9年79.6%）、アルミ缶の平成10年度の再資源化率は74.4%（平成9年72.6%）とそれぞれ増加してきています。また、ガラスびんについて見ると、平成10年のガラスびんの生産量197.5万tのうち原料として使用されたカレット（使用済びんを細かく砕いたもつ）の量は145.9万tで、カレット利用率73.9%となっており、カレット利用率は増加傾向にあります。平成10年の古紙の利用率については54.9%で、わずかながらも増加傾向にあります。PETボトルのリサイクルについて見てみると、約100の地方公共団体でリサイクルが始まっています。平成8年のリサイクル率2.9%に対し、年々リサイクル率は向上し、平成10年には16.9%となっています。



環境ホルモン問題

平成8年に刊行された「Our Stolen Future」（邦訳「奪われし未来」）という本では、DDT、クロルデン、ノニルフェニノールなどの化学物質が人の健康影響（男性の精子数減少、女性の乳がん罹患率の上昇）や、野生生物への影響（ワニの生殖器の奇形、ニジマス等の魚類の雌性化、鳥類の生殖行動異常等）をもたらしている可能性が指摘されています。また、わが国においては、イボニシという巻貝のメスが雄性化するという現象が見られ、詳しいメカニズムは解明されていませんが、船底塗料として使用されていて有機スズ化合物が原因ではないかとの報告もあります。

このような、生体内にとりこまれて内分泌系（ホルモン）に影響を及ぼす化学物質は、内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）と呼ばれています。

平成10年度に実施された環境ホルモン緊急全国一斉調査によると、ノニルフェニノールなどが広い範囲で検出されたほか、野生生物のうち、食物連鎖で上位に位置するクジラ類や猛禽類において、PCBなどの蓄積が見されました。

環境ホルモンと疑われる物質の環境実態調査結果の概況

測定 地 点	物 質	本調査の最大5位が環境庁の過去調査 物質数		
		累計化をえていた物質数	内 分布・過去の調査データのうち物質数	内 分布・過去の調査データのうち物質数
人気	100 地点 10 物質	9 47	1 0 14	—
水質	1,177 地点 61 (物質)	27 (物質)	7 (物質) (7/43)	—
空気	266 地点 61 (物質)	24 (物質)	5 (物質) (5/44)	—
土壤	101 地点 61 (物質)	26 (物質)	—	—
生物	189 地点 61 (物質)	22 (物質)	3 (物質) (3/12)	—
野生物	499 植体 25 (物質)	19 (物質)	4 (物質) (4/12)	—
猛禽類	12種類 12 (物質)	12 (物質)	1 (物質) (1/12)	—
クジラ類	12種類 12 (物質)	12 (物質)	1 (物質) (1/12)	—

日本列島はユーラシア大陸の東縁部に位置し、日本海をへだて大陸とはほぼ平行に達なる南北約3,000kmに及ぶ弧状の島です。世界でも比較的新しい地殻変動帯にある日本列島は、種々の地質的現

象が活発です。地形は起伏に富み、山地の面積が国土の約4分の3を占めます。山の斜面は一般に急傾斜で谷により細かく刻まれ、山地と平野の間には丘陵地が分布しています。平野、盆地の多くは小規模で山地との間や海岸沿いに点在し、河川の堆積により形成されています。また、気候は湿潤で、季節風が発達し、四季の別が一般に明確です。

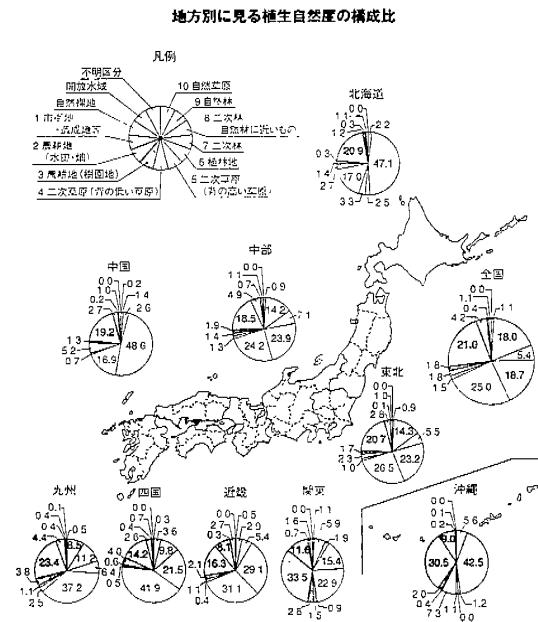
自然度別で見ると、自然林に自然草地を加えた自然植生は国土の19.1%と2割を切り、このうち2分の1以上に当たる58.8%が北海道に分布しています。一方、近畿、中国、四国、九州地方では、小面積の分布域が山地の上部や半島部、離島等に点在しているにすぎません。

11 日本の野生生物種の現状

わが国の絶滅のおそれのある野生生物の個々の種の生息状況等は、平成3年に、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（通称：レッドデータブック）—脊椎動物編一、同一無脊椎動物編—」として取りまとめられました。このレッドデータブックでは、野生生物の生息状況や生息環境の変化に対応するために定期的な見直しが必要であるとし、これまでに両生類、爬虫類、哺乳類、鳥類及び汽水・淡水魚類の新しいレッドリスト（レッドデータブックの基礎となる日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）の取りまとめを終了しています。植物についても平成9年8月にレッドリストをまとめ、現在レッドデータブックを作成中です。これによると、わが国に生息する哺乳類、両生類、汽水・淡水魚類の2割強、爬虫類、維管束植物の2割弱、鳥類の1割強の種が存続を脅かされています。

12 自然とのふれあい

近年、都市の身近な自然の減少や国民の環境に対する意識の向上などに伴い、人と環境との絆を深める自然とのふれあいへのニーズが高まっています。自然公園を訪れる人々の数（利用者数）は、平成10年では9億4,671万人でした。



出典：第1回自然環境保全基礎調査「植生調査」

わが国で確認されている動植物及び菌類の種数並びに絶滅のおそれのある種の現状
(平成11年2月現在)

分類群	種数	絶滅危惧種	絶滅のおそれのある種		準絶滅危惧種	信認不足	絶滅のおそれのある種数		
			IA類	IB類					
哺乳類	約200	4	0	31	16	16	9	47	
鳥類	約700	13	1	42	48	16	15	90	
爬虫類	97	0	0	17	25	1	1	18	
両生類	64	0	0	2	5	9	5	14	
汽水・淡水魚類	約300	3	0	5	1	12	5	76	
維管束植物	7,087	17	12	471	410	518	108	365	1,399
被子植物	約1,800	0	0	110	70	4	54	180	
裸子植物	約5,500	5	2	34	6	24	0	40	
被衣類	約1,000	3	0	22	23	17	17	45	
菌類	約16,500	28	1	51	11	0	0	62	

旧カテゴリーに基づく分類群

分類群	種数	絶滅種	絶滅のおそれのある種	希少種	絶滅のおそれのある種数
昆蟲類	30,146	2	23	15	166
汽水・淡水魚類	197	0	0	7	45
十脚甲殻類	824	0	34	39	54
陸・淡水産貝類	4,040	0	4	3	11
その他の動物					
合計					2,096

絶滅 (Extinct) : 我が国では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (Extinct in the Wild) : 同じ種が野外にのみ生存している種
絶滅危惧Ⅰ類 (Critically Endangered+Endangered) : 絶滅危惧Ⅰ類
絶滅危惧Ⅱ類 (Vulnerable) : 絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧 (Near Threatened) : 少少種 (Rare) : 同じ種が脆弱な種
*絶滅のおそれのある種の現状については、分類群毎に定期的見直しを行っているため、平成9年度以降に見直しを行った分類群についてのみ、下表と併せて改訂された新カテゴリーに基づいています。
(1) 動物の種数 (亜種等を含む) は、日本野生生物ガイド (1992, 1995, 森境判断編) 等による
(2) 深度束縛の種数 (亜種等を含む) は、生物分類学的見直しによる
(3) 研究用、地衣類、菌類の種数 (亜種等を含む) は、生物分類学による
(4) 絶滅のおそれのある種 (亜種等を含む) の現状は、新カテゴリーに基づくものについて記載
(1) (1992, 1995, 1999) に、旧カテゴリーに基づくものについては、「日本の絶滅のおそれのある野生生物・準絶滅危惧物 (1991, 森境判断編)」による

む　す　び

これまで見てきたとおり、経済社会のあり方を明確な目的意識を持って持続可能なものへ方向転換することが必要不可欠であり、その時期は「循環型社会元年」とも呼ばれる現在をおいてはいません。そして、日本が率先して循環型社会のモデルを示すことにより、21世紀の世界の潮流の中に経済社会に環境配慮を組み込んでいく力強い流れを形づくっていくことが求められています。そのためには政策主体そして国民一人一人が社会の主人公として足元からの変革を着実に進めていかなければなりません。今回の環境白書では、こうした考え方を具体的に明らかにしてきました。

21世紀に予想される様々な構造変化の中において、私たちが環境と共生していくためには、一人一人に環境の価値に対する正確な認識が生まれ、それを大切にする合理的な行動がしっかりと根付くことがまず求められます。このためには、適切な場面で環境についての知識、環境情報、環境技術などが活かされることが不可欠です。

環境保全と経済活動とが統合することが「環境の世紀」を実現する鍵になりますが、環境保全のためのコストが経済活動を支える市場のメカニズムにうまく反映されることを通じて、経済社会に環境配慮が組み込まれていくことが今後特に重視されます。また、地域特性を活かした環境共生型の地域社会が、その基礎となることが望されます。

もとより「環境の世紀」に向けた経済社会の構造変革は、社会の構成員それぞれにとって相当のエネルギーが必要な共同作業です。このため、政策主体の立場から、環境政策を始め各分野の行政施策の方向が各活動主体の環境保全への取組姿勢とうまく整合するように努め、互いに補強し合って相乗的な効果が上がるようにならなければなりません。

人類社会の持続的発展は、私たちが生きている現代文明を乗り越えることから切り拓かなければなりません。「足元からの変革」こそ、私たちができるだけ早い時期に絶対にやり遂げなければならない重い課題です。人や組織における個々の変革努力が共通の目的意識を通じて適切に組み合わさったとき、大きな相乗効果を発揮します。今回の環境白書では、このような足元からの変革努力により社会が大転換を遂げる可能性があることを強調しました。

私たち人類は、“環境を味方にする”ための社会変革の方法を生み出す英知と素早い実行力を持ち合わせているはずです。21世紀は、そうした可能性を秘めた「環境の世紀」なのです。私たち現在に生きる世代が、未来世代の命運を握っており、環境問題への対応を誤るわけにはいかない重い責任を担っていることを忘れてはなりません。



●本冊子に対するご意見、ご感想がございましたら下記へお寄せください。

環境庁企画調整局企画調整課調査企画室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 (03)3581-3351㈹ e-mail hakusho@canet.go.jp

図で見る環境白書(平成12年版) 平成12年6月発行

印 刷 株式会社 ぎょうせい

〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12 (本社)

〒167-8088 東京都杉並区荻窪1-30-16 (本部)

お問い合わせ (03)5319-6654

—環境庁 子供たちのための環境学習推進事業—

●こどもエコクラブについて●



概要

持続可能な社会をつくるためには、21世紀を担う子ども達が将来にわたり環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。

環境庁では、平成7年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、子ども達の地域の中での主体的な環境の学習や実践活動を支援しています。

各クラブの活動内容に特に制限はなく、それぞれのクラブの自主性が重んじられていますが、クラブの積極的な取組を促進するため、(財)日本環境協会内のこどもエコクラブ全国事務局から、全国のクラブの活動事例や情報、各種学習プログラム等を掲載したニュースレターや、会員手帳など配布されます。また、日頃の活動を発表したり、子ども達の交流を深めるための全国フェスティバルも計画されています。

応募方法

こどもエコクラブには1グループ数人から20人程度の小中学生が集まれば、だれでも参加できます。

連絡係となるサポーター（大人）を決め、下の登録用紙に必要事項を記入の上、もよりの市区町村の環境担当課に申し込んで下さい。

問い合わせ先

(財)日本環境協会

(こどもエコクラブ全国事務局)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-7-2 虎の門高木ビル7階

TEL 03-3508-2651

FAX 03-3508-2570

とうろくようし JEC登録用紙 「こどもエコクラブ」

*この番号は市区町村事務局で記入します
登録番号

クラブ名	クラブ人数		サポーター		人、 個
	男	女	男	女	
こどものリーダー					小学校 年才
氏名	性別	小学校 年才	性別	小学校 年才	JEC活動年数
クラブのメンバー	年日				年日
	年日				年日
	年日				年日
	年日				年日
サポーターさんの連絡先 (キットの返送先)	氏名	男 女 才	住 所 〒		
グループの種類 (該当するものをで きんでください)	近所のお友達 学校の(クラス、クラブ、委員会)	子ども会 家族・親戚	ホイー・カールスカウト その他()	JEC活動年数 (自宅・施設・TEL) 虎整館や公民館のグループ	
こどもエコクラブで やってみたいこと					

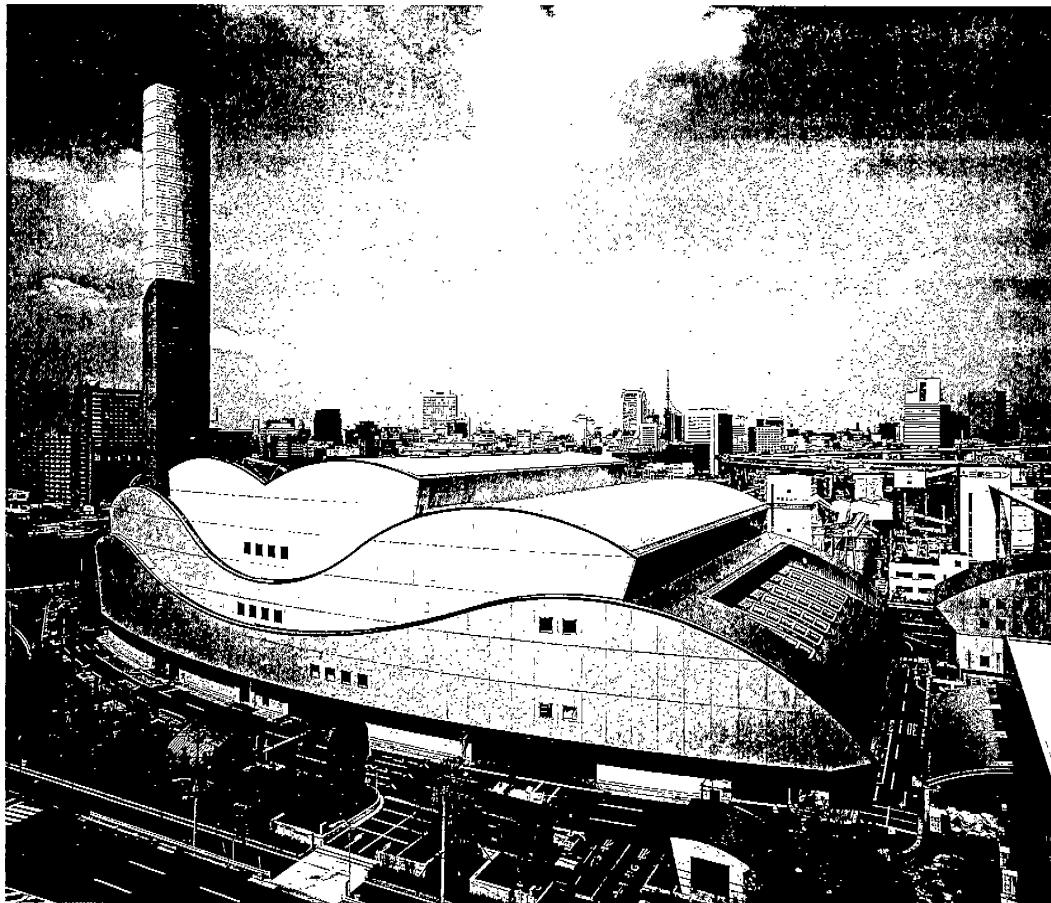
*1. 前年度登録している方は、その時のクラブ名もご記入ください。
*2. クラブのメンバー記入欄が足りない時は、別の用紙に書いていただきかごヒートしてお使いください。

この冊子は再生紙を使用しています。古紙利用率は100%。うち市中回収古紙利用率は100%です。
また、印刷インキについては大豆油インキを使用しています。

東京都

港 清 掃 工 場

MINATO INCINERATION PLANT,
TOKYO MET. GOV.



清掃工場の役割

ROLE OF AN INCINERATION PLANT

東京23区から発生するごみ量は、循環型社会形成にむけた種々の取り組みにより、平成元年をピークに減少傾向にあります。

今後も、ごみの発生を抑制するとともに、リサイクルを推進していくことが求められています。

それでも排出されるものについては、その適正処理が必要となります。

清掃工場ではごみを燃やすことで、ごみを衛生的に処理するとともに、体積を約20分の1に減らすことができ、貴重な最終処分場を長く使用することができるようになります。

東京都では、清掃工場の建設・管理にあたっては、環境対策に万全をつくすことはもちろん、ごみを燃やす際に発生する熱を発電や給熱に有効利用いたします。

The volume of waste generated in the 23 wards of Tokyo reached a peak in 1989 and has been in a downward trend since then due to various projects implemented with the aim of forming a recycling-oriented social system.

Promotion of recycling waste while suppressing its generation will continue to be pursued in the future.

Even so, an appropriate treatment of waste that is generated is still needed.

An incineration plant can treat waste hygienically and reduce its volume to approximately 1/20 by burning it, and can thus prolong the use of valuable final disposal sites.

The Tokyo Metropolitan Government will effectively utilize thermal energy generated while burning waste for generating electricity and heating water, not to mention every measure taken for environmental protection in constructing and managing an incineration plant.

港清掃工場の特徴

FEATURES OF MINATO INCINERATION PLANT

1. 新しい技術の導入

大型コンピュータによる自動化システムを導入した最新鋭の清掃工場です。

2. 公害防止設備の充実

ごみを高温で焼却するとともに、高性能なロ過式集じん機を採用して、排ガス中のダイオキシン濃度0.1 ngTEQ/m³N以下を目指します。

そのほかの大気汚染物質の排出量についても、法律の規制よりもさらに厳しい自己規制を行っています。

2. 雨水の有効利用

工場敷地に降った雨を雑用水として再利用しています。

4. 効率的な余熱利用

ごみの焼却で得られた熱を利用して、蒸気タービンによる発電を行っています。工場で必要な電力をまかない、余剰電力は電力会社に売却しています。

5. まちなみとの調和

工場周辺にはレインボーブリッジ・お台場・天王洲アイルなどがあります。これら臨海部の施設との調和を図って、水面に浮かぶ睡蓮(すいれん)の花をイメージしたデザインとしました。

* 工場敷地内に資源化棟を併設しています。

資源化棟には、古紙やビン・カンを選別・加工して、再利用するための資源化施設を設置しています。また、ごみの固形燃料化(RDF)実証プラントを設置しています。

1. Introduction of New Technology

A state-of-the-art incineration plant which introduced an automated system equipped with main-frame computer.

2. Enhancement of Pollution Preventive Equipment

Along with burning waste at a high temperature, a high-performance bag filter is employed to reduce the dioxin in flue gas below the 0.1 ng TEQ/m³N level. Other air-polluting substances released into the atmosphere conform with regulations that are set by the facility to be even more stringent than the legal requirement.

3. Effective Use of Rain Water

Rainfall on the premises is used for miscellaneous purposes.

4. Efficient Waste-heat Use

Electricity is generated by a steam-turbine generator which uses thermal energy generated by incinerating waste. The power required in the plant is supplied in this manner, and surplus electricity is sold to an electric power company.

5. Harmony with surroundings

The Rainbow Bridge, Odaiba and Tennoji Isle are located in the area surrounding the plant. In order to harmonize the appearance of the plant with these waterfront surroundings, a design with a conceptual image of a floating water lily was adopted.

* A resource-recycling building was also constructed on the premises. A resource-recycling facility for sorting and processing used paper, bottles and cans is installed in the building. A Refuse Derived Fuel demonstration plant was also included.

主要設備

MAIN EQUIPMENT



ごみ計量機

収集車が運んできたごみを計量します。

Waste Truck Scale

Weighs waste collected by waste collection vehicle.

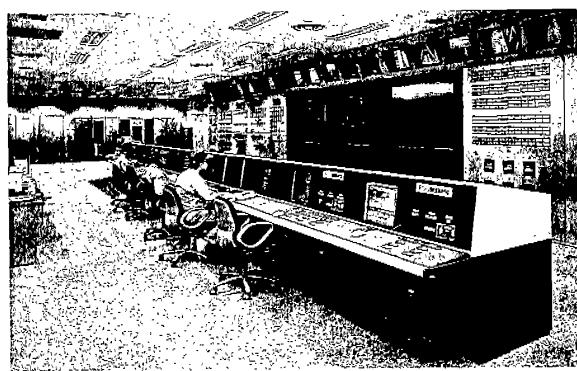


プラットホーム

計量後、ごみ搬入車はここでごみバンクにごみをあけます。各ごみ搬入車は全て自動管制システムで誘導されます。

Platform

After being weighed on a scale, a waste collection truck releases waste into the waste bunker. The waste collection truck is guided to each gate by a fully automatic control system.

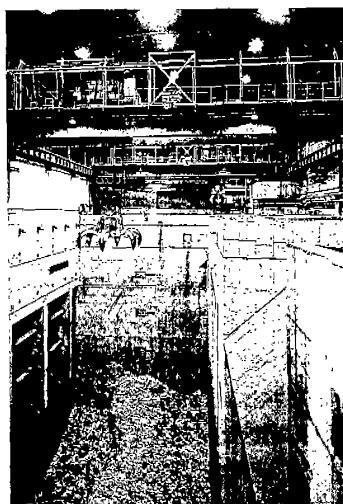


中央制御室

焼却炉やタービン発電機などの機器はコンピュータにより運転、起動、停止などを自動で行います。運転員はCRT画面を直接タッチし画面展開を行ったり、キーボードを操作し機器の運転及び排ガス・排水等の監視をし、公害発生の未然防止に努めるなど、プラント全体の運転・監視管理を行っています。

Central Control Room

Most of the plant equipment, such as the incinerator and turbine-generator, is automatically operated by computer for start-up, shutdown and normal operation. Operators execute operation and monitor control of all facilities, including normal operation of equipment and pollution prevention, either by touching CRT screens or manipulating keyboards.

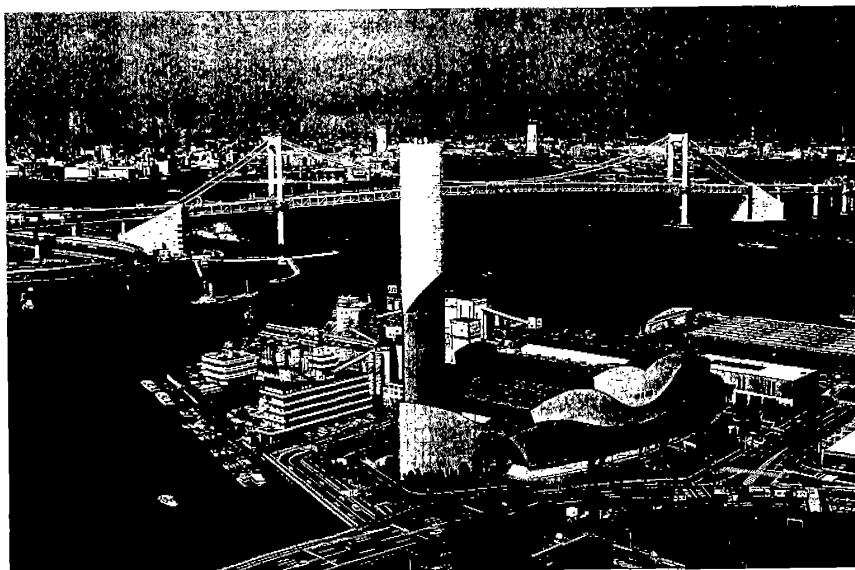


ごみバンク / ごみクレーン

ごみバンクに一時貯留されたごみをクレーンでつかみ、焼却炉の入口であるごみホッパに自動的に投入します。

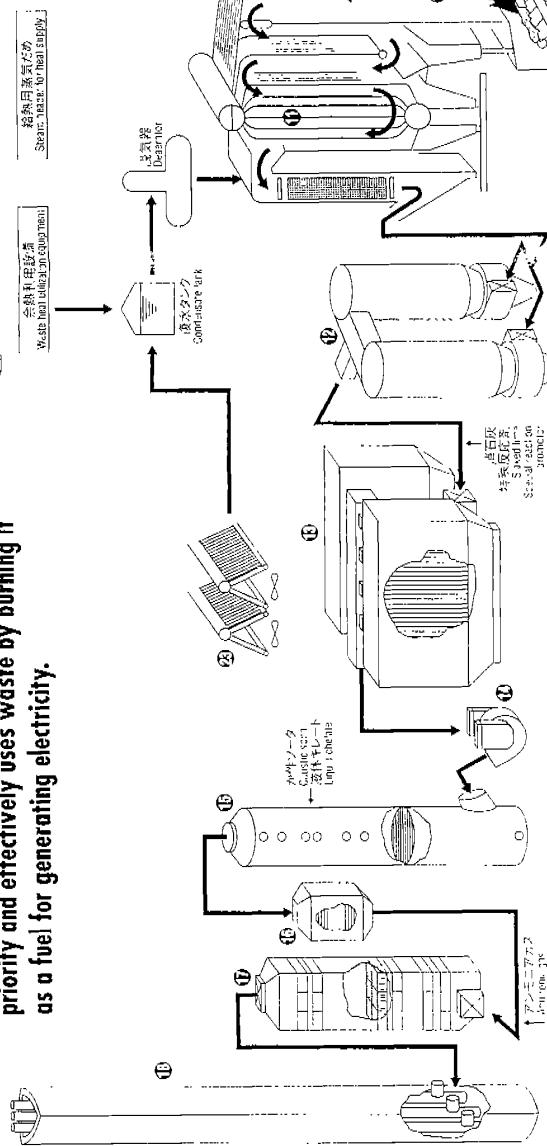
Waste Bunker / Waste Crane

Waste is temporarily stored in the bunker; then the crane picks it up and loads it into the hopper automatically at the furnace inlet.

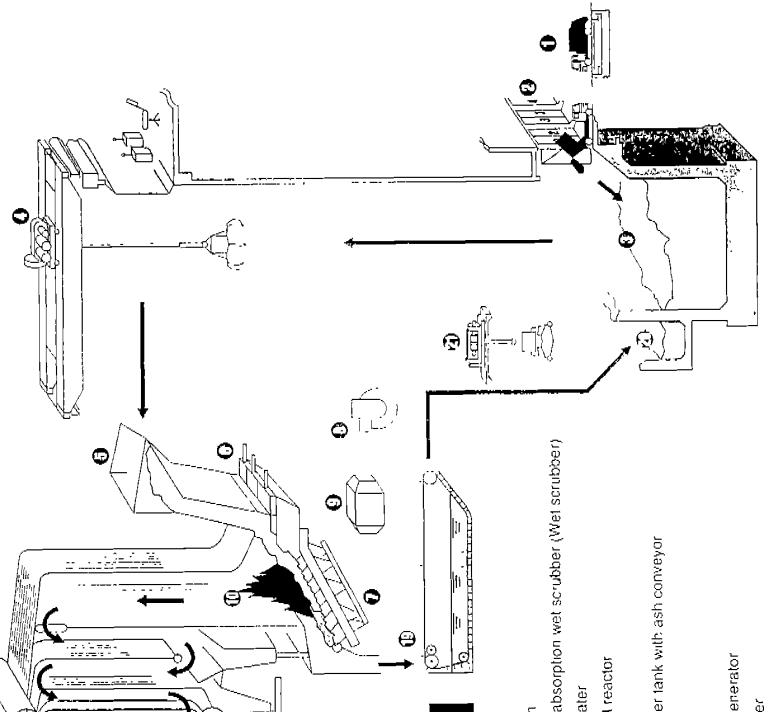
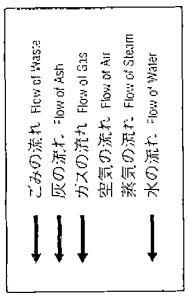


環境対策を最優先し、ごみを燃料として 発電に有効利用する清掃工場です。

The Incineration Plant, which assigns the environmental protection measures as the highest priority and effectively uses waste by burning it as a fuel for generating electricity.



焼却施設のフロー図 Incineration Facility Flow Diagram

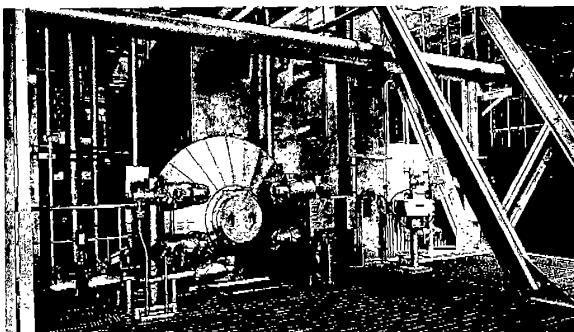


OUTLINE OF FACILITY EQUIPMENT

- | | |
|------------------------------------|--|
| ① Waste truck scale (weight scale) | ② Bag filter |
| ② Platform | ③ Induced draft fan |
| ③ 誘引ファン | ④ Quenching and absorption wet scrubber (Wet scrubber) |
| ④ ごみバケン | ⑤ Steam gas reheat reactor |
| ⑤ ごみクレーン | ⑥ De-NOx catalyst reactor |
| ⑥ ごみホッパ | ⑦ Slack |
| ⑦ 給じんフィーダ | ⑧ Ash-cooling water tank with ash conveyor |
| ⑧ ストーカ | ⑨ Ash bunker |
| ⑨ 押込ファン | ⑩ Ash crane |
| ⑩ 蒸気式空気予熱器 | ⑪ Steam turbine generator |
| ⑪ 燃却炉 | ⑫ Boiler |
| ⑫ ポイラ | ⑬ Reaction-vaporizer (Quenching chamber) |
| ⑬ 反応蒸発塔 (減温塔) | |

余熱利用システム

WASTE-HEAT UTILIZATION SYSTEM

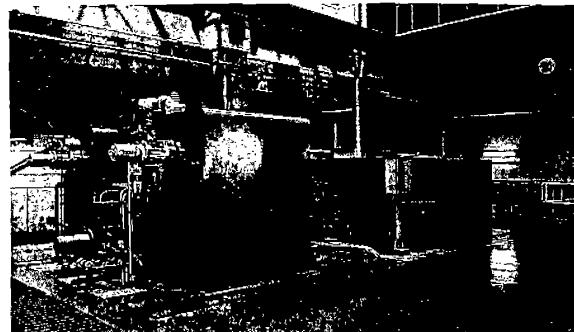


●ボイラ

ごみの燃焼によって発生する熱を回収し蒸気をつくります。

Boiler

Generates steam by recovering the heat generated from burning waste.



●蒸気タービン発電機

ボイラで発生させた蒸気を利用して発電します。

Steam-turbine Generator

Generates electricity using steam generated in the boiler.

公害防止システム

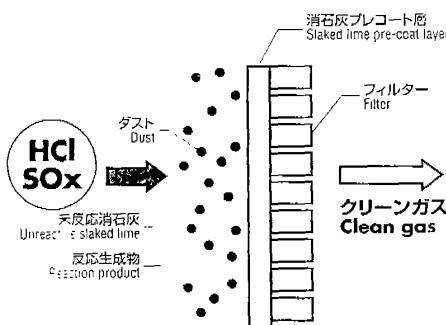
POLLUTION PREVENTIVE SYSTEM

●ろ過式集じん機

排ガス中のいじんや、消石灰などと反応・吸着させた硫黄酸化物や塩化水素などは、円筒状のろ布に付着させて除去します。

Bag Filter

Dust in a flue gas as well as sulfur oxide, hydrogen chloride, etc., which react with such agents as lime and absorbed, are extracted by having them deposited on a cylindrical-shaped filter cloth.

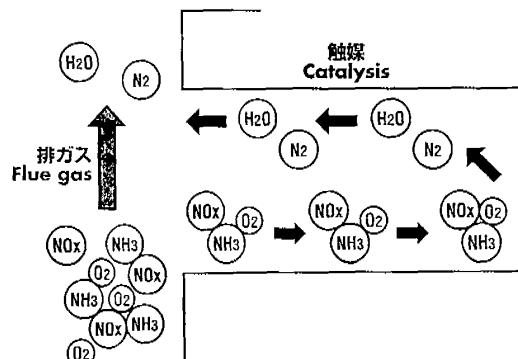


●脱硝反応塔

排ガス中に含まれる窒素酸化物は、反応塔にアンモニアガスを吹き込み、触媒の働きで無害な窒素と水にして除去します。

De-NOx Catalyst Reactor

Removes NOx contained in flue gas by blowing ammonia gas into the reaction chamber, with a help of catalysis by nonharmful nitrogen and water.

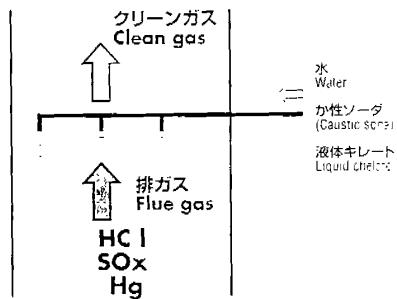


●冷却吸収減湿塔（洗煙塔）

排ガス中の硫黄酸化物・塩化水素などの酸性ガスや水銀を、か性ソーダや液体キレートを加えた水で洗浄して除去します。

Quenching and Absorption Wet Scrubber (Wet Scrubber)

Removes acidic gases, such as sulfur oxide and hydrogen chloride as well as mercury in flue gas by rinsing with caustic soda and liquid chelated water.

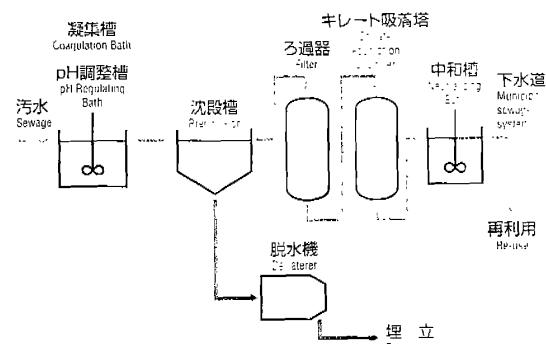


●汚水処理設備

工場から排出される汚水は、高度処理して下水道へ放流するとともに、一部は工場内で再利用します。

Sewage Treatment System

Sewage drained from the plant undergoes extensive treatment, and part of it is re-used in the plant, with the rest released into the municipal sewage system.



施設の概要

OUTLINE OF PLANT

敷地面積： 約29,200 m²
工事期間： 平成7年3月～平成11年1月
工 費： 約445億円

建物

1. 工場棟

建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
地下2階・地上6階

延床面積：約31,000 m²

2. 管理棟

建築構造：鉄骨造
地上4階

延床面積：約2,400 m²

3. 煙突

構 造：外筒 鉄筋コンクリート造
内筒 鋼鉄製
地 上 高：130 m

プラント

1. 焼却炉：全連続燃焼式ストーカ炉

焼却能力 可燃ごみ…300 t／日×3基
(ただし、1基は予備炉)
発熱量 高質 約13,400 kJ/kg (3,200 kcal/kg)
基準 約10,000 kJ/kg (2,400 kcal/kg)
低質 約7,100 kJ/kg (1,700 kcal/kg)

2. ボイラ：過熱器付自然循環式水管ボイラ

蒸発量 最大：59.3 t/h ×3基
蒸気圧力 常用：2.70 MPa (27.5 kg/cm²)

3. 余熱利用：蒸気タービン発電機

蒸気流量 最大：129.8 t/h ×1基
蒸気圧力 常用：2.45 MPa (25.0 kg/cm²)
発電機出力 22,000 kW

4. 公害防止

- ・排ガス処理設備
集じん設備 形式…ろ過式集じん機
洗煙設備 形式…水噴霧循環式
窒素酸化物除去設備 形式…触媒脱硝方式
- ・排水処理設備 形式…凝集沈殿・ろ過・
キレート吸着処理方式

公害防止基準

排ガス：ばいじん 0.02 g/m³N 以下
窒素酸化物 60 ppm 以下(日平均1時間値)かつ13.23m³N/時 以下
いおう酸化物 20 ppm 以下
塩化水素 15 ppm 以下
水銀 0.05 mg/m³N 以下
ダイオキシン 1 ng TEQ/m³N 以下
(0.1 ng TEQ/m³N 以下を目指します。)

排水水：処理水(放流水)の水質は、下水道法の下水
排除基準値以下

騒音・振動：東京都公害防止条例の規制基準値以下
悪臭：悪臭防止法及び東京都公害防止条例の
規制基準値以下

Lot size. Approx. 29,200 m²
Construction period: March 1995 - January 1999
Construction cost: Approx. 44.5 billion yen

Buildings

1. Plant building

Construction Reinforced concrete construction and steel frame construction
6 stories above ground and 2 stories under

Floor area (space): Approx. 31,000 m²

2. Administration building

Construction Reinforced concrete
4 stories above ground

Floor area (space): Approx. 2,400 m²

3. Stack

Construction External cylinder, Reinforced concrete
Internal cylinder Steel plate

Height: 130 m

Plant

1. Incinerator Fully continuous stoker-type furnace

Incineration capacity Burnable waste … 300 ton/day × 3 units
(Except one unit which is a spare furnace)

Lower calorific value of waste

High	Approx. 13,400 kJ/kg (3,200 kcal/kg)
Standard	Approx. 10,000 kJ/kg (2,400 kcal/kg)
Low	Approx. 7,100 kJ/kg (1,700 kcal/kg)

2. Boiler: Natural circulation type of water-tube boiler with super-heater

Amount of evaporation max 59.3 ton/hour × 3 units
Steam pressure norm 2.70 MPa (27.5 kg/cm²)

3. Waste-heat utilization: Steam turbine generator

Volume of steam flow max 129.8 ton/hour × 1 unit
Steam pressure norm 2.45 MPa (25.0 kg/cm²)
Generator output 22,000 kW

4. Pollution prevention

- Flue gas treatment system
Dust-collection system Type … Bag filter
Flue-gas rinsing system Type … Water-spray circulation
De-NOx system Type … Selective catalytic reactor
NOx removal system
- Waste water treatment system Type … Coagulation, filtering and
chelating and absorption treatment

Pollution Preventive Standards

Flue gas: Flue dust 0.02 g/m³N or less

NOx 60 ppm (Value for 1 operation hours/day average) or less and
less than 13.23 m³/hour

SOx 20 ppm or less

Hydrogen chloride 15 ppm or less

Mercury 0.05 mg/m³N or less

Dioxin Below 1 ng TEQ/m³N (Target is 0.1 ng TEQ/m³N or less)

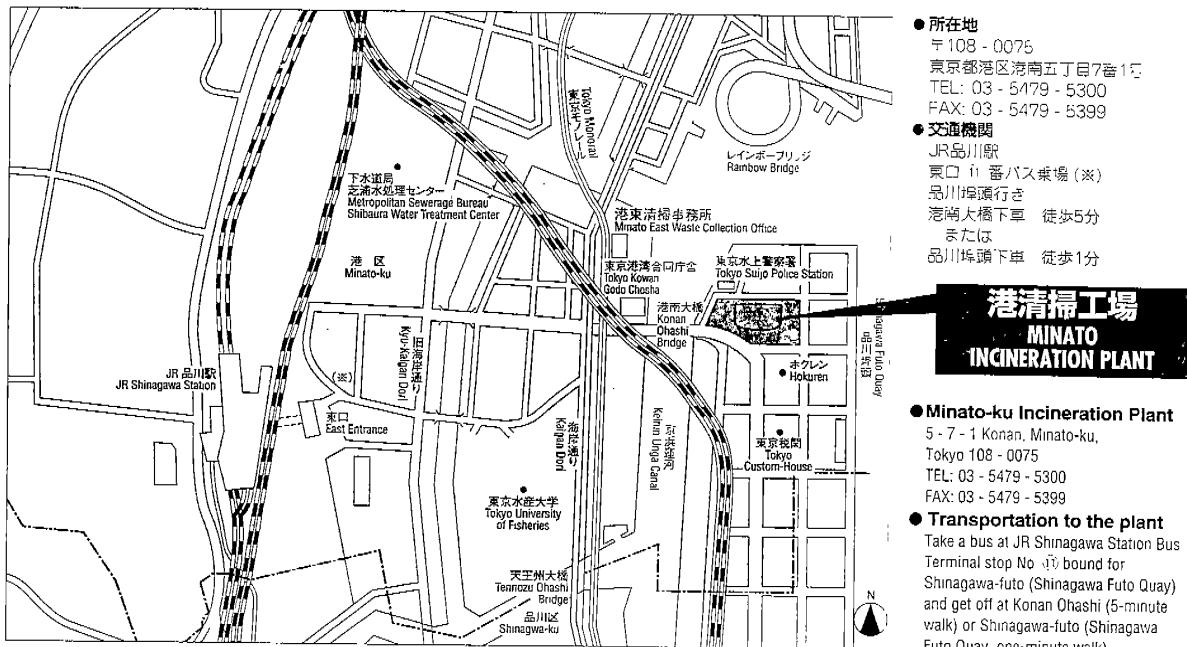
Discharged water: Lower in level than the drain-water standard set by the
Sewerage Law

Noise and vibration: Below the level set by the pertinent Tokyo Metropolitan
Regulation Ordinance

Odor: Lower than the regulatory value set by the Odor Control Law and pertinent
Tokyo Metropolitan Ordinance

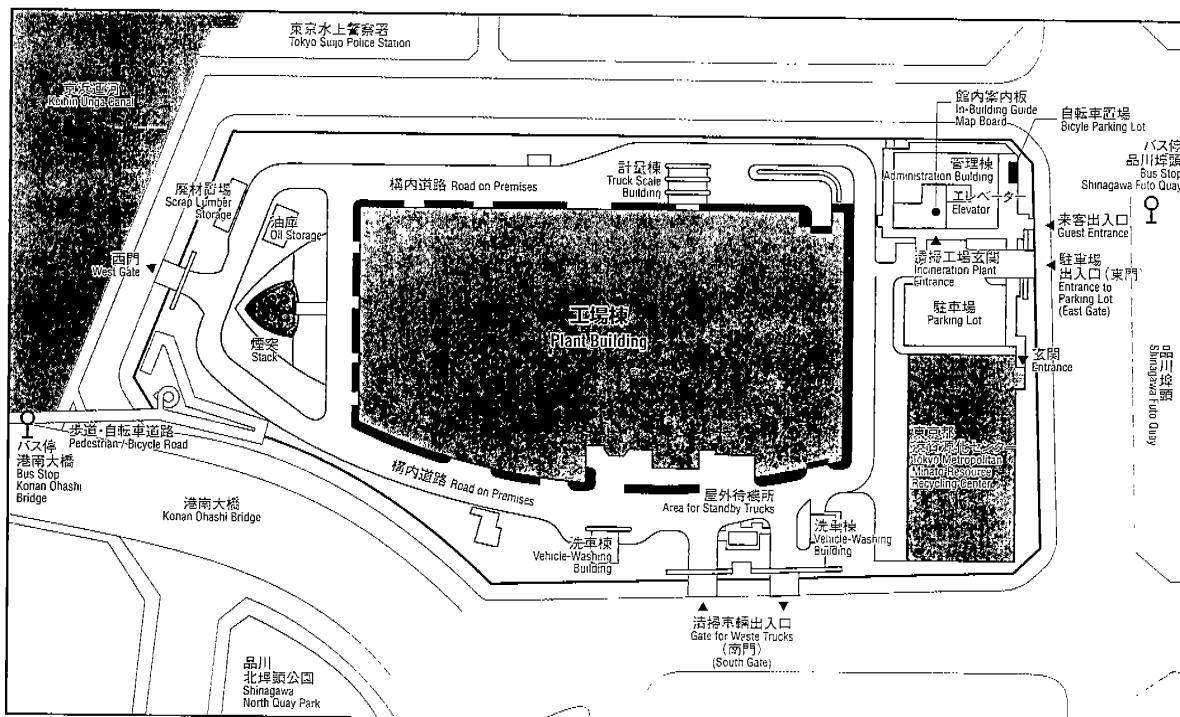
案内図

GUIDE MAP



施設配置図

PLANT LOCATION



川崎市環境調和型まちづくり基本構想
川崎臨海部エコタウンの実現に向けて
資源リサイクルシステム



川崎市

実現に向かって着実に歩み続ける 川崎エコタウン基本構想

産業や生活、文化など人間のすべての営みが、
自然や環境に調和し、生き生きと発展を遂げる21世紀の新しい都市を目指して川崎市は
平成9年度、『川崎環境調和型まちづくり基本構想』を策定しました。

この構想は廃棄物を再生資源として利用する循環型・省資源型の「川崎ゼロ・エミッション工業団地」を
コアに周辺に資源リサイクル施設を設置、生産工場との連携を図ることによって
21世紀をリードする一大エコ実践地区を形成し、市民のより豊かで快適な生活を支えると共に、
エコ地区での成果や情報を広く共有すべく、世界に向けて発信してゆくというものです。

いま、この基本構想に沿って、プランは一歩一歩着実に実現の方向へと進行中——
21世紀と共に新しく生まれ変わろうとしている川崎市です。

川崎新時代2010プラン

川崎臨海部再編整備基本計画
再編整備基本方針

課題：臨海部再編整備
工業の活性化
住工混在の緩和

川崎産業振興プラン
かわさき21
産業戦略アクションプログラム

資源循環型社会の創生

時代の要請

構造転換の内在的要請

- 国際競争力の向上
- 新産業の育成
- 原材料・製品の再利用・再資源化
- 国際的な交流拠点・機能の整備

- 企業：生産技術と環境技術と
情報技術の調和
- 行政：快適な環境づくりへの先導性

環境問題

- エネルギー消費
- 地球温暖化
- 廃棄物の社会問題

川崎臨海部の潜在要素
■活力のある企業の集積 ■情報集積度が高い ■土地の確保が容易 ■資源循環型施設の立地
■環境技術の蓄積 ■基盤施設の充実 ■企業内構造転換の必要性

川崎市環境調和型まちづくり基本構想の策定

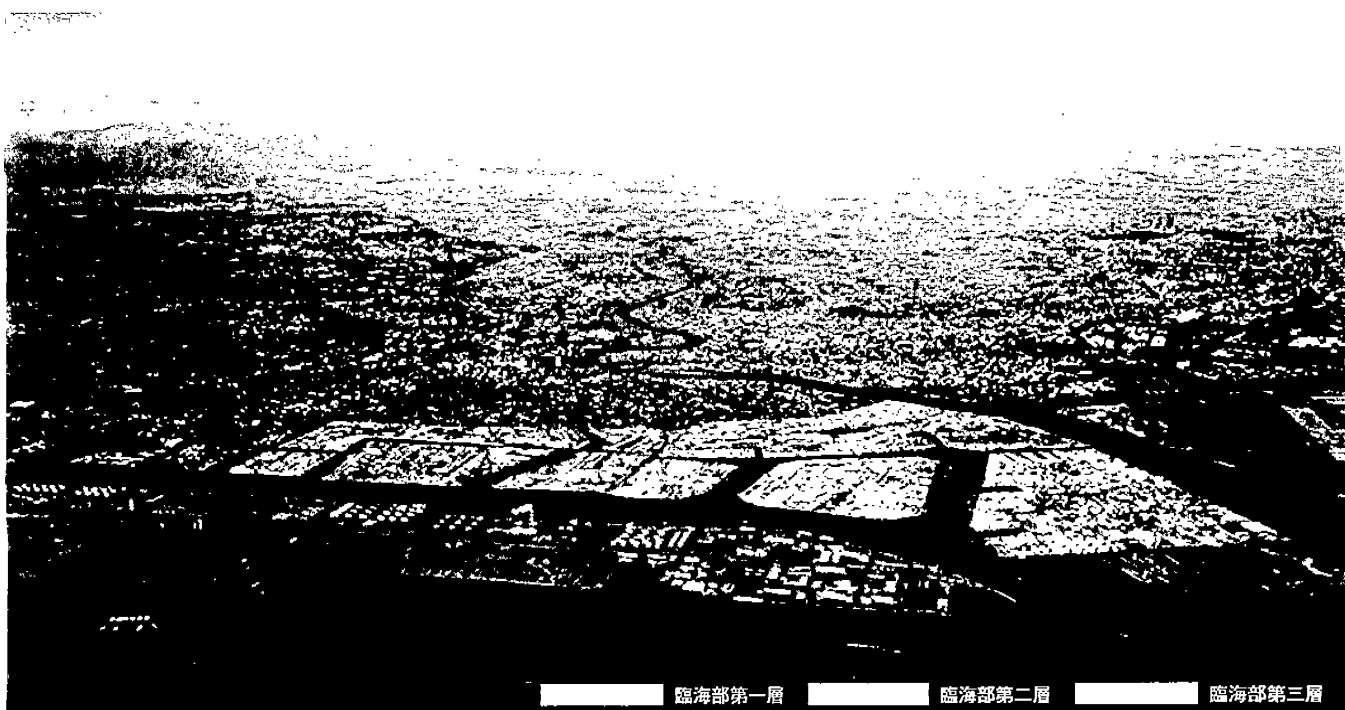
エコタウン基本方針

- ①企業自身がエコ化を推進する
- ②企業間の連携で地区的エコ化を推進する
- ③環境を軸とし持続的に発展する地区的実現に向けた研究を行う
- ④企業・地区の成果を情報化し、社会・途上国に貢献していく



エコタウン構想事業の対象となるエリアは、川崎市臨海部です。

「環境調和型まちづくり構想事業」の対象となる川崎市臨海部とは、JR東海道線以南のほぼ川崎区全域をさし、東海道線から産業道路までの「既成市街地」、産業道路から内奥運河までの「臨海部第一層」、浮島町・千鳥町・水江町・扇町などの「臨海部第二層」、東扇島・扇島・浮島町先の埋立地からなる「臨海部第三層」の4つに分けられています。本構想では「第一層から第三層までを主要な計画対象エリアとしています。



臨海部第一層

臨海部第二層

臨海部第三層

活力のある
企業の集積

情報集積が
高い

臨海部の
潜在要素

土地の確保が
容易

資源循環型
施設の立地

環境技術の
蓄積

基盤施設の
充実

企業内の構造
転換の必要性

**川崎市臨海部は首都圏を代表する
産業・物流機能の集積地です。
発展の可能性は無限に広がります。**

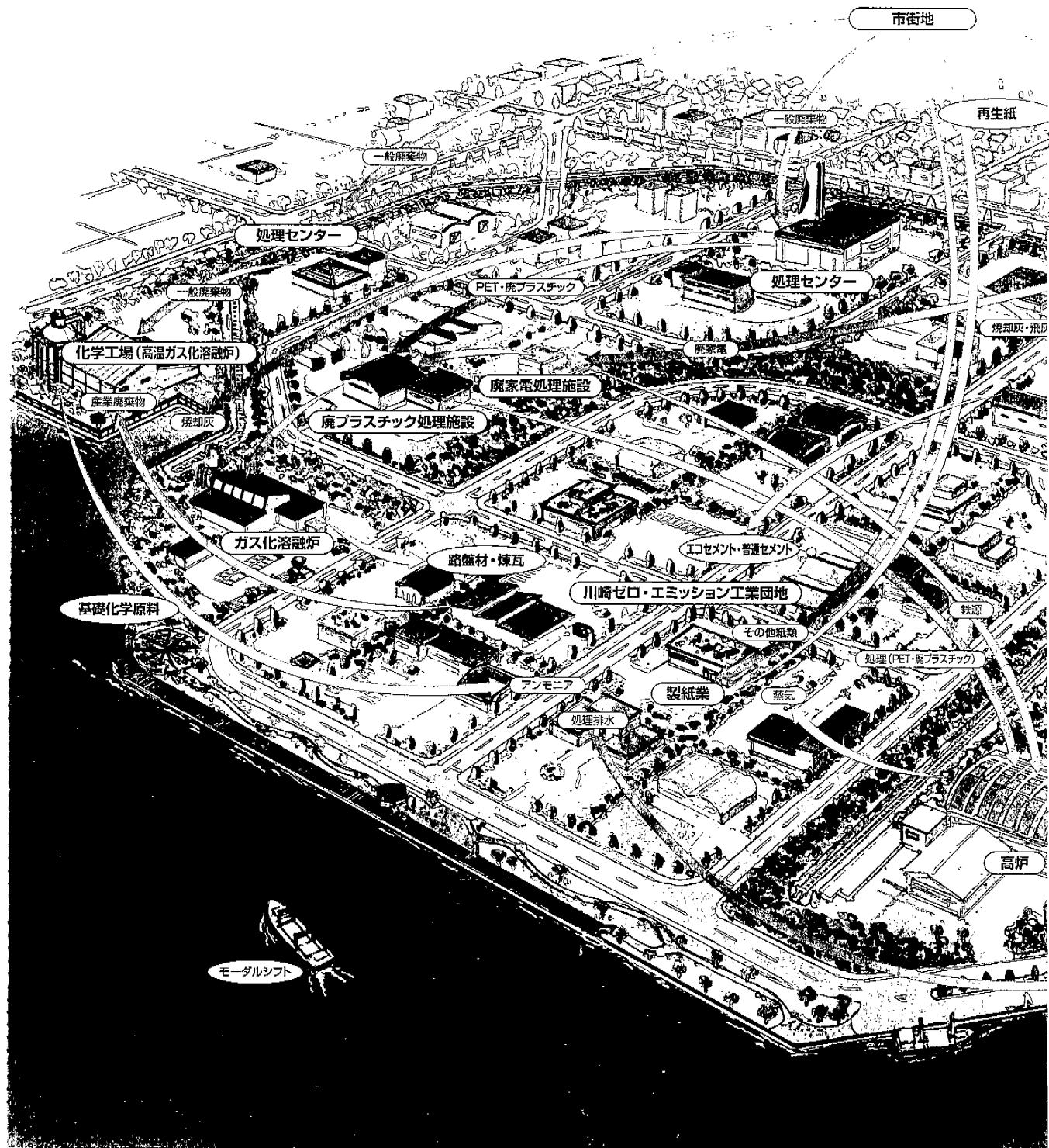
事業の対象となる川崎市川崎区の産業道路以南の工業地帯は、首都圏に近く、資源産業に不可欠な港湾、鉄道、運河を含めた物流インフラ、エネルギー施設が集積しています。また、大きなポテンシャルを秘めた日本有数の大企業、資源循環分野で競争力のある多数の中小企業、さらに各種の環境関連施設も備えています。こうしたさまざまなインフラや施設の機能を有機的に連携させることによって、競争力のある資源循環型産業システムの構築が可能となります。



新たな機能を持つ地域の形成

川崎ゼロ・エミッション工業団地をコアに、地域へ、世界へ——
 川崎市は資源循環型社会づくりの意欲に満ちたチャレンジを
 産業と環境が調和し、ダイナミックな発展をとげる未来の川崎市…。そんな新しいエコタウンを形成するために、当市は次ぎのよう

川崎エコタウン構想イメージ図

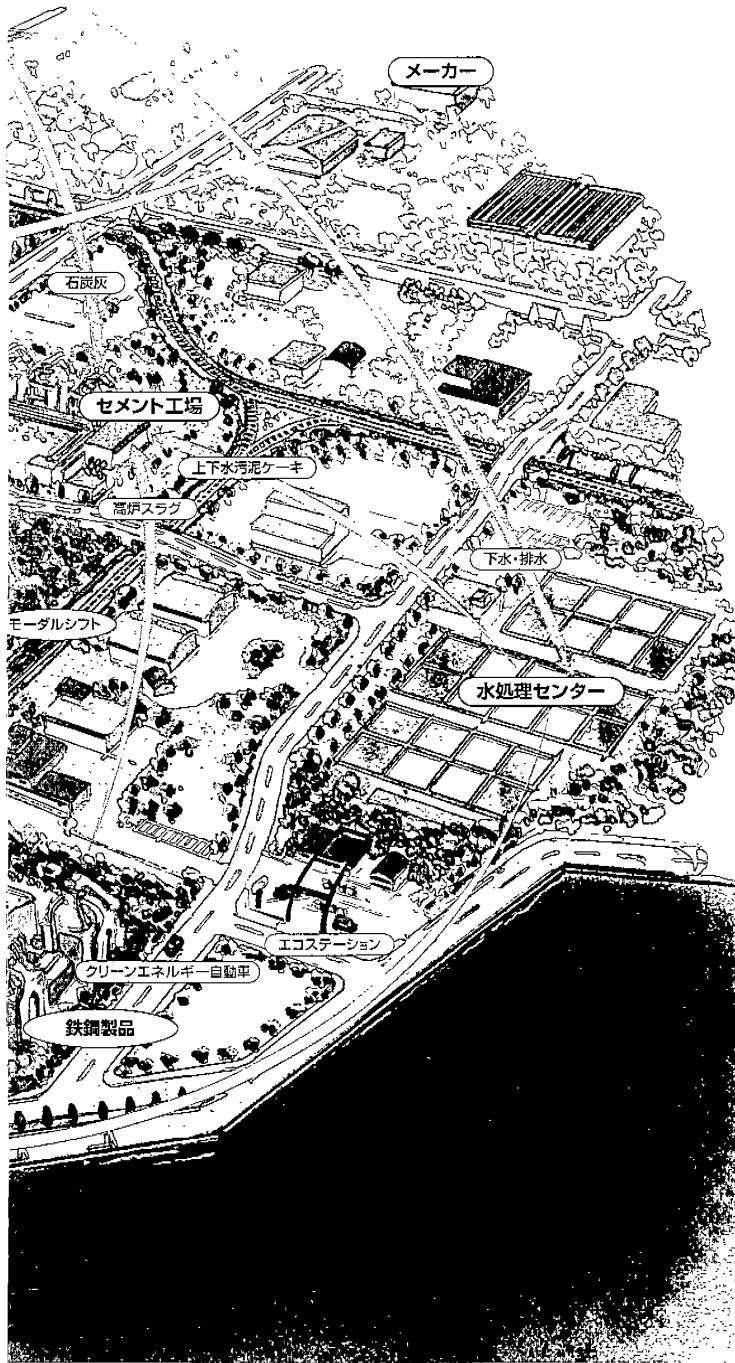


排出資源の流れ



リサイクル製品の流れ

ています。
基本方針》を設定しています。



企業自身がエコ化を推進する

エコタウンを推進するための第1ステップとして、川崎市は企業自身のエコ化推進を奨励。例えば環境マネジメントの体制整備、工場排水をゼロエミッション化、工場内の廃棄物ゼロ化、環境に配慮した輸送システムの構築等、環境調和型工場として取り組んでいる優良企業をゼロエミッションモデル工場として認定し、広く紹介します。

企業間の連携で地区のエコを推進する

第2ステップとして、エコ化推進中の企業間で連携し、地区としてのエコ化を目指します。川崎市ではこのための環境目標を設定し、地区環境宣言を制定します。地区のエコ化の核となる構想は、川崎ゼロ・エミッション工業団地整備プロジェクトの推進。また、各企業のISO14000シリーズの取得についても前向きに取り組み、地区における共同リサイクルとして紙・びん・缶・ペットボトル等の共同資源回収や、リサイクル商品の利用などにも積極的に取り組みます。

環境を軸として持続的に発展する地区的実現に向けた研究を行う

エコタウンをさらに発展させるために持続的発展に向けた研究を行います。エネルギーの有効活用として工場排熱のカスケード利用。地区資材のリサイクルとその事業化に向けた製品リサイクル体系への取り組み。研究開発型産業の振興として企業間交流による環境技術の共同研究開発も行います。

企業・地区の成果を情報化し、社会や途上国に貢献していく

企業のエコ化、地区のエコ化、エコ化に向けた持続的な研究を含め、エコタウンの情報化を目的として、環境技術等の情報提供、環境技術のデータベース作成および情報提供、環境パフォーマンスの評価、エコタウン内の環境情報等と、地区外へ積極的に情報を発信していきます。そのための情報発信機能としてのエコタウン会館に、交流・学習・および環境情報提供の場として位置づけます。

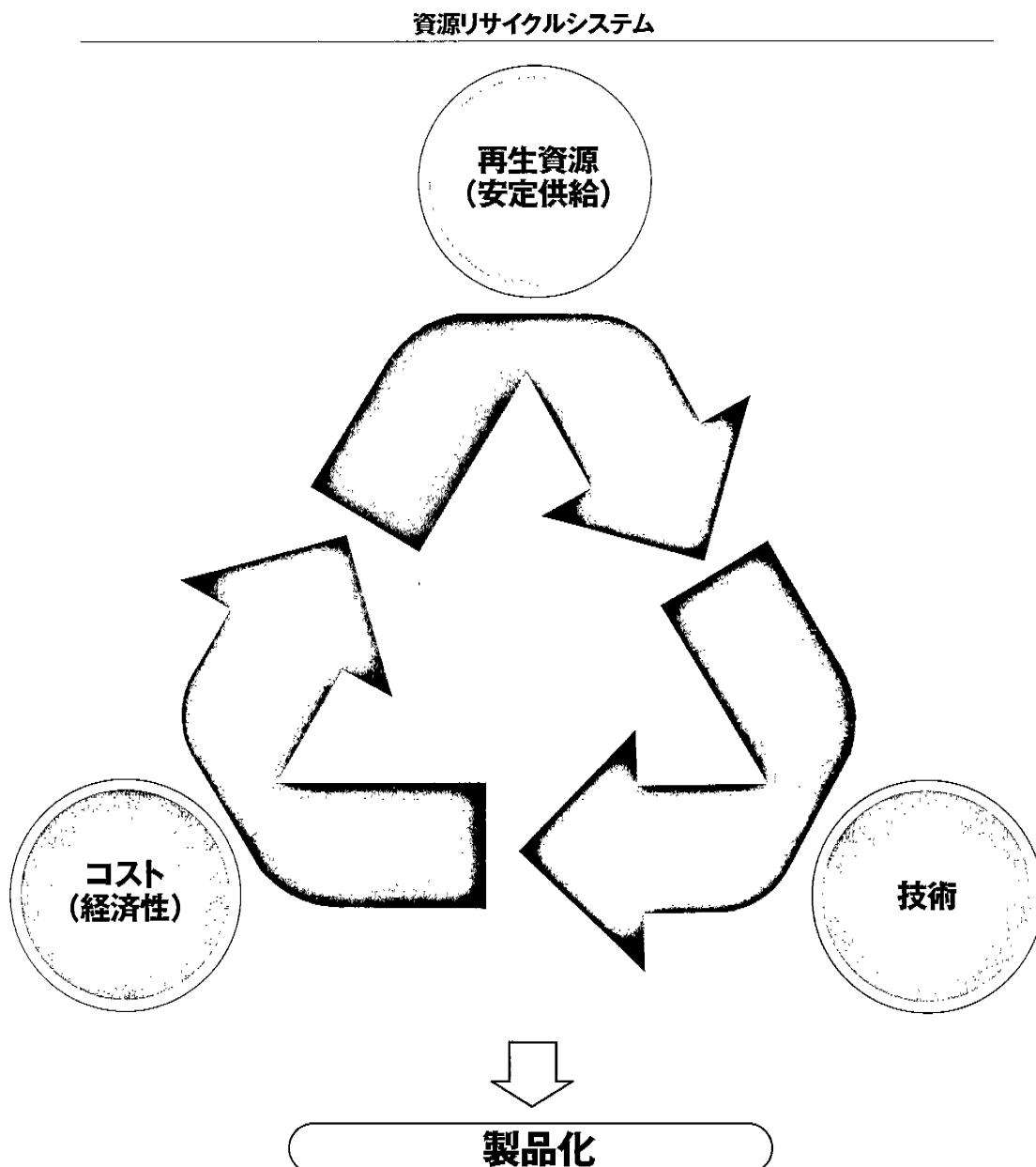
資源リサイクルシステムの展開

エコタウン地域のエコ化を推進していくためには、動脈産業と静脈産業がうまくかみ合い連携していくことが非常に重要な要素となります。また、企業単独でのゼロエミッション化にも限界がともあります。川崎市ではエコタウン地域内の資源循環の可能性と、将来的にリサイクルシステムの形成に寄与すると思われる施設との組み合わせについて検討しています。

リサイクル事業導入の可能性

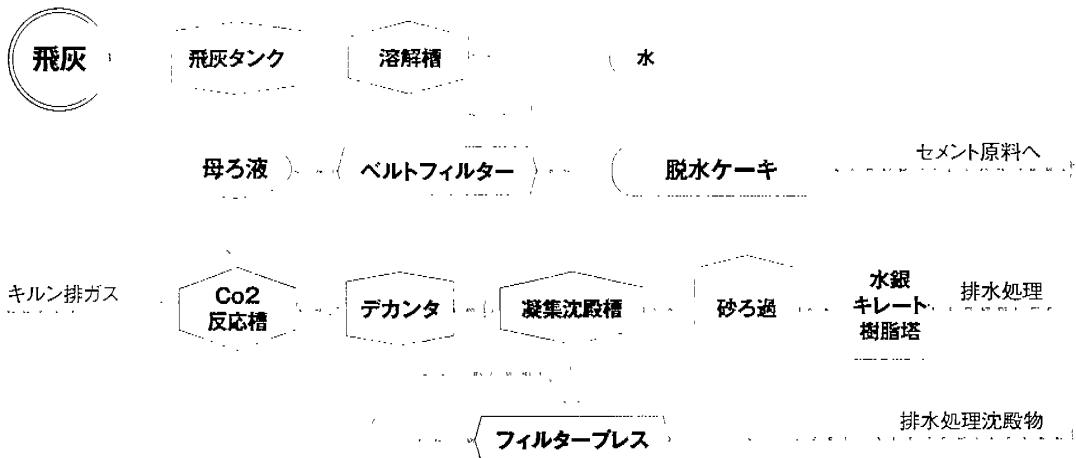
資源循環をより一層活性化させるために新たなリサイクルする事業が提案されています。川崎市ではそれぞれのリサイクル事業の特徴、導入効果について考察し実現の可能性について検討しました。導入を検討した主なリサイクル事業は次の通りです。

- ①飛灰の灰水洗処理法によるセメント原料化マテリアルリサイクル ②エコセメント原料化マテリアルリサイクル
- ③使用済プラスチックリサイクル ④使用済家電リサイクル ⑤溶融スラグ化によるマテリアルリサイクル
- ⑥高温ガス化直接溶融炉によるケミカルリサイクル



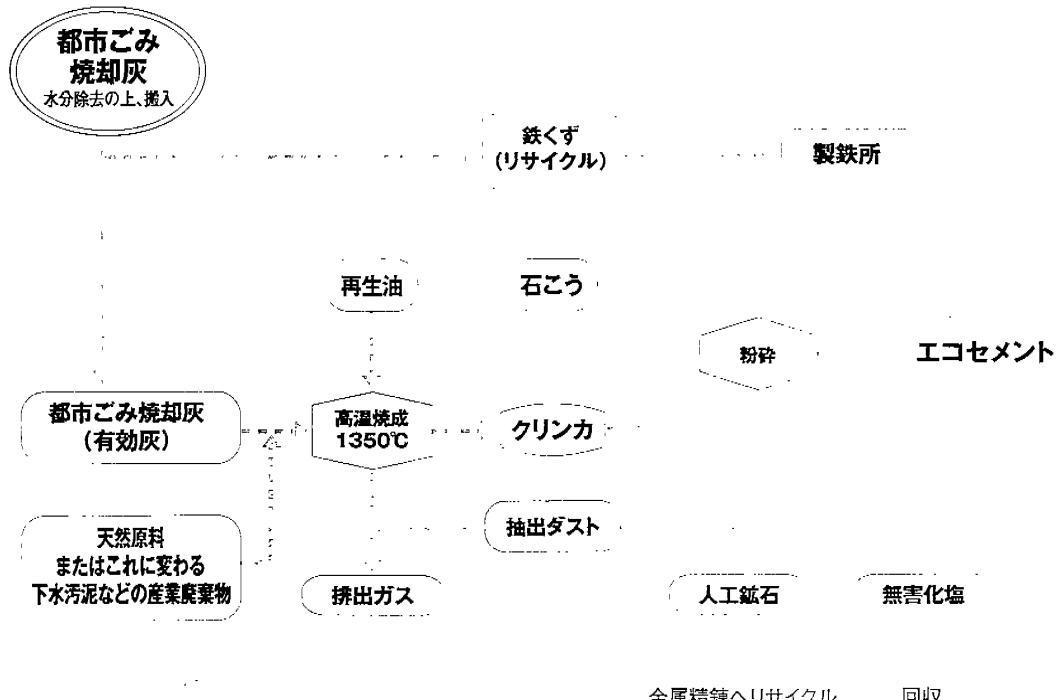
飛灰の灰水洗処理法によるセメント原料化マテリアルリサイクル

川崎エコタウン地区内および市内のごみ焼却場等から発生する焼却飛灰をエコタウン地域内のセメント工場で灰水洗処理法により普通セメントの原料として使用します。



エコセメント原料化マテリアルリサイクル

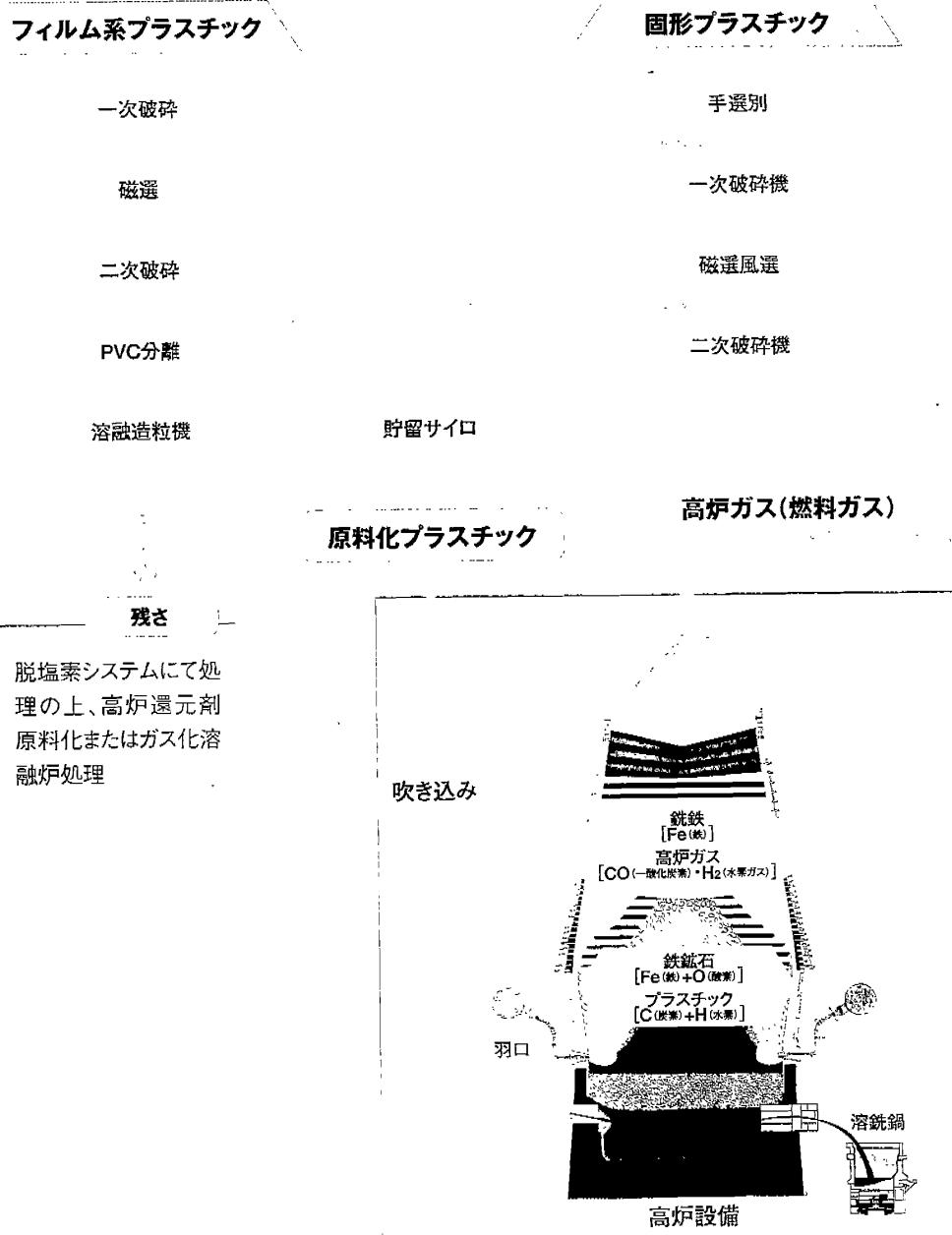
川崎エコタウン地区内および市内のごみ焼却場等から発生する焼却灰をエコタウン地域内セメント工場でエコセメントの原料として使用します。製造されたエコセメントは、無筋コンクリートの原料としてリサイクルされます。



使用済みプラスチックリサイクル

高炉は鉄鉱石をコークスで還元して銑鉄をつくる製鉄の基幹プロセスです。産業廃棄物の廃プラスチックをコークス代替原料として高炉へ吹き込むリサイクル操業が既に行われています。今後新たに対象となる容器包装リサイクル法により、その他プラスチックは再資源化義務が課せられます。このため、川崎エコタウン地区、川崎市内を主体に発生する容器包装系の使用済みプラスチックを高炉原料（鉄鉱石の還元材）としてリサイクル化することがこの施設の目的です。

廃プラスチック



廃家電リサイクル施設の概要

川崎エコタウン地区、川崎市内から排出される使用済み家電（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）を冷媒フロンの回収、破碎、分別などの工程を経て製鉄原料としてリサイクルします。



使用済み家電製品

家電リサイクルシステム

製鉄原料

鉄・銅・アルミ・プラスチック

鉄鋼製品

製鉄所

溶融スラグ化によるマテリアルリサイクル

川崎市内の処理センターで発生する焼却灰及び川崎エコタウン地区のリサイクル事業関連の残さをガス化溶融炉方式により溶融スラグ化します。溶融スラグは水碎し、土木用資材（路盤材やコンクリート骨材、タイル等）の製品の原料としてリサイクルします。また、ガス化溶融炉の排熱を利用して発電し、電力供給（または蒸気供給）を行います。



発電



煙突



飛灰:無害化
最終処分場:県外
処理埋立

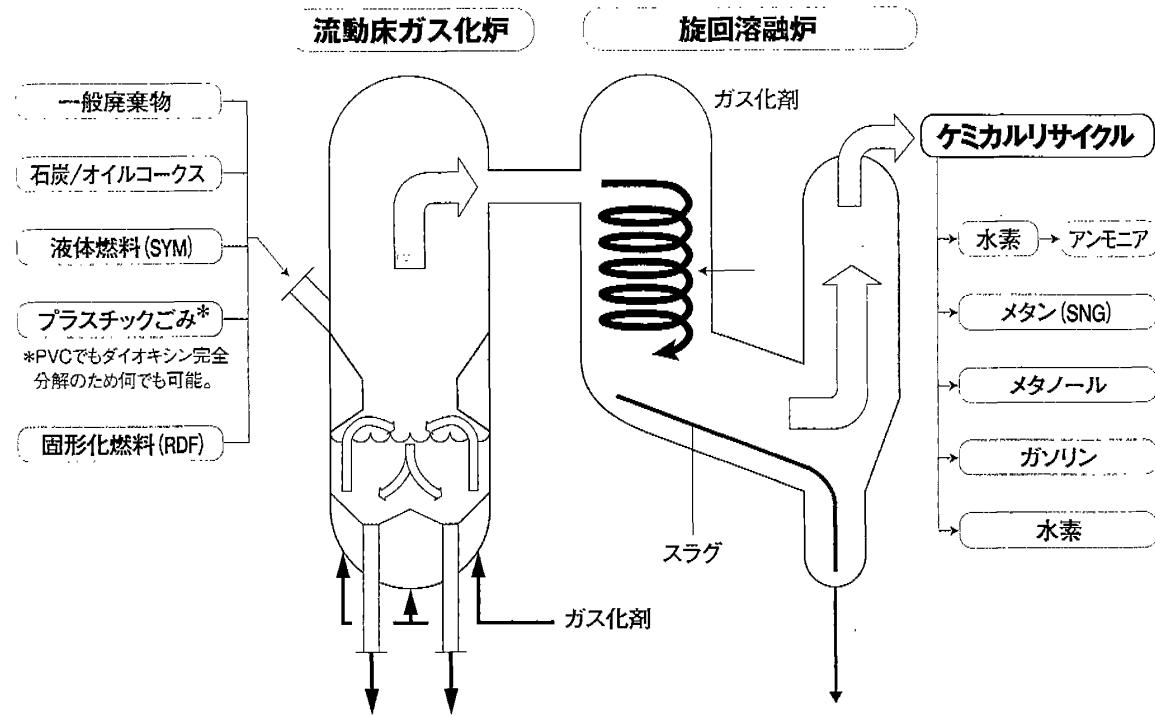
メタル

溶融スラグ

水碎(リサイクル資材の原料化)

高温ガス化直接溶融炉によるケミカルリサイクル

ケミカルリサイクルは、ごみ中に含まれる炭化水素から、水素、一酸化炭素等を生成させ、これを化学原料として、アンモニア、メタン、メタノール等の基礎化学製品を合成する方法です。ガス化溶融プロセスとアンモニア製造プロセスを組み合わせることによって可能となります。



マテリアルリサイクル

- ④低温流動床ガス化炉は、有価金属をクリーニングして分級する機能を持ちます。
- ④回収可能有価金属 Fe、Cu、Al
- ④石、ガレキなどは、地盤材等として再利用。

飛灰の無害化

- ④園芸資材、建築資材等として再利用。

《エコタウンの基本方針》に基づき 4つの推進プログラムを実施中



四つの基本方針は、企業のエコ化推進プログラム、地区のエコ化推進プログラム、持続的発展に向けた研究プログラム、そしてエコタウンの情報化プログラムで構成します。

エコタウン基本方針

- ①企業自身がエコ化を推進する
- ②企業間の連携で地区のエコ化を推進する
- ③環境を軸とし持続的に発展する地区の実現に向けた研究を行う
- ④企業・地区の成果を情報化し、社会・途上国に貢献していく

エコタウンづくりの基本は、川崎市臨海部を、環境性を軸とした街に再整備します。地区内の環境性を高めるために、企業活動のエコ化を追求し、地区全体が世界をリードする実践地区とし、その成果を情報化して世界に発信していくことを目指します。このようなエコタウンを形成するために次の基本方針を設定しました。

1 企業のエコ化推進プログラム

- ①ゼロ・エミッション・モデル工場
- ②実証実験的施設の設置とショーウィンドー化

2 地区のエコ化推進プログラム

- ①地区環境宣言の制定
- ②「川崎ゼロ・エミッション工業団地」の整備
- ③地区的緑化と快適空間の整備
- ④クリーンエネルギー自動車の導入
- ⑤地区における共同リサイクル

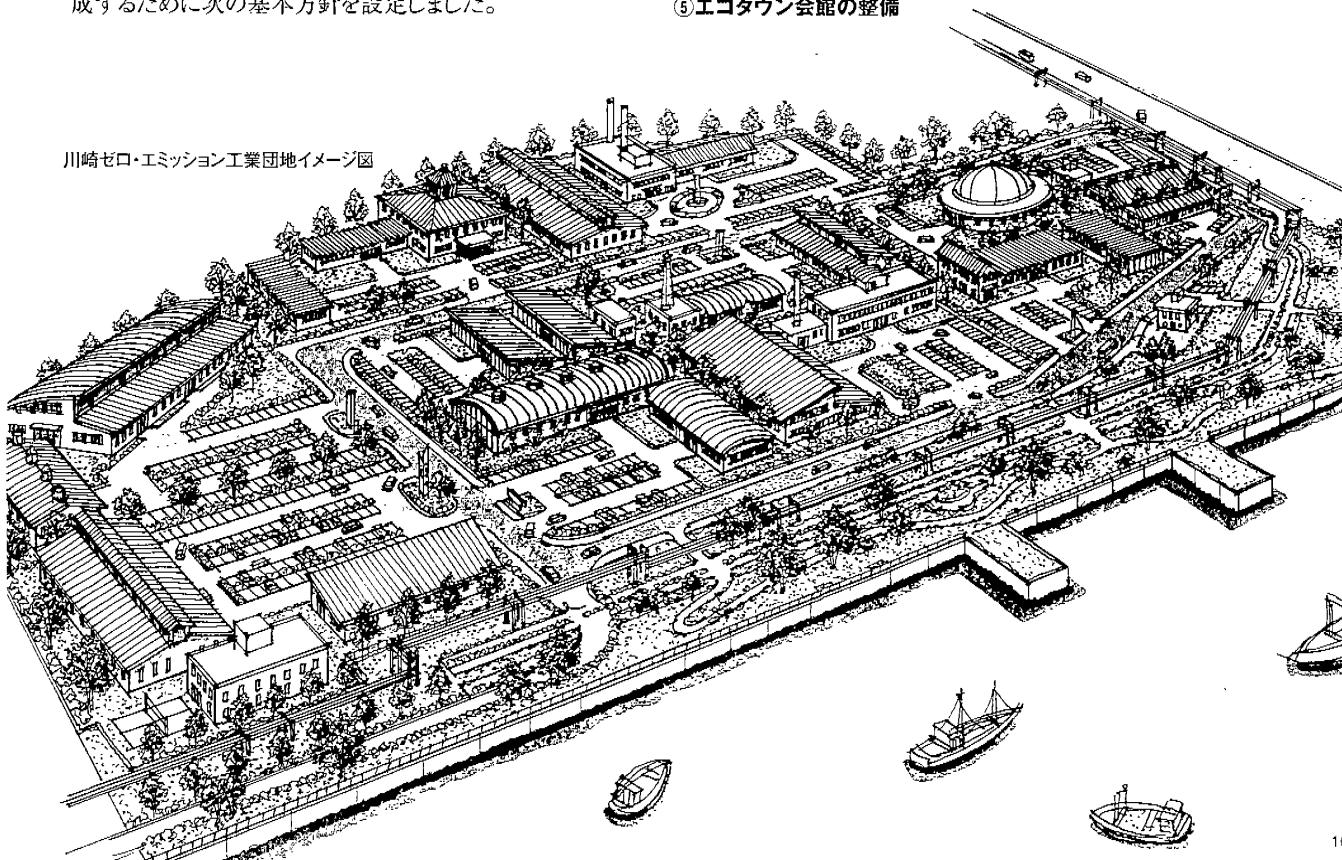
3 持続的発展に向けた研究プログラム

- ①エネルギーの有効利用の研究
- ②地区的資材のリサイクルとその事業化に向けた研究
- ③研究開発型産業の振興

4 エコタウンの情報化プログラム

- ①広報事業
- ②情報提供事業
- ③情報交換・研究事業
- ④エコツアー事業
- ⑤エコタウン会館の整備

川崎ゼロ・エミッション工業団地イメージ図





KAWASAKI CITY

お問い合わせ先

川崎市経済局
産業振興部 産業振興課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL.044-200-2335 FAX.044-245-4123

*このパンフレットは再生紙を使用しています。

ZERO-EMISSION
ECO-TOWN

この事業は、通商産業省のエコタウン事業の
補助金を受けて実施したものです。

神奈川県

環境基本計画



次に学ぶ

2000年（平成12年）4月版

表 紙

平成11年度かながわ地球環境保全ポスターコンクールで最優秀賞を受賞した 山下 文朗さん(大阪市在住)の作品です。

次に学ぶ事は、荷が、重い。

国語、算数、理科、社会、……

いろいろ学ぶことが多いけど、2000年、新しい科目が必要になるだろう。

空気、水、食物と人間が生きていくうえでの全ての事が、「環境」という言葉に含まれ
それを、無視することは、出来なくなります。もう少し「真剣」に、もう少し「正確」に、
「環境」問題を考える時代です。

はじめに



神奈川県は、丹沢や箱根の山なみ、「母なる川」相模川をはじめとする大小の河川、美しい湘南や三浦のなぎさなど、豊かな自然に恵まれています。この豊かな自然を守り、後世に伝えていくことは、私たちの責務であると考えております。

環境問題は、これまで工場や事業場による深刻な産業公害や開発等による自然環境の破壊が主なものでしたが、今日では、大量の廃棄物の発生と最終処分場のひっ迫、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害、ダイオキシンや環境ホルモン等の化学物質問題、さらには地球の温暖化、オゾン層の破壊等の地球規模の問題へと拡大しております。

このような数多くの問題を解決し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐためには、社会経済活動や都市のあり方、生活様式を問いかねし、環境に配慮した新たな社会をつくりあげていくことが求められています。環境の世紀といわれる21世紀を目前に控え、県民、事業者の皆様が日常生活や事業活動の中で、環境問題を自らのこととして捉え、環境に配慮した行動に転換していく、そのような動きを社会全体に広げ、「環境立県かながわ」を築いていきたいと考えております。

県では、平成9年4月に「神奈川県環境基本計画」を策定し、環境の保全・創造に関する施策の推進に努めてまいりましたが、このたび、「環境立県かながわ」の実現に向けた確かな道筋をつけるため、計画の見直しを行いました。特に、長期的なビジョンに立って対策を強化するため、廃棄物の県内処理100%をめざした総合的な取組、ディーゼル自動車対策の強化や自動車交通総量の抑制、県行政における環境に配慮した意思決定システムの構築、県民や事業者の皆様による具体的な環境配慮活動の推進などの施策については、新たに考え方を整理し、その進むべき目標と方向とともに、具体的な取組もお示しすることとしました。

計画の見直しに当たりましては、神奈川県環境審議会の委員の方々をはじめ、多くの県民の皆様から貴重なご意見やご提言をいただきました。深く感謝申し上げます。今後とも、「率先・協働・参加」を施策展開の基本に据え、計画に掲げた取組を着実に推進してまいりたいと考えております。皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

2000年4月

神奈川県知事

周崎 洋

目 次

第1章 環境基本計画策定の趣旨と見直しの概要

環境問題の質的な変化.....	2
環境基本計画策定の意義と計画期間.....	2
望ましい環境像、望ましい社会像.....	3
神奈川県の環境政策の方向性.....	3
環境基本計画の見直しの経過.....	4
環境基本計画の見直しの概要.....	4
新たな手法やシステム.....	5

第2章 環境の現況及び課題

神奈川の社会特性.....	6
地域環境の現況と課題.....	7
地球環境の現況と課題.....	14
県民、事業者等の取組の状況.....	16

第3章 環境を保全・創造するための施策

目標設定項目一覧表.....	18
目標設定内容と達成シナリオ.....	19
重点的課題・プロジェクト項目一覧表.....	37
重点的課題・プロジェクトの内容.....	38
施策体系.....	74

第4章 環境配慮指針

環境資源利用に当たっての配慮指針.....	91
地域環境づくりの方向.....	95

第5章 計画の推進

実効性を確保するための体制の整備.....	97
神奈川県環境基本条例.....	99
用語集.....	102
環境審議会審議経過と県民参加・市町村参加.....	107
既存目標の進捗状況一覧.....	109

第1章 環境基本計画策定の趣旨と見直しの概要

環境問題の質的な変化

環境問題はどのように変化してきたのでしょうか。

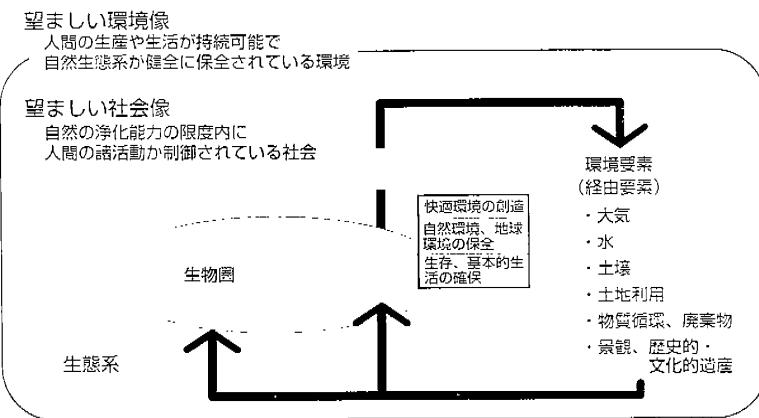
環境問題の変化	環境問題の特徴	その時代を象徴する法律、条例等
(戦前～戦後期の環境問題)	・特定の工場・事業場による近隣住民の健康被害や近隣地域の環境悪化、開発等による自然環境の破壊	・工場取締規則（1916年（大正5年）神奈川県令） ・史蹟名勝天然記念物保存法（1919年（大正8年））
(戦後～高度経済成長期の環境問題)	・特定多数の工場・事業場による相当範囲にわたる住民の健康被害や地域の環境悪化、乱開発等による広範囲な自然環境の破壊 (例) 横浜や川崎など京浜工業地帯を中心とした地域におけるぜん息の発生、工場排水による河川や海の汚濁、開発による緑や歴史的風土の喪失など	・神奈川県事業場公害防止条例（1951年（昭和26年）） ・神奈川県土地利用対策委員会発足（1957年（昭和32年）） ・川崎市公害防止条例（1960年（昭和35年）） ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（1966年（昭和41年）） ・公害対策基本法（1970年（昭和45年）） ・良好な環境の確保に関する基本条例（1971年（昭和46年）） ・県公害対策事務局設置（1971年（昭和46年）） ・環境官設置（1971年（昭和46年）） ・自然環境保全条例（1972年（昭和47年））
(今日の環境問題)	・通常の事業活動や私たちの日常のくらしの中から生じる広域的な地域の環境悪化、地球全体の環境悪化の顕在化（環境問題の空間的拡がり、時間的拡がり） ・因果関係が複雑で、直接的な利害関係が稀薄なことから、一般的な関心は高まるが、自分自身の問題としては認識されにくい (例) 自動車交通公害、生活排水による河川や海の汚濁などの都市・生活型公害、オゾン層の破壊や地球の温暖化などの地球環境問題、化学物質による環境汚染、開発による身近な緑の喪失など	・神奈川県環境影響評価条例（1980年（昭和55年）） ・環境と開発に関する世界委員会（フルントラント委員会）報告書「我々の共有の未来」「持続可能な開発」の提唱（1987年（昭和62年）） ・環境と開発に関する国連会議（地球サミット）（1992年（平成4年）） ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992年（平成4年）） ・環境基本法（1993年（平成5年）） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）（1995年（平成7年）） ・神奈川県環境基本条例（1996年（平成8年）） ・神奈川県土地利用調整条例（1996年（平成8年）） ・神奈川県環境基本計画（1997年（平成9年）） ・神奈川県生活環境の保全等に関する条例（1997年（平成9年）） ・特定家庭用機器再商品化法（家庭リサイクル法）（1998年（平成10年）） ・地球温暖化対策の推進に関する法律（1998年（平成10年）） ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）（1999年（平成11年））

環境基本計画策定の意義と計画期間

	<p>環境基本計画の意義</p> <p>環境基本計画は、神奈川県環境基本条例により、環境の保全及び創造に関する「①総合的かつ長期的な目標」、「②施策の方向性」と「③施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めることとされています。</p> <p>環境基本計画を策定する意義は、次のとおりであると考えています</p> <ol style="list-style-type: none">1 日常の業務の中ではついつい見失いかちな「環境政策のビジョン」を設計する。2 「環境政策のビジョン」を具体化する目標を設定し、その実現のための達成シナリオを明示する（日常の業務の中でも施策の見直しや目標設定は実施されるが、計画策定はその全局的な視点の意味を持つ）3 計画の進捗状況点検を行うことにより、目標や施策の実効性を担保する
	<p>計画期間</p> <p>「目標」については、2010年度までの間を基本とし、個別に設定しています</p> <p>「重点的課題・プロジェクト」については、既往2000年度から2004年度までの間を基本とし、個別に設けています</p>

○ 望ましい環境像、望ましい社会像

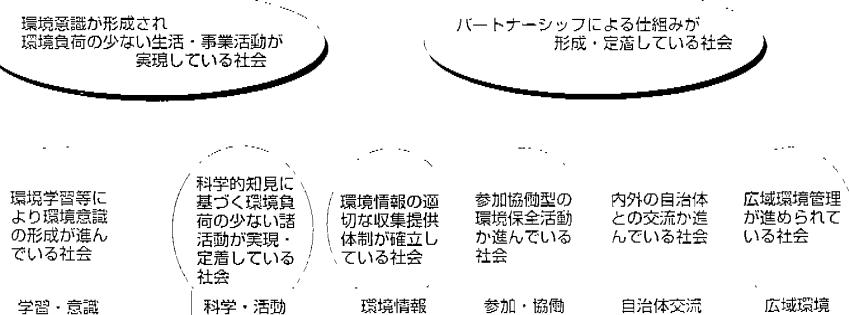
こういう環境、こういう社会をめざしましょう



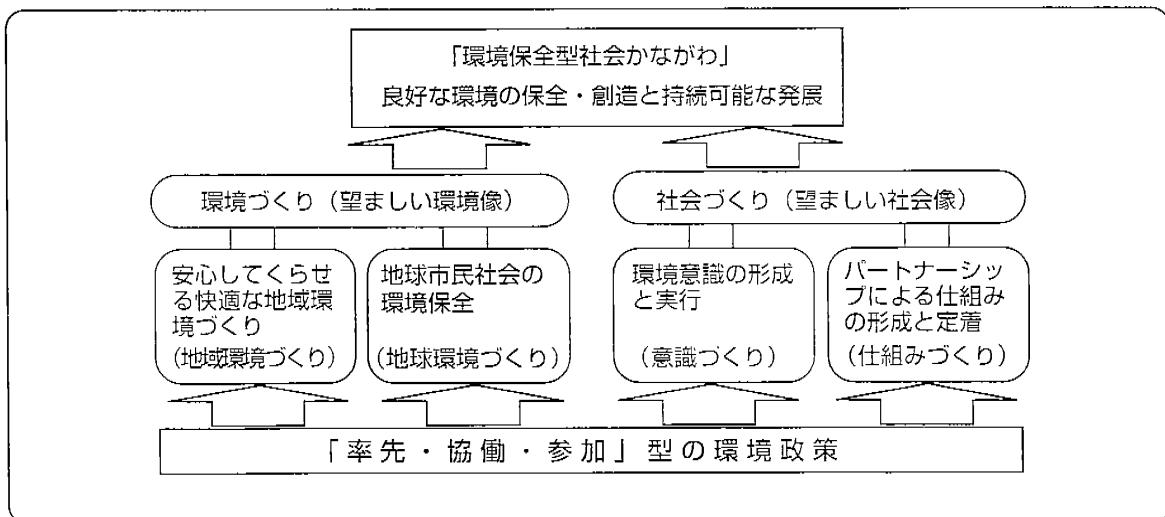
3つの望ましい環境像

- 望ましい環境像は、「人間の生産や生活が持続可能で、自然生態系が健全に保全されている環境」であり、
- 人間にとて健康などに対する被害が及ばないこと（生存、基本的生活の確保）、
 - 自然の浄化能力・再生能力が適切に発揮され、生態系が適切に維持されること（自然環境、地球環境の保全）、
 - 人間にとてより快適な状態であること（快適環境の創造）、の全てが満たされることが望れます

○ 望ましい社会像



○ 神奈川県の環境政策の方向性



○ 環境基本計画の見直しの経過

神奈川県では、1997年（平成9年）3月、環境基本計画を策定しました。
計画策定から3年しか経過していませんが、次のような理由から、見直しを行うこととしました。

○ 見直しの理由

● 社会状況の変化や進捗状況点検結果を踏まえた見直し

環境基本計画については、環境審議会による点検や県民による点検を含めた進捗状況点検を行っています。策定以降の環境問題に関する社会状況の変化に加え、平成10年度から実施した進捗状況点検作業の結果、対策が遅れている項目や計画推進上の課題への対応の必要性が明らかとなつたため、「目標」、「重点的課題・プロジェクト」及び「構成事業」（計画第3章の部分）を中心として見直しを進めることとしました。

○ 環境基本計画の見直しの概要

○ 見直しの基本的考え方

環境基本計画の見直しについての環境審議会の答申を踏まえて、次の基本的考え方に基づき見直しを行いました

① 従来の環境政策の限界と必要な視点

現行の法律や条例に基づいた規制や指導、あるいは普及啓発といった従来型の施策だけでは効果を上げることが困難であり、社会経済システムやライフスタイルの転換、あるいは都市構造の転換などに着実につながる具体的な施策が求められています。

環境問題は人類の生存に直接関わる問題であり、決して手遅れにならないよう、予防原則に基づく対応が必要であることを改めて認識し、次のような視点をそれぞれの政策課題に当てはめ、それぞれに適した施策形成を着実に進めていきたいと考えています。

- ・ マーケットメカニズムや税制等も活用し、経済的インセンティブが生ずる新たな仕組みづくりをしないと環境保全活動の量的な拡大が望めないものがある。
- ・ 新たな規制的手法の導入など、県民、事業者の痛みを伴う施策が不可欠のものがある。
- ・ 現時点での実施が容易でないと思われるものであっても、中長期的目標の実現に向けたシナリオを明示し、それに基づく対策に直ちに着手する必要のあるものがある

② 広域自治体である県としての主体的な政策展開

環境政策の領域では、国の法制度をリードする形で、地方自治体の施策が展開されてきたという歴史的経緯があり、また、今日の地方分権の流れの中、地方自治体においては、主体的・先取的な施策形成を行い、地方自治体からの政策発信をさらに強化することが求められています。

県では、国の対応を待つことなく、生活環境等に関する県民ニーズを踏まえ、主体的に、県域全体にわたる環境問題解決のためのビジョン等を示し、その実現のための施策をさらに積極的に講じていくこととします。

③ 県民の意識・具体的行動の転換

環境問題の解決のためには、県内企業や民間団体を含め、県民一人ひとりが環境問題を自らの問題としてとらえ、自ら何ができるのか、自ら何をすべきか、また、どのような社会にしていくべきかを考え、実行することが必要不可欠であり、それなしには環境問題の解決はないと言えます。

県民個々人が環境の現状をできるだけ正確に認識し、それを踏まえ、その行動が環境に配慮した具体的行動に結びしていくよう、環境の現状に関する情報提供や、環境教育・学習をさらに強化していくことが必要であり、県として、そのための施策を積極的に講じることとします。

○ 見直しの内容

前計画に掲げられていた「目標」、「重点的課題・プロジェクト」及び「構成事業」の全てにわたり見直しを行い、新規項目の設定、内容や達成シナリオの充実強化等を図りました。その主な内容は次のとおりです

(主な内容)

① 自動車交通公害対策の強化

二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準の達成が厳しい状況から、より環境負荷の少ない天然ガス車への転換を促すための天然ガスステーションの設置促進などのディーゼル自動車対策や、技術的な解決に向けた自動車交通総量の抑制策を進めます。

② 廃棄物の県内処理100%をめざした取組の推進

廃棄物の発生抑制やリサイクル、適正処理の徹底により県内処理100%の達成をめざして、基本的な考え方や具体的な施策を盛り込んだ条例の検討、市町村や企業と連携したリサイクルシステムの構築、有害廃棄物の適正処理の推進などに取り組みます。

③ 地球温暖化防止対策の強化

経済的誘導策や新たなリサイクルシステムを構築し、県民や企業の具体的な行動の転換を図ります。また、自動車交通量の抑制など、都市構造や社会経済システムを根本的に転換させる対策にも着手します。

④ ライフスタイルや事業活動の転換

県民の生活や企業活動が、より環境負荷の少ないものに具体的に転換するよう、県民に対する情報提供等を充実します。

また、自動車交通公害対策、地球温暖化防止対策、廃棄物の県内処理100%をめざした取組の推進、環境に配慮した産業の形成支援等、随所で、経済的誘導策や、表彰、公表制度等を活用した、県民や企業の自主的取組を促す対策を進めます。

○ 新たな手法やシステム

○ 政策誘導手法としての経済的負担措置等の検討

個々の県民や事業所の行動を具体的に転換していくため、経済的誘導策等を組み込んだ施策を開拓していくことが必要であり、「経済的誘導策や表彰、公表を活用した家庭・学校・地域・事業所における自主的環境配慮活動の促進」を、自動車交通公害対策、廃棄物の県内処理100%をめざした取組の推進、地球温暖化防止対策、ライフスタイルの転換の促進、環境に配慮した産業の形成支援の中に位置づけています。

環境への負荷量に着目した新たな地方税の創設等の経済的負担措置も含めた経済的誘導策の具体的な内容については、それぞれの課題に応じ、県民や事業者の行動を具体的に転換する“動機づけ”として、どういった手法が効果的かつ合理的か、規制的手法や公表制度等も含めて、検討を進め、できるところから実施していきます。

○ 環境に配慮した意思決定システムの確立

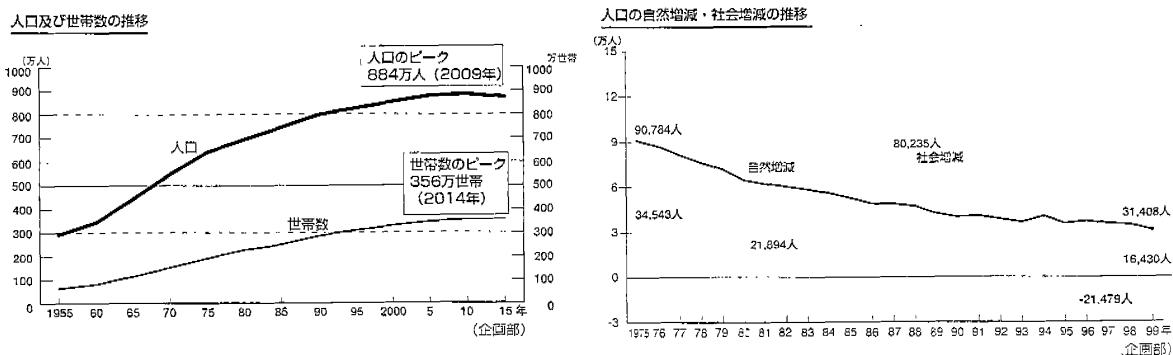
県では、上地利用や産業振興等を含め、地域に関する様々な施策に関与しています。環境基本条例に掲げる持続可能な社会を実現していくためには、県が関与する様々な場面で環境に配慮した判断と対応がなされることが必要不可欠であることから、県のあらゆる施策を企画立案し、また、実施するに当たり、整備を進めている環境情報整備・提供システムも活用して、それぞれの施策が環境に及ぼす影響をできるだけ的確に把握し、それを踏まえ、より環境に配慮した意思決定を行うシステムを確立することとします。

第2章　環境の現況及び課題

神奈川の社会特性

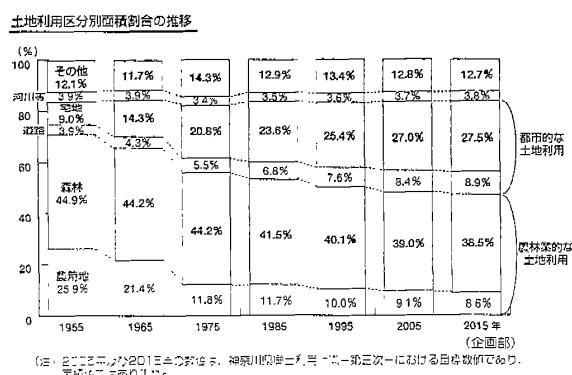
1 人口

- 県の人口は、経済の高度成長期を経て飛躍的に増加しています。1955年（昭和30年）に約292万人だった県の人口は、20年後の1975年（昭和50年）には2倍以上の約640万人にまで増加し、2000年（平成12年）には約845万人となっていますが、近年、人口の増加は沈静化しています。
- 人口増加の内容をみると、自然増は1975年（昭和50年）中の約9万人から1999年（平成11年）中の約3万人とほぼ一貫して減少傾向にあります。社会増は、直近のピークである1987年（昭和62年）には約8万人であったものが、1995年（平成7年）中に初めてマイナスとなる約2万人の転出超過となり、その後再び転入超過に戻りましたが、1999年（平成11年）中には約2万人にとどまっています。
- 2000年（平成12年）1月現在の県の人口（約845万人）は、東京都、大阪府について全国第3位であり、人口密度（3,497人/km²）は全国平均の約10倍に達しています。しかしながら、少子化の進行、人口流入の減少などによる社会増の鈍化により、本県の人口は、2009年（平成21年）にピーク（約884万人）を迎え、やがて減少していくことが予測されています。また、世帯数は、単身世帯の増加などから、2014年（平成26年）にピーク（約356万世帯）を迎え、その後は減少に転じると予測されています。



2 土地利用

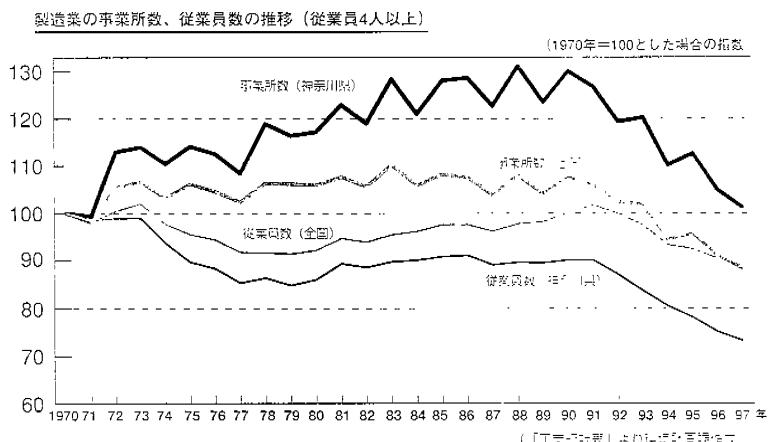
- 神奈川県の面積は241,511ha（1998年（平成10年））で、国土の0.64%を占めているに過ぎず、全都道府県の中では5番目に小さい県です。
- 農用地や森林といった農林業的な土地利用は、1955年（昭和30年）から1998年（平成10年）までの44年間で、約168,000haから約117,000haへと、県土面積の約5分の1に当たる約51,000haが減少しています。
- 道路や宅地といった都市的な土地利用は、1955年（昭和30年）から1998年（平成10年）までの44年間で、約31,000haから約81,000haへと、県土面積の約5分の1に当たる約50,000haが増大しています。
- 市街化区域の面積は、1970年（昭和45年）の87,317haに対し、2000年（平成12年2月現在）は92,829haであり、5,512haの拡大となっています。



- 充実した都市基盤や産業基盤の集積がみられる一方で、東京一極集中が進展するとともに丘陵部の森林域を中心とした大規模法人所有地が存在することなどを背景として、引き続き高い開発志向があります。このため、過度な人口増加の抑制、市街地の拡大の抑制、市街化調整区域の開発抑制等を基調とする土地政策を進める必要があります。
- 土地利用の構造・計画段階から環境への配慮や公害等の未然防止を行うなど、地域環境管理の推進を図る必要があります。
- 良好的な自然環境を保全するとともに、自然環境の復元や都市における優良な農地・森林の保全を通じて、多様な表情をもつ神奈川の各地域ごとの持続可能な発展を図る必要があります。

3 産業

- 1996年度（平成8年度）の神奈川県の県内総生産額（GDP）30兆8,374億円（ドル換算にて2,466億ドル）は、ペルギー（2,425億ドル）やスウェーデン（2,277億ドル）を上回り、オランダ（3,634億ドル）、スイス（2,553億ドル）に次いで世界第14位に相当し、世界のGDPの約1%を占めています。また、国内では東京都、大阪府、愛知県に次いで第4位となっています。
- 神奈川県の産業は、電機、輸送機等の製造業を中心とする第二次産業の比率が高いところに行きがりますが、第一次産業の県内総生産に占める割合は減少傾向にあり、1975年（昭和50年）には約50%を占めていたものが、1996年度（平成8年度）には37.9%に減少しています。一方で、サービス業や卸売・小売業などの第三次産業は順調な伸びを示しており、1996年度（平成8年度）には64.7%に達するなど、「経済のサービス化」が進んでいます。
- 1985年（昭和60年）から1998年（平成10年）までの14年間に、全都道府県中最多の65件の大型企業の研究所等の研究機関が新たに立地し、1999年（平成11年）1月現在で1,002を数えるなど、研究機関を中心として先端技術産業の集積が進んでいます。
- 輸出型産業である製造業の分野では、近年、工場の県外・海外流出などにより事業所数や従業員数が減少してきており、出荷額の減少など厳しい状況に直面している企業も多くなっています。中でも、京浜臨海圏の企業立地は、長期低落傾向となっており、いわゆる重厚長大産業の跡地に遊休地化の動きが出ています。
- 県内の雇用状況は、有効求人倍率が全国で最低レベルに低迷するなど、依然として厳しい状況にあります。
- 第一次産業は、県内総生産額に占める割合は小さいものの、生鮮食料の安定供給や良好な農土形成に重要な役割を果たしています。
- 神奈川の経済が引き続き活力を維持するためには、神奈川の特性をいかした、高付加価値化や環境に与える負荷がより少ない産業へ移行するなど、県内産業の構造転換が強く求められています。



地域環境の現況と課題

1 大気汚染

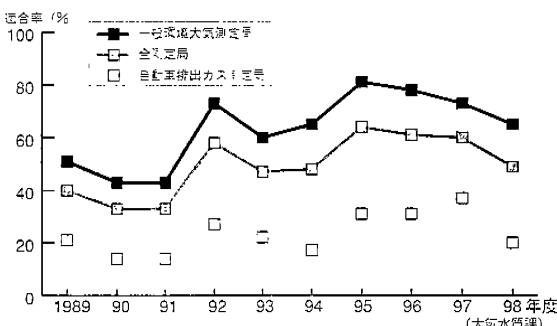
【現況】

- 本県における大気汚染物質の主な発生源は、工場・事業場や自動車などですが、その相当数は横浜・川崎市域に集中しています。
- 塩素酸化物の発生原の構成比は、1997年度（平成9年度）で、工場・事業場などの固定発生源49.9%、自動車などの移動発生源50.1%となっています。
- 二酸化窒素、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシタントの3物質の汚染状況については、環境基準が不適合な大気汚染常時監視測定局も多く、厳しい状況が続いています。
- 二酸化硫黄と一酸化炭素の汚染状況については、年平均値は低い水準で推移しており、測定した全局で環境基準（長期的評価）に適合しています。
- 低濃度であっても継続して摂取することによって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質が大気中から検出されており、健康被害が顕在化するおそれがあると指摘されています。

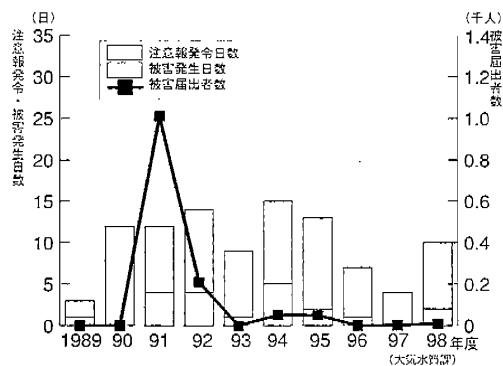
【課題】

- 二酸化窒素については、大気汚染防止法、県生活環境の保全等に関する条例による排出濃度規制、総量規制の実施やボイラーの燃焼管理の適正化、暖房設定温度の適正化などについて、事業者、県民に協力を求めていく必要があります。
- ディーゼル排気微粒子（D E P）などの浮遊粒子状物質（S P M）対策や、光化学オキシダントの原因物質対策を推進する必要があります。
- 有害大気汚染物質のうち、特に優先的に取り組むべき物質についての健康被害の未然防止のため、事業者に排出抑制の取組を求めるとともに、モニタリングや情報提供などを推進する必要があります。

二酸化窒素による環境基準適合率の経年推移



光化学スモッグ注意報発令日数の推移



2 自動車交通公害

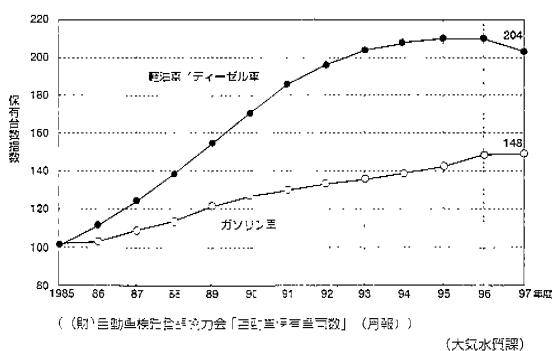
【現況】

- 自動車の走行による大気汚染及び騒音振動は、都市における高密度な土地利用や、幹線道路沿いに住宅地が隣接していることなどもあって、大きな問題となっています。特に、幹線道路沿道の窒素酸化物（N O x）や浮遊粒子状物質（S P M）による大気汚染及び深夜騒音は深刻な状況にあります。
- 自動車からの窒素酸化物（N O x）排出量のうち、ディーゼル自動車からの排出量は、1997年度（平成9年度）で83.7%を占めています。
- 本県における自動車保有台数は、1997年度（平成9年度）末現在、約377万6千台で、1990年度（平成2年度）末に比べて約17%増加しています。また、自動車の走行量も約12%増加しており、中でも、乗用車、大型貨物自動車の走行量の増加が目立ちます。

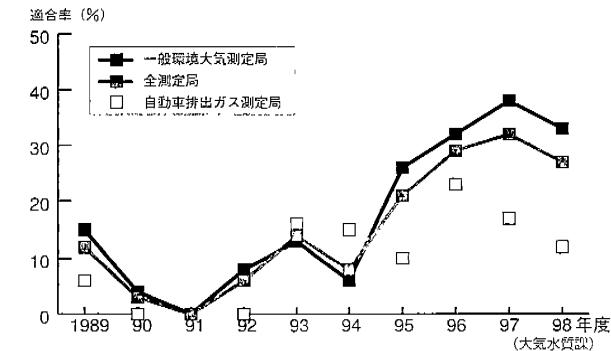
【課題】

- 深刻な大気汚染を改善していくためには、大きな原因を占めているディーゼル貨物自動車対策が重要であり、天然ガス自動車への転換や排出ガス浄化装置の装着など量的に効果のある対策の着実な推進が必要です。
- 「都市・生活型公害」の典型である自動車交通公害を改善していくためには、公共交通機関への転換や、自動車利用の抑制など、自動車交通総量のマネジメントを進め、環境への負荷を少なくするような社会経済活動、ライフスタイルへの転換を促進していく必要があります。
- 騒音対策については、騒音規制法に基づき、関係機関が共同して、道路構造対策と相まった深夜交通騒音対策の推進を図る必要があります。

燃料別自動車保有台数の推移(県内)



浮遊粒子状物質による環境基準(長期的評価)適合率の経年推移



3 水質汚濁

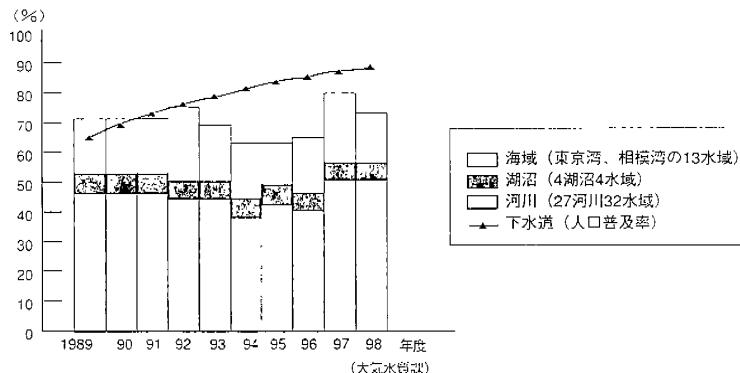
【現況】

- 水質汚濁の原因は、人の活動から自然的要因まで多種多様です。しかし、家庭等からの生活排水が汚濁源として占める割合は、およそ80%に及ぶものと推定されています。
- 河川の水質は、都市河川では下水道の普及等により改善がみられますが、経年的にはほぼ横ばいの状況で推移しています。また、東京湾や相模湖などの閉鎖性水域では富栄養化による赤潮やアオコが発生しています。

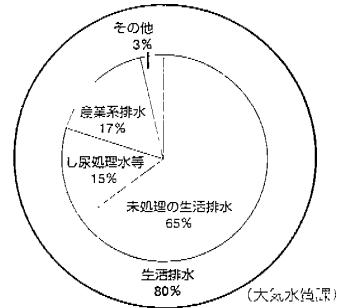
【課題】

- 環境を構成している水の循環、浄化機能を確保するため、水環境への負荷の低減や生態系の保全のための対策を推進する必要があります。
- 「都市・生活型公害」の典型である生活排水による水質汚濁を改善するため、市町村と連携して、下水道・農業集落排水施設整備と合併処理浄化槽の普及を計画的に促進するとともに、生活排水対策の普及啓発などにより、環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進する必要があります。
- 相模湖、津久井湖の水質保全対策として、下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等の整備、エアレーションによるアオコの発生抑制対策などを着実に推進するとともに、上流の山梨県との協調により水質保全対策を推進する必要があります。
- 工場・事業場への規制指導を進め、特に東京湾等の富栄養化対策として窒素・りんの削減をさらに推進する必要があります。

BOD (COD) の環境基準達成状況及び下水道普及率の推移



河川の汚濁原因



4 水資源

【現況】

- 県内の上水道の需要動向は、人口の増加や生活様式の変化等により引き続き増加傾向にあります。節水意識の高まりや産業界の水利用の合理化の徹底などにより、全体的な伸びは緩やかになっています。
- 県内の水は、その9割が相模川、酒匂川などの河川から、残り1割が地下水から取水されており、宮ヶ瀬ダムの完成により、概ね安定した水資源の確保が見込まれています。
- 近年、森林の荒廃による保水機能の低下をはじめとした水源地域の環境悪化や地下水の水質汚染の問題が生じています。

【課題】

- 近年の渇水などの不安定要素を踏まえ、水資源の安定的な確保対策や節水など、水の安定供給への取組が必要です。
- 水源地域の水質保全と地下水質の汚染防止対策を推進する必要があります。
- 市民と行政が一体となって、森と水と生き物を育む水源地域を保全する仕組みを構築していく必要があります。

5 地下水・土壤

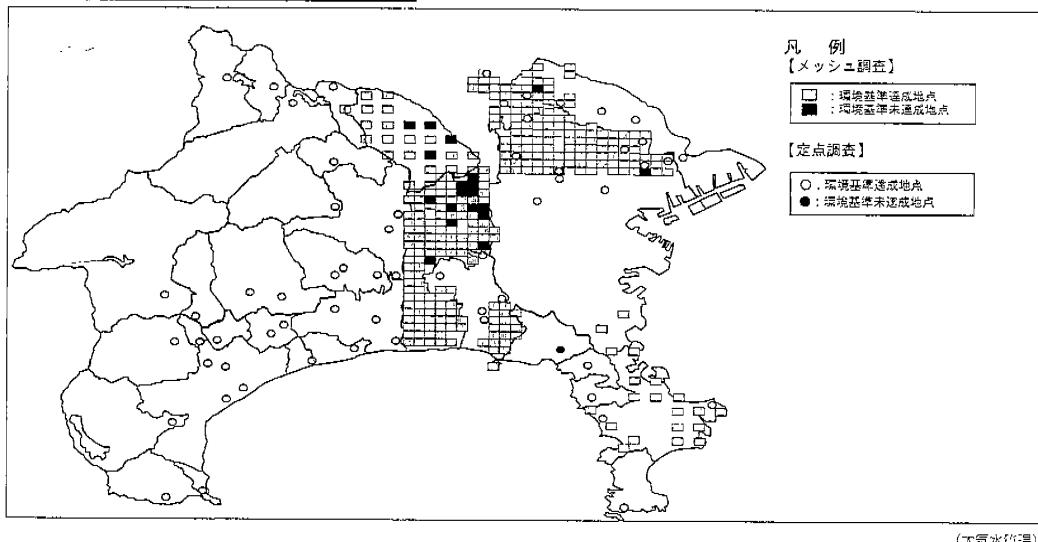
【現況】

- 急激な都市化の進展や活発な産業活動により、県内各地で地下水の枯渇や有機塩素系化学物質等による地下水汚染などの問題が生じています。
- 地盤沈下は、一部地域において局所的に見られますが、広域的な地盤沈下は沈静化の傾向を示しています。
- 活発な産業活動により、土壤の汚染に係る環境基準を超過している事例も見られるなど、土壤中に残存する有害物質の環境への影響が懸念されています。

【課題】

- 地下水は、人や生態系に恩恵をもたらし、水循環の中で重要な役割を担っており、質的・量的な保全を推進する必要があります。
- 「かながわ地下水総合保全計画」に基づく総合的な地下水保全対策の着実な推進を図る必要があります。
- 工場・事業場への規制指導の強化による地下水汚染対策の推進を図る必要があります。
- 地下水のかん養を促進するとともに、湧水・地下水を活用した公園づくり等の促進を図る必要があります。
- 土壤は、生物の生存の基盤として、また、物質循環の要として重要な役割を担っており、保全を推進する必要があります。
- 土壌汚染の実態を把握するため、土地改変等の機会をとらえて、事業者等へ土壌汚染対策の実施を指導していく必要があります。
- 地盤沈下を防止するため、地下水流量の実態に則した保全と活用の仕組みづくりを進める必要があります。
- 地下水かん養機能等を有する水田等の農地の適切な維持管理を進めていく必要があります。

1998(平成10)年度地下水水質汚濁状況(概況調査)



(大気水質課)

6 騒音・振動・悪臭(自動車に関するものは「2 自動車交通公害」で記述)

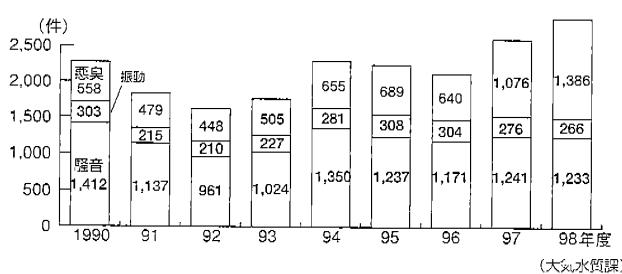
【現況】

- 騒音・振動の苦情は、工場・事業場、建設作業によるものが上位を占めており、近年は漸減傾向にあります。
- 東海道新幹線沿線においては、新幹線による騒音や振動に対する苦情が発生し、環境基準の未達成の地域があります。
- 厚木飛行場の周辺地域では、訓練飛行等に伴う騒音による苦情が発生し、環境基準未達成の地域があります。
- 悪臭の発生源は工場・事業場が主ですが、下水、個人住宅など日常生活に伴う苦情も発生しています。
また、ここ数年は廃棄物の焼却(小型焼却炉や野焼き等によるもの)に対する苦情が増加傾向にあります。

【課題】

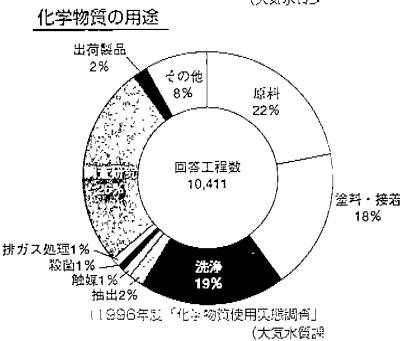
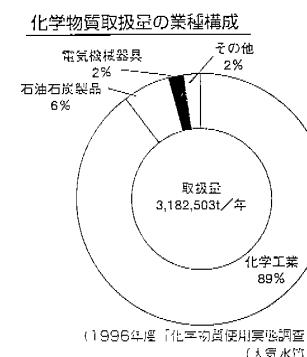
- 生活系騒音問題は県民のライフスタイルの問題と関係するため、引き続き普及啓発に努める必要があります。
- 新幹線騒音問題の解消を図るために、引き続き騒音調査を実施し、住居系地域について、JR東海に対して、対策の実施を要請していく必要があります。

騒音・振動・悪臭の公害苦情件数の推移



- 厚木飛行場周辺での騒音問題の解消を図るために、引き続き、地元市の協力を得て騒音調査を実施するとともに、夜間連続離着陸訓練の中止、代替訓練施設での実施など総合的な対策の実施を図に対して要請していく必要があります。
- 悪臭については、様々な発生源があり、特に複合臭については要綱で指導を行っておりますが、今後もその強化を図る必要があります。

7 化学物質等



8 廃棄物

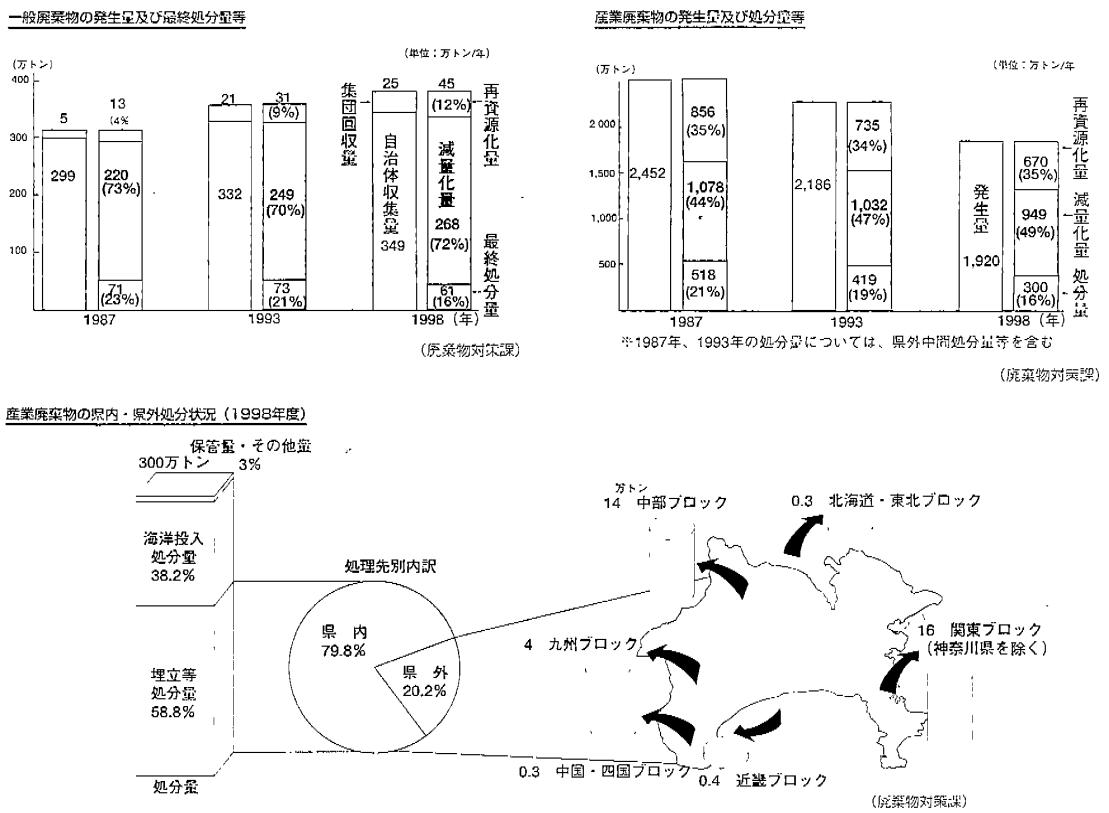
【現況】

- 1998年度（平成10年度）の県内の一般廃棄物の発生量（総量）は約374万トンで、県民一人一日当たりの排出量は約1,220グラムとなっています。このうち、約45万トン（12.0%）は再資源化され、最終的には、中間処理等によって減量化され、約61万トン（16.4%）が最終処分されています。発生量の推移は、平成元年以降ほぼ横ばいの傾向を示しています。最近では、容器包装リサイクル法の施行などにより、ごみの分別排出、分別回収が進んできており、再資源化量も増えてきております。
- 1998年度（平成10年度）に県内の工場、事業場、工事現場等から発生した産業廃棄物の発生量は、約1,920万トンとなっています。このうち約670万トン（34.9%）が再資源化され、脱水、焼却などの中間処理により約949万トン（49.4%）が減量化され、約300万トン（15.6%）が埋立や海洋投入等により処分されています。発生量の推移は、経済動向や事業者の取組により減少してきています。
- 廃棄物は、消費者の利便性の追求などに伴い、各種のプラスチック製品や新素材を用いた製品が増えたことから、質も多様化しており、適正処理が困難になってきています。
- 都市化の進行している県内においては、最終処分場の新たな確保は困難になってきています
一般廃棄物については、1998年度（平成10年度）の最終処分対象量は約61万トンで、また、最終処分場の残余容量は同年度末で約575万m³となっています。しかしながら、一般廃棄物は、各市町村が自らの区域内で処理することが原則となっており、最終処分場は一部の市に大容量の処分場が確保されている他は、規模の小さな処分場が多く、残余容量は少なくなっています。そのため、一部県外に処分を依存していることから、各市町村においては、最終処分場の確保が緊急かつ重要な課題となっています。
また、産業廃棄物については、1998年度（平成10年度）の発生量のうち、処分量は約300万トンとなっており、そのうちの約5割を県外や海洋投入等に依存しています。一方、最終処分場の残余容量は同年度末で約296万m³となっています。

今後、県外処分や海洋投入の規制が厳しくなると予想される中で、最終処分場の確保は、ますます深刻な問題となっています。

【課題】

- これまでの過剰なほどの生産、消費、廃棄を是とした社会経済活動やライフスタイルを見直し、製品の開発、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において廃棄物の発生量 자체を抑制していくほか、再利用、再資源化などを徹底して進めいく必要があります。
- 廃棄物の処理に当たっては、発生抑制、リサイクル、適正処理を総合的に推進することにより、自区域内処理の徹底を図り、県内処理100%をめざしていく必要があります。



9 自然環境

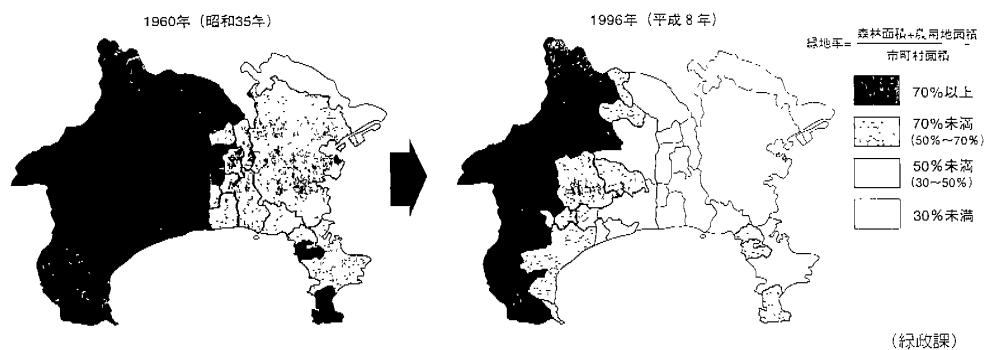
【現況】

- 神奈川県は、人口が集中し、都市化が著しく進んだ東京大都市圏に位置しながら、温暖な気候と海、山、川、平野、丘陵などの多様な自然環境に恵まれています。
- 箱根、丹沢は、神奈川を象徴する自然の豊かな地域であり、そこには貴重な生物が生息し、多様な生態系が形成されていますが、近年、これらの破壊が進行しています。
- 県の中央部には相模川、県西部には酒匂川が流れています。相模湖や津久井湖、丹沢湖、あるいは静岡、山梨両県の源流地域とともに約845万人の県民の貴重な水源となっていますが、近年人口増加による水資源地域の環境悪化が進行しています。
- 相模平野や足柄平野には、生産性の高い農地が広がっており、緑の場としても重要です。
- 三浦半島や大磯丘陵などを始めとして、県内には都市近郊の身近な自然が存在していますが、都市化の進行などにより、急速に減少しつつあります。
- 宅地や工場用地等の拡大に伴い、1955年(昭和30年)に167,565ha(県土の約70%)あった「みどり」は、1996年(平成8年)に120,177ha(県土の約50%)となり、この40年間で県土面積の約5分の1に相当する47,388haが減少しています。特に東部地域での減少が著しく、中部地域でも減少傾向が顕著となっています。
- 近年、道路、道路際等への廃棄物や建設発生土の不法投棄が増大しており、深刻な問題となっています。1998年度(平成10年度)末に確認している県内の廃棄物の不法投棄量は約1,824トンにのぼっています。

【課題】

- 丹沢大山地域を中心とした貴重な自然環境を保全するための総合的な対策を進めていく必要があります。
- 生物多様性の保全やみどりの防災機能などの新たな視点を踏まえて、「かながわ新みどり計画」の推進を図る必要があります。
- 農地は、食料を供給するとともに、生産活動による適切な管理を通じて自然環境保全や保水、防災、景観など、様々な面で環境保全に寄与するので、積極的な保全を図る必要があります。
- 人口や産業の集中等、急激な都市化の進展などにより、里山や小川などの県民の身近な自然が減少していることから、都市と自然環境との共生を図る必要があります。
- 廃棄物や建設発生土の不法投棄対策を強化・充実していく必要があります。

神奈川県のみどりの推移



(緑政課)

10 エネルギー

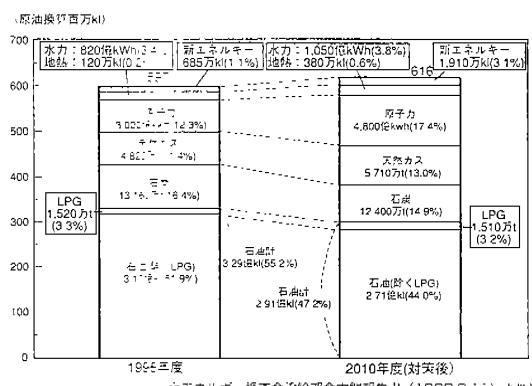
【現況】

- 産業の発展、人口増加や県民の生活水準の向上に伴い、本県におけるエネルギー消費量は年々増加しています。
- 県内の最終消費エネルギーの部門別の構成比率を全国平均値と比較すると、産業部門の比率が高くなっています。また、燃料別の構成比率の全国比較では、電力の割合が高く、民生部門を中心に更に電力需要が増加することが予測されています。

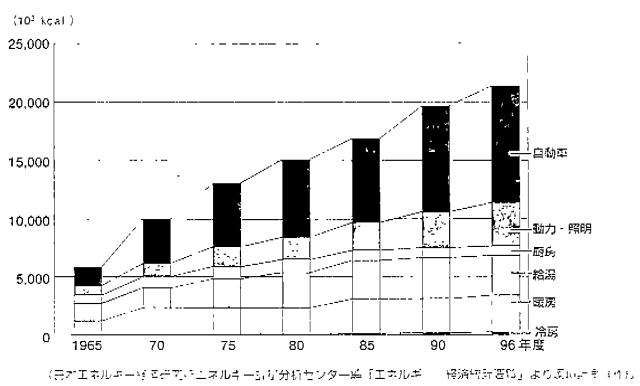
【課題】

- 省エネルギーの推進やクリーンエネルギーの活用など、家庭や企業における一層のエネルギー対策を講じていく必要があります

一次エネルギー総供給の実績と見通し（固有単位表）



世帯当たりエネルギー消費量



11 海域環境

【現況】

- 都市化や工業化の進展に伴い、閉鎖性水域である東京湾（鎌倉以北）では、港湾区域を中心として、約 1,400ha が埋め立てられ、東京湾の大部分は人工海岸に変容し、立ち入り可能な水際線は著しく減少しています。
- 太平洋に向けて開かれた相模湾は、自然海岸が約 7 割残され、首都圏の貴重な自然資源となっています。
- 東京湾沿岸や湾に流入する河川の流域において発生する産業排水と生活排水は膨大な量にのぼり、水質汚濁の原因となっています。下水道の普及などにより一時期の危機的状況は脱してはいるものの、環境基準を達成していない水域が数多く残されています。
- 相模湾域は、海洋構造が複雑で、漁業やレクリエーションの場としても活発に利用されてきましたが、近年、一部地域では環境の悪化が懸念されています。
- 東京湾、相模湾とともに富栄養化による赤潮の発生が見られます。

【課題】

- 東京湾は閉鎖性水域であり、首都圏から流入する水質汚濁の負荷を強く受けているとともに、埋め立て等による人工化が著しいことから、水質保全対策を始め立ち入り可能な水際線の確保や様々な手法による自然環境の復元などが求められます。
- 相模湾は太平洋に面し、砂浜、岩礁などの自然海岸が残されており、レクリエーション、漁業生産の場、さらには、海洋生物の生息環境として重要な役割をもっていることから、その永続的な保全が課題となっています。
- 東京湾においては、C O D汚濁負荷量の総量の削減に努めていく必要があります。さらに、東京湾、相模湾ともに赤潮発生の原因物質である窒素及びりんの削減指導を進めていく必要があります。

12 景観

【現況】

- 都市化の急速な進展により、自然環境は年々減少の一途をたどり、無秩序な開発や屋外広告物の氾濫といったような景観上の問題が発生しています。
- 廃自動車等の不法投棄や、空き缶、タバコの吸い殻のポイ捨てなどの散乱ごみが問題となっています。

【課題】

- スプロール的な開発の防止や、良好な都市景観の創造が必要です
- 屋外広告物対策などの推進が必要です。
- 廃棄物の不法投棄対策を強化・充実していく必要があります。
- ポイ捨てなどの散乱ごみについては、市町村等の地域の実情に応じた対策が必要です。

13 歴史的環境

【現況】

- 県内には、古都保存法の制定のきっかけにもなった鎌倉や城下町の雰囲気を残す小田原など、様々な歴史的・文化的遺産が存在し、人々の生活にうるおいとやすらぎを与えています。

【課題】

- 貴重な文化財に加え、古道や街並み、石碑など地域の特色となる歴史的・文化的遺産をできるだけ残し、必要なものについては積極的に保存等の措置を講じるとともに、自然の地形や植生、街並み等、周囲の環境を含めていかすことによって、歴史的・文化的環境が保全・再生されるよう十分配慮していく必要があります。

地球環境の現況と課題

1 地球環境

【現況】

- 地球環境問題は、経済的な豊かさを追い求めてきた先進諸国の活動の結果であり、このまま放置すれば人類の生存基盤が損なわれる懸念があります。
- 人間活動が巨大化し、石油や石炭などを燃やす量が飛躍的に増加したことに伴い、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素（C O₂）が大気中に大量に排出されるようになりました。
現在のペースで C O₂の排出が増え続けた場合、21世紀末には、地球の平均気温が2度程度上昇すると予測されており、気候の変動による食糧生産への影響や海面の上昇による陸地の消失など重大な影響が懸念されています。
- 神奈川県内の C O₂排出量について推計した結果、1997年(平成9年)における総排出量は、1,867万トン（炭素換算）で、日本全体の排出量の5.6%を占めています。
また、1990年(平成2年)と比較しますと、全体で5.8%の増加となっており、部門別では、産業部門は減少（△3.1%）しているものの、その他の部門は増加傾向にあり、特に業務部門（24.8%）、運輸部門（18.7%）、家庭部門（10.6%）の増加が顕著となっています。
また、大気中の C O₂濃度についても様々な人間活動の結果、近年増加傾向にあります。
- 太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収するオゾン層は、冷媒や洗浄剤などに使用されるフロンなどの物質によって破壊され、1980年頃から南極上空では、成層圏のオゾン量が著しく少なくなる「オゾンホール」が観測されています。さらに、最近の観測では、オゾン層の破壊は、熱帯地域を除くほぼ全地球的に進行する傾向にあり、特に高緯度地域で減少率が高くなっています。

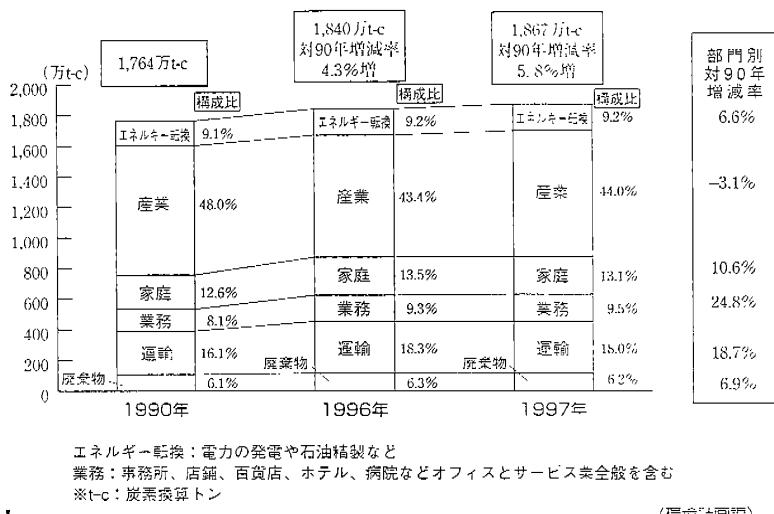
オゾン層の減少により、有害な紫外線の地上への到達量が増加し、皮膚ガン、白内障など人の健康に対する悪影響を招くおそれがあります。

- 酸性雨は、地球規模において湖沼の酸性化や森林の衰退をもたらすことが問題となっていますが、神奈川県でも、県内主要地点や丹沢において測定等を行った結果、酸性雨が観測されています。また、地球規模で進行している熱帯林の減少に対して、(財) 国際生態学センターでは、熱帯林の再生に関する生態系調査を行っています。

【課題】

- 地球環境問題に関する県民の一般的意識は高まっているものの、具体的な行動につながっていないという現状を踏まえ、具体的な行動の転換につながる効果的な対策を講じる必要があります。
- 特に、業務部門や家庭部門における対策として、県民や事業者などの自発的なCO₂排出量削減に向けた取組を促進するための経済的なインセンティブの活用や、焼却量を大幅に減少することのできる新たなリサイクルシステムの構築など、CO₂排出量を削減する効果の高い対策を行っていく必要があります。
- また、運輸部門におけるCO₂排出量を削減するための自動車交通量のマネジメントなど、都市構造や社会経済システムを根本的に転換させていくことも必要不可欠であり、そのための中長期的視野に立った対策も実施していく必要があります。

神奈川県内の二酸化炭素排出量の推移



2 國際協力

【現況】

- CO₂による地球の温暖化の進行やフロンによるオゾン層の破壊など、地球的規模の環境問題が人類の将来を脅かしています。現在、世界中の国や地域で、「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」（1992年（平成4年）6月）で合意された「リオ宣言」や「アジェンダ21」等のフォローアップに向けた取組がなされています。
- また、1997年（平成9年）に開催された気候変動枠組み条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）において、先進国の温室効果ガス排出量の削減目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択されました。
- 本県においては、現在、開発途上国からの海外研修員の受け入れや友好県省道間（韓国・京畿道、中国・遼寧省及び本県）における環境技術者・研究者の派遣・受け入れ、ベトナム及びタイの現地における研修セミナーの開催等の国際環境協力事業を行っています。
- 1998年（平成10年）4月から、地球環境戦略研究機関が湘南国際村で研究活動を開始しています。

【課題】

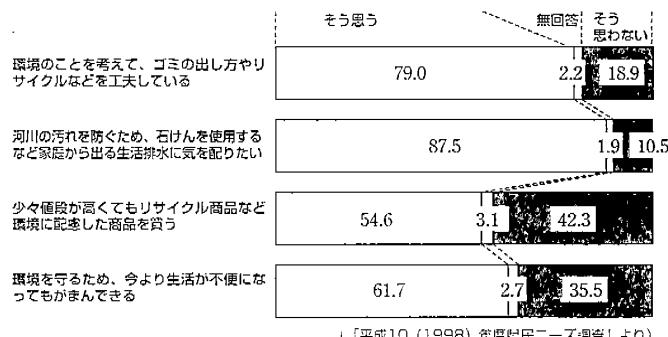
- 地球環境問題は、今や人類共通の課題であり、一国のみでは解決が困難な問題です。地球環境問題を解決するためには、全ての人類が、地球市民という自覚を持って、相互に協力していく必要があります。
- 本県としても、これまでに蓄積した環境に関する知識、経験、技術を活かし、共同研究や環境保全に貢献できる人材を育成することを通じて、引き続き地球環境の保全に貢献していく必要があります。
- また地方公共団体相互の広域的、国際的な連携・協力を図っていく必要があります。
- 地球環境戦略研究機関は、持続可能な開発の実現に向けた政策的・実践的研究を行う国際的研究機関であり、国と共同してその支援を行うことが必要です。

県民、事業者等の取組の状況

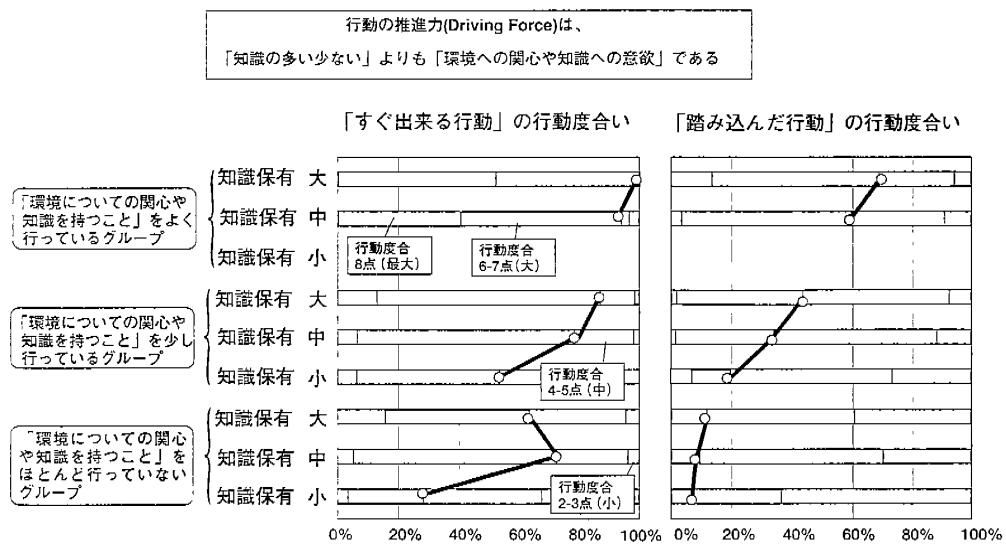
1 県民の取組の状況

- 環境問題を解決していくためには、県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、主体的に実際の考え方や行動の内容を転換していくことが必要不可欠です。
- 市民の環境意識の高まりとともに、県内でも、自然保護やリサイクル、省エネルギーなど、環境の保全と創造に関する取組がみられはじめている一方で、具体的なライフスタイルの転換が実際に拡がっていないという現実があります。
- 知識の有無も大事ですが、意欲の有無の方が行動との相關関係が高いことを認識し、そのような意欲の醸成をめざし、インターネットやマスメディアを活用した情報提供を充実するほか、環境教育・学習の充実強化も含め、具体的な行動に結びつくような対策を講じることが必要です。
- 一般的な呼びかけでは限界があることを認識し、経済的な誘導策などを組み入れた制度や仕組みの構築が必要です。
- 今後、環境保全のための取組を一層進めていくためには、県民、事業者、民間団体、市町村等、社会のすべての関係者が相互に協力し、ハートナーシップを形成していく必要があります。

県民意識と行動の現状



環境に関する「行動」と「知識」と「関心・意欲」の関係



* 「すぐ出来る行動」の行動度合いは、「環境にやさしい商品の利用」と「ごみの分別」の実施度合いを得点化したもの。
「踏み込んだ行動」の行動度合いは、「自然環境の保全やまちづくりなどの環境保全活動」と「自動車の利用を控えること」の実施度合いを得点化したもの。
「知識保有」の度合いは、「地球の温暖化」「オゾン層の破壊」「生物多様性の減少」「大気の汚染」「容器包装リサイクル」の5項目をどの程度知っているかを得点化し合算したもの。

(時事通信社世論調査「地域政策情報」神奈川県オプション質問 (1999年6月調査実施、N=693)より。環境計画課分析加工)

2 事業者の取組の状況

- 本県の主力産業である第二次産業の県内総生産に占める割合（シェア）が低下する一方で、第三次産業が上昇し、「経済のサービス化」が着実に進行している状況の中で、神奈川の経済が引き続き活力を維持するためには、神奈川の特性をいかした、高付加価値化や環境に与える負荷がより少ない産業へ移行するなど、県内産業の構造転換が求められています。
- ISO14001の普及や環境報告書、環境会計の取組の拡大に見られるように、企業の事業活動に伴う環境への負荷を低減し、その取組内容を積極的に外部に公表することは、今や世界的な潮流であり、今後の企業の存続条件にもなり得るものと言えます。
- 環境保全に向けた推進体制の整備、製品等の開発や事業の計画段階における環境配慮、リサイクルの推進、製品の製造等にあたって廃棄物を生じさせない「ゼロ・エミッション」の取組など、環境への負荷を低減させるための自主的な取組は、輸出産業や大規模事業者を中心として進められつつあり、今後は、中小企業への導入の促進が課題となっています。
- 県としては、今後、ISO14001などの環境マネジメントシステムの普及を踏まえて、セミナーの開催や情報提供などの支援、企業の環境配慮活動に経済的なインセンティブを与える仕組みづくりなど、民間事業者による環境配慮活動の促進に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

3 県自らの取組の状況

- 県は、行政主体であると同時に、事業者、消費者として環境に大きな負荷を与えている主体です。
- 県では、1998年（平成10年）4月1日から、環境への負荷の低減に努め、環境保全型行政を推進することを目的として、全ての事務事業を対象に「神奈川県庁内環境管理システム」を実施しています。
この取組の中では、具体的な行動計画として、オフィス系と事業系の率先実行計画を定め、電気・ガスや上水、コピー用紙の使用量、府用車の燃料使用量などに削減目標値を設定して、全局的な取組を実施しています。
- 今後は、環境保全型社会の実現に向け、より実効性の高い取組となるようISO14001の認証の取得をめざします。
- また、大規模開発事業に対する計画段階からの環境配慮の推進について、県事業を対象とした調整を実施していますが、より環境に配慮した意思決定を行うシステムを構築していく必要があります。

第3章 環境を保全・創造するための施策

目標設定項目一覧表

目標設定項目	
<p>○安心してくらせる快適な地域環境づくり</p> <p>＜大気汚染対策・自動車交通公害対策＞</p> <ol style="list-style-type: none">1. 酸化窒素環境基準の達成2. 光化学スモッグ注意報発令日数の削減3. 浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準の達成4. 低公害車の普及促進5. 道路交通騒音の要請限度達成 <p>＜水質保全対策＞</p> <ol style="list-style-type: none">6. 公共用水域(河川、湖沼、海域)の環境基準の達成7. 東京湾へのC O D汚濁負荷量の削減8. 東京湾への窒素・りん排出量の削減9. 相模湾への窒素・りん排出量の削減10. 生活排水処理率の向上 <p>＜水源地域水環境対策＞</p> <ol style="list-style-type: none">11. 源水の森林づくりの推進 <p>＜地下水総合保全対策＞</p> <ol style="list-style-type: none">12. 地下水質の環境基準の達成13. 地下水量の保持、湧水の保全の推進14. 土壌の環境基準の遵守の徹底15. 地盤沈下の防止の推進 <p>＜廃棄物・不法投棄対策＞</p> <ol style="list-style-type: none">16. 廃棄物の県内処理100%をめざした取組の推進17. 海洋投入処分、未処理埋立処分の原則ゼロの達成18. 公共関与による産業廃棄物中間処理施設、最終処分場の設置の推進 <p>＜化学物質等環境リスク対策＞</p> <ol style="list-style-type: none">19. 化学物質の環境リスク低減化システムの整備の推進20. ダイオキシン類の排出抑制の推進 <p>＜騒音・振動・悪臭対策＞</p> <ol style="list-style-type: none">21. 新幹線騒音の環境基準の達成22. 航空機騒音の環境基準の達成 <p>＜生態系に配慮した自然環境の保全＞</p> <ol style="list-style-type: none">23. 自然環境保全地域の新規指定の推進24. トラストによる新規緑地保全の推進25. 多様な生物が生息する水域環境の把握と生息環境の回復・創造の推進26. 資源管理型漁業の推進27. 自然環境に配慮した水辺・海辺づくりの推進	<p>＜自然とのふれあいの促進＞</p> <ol style="list-style-type: none">28. 自然とふれあえる施設整備の推進 <p>＜自然と共生するまちづくり、都市緑化の推進＞</p> <ol style="list-style-type: none">29. 街路樹の整備の推進30. 県有施設の緑被率の向上31. 都市における施設緑地の整備面積、保全緑地の指定面積の拡大 <p>○地球市民社会の環境保全</p> <p>＜オゾン層保護対策＞</p> <ol style="list-style-type: none">32. フロンの全量回収処理をめざした取組の推進 <p>＜地球温暖化防止対策、エネルギー対策＞</p> <ol style="list-style-type: none">33. C O 2 排出量の削減34. クリーンエネルギーの導入促進 <p>○環境意識の形成と実行</p> <p>＜環境への負荷の少ない生活・事業活動の実現＞</p> <ol style="list-style-type: none">35. 環境にやさしい商品の普及率の向上36. 企業の自主的な環境配慮体制整備の普及促進37. 環境にやさしい農業の推進38. 農業生産における資源リサイクルの推進39. 地域と調和した畜産環境対策の推進40. 水産加工残さの有効利用の促進 <p>＜みどりを守る運動の推進＞</p> <ol style="list-style-type: none">41. トラスト運動の基金、会員数の増強 <p>○パートナーシップによるしくみの形成と定着</p> <p>＜県民参加による環境政策の形成と実施＞</p> <ol style="list-style-type: none">42. 参加協働型環境情報の収集提供体制の構築の推進 <p>＜パートナーシップ形成の促進、広域環境管理への取組＞</p> <ol style="list-style-type: none">43. 森林ボランティア活動の推進44. 流域の環境保全行動指針の策定と目標設定の推進

目標設定内容と達成シナリオ

目標設定項目	1.二酸化窒素環境基準の達成	窓口となる所属 大気水質課																											
目標設定内容	<p>○ 二酸化窒素の環境基準達成率を、1998年度（平成10年度）の49.4%から、21世紀の初頭（2005年度（平成17年度）～2010年度（平成22年度））のできるだけ早い時期に100%とします。ただし、横浜、川崎、横須賀市域以外は2005年度（平成17年度）までに達成するとともに、地域公害防止計画の対象地域以外の地域については、2010年度（平成22年度）までに県の環境目標値を達成・維持します。</p>																												
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<p>○ 自動車交通公害対策の総合的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ディーゼル自動車対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガス自動車普及促進協議会による共同取組の推進 ・ 天然ガス自動車の普及促進（2003年度までに、新たに500台普及、燃料供給施設20箇所整備） ・ ディーゼル自動車使用事業所への天然ガス自動車導入指導 ・ 窒素酸化物(NOx)等除去装置の効果的な普及方策の検討・実施 ◇ 低公害車の計画的普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害車普及計画の策定・実施 ・ 庁用車への七都県市指定低公害車の率先導入の推進（更新車両の低公害車化） ◇ 交通総量抑制及びマネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく自動車自ら管理制度の推進（事業者・計画書、実施状況報告書に基づく自主管理推進指導）と充実強化（報告書の公表、優良事業所の表彰、ガイドラインの策定など） ・ 環境負荷低減策の検討・推進（自動車交通量の抑制、公共交通機関への転換、物流改善、低公害車転換等をモデル地区を設定し検証） ・ 川崎南部地域における次世代交通管理システム「交通公害低減システム<EPMS>及び公共交通優先システム<PTPS>」の導入活用等によるモデル事業の実施 ・ 交通需要マネジメントモデル事業の推進（エコ・ハーコアンドライドシステムの導入検討・実験） ◇ 普及啓発の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電光掲示板やインターネット等によるわかりやすい環境情報の提供の推進 ・ 县民理解に向けた普及啓発活動の実施 ◇ 自動車排出窒素酸化物総量削減計画の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 2001：総量削減計画の改定と対策の強化 ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における低公害車の利用促進、公共交通機関の利用促進 <p>○ 固定発生源対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 電気業、化学工業、鉄鋼業などの固定発生源対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法・条例に基づく規制・指導の徹底 ・ 事業所の自主的環境配慮活動の促進（経済的誘導策、表彰、公表を活用した窒素酸化物等の削減促進） ・ 発生施設改善の促進と支援のあり方の検討 	<p><進捗状況></p> <p>○ 二酸化窒素の環境基準達成率</p> <p><全県></p> <table border="1"> <tr><td>8年度</td><td>61.4%</td><td>(51/83局)</td></tr> <tr><td>9年度</td><td>60.0%</td><td>(51/85局)</td></tr> <tr><td>10年度</td><td>49.4%</td><td>(43/87局)</td></tr> </table> <p><横浜・川崎・横須賀以外></p> <table border="1"> <tr><td>8年度</td><td>83.9%</td><td>(26/31局)</td></tr> <tr><td>9年度</td><td>84.4%</td><td>(27/32局)</td></tr> <tr><td>10年度</td><td>76.5%</td><td>(26/34局)</td></tr> </table> <p><公害防止計画地域以外の県の環境目標値達成率></p> <table border="1"> <tr><td>8年度</td><td>33.3%</td><td>(2/6局)</td></tr> <tr><td>9年度</td><td>22.2%</td><td>(2/9局)</td></tr> <tr><td>10年度</td><td>22.2%</td><td>(2/9局)</td></tr> </table>	8年度	61.4%	(51/83局)	9年度	60.0%	(51/85局)	10年度	49.4%	(43/87局)	8年度	83.9%	(26/31局)	9年度	84.4%	(27/32局)	10年度	76.5%	(26/34局)	8年度	33.3%	(2/6局)	9年度	22.2%	(2/9局)	10年度	22.2%	(2/9局)
8年度	61.4%	(51/83局)																											
9年度	60.0%	(51/85局)																											
10年度	49.4%	(43/87局)																											
8年度	83.9%	(26/31局)																											
9年度	84.4%	(27/32局)																											
10年度	76.5%	(26/34局)																											
8年度	33.3%	(2/6局)																											
9年度	22.2%	(2/9局)																											
10年度	22.2%	(2/9局)																											

目標設定項目	2.光化学スモッグ注意報発令日数の削減	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	○ 光化学スモッグ注意報発令日数を、1995年度（平成7年度）～1999年度（平成11年度）までの直近5年間平均の7.6日から、2002年度（平成14年度）～2006年度（平成18年度）までの5年間平均で6日以下とします。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車交通公害対策の総合的推進（詳細は「1.二酸化窒素環境基準の達成」に同じであるため、記載を省略） <ul style="list-style-type: none"> ◇ ディーゼル自動車対策の強化 ◇ 低公害車の計画的普及 ◇ 交通総量抑制及びマネジメントの推進 ◇ 自動車排出窒素酸化物総量削減計画の見直し ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における低公害車の利用促進、公共交通機関の利用促進 ○ 固定発生源対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 炭化水素系物質・窒素酸化物発生施設の法・条例に基づく規制・指導 ◇ 事業所の自主的環境配慮活動の促進（経済的誘導策、表彰、公表を活用した窒素酸化物等の削減促進） 	<進捗状況> <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意報発令日数 <ul style="list-style-type: none"> 4～8年度：11.6日 5～9年度：9.6日 6～10年度：9.8日 7～11年度：7.6日 	

目標設定項目	3.浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準の達成	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	○ 浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成率を、1998年度（平成10年度）の26.8%から、2010年度（平成22年度）までに100%とするように努めます。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車交通公害対策の総合的推進（詳細は「1.二酸化窒素環境基準の達成」に同じであるため、記載を省略） <ul style="list-style-type: none"> ◇ ディーゼル自動車対策の強化 ◇ 低公害車の計画的普及 ◇ 交通総量抑制及びマネジメントの推進 ◇ 普及啓発の徹底 ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における低公害車の利用促進、公共交通機関の利用促進 ○ 固定発生源対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ばいじん等発生施設の法・条例に基づく規制・指導 ◇ 事業所の自主的環境配慮活動の促進（経済的誘導策、表彰、公表を活用したばいじん等の削減促進） 	<進捗状況> <ul style="list-style-type: none"> ○ SPMの環境基準達成率 <ul style="list-style-type: none"> 8年度：29.3% (22/75局) 9年度：31.6% (25/79局) 10年度：26.8% (22/82局) 	

目標設定項目	4.低公害車の普及促進	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	○ 低公害車（七都県市指定低公害車を含む）の台数を、2006年度（平成18年度）に県内自動車保有台数の20%（概ね70万台）にします。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低公害車の計画的普及 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 低公害車普及計画の策定・実施 ◇ 条例に基づく自動車自主管理制度の推進（事業者の計画書、実施状況報告書に基づく低公害車導入推進指導）と充実強化（報告書の公表、優良事業所の表彰、ガイドラインの策定など） ◇ 庁用車への七都県市指定低公害車の率先導入の推進（2000年度（平成12年度）以降、更新車両の低公害車化） ◇ 低公害車に関する情報の提供と普及啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットを活用した情報提供の推進（低公害車情報、販売店情報、実践・意見の広場） ・ 自動車販売店におけるわかりやすい低公害車情報提供の促進 ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における低公害車の利用促進 	<進捗状況> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低公害車普及（販売）台数 <ul style="list-style-type: none"> 8年度：36,171台 9年度：89,992台 10年度：102,313台 → 8年度からの販売累計：228,476台（平成10年度末の自動車保有台数の6%） 	

目標設定項目	5.道路交通騒音の要請限度達成	窓口となる所属 大気水質課
目標設定内容	○ 4車線以上の主要幹線道路の夜間騒音の要請限度達成率を、2006年（平成18年）に住居系地域の住居が最も密集する地域について概ね100%とします。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通騒音対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 代表路線での総合プロジェクトの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2001：道路交通騒音総合プロジェクト（モデル対策事業）の実施と実施結果のとりまとめ ◇ 総合対策の全県への展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2000：道路交通騒音の常時監視による実態把握 ・ 2001：道路交通騒音対策推進会議の設置、関係機関共同による総合対策の取組 	<p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要請限度達成率 9年度：50.0% (9/18路線) <p>※ 平成9年度は対策前の測定調査であり、2002年度（平成14年度）に対策の中間段階での測定調査を実施する予定。</p>

目標設定項目	6.公共用水域（河川、湖沼、海域）の環境基準の達成	窓口となる所属 大気水質課
目標設定内容	○ 公用用水域の環境基準達成率について、健康項目は1998年度（平成10年度）の達成率（97.8%）を維持し、生活環境項目（BOD、COD）は1998年度（平成10年度）の73.5%から、2006年度（平成18年度）までに概ね100%達成するように努めます。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水抑制対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業場排水の規制・指導 ・ 県生活排水処理施設整備構想に基づき、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備推進 ・ CODに係る総量削減計画（東京湾）の推進 ○ 東京湾・相模湾の富栄養化対策の推進 ○ 流域環境保全活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 桂川・相模川・鮎沢川・酒匂川流域環境保全活動の促進 ○ 有害物質や油などの流出事故未然防止対策の推進 ○ 公用用水域の水質状況の監視 	<p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公用用水域の環境基準達成率 ・ 健康項目 (カドミウム等23項目) 8年度：97.9% (140/143地点) 9年度：97.8% (136/139地点) 10年度：97.8% (136/139地点) ・ 生活環境項目 (BOD、COD) 8年度：65.3% (32/49水域) 9年度：79.6% (39/49水域) 10年度：73.5% (36/49水域)

目標設定項目	7.東京湾へのCOD汚濁負荷量の削減	窓口となる所属 大気水質課
目標設定内容	○ 2004年度（平成16年度）に東京湾へのCOD汚濁負荷量を、1999年度（平成11年度）より削減します。なお、平成12年度に数値目標を設定します。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ CODに係る総量削減計画（東京湾）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業場排水の規制・指導 ・ 県生活排水処理施設整備構想に基づく、下水道及び合併処理浄化槽の整備推進 ○ 日常生活等における調理くず、廃食用油の適正処理、洗剤の適正使用など水質汚濁の防止対策の推進 ○ 公用用水域の水質状況の監視 	<p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京湾のCOD汚濁負荷量 8年度：32.2トン/月 ○ 東京湾のCODの環境基準達成状況 8年度：63.6% (7/11水域) 9年度：81.8% (9/11水域) 10年度：54.5% (6/11水域)

目標設定項目	8.東京湾への窒素・りん排出量の削減	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	○ 2004年度（平成16年度）に東京湾への窒素・りんの汚濁負荷量を、1999年度（平成11年度）より削減します。なお、平成12年度に数値目標を設定します。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京湾富栄養化対策指導指針の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生活排水対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道及び合併処理浄化槽の整備推進 ◇ 産業排水対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料の削減指導及び排水処理施設の維持管理の徹底 ◇ 畜産対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水処理施設の維持管理の徹底等及び家畜ふん尿の堆肥化等の指導 ◇ 農業対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 田畠等への肥料の適正な使用等の指導 ○ 窒素・りんの上乗せ排水基準による工場・事業場の規制・指導 ○ 公共用水域の水質状況の監視 		

目標設定項目	9.相模湾への窒素・りん排出量の削減	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	○ 相模湾への窒素・りんの汚濁負荷量を、1996年度（平成8年度）のそれぞれ40.0トン／日、4.5トン／日から、2001年度（平成13年度）までにそれぞれ6%削減します。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相模湾富栄養化対策指導指針の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生活排水対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道、し尿処理施設、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備推進 ◇ 産業排水対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料の削減指導及び排水処理施設の維持管理の徹底 ◇ 畜産対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水処理施設の維持管理の徹底等及び家畜ふん尿の堆肥化等の指導 ◇ 農業対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 田畠等への肥料の適正な使用等の指導 ○ 公共用水域の水質状況の監視 		

目標設定項目	10.生活排水処理率の向上	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	○ 生活排水処理率を、1995年度（平成7年度）末81.4%から、2010年度（平成22年度）に概ね100%となることをめざします。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「県生活排水処理施設整備構想」に基づく、市町村と連携した、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理（污水処理）施設の整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 『県生活排水処理施設整備構想』 <ul style="list-style-type: none"> 下水道を基本として整備し、それが適さない地域での農業集落排水施設の整備と合併処理浄化槽の普及促進 <2010年整備目標構成比> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道（98.14%） ・ 流域下水道 ・ 公共下水道 ・ 農業集落排水施設（0.03%） ・ 合併処理浄化槽（0.64%） 		

目標設定項目	11.水源の森林づくりの推進	窓口となる所属	水源の森林推進課
目標設定内容	<p>○ 水源地域の森林の整備について、2006年度（平成18年度）までに、水源地域の森林の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 私有林への公的管理・支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源分取林、水源林整備協定及び公有化：6,430ha ・ 協力協約締結：2,270ha ・ 水源林管理道： 33km ・ 水源林の整備：4,011ha ◇ 多彩で活力ある森林づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林の改良： 90ha ・ 保安林の保育：延べ1,400ha ・ 治山：延べ 700箇所 		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<p>○ 水源の森林づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 水源分取林契約、水源林整備協定、協力協約などによる水源地域の私有林への公的管理・支援の推進 ◇ 人工林の保育等造林、保安林の整備、治山対策の推進などによる多彩で活力ある森林づくりの推進 		

目標設定項目	12.地下水質の環境基準の達成	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	<p>○ 地下水質の環境基準達成率を、1995年度（平成7年度）の88.1%から、2006年度（平成18年度）までに概ね100%とするように努めます。</p>		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<p>○ 法及び条例による地下水汚染の未然防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業場の有害物質の地下浸透の規制・指導 ・ 有害物質の自主管理の適正指導 </p> <p>○ 法及び条例による汚染地下水の浄化対策の指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水汚染の実態調査 ・ 事業者に対する地下水浄化対策の指導及び技術的支援 </p>		

目標設定項目	13.地下水量の保持、湧水の保全の推進	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	<p>○ 地下水量の保持、湧水の保全に努めます。</p>		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<p>○ かながわ地下水総合保全計画（平成5年12月策定）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地下水かん養の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の植栽、浸透耕の設置、透水性舗装の実施などの雨水浸透機能の保全と回復 ◇ 法及び条例による地盤沈下対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤沈下指定地域の地下水の採取規制 ・ 地下水の合理的利用の指導 ・ 工事等の影響による地盤沈下防止対策の指導 		

目標設定項目	14. 土壤の環境基準の遵守の徹底	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	○ 土壤の汚染に伴う周辺環境の影響を防止します。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例による土壤汚染対策の指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業場の有害物質の地下浸透の規制・指導 ・ 事業者に対する土壤の調査・汚染対策の指導及び技術的支援 ○ 土壤汚染対策のあり方の検討 	<進捗状況> ○一 (事業者からの届出に基づく指導)	

目標設定項目	15. 地盤沈下の防止の推進	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	○ 地盤沈下の沈静化状態の維持に努めます。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ かながわ地下水総合保全計画（平成5年12月策定）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 法及び条例に基づく地盤沈下対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤沈下指定地域の地下水の採取規制 ・ 地下水の合理的利用の指導 ・ 地盤沈下状況の監視 ・ 工事等の影響による地盤沈下防止対策の指導 ◇ 地下水かん養の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の植栽、浸透枠の設置、透水性舗装の実施などの雨水浸透機能の保全と回復 	<進捗状況> ○ 地盤沈下の推移 (年間2cm以上の沈下水準地点) 8年度：0/1,270 9年度：1/1,229 10年度：3/1,148	

目標設定項目	16. 廃棄物の県内処理100%をめざした取組の推進	窓口となる所属	廃棄物対策課
目標設定内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物については、排出量の削減、再生利用量の増、焼却量の削減及び最終処分量の削減に関する目標を設定し、県内処理100%をめざした取組を進めます。なお、県内処理100%の目標年度、並びに個々の具体的な目標値は、市町村と調整を図りながら2000年度（平成12年度）に策定する廃棄物に関する行動マニュアルの中で設定します。 産業廃棄物については、中長期的目標として、県内処理100%をめざすとともに、リサイクルを考慮した焼却処理への転換を図ります。短期的目標については、2000年度（平成12年度）に策定する第5次産業廃棄物処理計画の中で、排出量の削減、再生利用量の増、焼却量の削減及び最終処分量の削減に関する目標を設定します。 		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源循環型社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の促進に関する条例の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念の設定、県民・事業者・市町村・県の責任と役割の明確化、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理に関する県計画の策定・公表、廃棄物に関する情報提供と教育・学習の推進等の検討 ○ 廃棄物の発生量削減対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県内発生量削減目標の設定と対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物に関する行動マニュアル及び第5次産業廃棄物処理計画における削減目標の設定と推進 ・ 事業者による発生源自主管理事業の充実 ・ 事業系一般廃棄物の排出実態の把握と発生抑制、リサイクル方策の検討 ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における発生量削減の促進 ○ 廃棄物のリサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村と一体となった域内処理・リサイクルの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却灰溶融固化とスラグのリサイクルの促進 ◇ 県民、事業者と連携したリサイクルの促進 	<進捗状況> ○ 一般廃棄物減量化率（見直し前の環境基本計画での目標設定85%） 8年度：82% 9年度：83% 10年度：84% ○ 産業廃棄物減量化率（見直し前の環境基本計画での目標設定85%） 5年度：81% 10年度：84%	

	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装のリサイクルと事業者による自主回収の促進 ・廃棄物に関する行動マニュアル及び第5次産業廃棄物処理計画におけるリサイクル目標の設定と推進 ・リサイクルに関する情報のネットワーク化の推進(废弃物交換システムの充実等) <p>◇ 新たなりサイクルシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック高効率原料化システムの確立 ・生ごみ等メタンガス化システムの検討 ・ごみ発電事業などのエネルギーリサイクルシステムの検討 ・建設廃棄物・食品廃棄物・剪定枝等のリサイクルシステムの検討 ・各種リサイクル法に対応したリサイクル施設の誘致・整備の促進 <p>◇ 再生品の利用拡大の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の促進 ・公共事業や官公庁でのグリーン調達等の促進(一定割合の使用義務化) <p>○ 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>◇ 廃棄物の適正処理に係る目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に関する行動マニュアル及び第5次産業廃棄物処理計画における焼却量及び最終処分量の削減目標の設定と推進 <p>◇ 市町村と一緒にした適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理広域化計画の推進 <p>◇ 産業廃棄物適正処理ガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物適正処理ガイドラインの策定と推進 <p>◇ 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共関与による産業廃棄物の中間処理・リサイクル施設の稼働 ・最終処分場の建設着手 <p>◇ 有害廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物等の適正処理の推進 ・PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正処理の推進 ・有害廃棄物処理施設の設置に関する公共関与の検討 <p>○ わかりやすく効果的なPRと意識改革の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生・処理状況や環境調査情報等の積極的な公表 ・事業者による廃棄物情報の自主的公表の促進 ・学校教育等での廃棄物問題に関する教育・学習の推進 	
--	--	--

目標設定項目	17.海洋投入処分、未処理埋立処分の原則ゼロの達成 窓口となる所属	廃棄物対策課										
目標設定内容	○ 海洋投入処分、未処理埋立処分の原則ゼロに向けた取組を進めます。なお、平成11年度実施の産業廃棄物総合実態調査の結果等を踏まえ、目標年度及び廃棄物ごとの目標値については、2000年度(平成12年度)に策定する第5次産業廃棄物処理計画等の中で設定します											
達成シナリオ (主要な対策、 スケジュールなど)	<p>○ 新たな目標年次の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2000：第5次産業廃棄物処理計画の策定の中で、新たな目標年次を設定 <p>○ 海洋投入処分原則ゼロの達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者、市町村に対する陸上処分への転換の指導の充実強化 <p>○ 未処理埋立処分原則ゼロの達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者を中心とした減量化、中間処理の徹底の指導等 	<p><進捗状況></p> <p>○ 海洋投入処分量 (一般廃棄物)</p> <table border="1"> <tr> <td>8年度</td> <td>81,766kl</td> </tr> <tr> <td>9年度</td> <td>80,590kl</td> </tr> <tr> <td>10年度</td> <td>72,493kl</td> </tr> </table> <p>(産業廃棄物)</p> <table border="1"> <tr> <td>5年度</td> <td>1,544千トン</td> </tr> <tr> <td>10年度</td> <td>1,146千トン</td> </tr> </table>	8年度	81,766kl	9年度	80,590kl	10年度	72,493kl	5年度	1,544千トン	10年度	1,146千トン
8年度	81,766kl											
9年度	80,590kl											
10年度	72,493kl											
5年度	1,544千トン											
10年度	1,146千トン											

目標設定項目	18.公共関与による産業廃棄物中間処理施設、最終処分場の設置の推進 窓口となる所属 廃棄物対策課		
目標設定内容	<p>○ 中間処理・リサイクル施設を、横浜市及び川崎市と協調して設立した(県)かながわ廃棄物処理事業団が、2000年度（平成12年度）の稼働を目指し川崎市域に1箇所設置します。さらに増設が必要となつた場合には、横浜市域への設置を検討します。最終処分場については、地域バランスを考慮し、複数設置を基本として、2004年度（平成16年度）の受入を目指し横須賀市域に1箇所設置します</p>		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<p>○ 中間処理・リサイクル施設、最終処分場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 中間処理・リサイクル施設の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2000：中間処理・リサイクル施設の稼働 ◇ 最終処分場の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2001：最終処分場の建設着手 ・ 2004：最終処分場の受入れ開始 	<p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> 8 年度：中間処理施設一川崎市のアセス手続き開始 9 年度：中間処理施設一川崎市のアセス手続き実施 最終処分場一県のアセス手続き開始 10 年度：中間処理施設一建設に着手 最終処分場一県のアセス手続きを実施（継続中） 	

目標設定項目	19.化学物質の環境リスク低減化システムの整備の推進 窓口となる所属 大気水質課		
目標設定内容	<p>○ 2002年度（平成14年度）に事業所から報告される化学物質排出移動登録（P R T R）データに基づき、排出量等から地域の環境負荷量を算定し、県民、企業、行政の合意形成のもとに削減目標を設定し対策を推進するシステムを構築します。</p>		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<p>○ パートナーシップによる化学物質の環境リスク低減化システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ P R T R データに基づく地域環境負荷量の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成9年度から実施しているP R T Rハイロット調査のデータを使って、多種類の化学物質の環境負荷量を指標化する手法の検討 ・ 地域ごとの環境負荷量の把握 ◇ 県独自の調査による化学物質の管理状況等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の化学物質管理状況、排出量削減対策の実施状況の把握 ◇ 県民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域説明会の開催、地域ごとの環境負荷量及び事業所の化学物質管理状況・排出量削減対策実施状況について県民への情報提供の推進 ・ 化学物質県民セミナーの開催 ・ インターネットによる個別化学物質安全情報の提供 ◇ 地域環境リスク低減化システムの構築、推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R データ活用検討委員会の開催 ・ 地域環境リスク低減化研究会の設置 ・ 環境負荷量が大きい地域の削減目標の設定、対策の検討等 ・ リスクコミュニケーションの場の設置（モデル的な実施） ・ 事業所支援体制の強化（専門スタッフの養成、対応窓口への配置） 	<p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低減化システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 8 年度： <ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R 予備調査の実施 ・ 化学物質使用実態調査による現状把握 9 年度： <ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R ハイロット調査の実施 ・ 化学物質ハザードランキングの検討 ・ 化学物質リスクに関するパートナーシップセミナーの開催 10 年度： <ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R ハイロット調査の実施 ・ 化学物質ハザードランキングの検討 ・ 化学物質リスクに関するパートナーシップセミナーの開催 	

目標設定項目	20.ダイオキシン類の排出抑制の推進	窓口となる所属 大気水質課
目標設定内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当面、ダイオキシン類の県内排出量を1997年（平成9年）に比べ、2002年（平成14年）までに、9割以上可能な限り、削減します なお、現状での排出実態や今後の施策効果の分析を踏まえ、2001年度（平成13年度）までに目標年数、削減量及び環境基準の達成に関する目標を設定します。 	
達成シナリオ (主要な対策、スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態把握の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県内の環境汚染状況の実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の実施 ・ 県独自の環境実態調査の実施（常時監視を補完する地点） ・ 県内流通食品からの摂取量調査、水道水調査、農用地や農作物等の実態調査の実施 ◇ 対策を進めるための実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境汚染等のおそれが認められる地域等に対する原因究明等のための緊急調査の実施 ○ ダイオキシン発生源対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 廃棄物焼却施設におけるダイオキシン排出抑制対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物焼却施設に対する監視指導、立入検査等の実施 ・ 廃棄物焼却炉等の届出受理、排出基準の適合性の審査 ・ 条例による小型焼却炉規制、屋外燃焼行為の規制 ・ ごみ処理広域化計画の推進 ○ 県民への情報提供の推進と協働による対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダイオキシンに関する県民への情報提供及び理解と協力の要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン対策レポートの作成・公表 ○ 分析体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出基準値への適合性確認のための分析体制の整備 ○ 技術研究開発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易測定法に関する実証的な開発研究 	<p><進捗状況></p> <p>新規目標設定</p>

目標設定項目	21.新幹線騒音の環境基準の達成	窓口となる所属 大気水質課
目標設定内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新幹線沿線住居専用地域での騒音レベルについて2006年（平成18年）に環境基準（70dB以下）を達成します。 	
達成シナリオ (主要な対策、スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新幹線騒音測定調査の実施 ○ 国及び東海旅客鉄道株式会社への要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準未達成地域での対策実施 ○ 環境基準を当てはめる指定地域の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準を達成した地域の指定解除等 	<p><進捗状況></p> <p>○ 新幹線騒音の環境基準達成状況</p> <p>8年度：3/10地点 (内、I類型指定地域：2/9地点)</p> <p>9年度：5/15地点 (内、I類型指定地域：0/10地点) (8年度末を目指とした住宅集合地域の75dB対策は完了)</p>

目標設定項目	22.航空機騒音の環境基準の達成	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	○ 厚木飛行場東西 1.5km以遠地域での航空機騒音について2006年（平成18年）に環境基準（70WECPNL）を達成します。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機騒音測定調査の実施 ○ N L P（夜間連続離着陸訓練）の硫黄島への全面移転の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び米軍への要望活動 ○ 環境基準を当てはめる指定地域の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行経路の変更に伴う指定地域の見直し等 	<進捗状況>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機騒音の環境基準適合率 <ul style="list-style-type: none"> 8年度：55.6%（10/18地点） 9年度：58.8%（10/17地点） 東西1.5km以遠地点－1/3地点未達成 10年度：68.8%（11/16地点） 東西1.5km以遠地点－1/4地点未達成

目標設定項目	23.自然環境保全地域の新規指定の推進	窓口となる所属	緑政課
目標設定内容	○ 自然環境保全地域について、1996年度（平成8年度）末の11,196.6haに加え、1997年度（平成9年度）から2006年度（平成18年度）の間に100haの新規指定を行います		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既候補地の指定に向けての調整、説明会の実施 ○ 新規候補地の絞り込みと関係市町村等との調整 	<進捗状況>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境保全地域の新規指定面積 <ul style="list-style-type: none"> 9年度：18.4ha 10年度：1.1ha （9年度以降の新規指定累計：19.5ha）

目標設定項目	24.トラストによる新規緑地保全の推進	窓口となる所属	緑政課
目標設定内容	○ トラストによる緑地保全面積を、1996年度（平成8年度）末の1,096haから、2006年度（平成18年度）までに1,500haとします。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 買い入れによる保全 ○ 緑地保全契約による保全 ○ 市町村トラストに対する支援 ○ 緑化協力金制度の実施 	<進捗状況>	<ul style="list-style-type: none"> ○ トラストによる緑地保全面積 <ul style="list-style-type: none"> 8年度末：1,096ha 9年度末：1,117ha 10年度末：1,127ha

目標設定項目	25.多様な生物が生息する水域環境の把握と生息環境の回復・創造の推進	窓口となる所属	水産課
目標設定内容	○ 水生生物の生息しやすい水域環境の把握に努めるとともに、水生生物の繁殖の場や漁場として、生息環境の回復・創造に努めます。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水域環境の把握と保全の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 海域の水質監視及び生態系の調査研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤潮や油汚染による漁業被害の防止と水生生物の保全のための海面監視の実施 ・ 東京湾及び相模湾の水質調査、藻場周辺環境調査の実施 ◇ 内水面生態系調査の実施 ○ 生息環境の回復・創造の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境に配慮した構造物の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水生生物の生息に適した形態の海中構造物の設置 ◇ 清掃などの漁場保全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水生生物の生息を妨げているごみの回収による生息環境の回復 ◇ 渔場の整備開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚介類の生息環境に適した漁場とするため、魚介類の集まりやすい魚礁等の構造物等の水域への設置 	<進捗状況>	新規目標設定

目標設定項目	26.資源管理型漁業の推進	窓口となる所属	水産課
目標設定内容	○ 生態系に配慮した持続的な生産を確保するため、資源管理型漁業と栽培漁業を推進します。		
達成シナリオ (主要な対策・ スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源管理型漁業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 水産資源管理研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産資源の資源状況の把握の推進と、資源にやさしい漁具や漁法の研究開発 ◇ 渔獲管理や情報提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渔獲を制限する必要のある魚種についての漁獲可能な量の設定と、漁獲状況の情報収集、漁獲量の上限遵守による資源の持続的利用の推進 ・ 渔獲状況や海況情報の漁業者への提供による、資源を大切にする効率の良い安全な漁業操業の推進 ○ 栽培漁業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 栽培漁業研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 減少した漁業対象の水生生物増殖技術の開発 ◇ 種苗放流事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 減少した漁業対象の水生生物の生産・放流による資源量の回復の推進 	<進捗状況> 新規目標設定	

目標設定項目	27.自然環境に配慮した水辺・海辺づくりの推進	窓口となる所属	河港課・砂防海岸課
目標設定内容	○ 河川や海岸の改修に当たっては、自然環境に配慮した水辺・海辺づくりを行います		
達成シナリオ (主要な対策・ スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然にやさしい水辺・海辺づくり <ul style="list-style-type: none"> ◇ 酒匂川等：継続的な親水性及び動植物の生息環境に配慮した河川整備を推進 ◇ 真鶴港海岸：生態系に配慮した港湾海岸整備を推進 ◇ 茅ヶ崎海岸：自然環境に配慮した海岸保全施設の整備を推進 	<進捗状況> ○ 自然環境に配慮した水辺づくり 9年度：藤沢海岸、鎌倉海岸、茅ヶ崎海岸、真鶴港海岸、酒匂川等 10年度：藤沢海岸、鎌倉海岸、茅ヶ崎海岸、真鶴港海岸、酒匂川等	

目標設定項目	28.自然とふれあえる施設整備の推進	窓口となる所属	緑政課
目標設定内容	○ 宮ヶ瀬湖周辺園地を2006年度（平成18年度）までに整備します。 ○ 2000年度（平成12年度）から2006年度（平成18年度）までの間に総延長105.0kmの登山道等の整備を行います。		
達成シナリオ (主要な対策・ スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮ヶ瀬湖周辺園地の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮ヶ瀬湖畔地区の整備 ・ 馬居原台地地区の整備 ・ ダムサイト地区の整備 ○ 登山道等の整備 	<進捗状況> ○ 自然とふれあえる施設の整備 9年度：小中沢・及沢園地一駐車場・管理事務所完成（計5/16項目の整備を完了） 登山道整備－19.7km 10年度：小中沢・及沢園地一駐車場・カヌー小屋・基幹設備完成（計8/16項目の整備を完了） 登山道整備－17.2km	

目標設定項目	29.街路樹の整備の推進	窓口となる所属 道路管理課・道路整備課
目標設定内容	○ 県管理道路の街路樹整備（1999年度（平成11年度）までの総延長は236.9km）について、2000年度（平成12年度）から2002年度（平成14年度）までの間に17.9kmの整備を行います。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県管理道路の街路樹の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 道路の新設・改築と併せた街路樹の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2000：4.2km ・ 2001：4.6km ・ 2002：3.2km ◇ 既設の県管理道路における街路樹の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2000：2.2km ・ 2001：1.9km ・ 2002：1.8km 	<p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 街路樹の整備 <ul style="list-style-type: none"> 9年度：6.9km 10年度：5.6km 11年度：5.8km 累計18.3km（43.5%）

目標設定項目	30.県有施設の緑被率の向上	窓口となる所属 緑政課
目標設定内容	○ 県有施設の新設の際に、緑被率30%を確保していきます。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「県有施設の緑被率の確保に関する実施要綱」に基づく緑被率の確保 	<p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県有施設新設時の緑被率の確保 <ul style="list-style-type: none"> 9年度：協議件数4件、緑被率31.43% 10年度：協議件数6件、緑被率30.65%

目標設定項目	31.都市における施設緑地の整備面積、保全緑地の指定面積の拡大	窓口となる所属 緑政課
目標設定内容	○ 都市のみどりの創造と保全を推進するため、1998年度（平成10年度）における施設緑地整備面積7,082ha、保全緑地指定面積32,905haを、2006年度（平成18年度）に、施設緑地整備面積を10,057ha、保全緑地指定面積を33,949haとします。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設緑地の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園の整備・拡大 ・ その他の公共施設緑地の整備 <ul style="list-style-type: none"> （河川緑地、港湾緑地、条例等により設置されている公園等） ○ 保全緑地の指定拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域制緑地の指定・拡大 <ul style="list-style-type: none"> （緑地保全地区、近郊緑地保全区域、風致地区、歴史的風土保存区域、自然環境保全地域） ・ トラスト制度による緑地の保全 	<p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設緑地の整備 <ul style="list-style-type: none"> 10年度まで：7,082ha ○ 保全緑地の指定 <ul style="list-style-type: none"> 10年度まで：32,905ha

目標設定項目	32.フロンの全量回収をめざした取組の推進	窓口となる所属 大気水質課
目標設定内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冷媒用フロンについては、オゾン層に対する破壊作用の強いフロン類から順次回収を進め、CFCについて2003年度（平成15年度）、HCFCについて2005年度（平成17年度）、HFCについて2010年度（平成22年度）に全量回収（台数ベース）をめざします。 ○ 断熱用フロンについては、技術的に可能な分野から順次推進し、冷蔵庫のCFCについて2005年度（平成17年度）に、それ以外についてはできるだけ早期に全量回収（台数ベース）をめざします。 	
達成シナリオ (主要な対策・ スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ フロンの全量回収をめざした取組 <ul style="list-style-type: none"> ◇ オゾン層を破壊するフロン（CFC、HCFC）の回収処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン回収処理推進機構による回収処理システムの構築・運営 ・ 回収装置、容器等の整備の促進 ・ 県民等に対する普及啓発の推進 ・ 家電リサイクル法で当面処理対象とされていない冷蔵庫の断熱用フロンの回収の促進 ・ カーエアコン、業務用空調機に対する対策の強化 ◇ 代替フロン（HFC）の回収処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のシステムを活用したHFC回収のための課題を整理し、2001年度に回収処理に着手 	<p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フロン回収処理 <ul style="list-style-type: none"> 9年度：フロン回収処理推進機構設立 10年度：フロン回収処理システムスタート、断熱用フロン回収処理バイロット事業の実施

目標設定項目	33.CO ₂ 排出量の削減	窓口となる所属	環境計画課												
目標設定内容	<p>○ 2000年（平成12年）における県民一人当たりのエネルギー利用に係るCO₂排出総量を1990年（平成2年）レベルに安定させます。</p> <p>さらに、この場合、人口増により総排出量では1990年（平成2年）レベルを上回ることとなるので、2000年（平成12年）以降は総排出量においても1990年（平成2年）レベルで安定するよう努めます。</p> <p>なお、地球温暖化防止京都会議での国際合意や今後の施策効果の分析等を踏まえ、2001年度（平成13年度）までに1990年（平成2年）を基準年とする2010年（平成22年）の削減目標に改定します。</p>														
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<p>○ 自主的な活動の着実な促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所におけるCO₂排出量削減に結びつく自主的活動の促進 ◇ CO₂排出量の少ない自動車の導入促進策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガス自動車の普及促進 ・ 低公害車普及計画の策定・実施 ◇ 環境にやさしい商品購入・行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーン販売店の指定、グリーン購入ネットワークの促進、環境にやさしいくらし実践マニュアルの普及 ・ 環境にやさしい県民行動の相互交流ホームページの構築・運用 <p>○ CO₂排出量の少ない社会経済システムや都市構造への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 新たなりサイクルシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック高熱原料化システムの確立 ・ 生ごみメタンガス化システムの検討 ・ ごみ発電事業などエネルギーサイクルシステムの検討 ◇ 環境配慮型のリサイクル団地の形成促進 ◇ セミエミッション型住宅団地整備の検討 ◇ 都市開発の事前調整時点におけるCO₂排出量削減誘導指針の策定と削減指導の検討 ◇ 交通総量抑制及びマネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷低減策の検討、推進（コミュニティ循環バス、自転車交通普及等をモデル地区を設定し検証） ・ 交通需要マネジメントモデル事業の推進（エコ・ハーフ・アンドライドシステムの導入検討・実験） <p>○ CO₂吸収源対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市緑化の推進 ◇ 水源の森林づくりの推進 <p>○ 地球温暖化防止の国際協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地球環境戦略研究機関(IGES)への支援 ◇ 排出責任者としての海外緑化によるCO₂排出対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業、県民、行政の協働による海外緑化事業の推進 <p>○ 普及啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ わかりやすい環境情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電光掲示板の活用による情報提供 ・ 環境情報コーナーによる環境情報の提供 ◇ 地球温暖化防止活動推進員を核とした普及啓発の展開 ◇ 地域環境教育・学習の推進 ◇ クリーンエネルギーの普及啓発 <p>○ クリーンエネルギーの県施設等への計画的導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 啓発効果の高い道路、公園や雨量計等への計画的導入 ◇ クリーンエネルギー活用事業化の調査・研究 	<p><進捗状況></p> <p>○ CO₂排出量 (推計値)</p> <table border="0"> <tr> <td>2年：1人当たり</td> <td>2.21t-c</td> </tr> <tr> <td>総排出量</td> <td>1,764万t-c</td> </tr> </table> <p>8年：1人当たり 2.22t-c (2年比0.5%増)</p> <table border="0"> <tr> <td>総排出量</td> <td>1,840万t-c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(同4.3%増)</td> </tr> </table> <p>9年：1人当たり 2.24t-c (同1.4%増)</p> <table border="0"> <tr> <td>総排出量</td> <td>1,867万t-c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(同5.8%増)</td> </tr> </table>	2年：1人当たり	2.21t-c	総排出量	1,764万t-c	総排出量	1,840万t-c		(同4.3%増)	総排出量	1,867万t-c		(同5.8%増)	
2年：1人当たり	2.21t-c														
総排出量	1,764万t-c														
総排出量	1,840万t-c														
	(同4.3%増)														
総排出量	1,867万t-c														
	(同5.8%増)														

第3章

目標設定項目	34.クリーンエネルギーの導入促進	窓口となる所属	科学技術振興課
目標設定内容	○市町村施設の新築・改築・増築に当たっては、原則としてクリーンエネルギーを導入します。 ○2010年度（平成22年度）までに県内の過半数の市町村でクリーンエネルギー導入指針が策定されるよう促進します。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	◇クリーンエネルギーの県施設等への計画的導入 ◇市町村や民間へのクリーンエネルギーの普及啓発 ※クリーンエネルギー：太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、産業物発電、 コージェネレーション、未利用エネルギー等	<進捗状況> 新規目標設定	

目標設定項目	35.環境にやさしい商品の普及率の向上	窓口となる所属	環境計画課
目標設定内容	○家庭・学校・事業所における自主的環境配慮促進事業の参加事業所数を2005年度（平成17年度）に、3,000事業所にします。 ○家庭・学校・事業所における自主的環境配慮促進事業の参加家庭数を2005年度（平成17年度）に、30,000世帯にします。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	◇家庭・学校・事業所における自主的環境配慮促進事業、環境にやさしい商品の普及促進事業の実施 ◇事業フレームの検討、準備 <ul style="list-style-type: none"> ・2000：家庭・学校・事業所における自主的環境配慮促進事業、環境にやさしい商品普及事業の具体的事業フレームの設計 ・2000：家庭・学校・事業所における自主的環境配慮促進事業の参加事業所の募集 ・2000：家庭・学校・事業所における自主的環境配慮促進事業の参加家庭の募集 ◇事業実施 <ul style="list-style-type: none"> ・2001：家庭・学校・事業所における自主的環境配慮促進事業の実施 	<進捗状況> 新規目標設定	

目標設定項目	36.企業の自主的な環境配慮体制整備の普及促進	窓口となる所属	環境計画課		
目標設定内容	○実施企業にインセンティブを与える様々な手法を検討実施し、企業の自主的な環境配慮体制の普及に努めます。				
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	◇企業の環境対策支援 ◇ISO14000シリーズの普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・認証取得セミナーの開催、LCA（ライフサイクルアセスメント）フォーラムの開催 ・認証取得に対する制度融資 ◇経済的誘導策、表彰、公表を活用した、事業所における自主的環境配慮活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的枠組みの検討、制度化に向けた関係機関との調整、誘導策等の実施 ◇環境対策が資金的に困難な中小企業に対する支援策の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物再資源化や環境負荷低減に係る設備整備、環境会計導入等の取組への支援 ・中小企業や商店街が行うゼロエミッションに向けた共同取組（リサイクル対策や買い物袋持参運動等）への情報提供やコーディネートの支援 	<進捗状況> ○ISO14001認証取得事業所数（累計） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>8年末： 12</td> </tr> <tr> <td>9年末： 71</td> </tr> <tr> <td>10年末： 151</td> </tr> </table>	8年末： 12	9年末： 71	10年末： 151
8年末： 12					
9年末： 71					
10年末： 151					

目標設定項目	37.環境にやさしい農業の推進	窓口となる所属 農業振興課
目標設定内容	○ 農業生産における、農薬、化学肥料の使用量について、1996年度（平成8年度）を基準年として、2006年度（平成18年度）を目指に30%削減します。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬、化学肥料の使用量削減の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境保全型農業技術の開発研究 ◇ 環境保全型農業総合対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「環境保全型農業栽培の手引」の策定と栽培技術の普及促進 ・持続農業法に基づく認定農業者の認定 ・環境保全型農業推進協議会の開催 ・堆肥舎等の整備支援 ○ 環境保全型農業の推進運動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業推進宣言団体との協定締結推進 	<p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 栽培の手引の作成作目・作型数（代替指標）（累計） <ul style="list-style-type: none"> 9年度：9作目・作型 10年度：19作目・作型 11年度：34作目・作型

目標設定項目	38.農業生産における資源リサイクルの推進	窓口となる所属 農業振興課
目標設定内容	○ 農業生産から生じる野菜残さや植木剪定枝等の有機物の堆肥化を促進し、土づくりへの活用を進めます。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業から生じる有機物の堆肥化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 堆肥化技術の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・収穫後の野菜屑等の堆肥化技術の研究 ◇ 農業から生じる有機物の地域リサイクルシステムの確立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区の選定、地区で生じる家畜ふんや植木剪定枝等の堆肥化と土づくりへの利用の検討 ◇ 農業から生じる有機物の堆肥化設備等の整備支援 <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥製造設備及び堆肥舎等の整備に対する助成 	<p><進捗状況></p> <p>新規目標設定</p>

目標設定項目	39.地域と調和した畜産環境対策の推進	窓口となる所属 畜産課
目標設定内容	○ 家畜ふん尿処理施設等の整備を推進し、堆肥流通の円滑化を進め、畜産環境保全に努めます。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 畜産環境保全計画作成 ○ 畜産環境の総合整備 <ul style="list-style-type: none"> ・家畜ふん尿処理施設、機械等の整備 ○ 家畜堆肥流通の円滑化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥流通の円滑化を図る推進協議会の開催 ・堆肥流通の円滑化を図る体制の確立 	<p><進捗状況></p> <p>新規目標設定</p>

目標設定項目	40.水産加工残さの有効利用の促進	窓口となる所属 水産課
目標設定内容	○ 魚類の加工残さ等の未利用資源の有効利用に努めます。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	○ 魚介類の加工残さ利用技術研究 ・ マグロの加工時の残さの資源としての有効利用 ・ 加工業者等の有効利用技術への助言指導	<進捗状況> 新規目標設定

目標設定項目	41.トラスト運動の基金、会員数の増強	窓口となる所属 緑政課
目標設定内容	○ かながわトラストみどり基金について、年間3,000万円の寄付を募り、2006年度（平成18年度）までに3億円の基金の積み増しを行います（1996年度（平成8年度）末累計額約114.8億円）。 ○ トラストの会員数を、1996年度（平成8年度）末の30,712人から、2006年度（平成18年度）までに50,000人にします。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	○ トラスト基金、会員数の増強 ◇ 募金・会員加入の呼びかけ ◇ トラスト事業の強化を通じた増強 ・ ボランティア団体や学校との連携の強化 ・ シンポジウム開催などを通じた運動の普及啓発	<進捗状況> ○ トラストみどり基金への寄付 8年度：2,500万円 9年度：1,200万円 10年度：2,300万円 ○ トラスト会員数 8年度末：30,712人 9年度末：33,054人 10年度末：34,115人

目標設定項目	42.参加協働型環境情報の収集提供体制の構築の推進	窓口となる所属 環境計画課
目標設定内容	○ 2001年度（平成13年度）までに地理情報システム（GIS）を活用した環境情報の収集整備提供体制の構築を行います。	
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	○ 地理情報システム（GIS）を活用した環境情報整備・提供システムの整備 ◇ 地域環境マップの作成 ・ 1999-2001：既存環境情報の収集整理、データベース化、地域環境マップ化 ◇ 県以外の機関等の環境情報の活用 ・ 1999-2001：県以外の機関等のデータ・活動状況の把握、データベース化、地域環境マップとのリンク化 ◇ 自然環境調査 ・ 1999-2001：現地調査、データベース化、地域環境マップ化 ◇ システム稼動 ・ 2001：環境情報整備・提供システム稼動	<進捗状況> ○ 参加協働型の情報収集提供体制整備 9年度：「環境情報コーナー」の整備、「環境情報コーディネーター」の配置 10年度：「かながわの環境」ホームページの開設と発信情報の充実

目標設定項目	43.森林ボランティア活動の推進	窓口となる所属	水源の森林推進課
目標設定内容	○ 森林づくりボランティア参加者を2006年度（平成18年度）までに延べ4万人とします。		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源の森林づくり県民運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 水源林フェスティバルの開催 ◇ ボランティア活動の推進 ◇ 森林インストラクターの養成 ○ 県民手づくりの森保育事業 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ボランティア活動の推進 	<進捗状況> 新規目標設定 ※平成9年度～平成10年度末までに、延べ7,983人	

目標設定項目	44.流域の環境保全行動指針の策定と目標設定の推進	窓口となる所属	大気水質課
目標設定内容	<p>(桂川・相模川流域)</p> <p>○ 流域の各主体の環境保全の行動指針を策定・推進するとともに、目標を設定します。 (鮎沢川・酒匂川流域)</p> <p>○ 流域の各主体の環境保全の行動指針の策定に向けた取組を推進します。</p>		
達成シナリオ (主要な対策・スケジュールなど)	<p>(桂川・相模川流域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「アジェンダ21桂川・相模川」に基づく環境保全活動の推進・定着 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県民、事業者、行政が連携した環境保全活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 桂川・相模川流域協議会におけるクリーンキャンペーン、上下流交流、流域シンポジウム、環境調査等の着実な推進 ・ 桂川・相模川流域協議会の地域協議会における環境保全活動の着実な推進 ◇ 県民、事業者、行政の環境保全活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における県民、事業者、行政の環境保全活動の着実な推進 ・ 環境保全活動の輪の拡大 ○ 具体的な行動についての協議と実践 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 行動目標の設定、行動の推進、評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「清く豊かな桂川・相模川」の実現に向けて、森づくり、生物との共生、水質・水量の保全、廃棄物、連携した取組などの解決すべき課題ごとに、行動目標、環境保全の具体的な行動指針・行動計画を、桂川・相模川流域協議会で協議・検討 ・ 県民、事業者、行政は環境保全行動を行うとともに、行動目標の達成状況を評価、推進 (鮎沢川・酒匂川流域) ○ 流域の各主体のパートナーシップによる流域環境保全の進め方の協議・検討 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「酒匂川水系保全協議会」での協議・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 桂川・相模川における流域環境保全の取組事例をもとに鮎沢川・酒匂川流域における進め方について検討 	<進捗状況> ○ 行動指針の策定 9年度：「アジェンダ21桂川・相模川」策定 10年度：行動目標、各主体の行動の検討、「酒匂川水系保全協議会」に参画	

重点的課題・プロジェクト項目一覧表

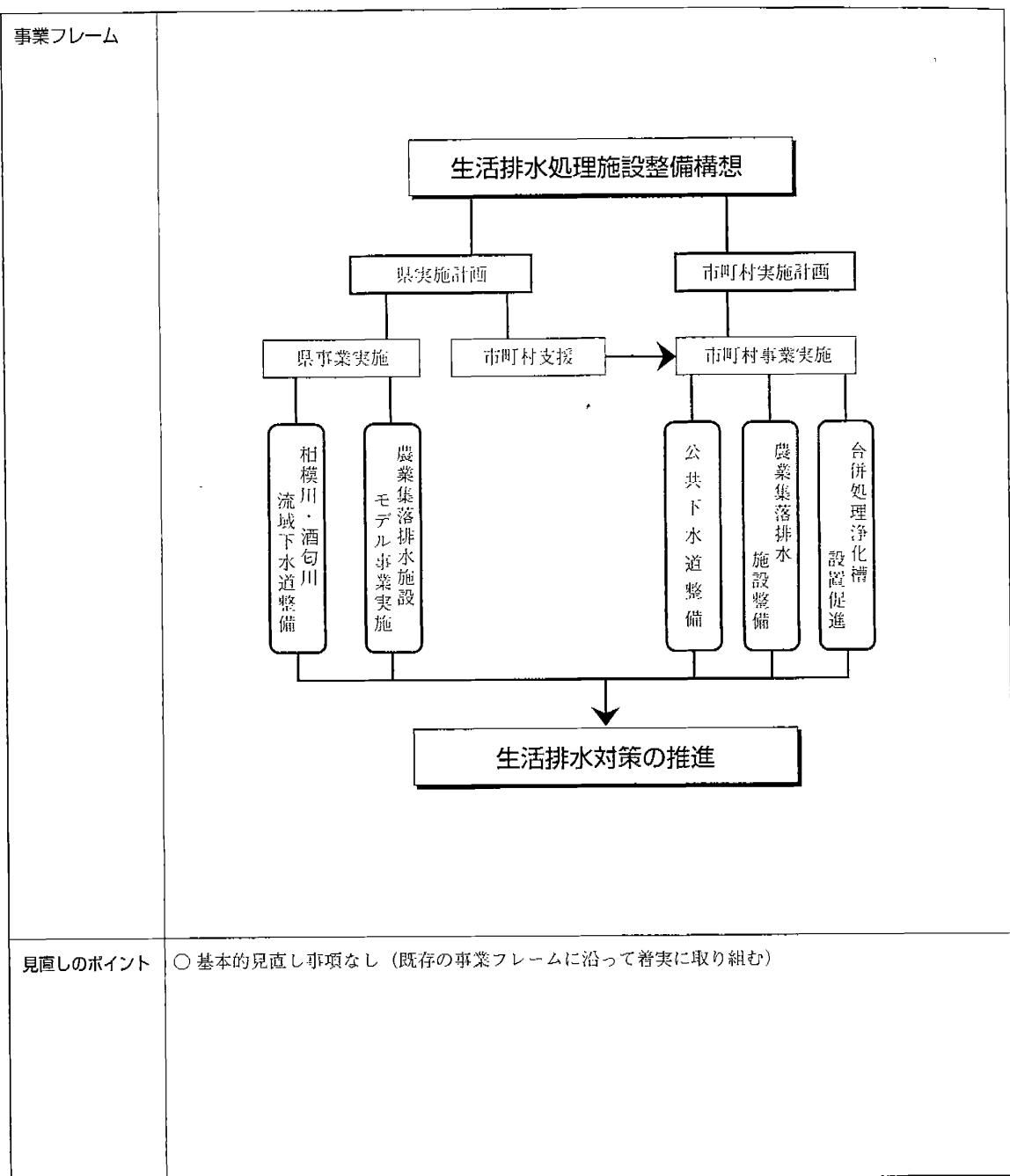
重点的課題・プロジェクトの名称	関連する目標設定項目
1.自動車交通公害対策の総合的推進	1.N O ₂ 環境基準達成、2.光化学スモッグ注意報発令日数削減、3.浮遊粒子状物質(SPM)環境基準達成、4.低公害車普及、5.道路交通騒音要品限度達成
2.生活排水対策の総合的推進	6.公共用水域(河川、湖沼、海域)環境基準、7.東京湾C O D汚濁負荷量削減、8.東京湾窒素・りん排出量削減、9.相模湾窒素・りん排出量削減、10.生活排水処理率向上
3.不法投棄対策の総合的推進	—
4.廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正処理の推進	16.廃棄物の県内処理100%をめざした取組、17.海洋投入処分、未処理埋立処分原則ゼロ、18.公共開きによる産業廃棄物中間処理施設、最終処分場の設置
5.化学物質環境保全対策の総合的推進	19.化学物質環境リスク低減化システム整備
6.ダイオキシン緊急対策の推進	20.ダイオキシン類排出抑制
7.丹沢大山の自然環境保全対策の推進	—
8.良質な水を育む豊かな森林づくり	11.水源の森林づくりの推進、43.森林ボランティア活動の推進
9.海の環境保全の総合的推進	25.多様な生物が生息する水域環境の把握と生息環境の回復・創造、26.資源管理型漁業の推進、27.自然環境に配慮した水辺・海辺づくり
10.総合的な環境配慮の推進	42.参加協働型環境情報の収集提供体制構築
11.環境共生モデル都市圏の形成	—
12.都市のみどりの創造と保全	23.自然環境保全地域新規指定、24.トラストによる新規緑地保全、27.自然環境に配慮した水辺・海辺づくり、29.街路樹整備、30.県有施設緑被率、31.都市における施設緑地・保全緑地指定面積、41.トラスト運動の基金・会員数増強 32.フロンの全量回収処理をめざした取組
13.フロン回収処理の推進	—
14.地球温暖化防止対策の総合的推進	33.C O ₂ 排出量削減、34.クリーンエネルギー導入促進
15.環境分野における国際協力の推進	33.C O ₂ 排出量削減
16.ライフスタイルの転換の促進	35.環境にやさしい商品普及率の向上
17.環境に配慮した産業の形成支援	36.企業の自主的環境配慮体制整備の普及促進、37.環境にやさしい農業の推進、38.農業生産における資源リサイクルの推進、39.地域と調和した畜産環境対策、40.水産加工残さの有効利用の促進
18.流域水環境保全行動の総合的推進	44.流域の環境保全行動指針の策定と目標設定の推進

重点的課題・プロジェクトの内容

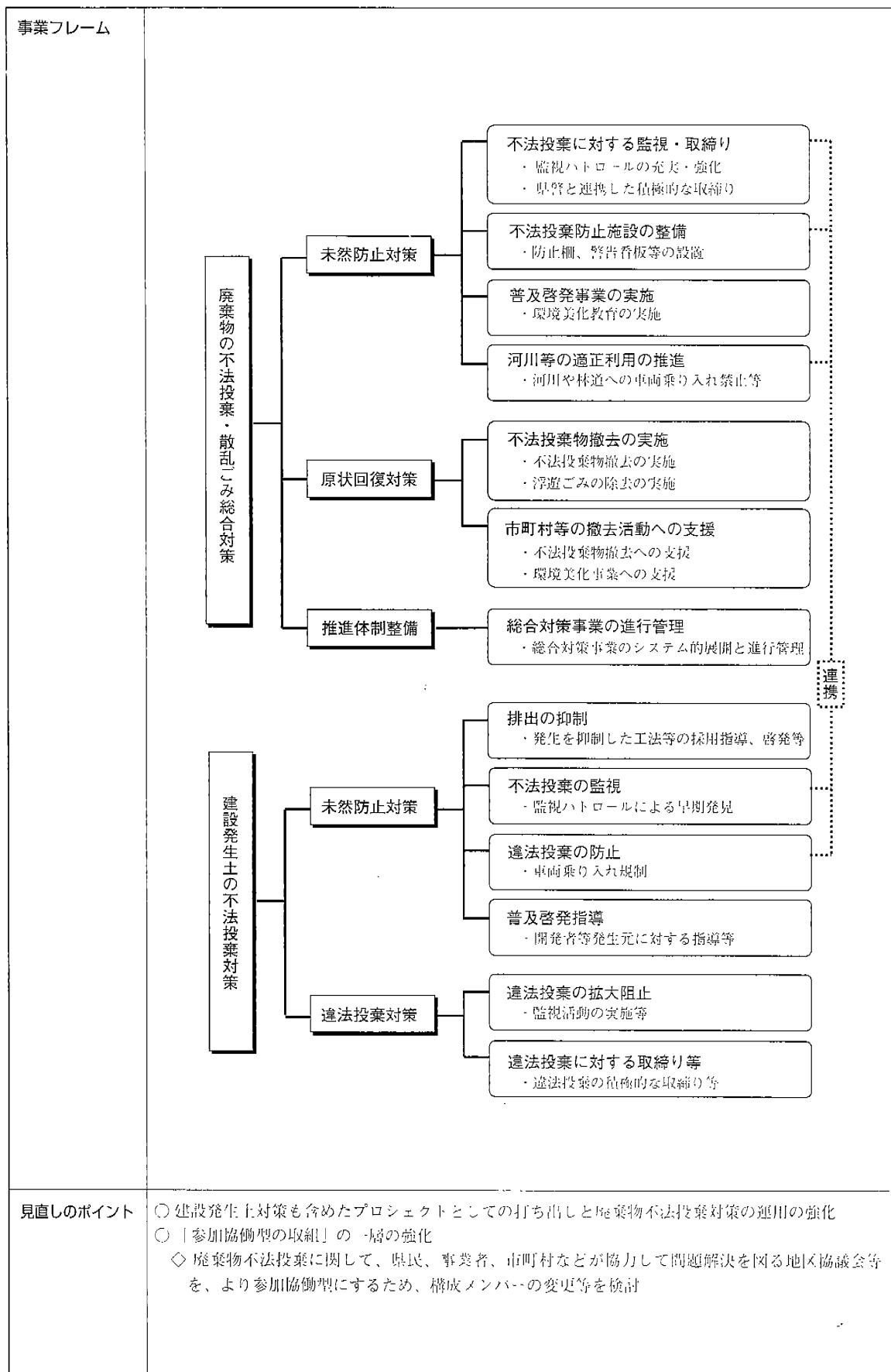
重点的課題・プロジェクト名	1.自動車交通公害対策の総合的推進	窓口となる所属	大気水質課
目的	県民の健康を守るために、環境基準の達成が遅れている二酸化窒素や浮遊粒子状物質、交通騒音の自動車交通公害に、国、市町村の関係機関と共同した対策に取り組み、環境基準や騒音の要請限度の達成をめざします。		
重点とする地域又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車排出窒素酸化物(NOx)総量削減計画特定地域及び環境基準、要請限度未達成の幹線道路沿線地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の排出ガス、道路交通騒音の低減 ○ 排出ガス対策の主要課題：ディーゼル自動車対策 		
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車排出ガス対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ディーゼル自動車対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガス自動車普及促進協議会による共同取組の推進 ・ 天然ガス自動車の普及促進（2003年度までに、新たに500台普及、燃料供給施設20箇所整備） ・ ディーゼル自動車使用事業者への天然ガス自動車等導入指導 ・ 窒素酸化物(NOx)、ディーゼル排気微粒子(DEP)等除去装置の効果的な普及方策の検討・実施 ◇ 低公害車の計画的普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害車普及計画の策定・実施 ・ 庁用車への七都県市指定低公害車の率先導入の推進（更新車両の低公害車化） ◇ 交通総量抑制及びマネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく自動車自主管理制度の推進（事業者の計画書、実施状況報告書に基づく自主管理推進指導）と充実強化（報告書の公表、優良事業所の表彰、ガイドラインの策定など） ・ 環境負荷低減策の検討、推進（自動車交通量の抑制、公共交通機関への転換、物流改善、低公害車転換等をモデル地区を設定し検証） ・ 川崎南部地域における次世代交通管理システム（交通公害低減システム<EPMS>及び公共交通両優先システム<PTPS>の導入）活用等によるモデル事業の実施 ・ 交通需要マネジメントモデル事業の推進（エコ・パークアンドライドシステムの導入検討・実験） ◇ 普及啓発の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電光掲示板やインターネット等によるわかりやすい環境情報の提供の推進 ・ 県民理解に向けた普及啓発活動の実施 ◇ 自動車排出窒素酸化物総量削減計画の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 2001：総量削減計画の改定と対策の強化 ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における低公害車の利用促進、公共交通機関の利用促進 ○ 道路交通騒音対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 代表路線での総合プロジェクトの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通騒音総合プロジェクト（モデル対策事業）の実施 ・ 道路交通騒音総合プロジェクト実施結果のとりまとめ ◇ 総合対策の全県への展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通騒音対策推進会議の設置 ・ 関係機関共同による総合対策の取組 		
事業スケジュール	年度	事業展開	
	2000	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車排出ガス対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ディーゼル自動車対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進母体となる天然ガス自動車普及促進協議会設置 ・ 天然ガス自動車普及策、燃料供給施設整備策の検討 	
	2000-2003	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガス自動車普及促進、燃料供給施設の整備（目標普及台数500台、燃料供給施設20箇所の整備） 	
	2000-2000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県下ディーゼル事業者使用事業者への導入指導 	
	2001-	<ul style="list-style-type: none"> ・ NOx、DEP除去装置の効果的な普及方策の検討 ・ NOx、DEP除去装置の実現可能性調査の実施と普及の促進 	

年度	事業展開
2000-2000-	<p>◇ 低公害車の計画的普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害車普及計画の策定・実施 ・ 府用車への七都県市指定低公害車の率先導入の推進（更新車両の低公害車化）
1998-2000-	<p>◇ 交通総量抑制及びマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車管理計画書、実施状況報告書の提出指導 ・ 計画書、実施状況報告書に基づく自主管理推進指導 ・ 自動車自主管理制度の充実強化策の検討・実施 ・ 自動車交通量の削減など環境負荷低減策の検討、推進 ・ 川崎南部地域における次世代交通管理システム（交通公害低減システム<EPMS>及び公共交通優先システム<PTPS>の導入）活用等によるモデル事業の実施 ・ エコ・パークアンドライドシステムの導入検討・実験
2000-1999-	<p>◇ 普及啓発の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電光掲示板やインターネット等によるわかりやすい環境情報の提供の推進 ・ 市民理解に向けた普及啓発活動の実施
1999-2000-	<p>◇ 自動車排出窒素酸化物総量削減計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の点検・評価、新たな施策の検討 ・ 総量削減計画の改定と対策の強化
2001	<p>◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における低公害車の利用促進、公共交通機関の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業フレームの検討 ・ 事業実施
2000	<p>○ 道路交通騒音対策の推進</p>
2001-1997-2001	<p>◇ 代表路線での総合プロジェクトの推進</p>
2001-	<p>◇ 総合対策の全県への展開</p>
事業フレーム	<pre> graph TD A[環境基準等の達成、快適な大気環境の実現] --> B[窒素酸化物(NOx)、ディーゼル排気微粒子(DEP)、浮遊粒子状物質(SPM)の低減] A --> C[自動車交通騒音の低減] B --> D[個々の自動車の低公害化の促進] B --> E[自動車交通総量の抑制・マネジメント] B --> F[総合対策の全県への展開] D --> G[天然ガス車普及促進] D --> H[基礎整備] D --> I[普及啓発] E --> J[自主管理の推進] E --> K[県の率先実行] E --> L[自動車NOx総量削減計画] F --> M[代表路線でのモデル対策] </pre>
見直しのポイント	<p>○ 深刻な大気汚染の現状を踏まえた、自動車交通公害対策の一層の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ディーゼル自動車対策の強化 □ 交通総量抑制及びマネジメントの推進 <p>○ 参加協働型の取組、民間活力等を導入した工夫ある取組</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 天然ガス自動車普及促進協議会での民間活力を導入した共同取組の推進

重点的課題・プロジェクト名	2.生活排水対策の総合的推進		窓口となる所属	大気水質課
目的	公共用水域の汚濁負荷の8割を占める生活排水の対策として、市町村との連携のもとに生活排水処理施設整備構想を推進します。生活排水処理施設の整備を効果的かつ効率的に進めるとともに、市町村事業の支援等総合的な生活排水処理対策を推進することにより、公共用水域の水質保全を図ります。			
重点とする地域 又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全県の生活排水未処理地域。特に水源地域は優先順位が高いものとします。 			
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「県生活排水処理施設整備構想」に基づく、市町村と連携した、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理（污水処理）施設の整備の推進（県内の生活排水処理率100%をめざす） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 下水道の整備（生活排水処理施設整備構想による整備率(2010：98.14%)） <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道 ・ 公共下水道 ◇ 農業集落排水施設の整備（同：0.03%） ◇ 合併処理浄化槽の普及（同：0.64%） ○ 生活排水対策に係る普及啓発の推進 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
	2000-2010	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活排水対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 下水道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「かながわ下水道21」の整備計画に沿った一層の整備促進 ・ 2001年度までに、おおむねの市街地の下水道を整備、県内全市町村の供用開始 ◇ 農業集落排水施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町との連携による整備の推進 ◇ 合併処理浄化槽の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併処理浄化槽整備補助事業の実施 ◇ 生活排水対策に係る調整、普及啓発の推進 		



重点的課題・プロジェクト名	3.不法投棄対策の総合的推進		窓口となる所属	廃棄物対策課
目的	廃棄物の不法投棄や散乱ごみ、建設発生土の不法投棄が依然として後を絶たないことから、廃棄物や建設発生土の不法投棄などを根絶するため、県民、事業者、市町村や国、警察と連携し、未然防止対策などを柱とする総合的かつ効果的な施策を実施します。			
重点とする地域 又は課題	<input type="checkbox"/> 廃棄物の不法投棄や散乱ごみ、建設発生土の不法投棄の未然防止対策 <input type="checkbox"/> 水源地域の不法投棄対策			
達成手法、実現シナリオ	<input type="checkbox"/> 廃棄物の不法投棄・散乱ごみ総合対策 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 未然防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄に対する監視・取締り ・ 不法投棄防止施設の整備 ・ 普及啓発事業の実施 ・ 河川等の適正利用の推進 ◇ 原状回復対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄物撤去の実施 ・ 市町村等の撤去活動への支援 ◇ 推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加協働型の取組の推進 ・ 総合対策事業の進行管理 <input type="checkbox"/> 建設発生土の不法投棄対策 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 未然防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出の抑制 ・ 不法投棄の監視 ・ 違法投棄の防止 ・ 普及啓発指導 ◇ 違法投棄対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法投棄の拡大阻止 ・ 違法投棄に対する取締り等 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
	2000-2000-2000-	<input type="checkbox"/> 廃棄物の不法投棄・散乱ごみ総合対策 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 不法投棄未然防止対策、原状回復対策及びその推進体制の整備 ◇ 指導・監視体制の強化 ◇ 廃棄物不法投棄の重点監視体制の強化検討と実施 		
	2000-2000-	<input type="checkbox"/> 建設発生土の不法投棄対策 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 不法投棄未然防止対策 ◇ 条例に基づく違法投棄に対する取締り等 		



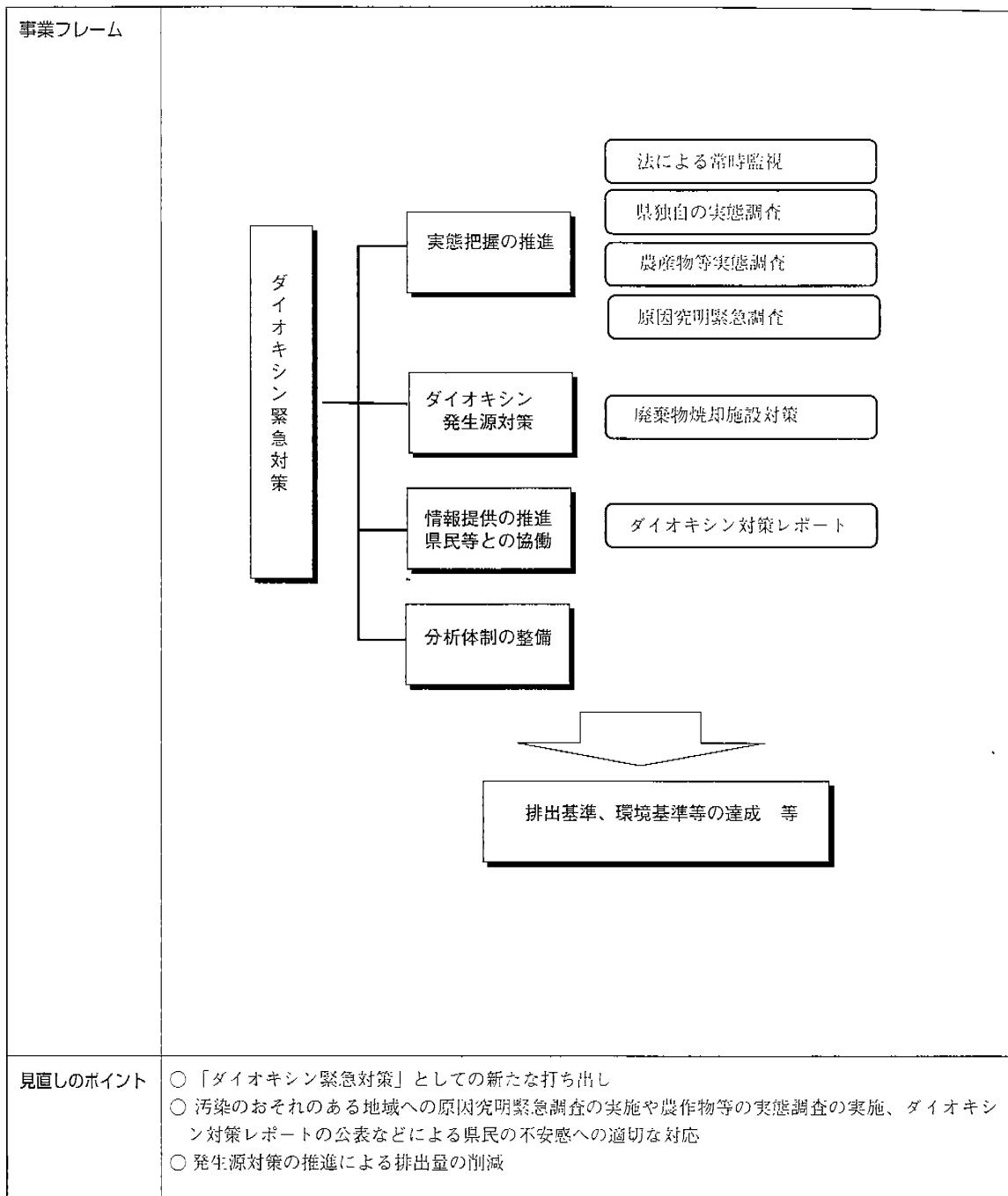
重点的課題・プロジェクト名	4.廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正処理の推進	窓口となる所属	廃棄物対策課
目的	廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の一層の推進を図ることにより、廃棄物の県内処理100%の達成と資源循環型社会の構築をめざします。		
重点とする地域 又は課題	<p>○ 廃棄物の県内処理100%をめざした取組の推進</p>		
達成手法、実現シナリオ	<p>○ 資源循環型社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の促進に関する条例の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念の設定、県民・事業者・市町村・県の責任と役割の明確化、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理に関する県計画の策定・公表、廃棄物に関する情報提供と教育・学習の推進等の検討 <p>○ 廃棄物の発生量削減対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県内発生量削減目標の設定と対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物に関する行動マニュアル及び第5次産業廃棄物処理計画における削減目標の設定と推進 ・ 事業者による発生源自主管理事業の充実 ・ 事業系一般廃棄物の排出実態の把握と発生抑制、リサイクル方策の検討 ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における発生量削減の促進 <p>○ 廃棄物のリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村と一緒にした域内処理・リサイクルの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却灰溶融固化とスラグのリサイクルの促進 ◇ 県民、事業者と連携したリサイクルの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装のリサイクルと事業者による自主回収の促進 ・ 廃棄物に関する行動マニュアル及び第5次産業廃棄物処理計画におけるリサイクル目標の設定と推進 ・ リサイクルに関する情報のネットワーク化の推進（廃棄物交換システムの充実等） ◇ 新たなりサイクルシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック高炉原料化システムの確立 ・ 生ごみ等メタンガス化システムの検討 ・ ごみ発電事業などのエネルギーリサイクルシステムの検討 ・ 建設廃棄物・食品廃棄物・剪定枝等のリサイクルシステムの検討 ・ 各種リサイクル法に対応したリサイクル施設の誘致・整備の促進 ◇ 再生品の利用拡大の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入の促進 ・ 公共事業や官公庁でのグリーン調達等の促進（一定割合の使用義務化） <p>○ 廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 廃棄物の適正処理に係る目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物に関する行動マニュアル及び第5次産業廃棄物処理計画における焼却量及び最終処分量の削減目標の設定と推進 ◇ 市町村と一緒にした適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理広域化計画の推進 ◇ 産業廃棄物適正処理ガイドラインの策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物適正処理ガイドラインの策定と推進 ◇ 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共関与による産業廃棄物の中間処理・リサイクル施設の稼働 ・ 最終処分場の建設着手 ◇ 有害廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性廃棄物等の適正処理の推進 ・ P C B（ポリ塩化ビフェニル）の適正処理の推進 ・ 有害廃棄物処理施設の設置に関する公共関与の検討 <p>○ わかりやすく効果的なPRと意識改革の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生・処理状況や環境調査情報等の積極的な公表 ・ 事業者による廃棄物情報の自主的公表の促進 ・ 学校教育等での廃棄物問題に関する教育・学習の推進 		

事業スケジュール	年度	事業展開
	2000	○ 資源循環型社会の構築 ◇ 廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の促進に関する条例の検討
	2000-2000-	○ 廃棄物の発生量削減対策の強化 ◇ 県内発生量削減目標の設定と対策の強化
	2000-	◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における発生量削減の促進
	2000-	○ 廃棄物のリサイクルの推進 ◇ 市町村と一緒にした域内処理・リサイクルの促進
	2000-	◇ 県民、事業者と連携したリサイクルの促進
	2000-	◇ 新たなリサイクルシステムの構築
	2000-	◇ 再生品の利用拡大の推進
	2000-	○ 廃棄物の適正処理の推進 ◇ 廃棄物の適正処理に係る目標の設定
	2000	◇ 市町村と一緒にした適正処理の推進
	1998-	◇ 産業廃棄物適正処理ガイドラインの策定
	2000	◇ 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備
	2000	・ 公共関与による産業廃棄物の中間処理・リサイクル施設の稼働
	2001	・ 最終処分場の建設着手
	2000-	◇ 有害廃棄物の適正処理の推進
	2000-	○ わかりやすく効果的なPRと意識改革の促進
事業フレーム		<p style="text-align: center;">資源循環型社会の実現</p> <p style="text-align: right;">〈県内処理100%をめざして〉</p> <pre> graph TD A[資源循環型社会の実現 〈県内処理100%をめざして〉] --> B[発生抑制、リサイクル、適正処理の促進に関する条例] B --> C[ごみ処理 広域化計画 第5次産業廃棄物処理計画] B --> D[廃棄物に関する行動マニュアル] C --> E[廃棄物の発生量の削減 ・削減目標] D --> E E --> F[廃棄物発生] F --> G[廃棄物のリサイクルの推進 ・市町村と一緒にした域内処理・リサイクルの促進 ・県民、事業者と一緒にしたリサイクルの促進 ・新たなリサイクルシステムの構築 リサイクル目標] G --> H[廃棄物の適正処理の推進 ・市町村と一緒にした適正処理の推進 ・産業廃棄物適正処理ガイドラインによる指導 ・公共関与による産業廃棄物処理施設の整備(中間処理・リサイクル施設、最終処分場) ・有害廃棄物の適正処理 適正処理目標] H --> I[域内処理の強化] I --> J[わかりやすく効果的なPR(公表)と意識改革の促進] E -.-> G E -.-> H G -.-> H G -.-> J H -.-> I I -.-> J </pre>
見直しのポイント		<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の発生抑制と県内処理100%をめざした対策の打ち出し <ul style="list-style-type: none"> ◇ 廃棄物として排出された後の減量化に着目した対策から、廃棄物の発生そのものの抑制や県内処理・処分をめざした対策へと対策の充実強化 ○ 持続可能な循環型の社会経済システムの実現 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 新たなリサイクルシステムの構築

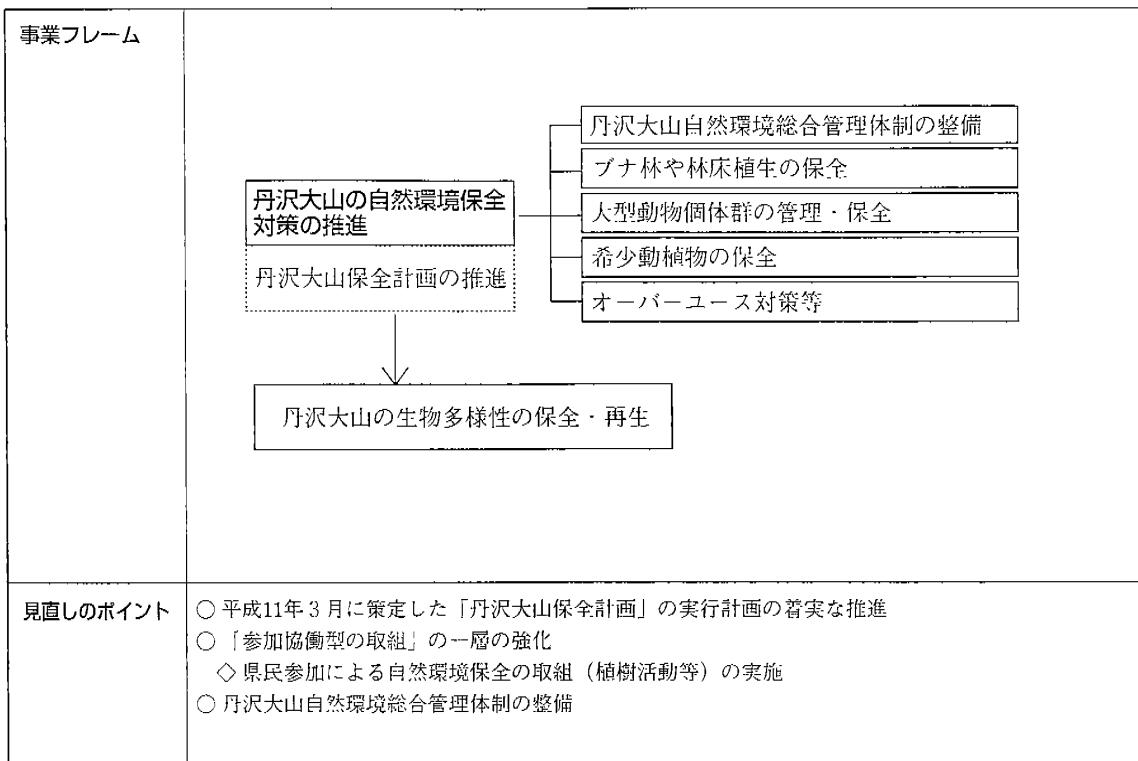
重点的課題・プロジェクト名	5.化学物質環境保全対策の総合的推進		窓口となる所属	大気水質課
目的	環境ホルモンを含む有害な化学物質に関し、人体への摂取量の削減をめざし、実態把握、県民への適切な情報提供とコミュニケーション、排出量の削減などにより、化学物質の環境リスクの低減化を推進します。			
重点とする地域 又は課題	○ 環境リスク低減化システムの構築、推進			
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ○ パートナーシップによる化学物質の環境リスク低減化システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ◇ P R T R データに基づく地域環境負荷量の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成9年度から実施しているP R T R パイロット調査のデータを使って、多種類の化学物質の環境負荷量を指標化する手法の検討 ・ 地域ごとの環境負荷量の把握 ◇ 県独自の調査による化学物質の管理状況等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の化学物質管理状況、排出量削減対策の実施状況の把握 ◇ 县民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域説明会の開催、地域ごとの環境負荷量及び事業所の化学物質管理状況・排出量削減対策実施状況について県民への情報提供の推進 ・ 化学物質県民セミナーの開催 ・ インターネットによる個別化学物質安全情報の提供 ◇ 地域環境リスク低減化システムの構築、推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R データ活用検討委員会の開催 ・ 地域環境リスク低減化研究会の設置 ・ 環境負荷量が大きい地域の削減目標の設定、対策の検討等 ・ リスクコミュニケーションの場の設置（モデル的な実施） ・ 事業所支援体制の強化（専門スタッフの養成、対応窓口への配置） ○ 環境ホルモン対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 基礎的な調査の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気等の環境モニタリング調査の実施 ・ 食品、食器、水道水等の実態調査の実施 ・ 農作物への影響の調査 ・ 水生生物に対する影響に関する調査 ◇ 環境ホルモンに関するわかりやすい情報提供の推進 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
	1999-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質県民セミナー、インターネットによる個別化学物質安全情報の提供開始など、県民への基礎的な情報の提供 ○ P R T R 活用方法検討委員会の開催 		
	1999-2000	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ごとの環境負荷量の把握手法の検討 		
	2000-2001	<ul style="list-style-type: none"> ○ P R T R データに基づく地域環境負荷量の把握及び公表 ○ 専門スタッフの養成・配置 		
	2002	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究会の発足・運営 		
	2003	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境ホルモン対策の推進 		
	2000-			

事業フレーム	<p>対 策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PRTRデータによる環境負荷量算定手法の検討 ・地域毎の環境負荷量の把握 ・リスクコミュニケーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> - 県民、行政、企業の情報の共有化 - リスクコミュニケーションの場の設定 ・パートナーシップによる地域環境負荷の低減化 <ul style="list-style-type: none"> - 環境負荷低減目標の設定 - 対策実行の指導及び誘導 <p>環境リスク低減化システム</p>
見直しのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境汚染物質排出移動登録（P R T R）制度に基づくデータを活用した環境リスク低減化システムを構築、推進する ○ 「参加協働型の取組」の一層の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇ リスクコミュニケーションの推進 ○ 民間の活力も導入した工夫ある見直し <ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業所の自主管理が促進される仕組みづくり ○ 基礎的な調査、情報の提供など環境ホルモン対策の推進

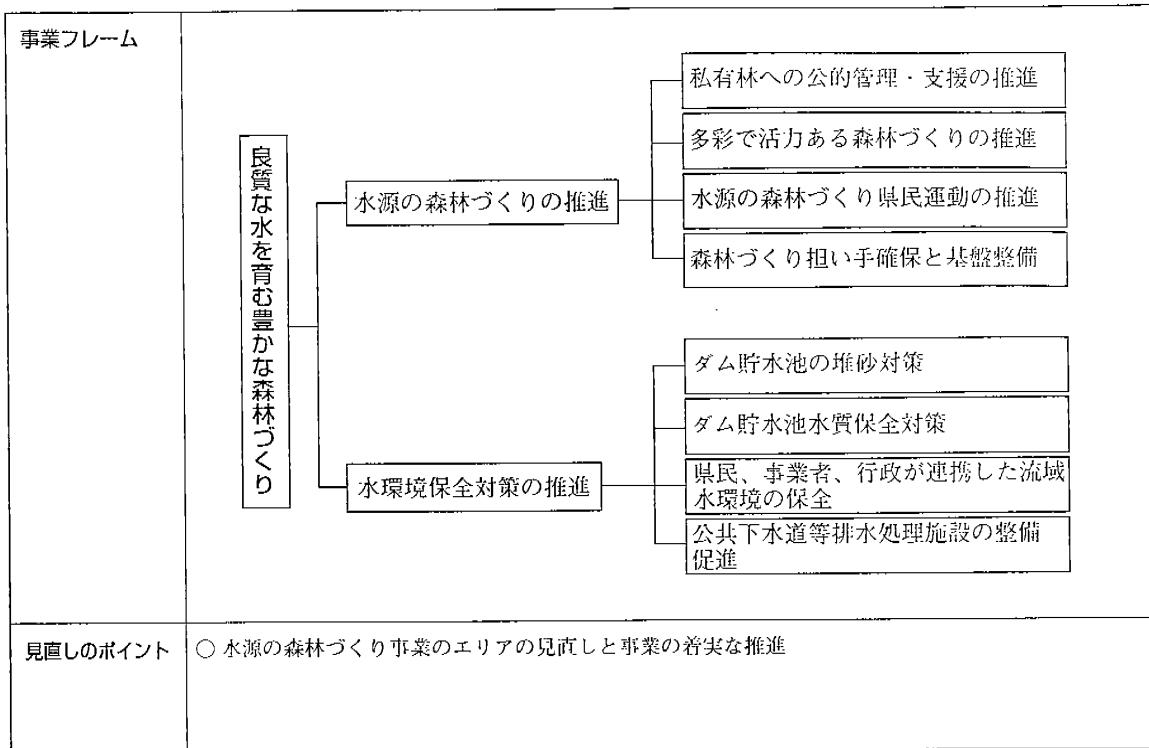
重点的課題・プロジェクト名	6.ダイオキシン緊急対策の推進	窓口となる所属	大気水質課
目的	ダイオキシン類対策特別措置法や県独自の取組により、県域内の環境汚染や健康影響の未然防止を図ります。あわせて、県民等への情報提供を進め、協働した対策を進めていきます。		
重点とする地域 又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境調査や食品、農産物等の調査による基礎的な実態把握 ○ 廃棄物焼却施設での発生源対策の推進 ○ ダイオキシン対策の進捗状況等の県民への情報提供と協働による対策の推進 		
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態把握の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県内の環境汚染状況の実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の実施 ・ 県独自の環境実態調査の実施（常時監視を補完する地点） ・ 県内流通食品からの摂取量調査、水道水調査、農用地や農作物等の実態調査の実施 ◇ 対策を進めるための実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境汚染等のおそれが認められる地域等に対する原因究明等のための緊急調査の実施 ○ ダイオキシン発生源対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 廃棄物焼却施設におけるダイオキシン排出抑制対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物焼却施設に対する監視指導、立入検査等の実施 ・ 廃棄物焼却炉等の届出受理、排出基準の適合性の審査 ・ 条例による小型焼却炉規制、屋外燃焼行為の規制 ・ ごみ処理広域化計画の推進 ○ 県民への情報提供の推進と協働による対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダイオキシンに関する県民への情報提供及び理解と協力の要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン対策レポートの作成・公表 ○ 分析体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出基準値への適合性確認のための分析体制の整備 ○ 技術研究開発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易測定法に関する実証的な開発研究 		
事業スケジュール	年度	事業展開	
	2000-2002	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態把握の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県内の環境汚染状況の実態把握 ◇ 対策を進めるための実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境汚染等のおそれが認められる地域等に対する原因究明等のための緊急調査の実施 	
	1999-	<ul style="list-style-type: none"> ○ ダイオキシン発生源対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 廃棄物焼却施設におけるダイオキシン排出抑制対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物焼却施設に対する監視指導、立入検査等の実施 ・ 廃棄物焼却炉等の届出受理、排出基準の適合性の審査 ・ 屋外燃焼行為の規制 ・ 条例による小型焼却炉規制 ・ ごみ処理広域化計画の推進 	
	2000-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民への情報提供の推進と協働による対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン対策レポートの作成・公表 	
	2000-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分析体制の整備 	
	2000-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術研究開発の推進 	
	2003-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境調査等の見直し、調査地点の絞り込み 	



重点的課題・プロジェクト名	7.丹沢大山の自然環境保全対策の推進		窓口となる所属	緑政課
目的	ブナの立ち枯れなど進行している丹沢大山の自然環境の衰退に歛止めをかけ、多様な生物を育む自然環境の保全・再生を図ることを目的として、「丹沢大山保全計画」に基づく各種保全対策の総合的実施を進めます。			
重点とする地域 又は課題	○丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園			
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ○丹沢大山の自然環境保全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇丹沢大山自然環境総合管理体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・保全対策実行機関の設置 ◇ブナ林や林床植生の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・保護柵の設置 ・ブナ林等立入禁止区域の設定及び木道の設置 ・ブナ林の再生技術の開発推進及び再生整備 ・県民参加によるブナ等の種子採取・植樹運動の展開 ・大気・気象に係るモニタリング調査等 ・登山道周辺の崩壊地や裸地の補修による植生回復 ・登山道の一時利用休止・補修による植生回復 ・モミ・ウラジロモミ等の保護 ・森林衰退域における植樹等による植生回復 ・人工林成林困難地の自然植生への誘導 ・人工林の複層林・混交林・巨木林化の実施 ◇大型動物個体群の管理・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・シカ管理手法の導入の検討・実施 ・シカコリドー・緑の回廊構想の推進 ◇希少動植物の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・希少動植物の保全対策の研究・実施 ◇オーバーユース対策等 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミやし尿等の対策 ・キャンプ等による水質汚濁や河原等の荒廃の防止 ・特定の樹林・沢の保全手法、自然公園区域の拡大等の検討・実施 ・自然環境配慮のガイドラインの周知・徹底 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
	2000	<ul style="list-style-type: none"> ○丹沢大山の自然環境保全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇丹沢大山自然環境総合管理体制の整備 		
	2000-2006	<ul style="list-style-type: none"> ◇ブナ林や林床植生の保全 		
	2000-2006	<ul style="list-style-type: none"> ◇大型動物個体群の管理・保全 		
	2000-2006	<ul style="list-style-type: none"> ◇希少動植物の保全 		
	2000-2006	<ul style="list-style-type: none"> ◇オーバーユース対策等 		



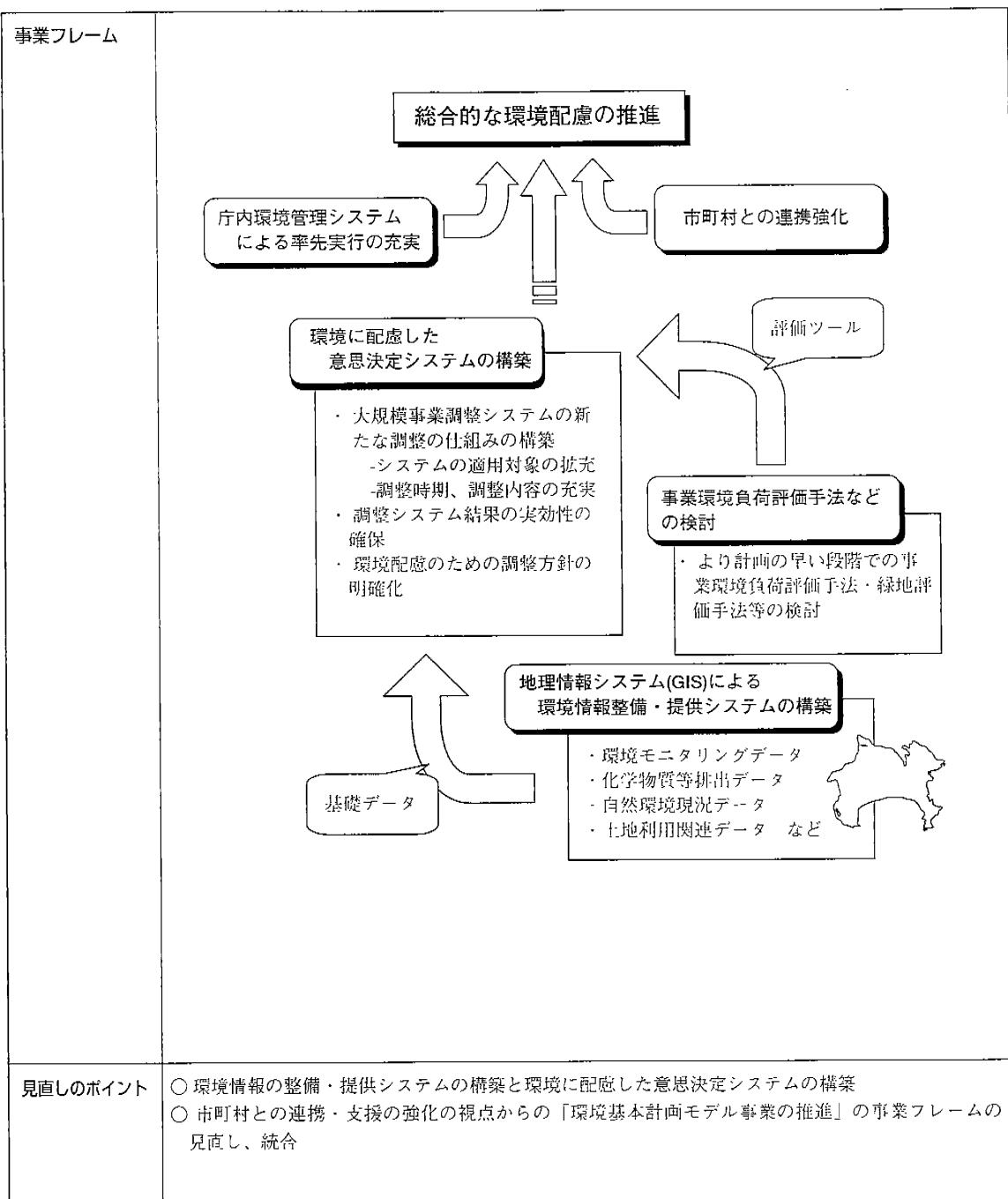
重点的課題・プロジェクト名	8.良質な水を育む豊かな森林づくり		窓口となる所属	水源の森林推進課
目的	幅広い県民の理解と参加を得ながら、県と市町村及び民間が一体となり、広葉樹林の整備や人工林の巨木林化、複層林化、混交林化など水源かん養機能の高い森林づくりを推進するとともに、ダム貯水池の堆砂対策や水質保全対策などに取り組むことにより、良質で安定的な水資源の確保を図ります。			
重点とする地域 又は課題	○ 水源地域			
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源の森林づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 水源地域の私有林への公的管理・支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源分収林、水源林整備協定及び公有化 ・ 協力協約、水源林管理道、水源林の整備 ◇ 造林や治山事業などによる多彩で活力ある森林づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の保育等造林の推進 ・ 保安林の整備、治山対策の推進 ・ 間伐材の有効利用や県産材の利用拡大の推進 ◇ 県民運動としての水源の森林づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 千年樹（紀）植樹事業など水源林フェスティバルの開催 ・ 県民と行政が一体となったボランティア活動の推進 ◇ 森林づくりの担い手確保や林道事業などの基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就労者の確保・育成 ・ 林業構造改善対策の推進 ・ 林道の整備 ○ 水環境保全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダム貯水池の堆砂対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ しゅんせつ、貯砂ダムの整備 ◇ ダム貯水池水質保全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ エアレーション装置等によるアオコ対策の実施 ◇ 県民・事業者・行政が連携した流域水環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域環境保全行動の推進 ◇ 公共下水道等排水処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源地域13市町村公共下水道整備への支援 ・ 農業集落排水処理施設整備への支援 ・ 合併処理浄化槽補助制度実施市町村の拡大 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
	2000-2000-2000-2000-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源の森林づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 私有林への公的管理・支援の推進 ◇ 多彩で活力ある森林づくりの推進 ◇ 水源の森林づくり県民運動の推進 ◇ 森林づくり担い手確保と基盤整備 ○ 水環境保全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダム貯水池の堆砂対策 ◇ ダム貯水池水質保全対策 ◇ 県民、事業者、行政が連携した流域水環境の保全 ◇ 公共下水道等排水処理施設の整備促進 		



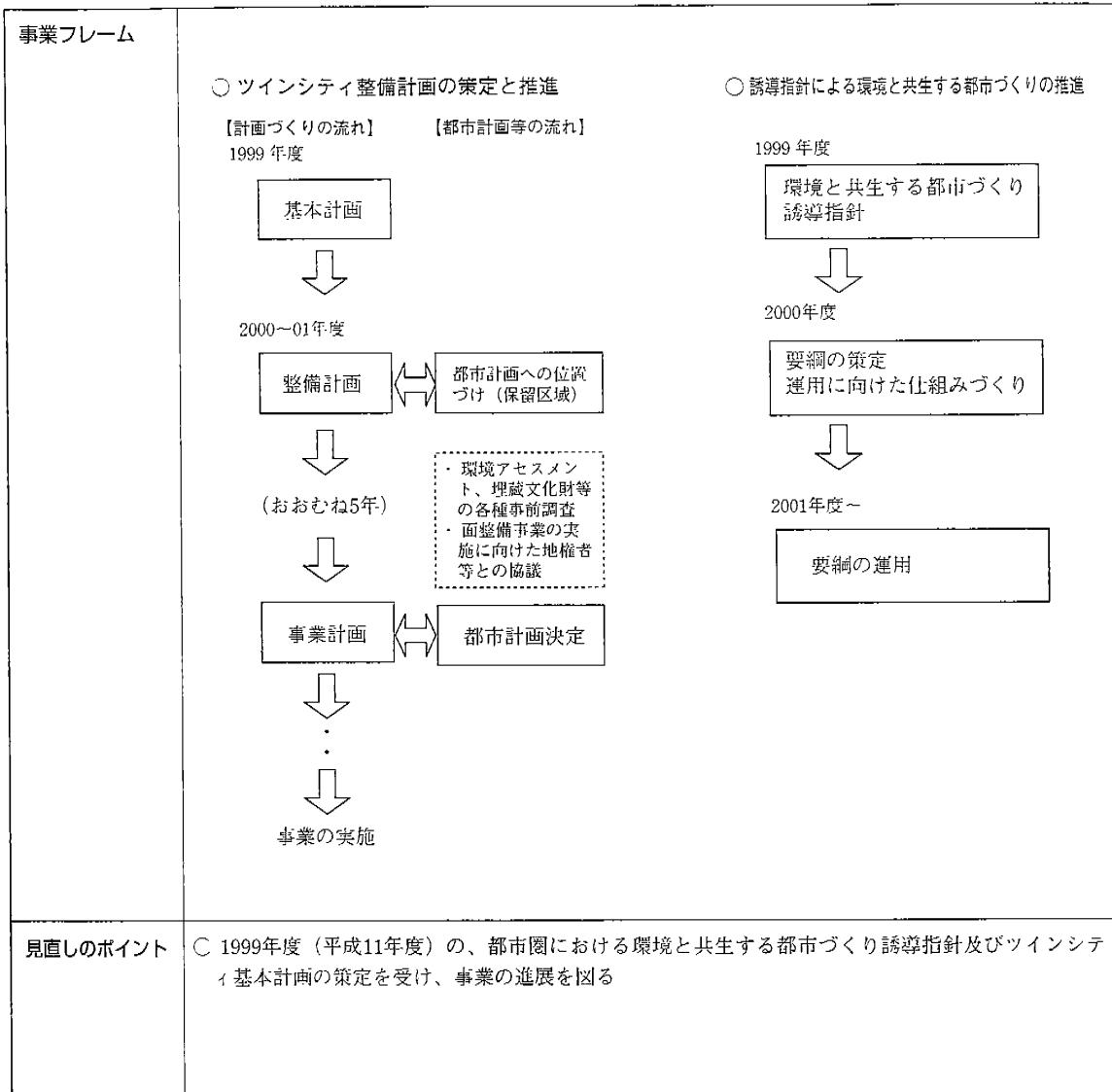
重点的課題・プロジェクト名	9.海の環境保全の総合的推進	窓口となる所属	環境計画課
目的	<p>砂浜、岩礁などの自然の海岸線が残された相模湾については、水生生物の生息・生育環境や海域環境への影響要因等の情報の整備や、生態系に配慮した適切な保全と持続的な利用が求められています。</p> <p>現在、国、県、市町村等が個別に保有する相模湾に関する環境情報について収集・整理を行い、地理情報システム（GIS）を活用した海の環境情報の整備・提供システムを構築し、行政が行う環境保全に関する施策への活用を図るとともに、県民、事業者等へのわかりやすい情報の提供により自主的な環境配慮を促進します。</p> <p>また、海の環境については、生活排水や工場排水、河川ごみ等陸からの影響が大きいと考えられることから、環境情報の整備を踏まえ、陸と海の環境のつながりを調査・分析し、海の環境の保全と持続的な利用に向けた取組を検討・実施します。</p>		
重点とする地域 又は課題	<p>○対象地域：相模湾</p> <p>○課題：海域環境に影響を与える要因の把握及び陸域とのつながりを考慮した対策の検討・実施</p>		
達成手法、実現シナリオ	<p>○ 基本的な海の環境情報の整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地理情報システム（GIS）を活用した海の環境情報の整備・提供システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県、市町村等が保有する相模湾に関する環境情報（水質、地形地質、植物・動物、水生生物、海域の流況等）の収集・整理 ・ 海の環境調査の実施 ◇ 海の環境情報の提供 <p>○ 海の環境保全対策の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国、市町村、研究機関と連携した調査研究 ◇ 河川を軸として森から海へと連なる集水域が比較的小さなエリアにまとまっている地域におけるモデル的な調査と保全策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸域環境が海域環境に及ぼす影響 ◇ モデル検討の結果を踏まえた保全策の全県的展開 		
事業スケジュール	年度	事業展開	
	1999-2001 2001-	<p>○ 基本的な海の環境情報の整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地理情報システム（GIS）を活用した海の環境情報の整備・提供システムの構築 ◇ 海の環境情報の提供 	
	2000- 2000-2001 2002-	<p>○ 海の環境保全対策の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国、市町村、研究機関と連携した調査研究 ◇ 河川を軸として森から海へと連なる集水域が比較的小さなエリアにまとまっている地域におけるモデル的な調査と保全策の検討 ◇ モデル検討の結果を踏まえた保全策の全県的展開 	

事業フレーム	<p>海と陸とのつながり</p> <p>森林 生活排水 水生植物 工場排水</p> <p>動植物生態系、干潟、砂浜等、藻場、海岸整備、海ごみ、漁業、海洋レジャー 等</p> <p>基本的な海の環境情報の整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地理情報システム（GIS）を活用した海の環境情報の整備・提供システムの構築 ◇ 海の環境情報の提供 <p>海の環境保全対策の検討と実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国、市町村、研究機関と連携した調査研究 ◇ 河川を軸とした森から海へと連なる集水域が比較的小さなエリアにまとまっている地域におけるモデル的な調査と保全策の検討 ◇ モデル検討の結果を踏まえた保全策の全県的展開
見直しのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 試験研究機関で保有する環境情報や新たに整備する環境情報の提供 ○ 陸域とのつながりを考慮した保全対策の検討・実施

重点的課題・プロジェクト名	10.総合的な環境配慮の推進	窓口となる所属	環境計画課
目的	<p>より適切な環境施策の展開のために、地理情報システム(GIS)による環境情報の整備・提供システムを構築するとともに、事業や計画の早い段階からの環境に配慮した意思決定システムを構築することなどにより、県内各地の自然的・社会的特性に応じた土地利用の推進や環境と共生した開発や諸施策の推進を図ります。</p> <p>府内環境管理システムの一層の充実やISO14001認証取得などにより、県自らの環境配慮の率先実行を強化します。</p> <p>環境基本計画策定に関する情報提供、支援などにより、市町村と連携した環境に配慮した地域づくりを推進します。</p>		
重点とする地域 又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に配慮した意思決定システムの確立に向けた取組 		
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策・事業・計画についての環境に配慮した意思決定システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地理情報システム (GIS) による環境情報の整備・提供システムの構築 ◇ 事業環境負荷評価手法、緑地評価手法等の検討 ◇ 事業や計画の早い段階からの環境に配慮した意思決定システムの構築 ○ 県自らの環境配慮の率先実行の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 具体的な目標設定の強化などによる府内環境管理システムの充実 ◇ ISO14001認証取得 ○ 市町村と連携した環境に配慮した地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村環境基本計画の策定支援等 ◇ 環境情報の共有による環境配慮型地域づくりの推進 		
事業スケジュール	年度	事業展開	
	1999-2001	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策・事業・計画についての環境に配慮した意思決定システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地理情報システム(GIS)による環境情報整備・提供システムの構築 ◇ 環境情報整備・提供システム稼働 ◇ 事業環境負荷評価手法、緑地評価手法等の検討 <ul style="list-style-type: none"> -海外先進事例等の収集分析など ◇ 環境に配慮した意思決定システムの検討 <ul style="list-style-type: none"> -具体的な調整・決定の仕組み -環境配慮のための調整方針など 	
	2001	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県自らの環境配慮の率先実行の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 具体的な目標設定などによる府内環境管理システムの充実 ◇ 県自らのISO14001認証取得 	
	2000-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村と連携した環境に配慮した地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村環境基本計画の策定支援等 ◇ 環境情報の共有による環境配慮型地域づくりの推進 	
	2000-2001		
	2000-		
	2001		
	2000-		
	2000-		
	2000-		
	2000-		



重点的課題・プロジェクト名	11.環境共生モデル都市圏の形成		窓口となる所属	県土整備総務室
目的	<p>県央・湘南都市圏整備構想を実現するために、地域への影響や事業の進め方に配慮しながら、東海道新幹線新駅誘致地区を中心として、環境と共生する都市づくりをめざすツインシティの形成に重点的に取り組みます。</p> <p>誘導指針による都市づくりを進めることにより、持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏の形成をめざします。</p>			
重点とする地域 又は課題	○ 県央・湘南地域			
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ○ ツインシティ整備計画の策定と推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 整備計画の策定と推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1999年度（平成11年度）策定のツインシティ基本計画に基づく、都市づくりの内容を定めた整備計画の策定 ◇ 事業計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境アセスメントなどの各種事前調査の実施 ・ 地権者との協議 ・ 面整備事業の「事業計画」の検討 ◇ 参画・協働による都市づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ツインシティの実現をめざした、県民・企業・行政の参画・協働による都市づくりの推進 ○ 誘導指針による環境と共生する都市づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 要綱の策定、運用に向けた仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 1999年度（平成11年度）策定の「環境と共生する都市づくり誘導指針」に基づく、環境と共生する都市づくりの普及啓発 ・ 推進要綱の策定（構想・計画の段階から、環境共生の考え方や手法等が取り入れられるよう、その内容を調整・協議する仕組みを明らかにする） 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
	2000-	<ul style="list-style-type: none"> ○ ツインシティ整備計画の策定と推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 整備計画の策定と推進（整備計画策定：2000-2001年度） ◇ 事業計画の検討 ◇ 参画・協働による都市づくりの推進 ○ 誘導指針による環境と共生する都市づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 要綱の策定、運用に向けた仕組みづくり（要綱の策定：2000年度） ◇ 要綱の運用 		



重点的課題・プロジェクト名	12.都市のみどりの創造と保全		窓口となる所属	緑政課
目的	「都市緑化ベルト（都市における広域的な緑化形成の骨格）」を具体化するために、潜在自然植生や生物生息環境について配慮しながら、みどりの基軸とこれに連なる副軸整備や、みどりの保全を行うとともに、参加も含む様々な緑地形成の施策を展開します。			
重点とする地域 又は課題	○「多摩三浦丘陵・東京湾岸強化域」、「相模川強化域」、「酒匂川強化域」のみどりの強化域			
達成手法、実現シナリオ	<p>○ 3つの「みどりの強化域」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「多摩三浦丘陵・東京湾岸強化域」の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園の整備 ・ 三浦半島国営公園（仮称）の誘致 ・ 街路樹の整備 ◇ 「相模川強化域」の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園の整備 ・ さがみグリーンラインの整備 ・ 多自然型河川の整備 ・ 海岸緑地の整備 ◇ 「酒匂川強化域」の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園の整備 ・ 多自然型河川の整備 <p>○ 身近なみどりの保全・活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域制緑地の指定による保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全地区等の指定 ◇ ナショナル・トラスト運動等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小綱代の森の保全の推進 ・ 緑地の買入れ及び寄贈緑地の受け入れ ・ 財団による緑地保全契約の締結及び市町村の緑地保全事業への助成 ・ 緑化協力金制度の実施 ◇ 保全緑地の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ かがやきの森の整備 ・ 地域学習林の整備 ◇ みどりに関する県民等の自発的活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりの実践団体への支援等 ◇ 千年樹（紀）植樹事業の実施 ◇ 農村環境の総合整備等の推進 <p>○ 自然環境情報の整備・提供と活用システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地理情報システム（GIS）による自然環境情報の整備・提供システムの構築 ◇ 緑地の貴重度合いや生態系のつながりの度合いに関する判断材料の整理と保全対策の検討 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
	2000-	<p>○ 3つの「みどりの強化域」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市公園の整備 ◇ 多自然型河川の整備 ◇ さがみグリーンラインの整備 ◇ 街路樹の整備 ◇ 海岸緑地の整備 <p>○ 身近なみどりの保全・活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域制緑地の指定 ◇ トラスト基金による緑地の買入れ及び借入れ ◇ 緑化協力金制度の実施 ◇ かがやきの森の整備に係る市町村との調整及び事業実施 ◇ 地域学習林の整備 ◇ みどりの実践団体への支援 		

年度	事業展開
2001	◇ 千年樹（紀）植樹事業の実施 ◇ 農村環境の総合整備等の推進
1999-2001 2000-	○ 自然環境情報の整備・提供と活用システムの構築 ◇ 地理情報システム（GIS）による自然環境情報の整備・提供システムの構築 ◇ 緑地の貴重度合いや生態系のつながりの度合いに関する判断材料の整理と保全対策の検討
事業フレーム	<p>都市のみどりの創造と保全</p> <pre> graph LR A[都市のみどりの創造と保全] --> B[3つの「みどりの強化域」の整備] A --> C[身近なみどりの保全・活用の推進] A --> D[自然環境情報の整備・提供と活用システムの構築] </pre>
■ 概念図	<p>3つの「みどりの強化域」</p> <p>相模川 強化域</p> <p>酒匂川 強化域</p> <p>多摩川・三浦丘陵・東京湾岸 強化域</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ すぐれた自然環境 ■ 快適な環境の形成に資する緑地 ----- 都市緑化ベルト（みどりの強化域）
見直しのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑地取得に係る新たな財源確保の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ◇ 緑化協力金制度の実施 ○ 「小綱代の森の保全の推進」を事業レベルに統合

重点的課題・プロジェクト名	13.フロン回収処理の推進		窓口となる所属	大気水質課
目的	オゾン層の破壊を防止するため、回収の対象とするフロンをオゾン層を破壊するCFC及びHCFに加え、温暖化効果の高いHFCも対象とし、冷媒用フロン及び断熱用フロンについて全量回収をめざした取組を推進します。			
重点とする地域 又は課題	<input type="radio"/> HFCの回収について関係業界等との合意形成 <input type="radio"/> 回収に不可欠な回収装置、容器等の整備			
達成手法、実現シナリオ	<input type="radio"/> フロンの全量回収をめざした取組 <ul style="list-style-type: none"> ◇ オゾン層を破壊するフロン（CFC、HCF）の回収処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン回収処理推進機構による回収処理システムの構築・運営 ・ 回収装置、容器等の整備の促進 ・ 県民等に対する普及啓発の推進 ・ 家電リサイクル法で当面処理対象とされていない冷蔵庫の断熱用フロンの回収の促進 ・ カーエアコン、業務用空調機に対する対策の強化 ◇ 代替フロン（HFC）の回収処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のシステムを活用したHFC回収のための課題を整理し、2001年度に回収処理に着手 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
	1997-	<input type="radio"/> CFC、HCFの回収処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン回収処理推進機構による回収処理システムの運営 ・ 回収装置、容器等の整備の促進 ・ 県民、事業者への適切な情報提供 ・ 冷蔵庫断熱用フロン回収促進パイロット事業の実施 ・ カーエアコン、業務用空調機のより広範囲の事業所による取組の促進とそのフォローアップ 		
	1997-2000	<input type="radio"/> HFCの回収処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のシステムを最大限活用し、HFC回収を進めるための課題検討 ・ 回収装置、回収容器等の整備 ・ 課題をクリアした分野から順次着手 		
	1997-	<input type="radio"/> 冷媒用フロンの全量回収（台数ベース） <ul style="list-style-type: none"> ・ CFCの全量回収 ・ HCFの全量回収 ・ HFCの全量回収 		
	1998-2000	<input type="radio"/> 断熱用フロンの全量回収（台数ベース） <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵庫のCFCの全量回収 (それ以外のフロンについてはできる限り早期に実現) 		
	2000-			
	2003			
	2005			
	2010			
	2005			

事業フレーム	<p>〈フロン回収処理フロー〉</p> <p>フロン回収処理推進機構の事業</p>
見直しのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化防止対策推進法で排出抑制物質に指定されたHFCの回収を行うこととした ○ 普及啓発、カーエアコンなどへの対策の強化

重点的課題・プロジェクト名	14.地球温暖化防止対策の総合的推進		窓口となる所属	環境計画課
目的	地球温暖化防止京都会議における国際合意を踏まえた県としてのCO ₂ 排出量の削減目標を2001年度（平成13年度）までに設定し、ライフスタイルの転換などの自主的な活動の着実な普及拡大を図るとともに、社会経済システムの転換やCO ₂ 排出量の少ない都市構造への転換を進めます。			
重点とする地域 又は課題	○ 量的な効果が実質的に見込める対策の強化			
達成手法、実現シナリオ	<p>○ 自主的な活動の着実な促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所におけるCO₂排出量削減に結びつく自主的活動の促進 ◇ CO₂排出量の少ない自動車の導入促進策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガス自動車の普及促進 ・ 低公害車普及計画の策定・実施 ◇ 環境にやさしい商品購入・行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン販売店の指定、グリーン購入ネットワークの促進、環境にやさしい暮らし実践マニュアルの普及 ・ 環境にやさしい県民行動の相互交流ホームページの構築・運用 <p>○ CO₂排出量の少ない社会経済システムや都市構造への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 新たなりサイクルシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック高炉原料化システムの確立 ・ 生ごみメタンガス化システムの検討 ・ ごみ発電事業などエネルギーサイクルシステムの検討 ◇ 環境配慮型のリサイクル団地の形成促進 ◇ ゼロエミッション型住宅団地整備の検討 ◇ 都市開発の事前調整時点におけるCO₂排出量削減誘導指針の策定と削減指導の検討 ◇ 交通総量抑制及びマネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷低減策の検討、推進（コミュニティ循環バス、自転車交通普及等をモデル地区を設定し検証） ・ 交通需要マネジメントモデル事業の推進（エコ・パークアンドライドシステムの導入検討・実験） <p>○ CO₂吸収源対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市緑化の推進 ◇ 水源の森林づくりの推進 <p>○ 地球温暖化防止の国際協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地球環境戦略研究機関(IGES)への支援等の推進 ◇ 排出責任者としての海外緑化によるCO₂排出対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業、県民、行政の協働による海外緑化事業の推進 <p>○ 普及啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ わかりやすい環境情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電光掲示板の活用による情報提供 ・ 環境情報コーナーによる環境情報の提供 ◇ 地球温暖化防止活動推進員を核とした普及啓発の展開 ◇ 地球環境教育・学習の推進 ◇ クリーンエネルギーの普及啓発 <p>○ クリーンエネルギーの県施設等への計画的導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 啓発効果の高い道路、公園や雨量計等の計画的導入 ◇ クリーンエネルギー活用事業化の調査・研究 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
		○ 自主的な活動の着実な促進		
		◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所におけるCO ₂ 排出量削減に結びつく自主的活動の促進		
	2000	・ 事業フレームの検討		
	2001-2000-	・ 事業実施		
		◇ CO ₂ 排出量の少ない自動車の導入促進策の実施		

年度	事業展開
2000-	◇ 環境にやさしい商品購入・行動の促進 ○ CO ₂ 排出量の少ない社会経済システムや都市構造への転換
2000-	◇ 新たなりサイクルシステムの構築
2000-	◇ 環境配慮型のリサイクル団地の形成促進（環境関連インフラの整備促進など）
2000-	◇ ゼロエミッション型住宅団地整備の検討
2000-	◇ 都市開発の事前調査時点におけるCO ₂ 排出量削減誘導指針の策定と削減指導の検討
2000-	◇ 交通総量抑制及びマネジメントの推進 ・環境負荷低減策の検討、推進 ・エコ・パークアンドライドシステムの導入検討・実験
1999-	○ CO ₂ 吸収源対策の推進
2000-	◇ 都市緑化の推進
2000-	◇ 水源の森林づくりの推進
2000-	○ 地球温暖化防止の国際協力 ◇ 地球環境戦略研究機関(IGES)への支援
2000-	◇ 排出責任者としての海外緑化によるCO ₂ 排出対策の推進 ・企業・県民、行政の協働による海外緑化事業の推進
2000-	○ 普及啓発活動の実施 ◇ わかりやすい環境情報の提供
1999-	◇ 地球温暖化防止活動推進員を核とした普及啓発の展開
2000-	◇ 地球環境教育・学習の推進
2000-	◇ クリーンエネルギーの普及啓発
2000-	○ クリーンエネルギーの県施設等への計画的導入 ◇ 啓発効果の高い道路、公園や雨量計等の計画的導入
2000-	◇ クリーンエネルギー活用事業化の調査・研究
事業フレーム	<pre> graph TD A[地球温暖化防止対策の推進] --> B[CO₂排出量の削減] A --> C[CO₂吸収の促進] B --> D[地球温暖化防止に寄与する社会経済活動の促進] C --> D D --> E[自主的な活動の普及] D --> F[社会経済システムの転換] D --> G[都市構造の転換] E --> H[普及啓発活動の推進] F --> H G --> H H --> A I[海外緑化の推進] --> C J[都市緑化の推進] --> C </pre>
見直しのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化防止京都会議における国際合意や地球温暖化防止対策推進法の制定を踏まえた見直し ○ 「クリーンエネルギーを活用したまちづくり」の統合 ○ 「参加協働型の取組」の一層の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県民、事業者、行政の連携による取組の実施（経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における自主的活動の促進、新たなりサイクルシステムの構築など）

重点的課題・プロジェクト名	15.環境分野における国際協力の推進		窓口となる所属	環境計画課
目的	<p>環境改善に取り組んできた本県内の経験や技術、人材の蓄積を活かし、東南アジア地域における環境改善の取組を支援する国際協力をを行うことによって、地域環境の改善に貢献します。</p> <p>また、「持続可能な都市のための20%クラブ」を支援し、会員団体の環境改善への取組を促進します。</p>			
重点とする地域 又は課題	<input type="radio"/> 東南アジア地域の開発途上地域を対象とした民間企業と連携した国際環境協力 <input type="radio"/> 「持続可能な都市のための20%クラブ」への支援			
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 国際環境協力 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 神奈川国際環境協力協議会による事業実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム、タイにおける研修セミナーの継続的な実施 <input type="radio"/> (財) 地球環境戦略研究機関における国際協力 <ul style="list-style-type: none"> ◇ アジア・太平洋地域の地球環境問題を政策的・実践的に研究 ◇ 研究成果の具体化、実践家等の育成、情報発信活動 <input type="radio"/> (財) 国際生態学センターにおける国際協力 <ul style="list-style-type: none"> ◇ マレーシア、ブラジルにおける熱帯林再生に関する生態系調査と試験植樹 <input type="radio"/> 友好県省道（本県、中国・遼寧省、韓国・京畿道）間における環境技術者・研究者の派遣及び受入れ <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本県の環境技術者の韓国・京畿道への派遣 ◇ 韓国・京畿道及び中国・遼寧省からの環境分野の研究者受入れ <input type="radio"/> 20%クラブへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 会員団体数：国内38、海外21、計59（2000年1月現在） ◇ ニュースレター、取組事例の発行、ホームページの開設等による会員相互の情報交換の促進 ◇ 環境庁・ローカルアジェンダ策定支援事業（アジア太平洋地区対象）との連携による更なる情報交流と加入の促進 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
	1999-2008	<input type="radio"/> ベトナム及びタイにおける、現地の環境改善の取組を支援する研修セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> (中・長期的に継続してセミナーを開催するが、およそ3年を経過した時点で事業内容の見直しを行う。) 		
	2000-	<input type="radio"/> (財) 地球環境戦略研究機関における国際協力 <ul style="list-style-type: none"> ◇ アジア・太平洋地域の地球環境問題を政策的・実践的に研究 ◇ 研究成果の具体化、実践家等の育成、情報発信活動 		
	2000-	<input type="radio"/> (財) 国際生態学センターにおける国際協力 <ul style="list-style-type: none"> ◇ マレーシア、ブラジルにおける熱帯林再生に関する生態系調査と試験植樹 		
	1999-2001	<input type="radio"/> 友好県省道（本県、中国・遼寧省、韓国・京畿道）間における環境技術者・研究者の派遣及び受入れ <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本県の環境技術者の韓国・京畿道への派遣 ◇ 韓国・京畿道及び中国・遼寧省からの環境分野の研究者受入れ 		
	2000-	<input type="radio"/> 20%クラブ活動事例発表会		

事業フレーム	<pre> graph TD A[神奈川県国際環境協力協議会] -- "連携" --> B[環境庁] A -- "連携" --> C[関係団体] A -- "連携" --> D[企業] B -- "支援" --> E[20%クラブ] C -- "支援" --> E D -- "支援" --> E E --> F[東南アジア ベトナム・タイ] F -- "人材育成支援" --> G[地球環境の保全に貢献] </pre>
見直しのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加協働型の取組、民間活力等を導入した工夫ある取組 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 神奈川国際環境協力協議会での民間活力を導入した共同取組の実施 ◇ ボランティア参加による熱帯林再生に関するプロジェクトの実施

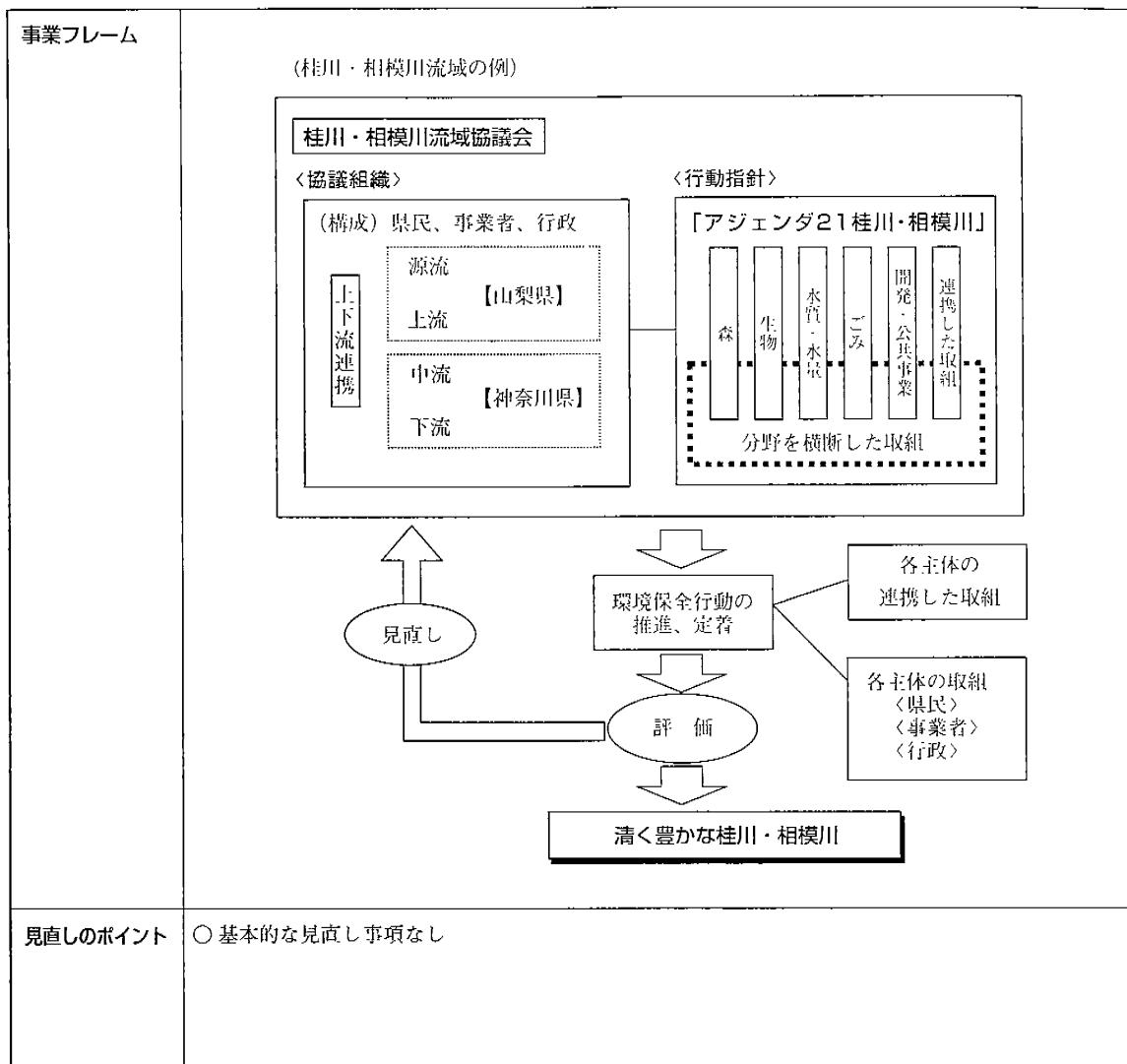
重点的課題・プロジェクト名	16.ライフスタイルの転換の促進	窓口となる所属	環境計画課
目的	環境問題に関心のある人への情報提供や普及啓発から一歩進めて、関心のない人に関心を持ってもらうようなわかりやすく視覚に訴える情報提供と普及啓発を推進します。さらに、環境に関する実体験の推進や、学校、学習施設、地域など様々な場での総合的な環境教育・環境学習の推進、具体的な行動誘発策の展開等により、環境に配慮したライフスタイルの普及定着をめざします。		
重点とする地域 又は課題	○ 環境に配慮した具体的行動を誘発する仕組みづくり		
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境情報の提供と効果的な普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ◇ わかりやすい環境情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電光掲示板の活用による情報提供 ・ 地理情報システム（GIS）による環境情報整備・提供システムの構築 ・ 環境情報コーナーによる環境情報の提供 ◇ マスメディアの活用による「家庭へのメッセージ」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、新聞、雑誌、電車・バスの企画広告面を利用した神奈川の環境の現状と課題の周知 ○ 環境体験の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「自然まるごと体験隊」の実施 ◇ 水源の森林づくりボランティア活動を通じた森林体験の推進 ◇ 水産総合研究所「夏休み少年水産講座」や、県立21世紀の森、自然環境保全センター、ふれあいの村等での親子自然教室、自然観察会等の実施 ○ 総合的な環境教育・環境学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校、学習施設、地域など様々な場での環境教育・環境学習活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活型環境学習プログラムの開発 ・ 実践的な環境学習拠点（環境科学センター）の整備 ・ 環境学習キャラバンの展開 ◇ 総合的な学習の時間の活用等による学校教育における環境教育の充実強化 ◇ 実践者、指導者など環境教育・環境学習人材の育成 ○ 環境に配慮した具体的行動の誘発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境にやさしい県民行動の相互交流ホームページ「エコ・アクション～こんなのが知ってる？こんなことができた！」の構築・運用 ・ 日常生活での一人一工夫を呼びかける「一人一工夫県民運動」の推進 ・ 家庭・地域・学校での自主的環境配慮活動や環境にやさしい商品購入の促進 		
事業スケジュール	年度	事業展開	
	1997-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境情報の提供と効果的な普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ◇ わかりやすい環境情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報コーナーによる環境情報の提供 ・ 電光掲示板の活用による情報提供 ・ 地理情報システム（GIS）による環境情報整備・提供システムの構築 ◇ マスメディアの活用による「家庭へのメッセージ」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源の森林づくりボランティア活動を通じた森林体験の推進 ・ 水産総合研究所「夏休み少年水産講座」や、県立21世紀の森、自然環境保全センター、ふれあいの村等での親子自然教室、自然観察会等の実施 	
	1999-		
	1999-2001		
	2000-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境体験の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「自然まるごと体験隊」の実施 	
	2000-		
	2000-		
	2001-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な環境教育・環境学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校、学習施設、地域など様々な場での環境教育・環境学習活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活型環境学習プログラムの開発 ・ 実践的な環境学習拠点（環境科学センター）の整備 ・ 環境学習キャラバンの展開 	
	2000		
	2001		
	2002-		

年度	事業展開
2000- 2002- 2001- 2000-	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校教育における環境教育の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における環境教育の推進 ・総合的な学習の時間の活用による環境教育の実践 ◇ 実践者、指導者など環境教育・環境学習人材（市民、事業者、行政職員、教員）の育成 ○ 環境に配慮した具体的行動の誘発
事業フレーム	<p>The diagram illustrates the framework for promoting environmental actions. It is organized into three main sections:</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境体験の推進 (Environmental Experience Promotion): <ul style="list-style-type: none"> 「自然まるごと体験隊」の実施 ボランティア活動を通じた森林体験の推進 環境情報の提供と効果的な普及啓発 (Environmental Information Provision and Effective Popularization): <ul style="list-style-type: none"> 電光掲示板の活用による情報提供 環境情報整備・提供システムの構築 「家庭へのメッセージ」の実施 総合的な環境教育・環境学習の推進 (Comprehensive Environmental Education): <ul style="list-style-type: none"> 生活型環境学習プログラムの開発 学校教育における環境教育の充実強化 <p>These sections converge to promote specific actions:</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した具体的行動の誘発 (Promotion of Specific Actions): <ul style="list-style-type: none"> 県民行動の相互交流ホームページの構築・運用 「一人一工夫県民運動」の推進 自主的環境配慮活動や環境にやさしい商品購入の促進 <p>This leads to the final outcome:</p> <p>環境に配慮したライフスタイルの実行 (Implementation of an Environmentally Conscious Lifestyle)</p>
見直しのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフスタイルの転換を促進し、環境に配慮した行動を誘発する取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生活型環境学習プログラムの開発と様々な場での環境教育・環境学習の展開 ◇ 家庭・地域・学校での自主的環境配慮活動の促進支援 ○ 民間活力等を導入した工夫ある取組 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境にやさしい商品購入の促進 ○ 「参加協働型の取組」の一層の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県民行動の相互交流ホームページの構築・運用や「一人一工夫県民運動」の推進

重点的課題・プロジェクト名	17.環境に配慮した産業の形成支援	窓口となる所属	環境計画課
目的	<p>持続可能な循環型の社会の実現に向けて、その主体である企業の果たす役割は重要であり、積極的な取組が期待されています。</p> <p>ISO14001認証取得など企業の環境対策への取組を支援するとともに、今後、成長が期待される環境への負荷の低減に資する環境関連産業の形成を支援します。</p>		
重点とする地域 又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境配慮型事業活動への転換を促進するための経済的誘導策の検討と実施、中小企業の環境対策支援 ○ 環境関連産業の形成支援 		
達成手法、実現シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の環境対策支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ISO14000シリーズの普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証取得セミナーの開催、LCA（ライフサイクルアセスメント）フォーラムの開催 ・ 認証取得に対する制度融資 ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、事業所における自主的環境配慮活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的枠組みの検討、制度化に向けた関係機関との調整、誘導策等の実施 ◇ 環境対策が資金的に困難な中小企業に対する支援策の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物再資源化や環境負荷低減に係る設備整備、環境会計導入等の取組への支援 ・ 中小企業や商店街が行うゼロエミッションに向けた共同取組（リサイクル対策や買い物袋持運動等）への情報提供やコーディネートの支援 ○ 環境関連産業の振興の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境関連産業の集積促進策の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境関連分野の産業集積の拠点となる企業・研究機関・大学・支援機関等の誘致促進 ・ 産業集積を促進するための総合的支援体制の地域展開 ◇ 環境にやさしい商品・サービスの流通の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・学校・地域・事業所を対象とした自主的環境配慮活動の促進による環境にやさしい商品・サービス市場の拡大 ・ 環境にやさしい商品の購入促進による商品市場の拡大 ○ つくる環境共生型産業促進構想の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国のエコタウン事業の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ つくるエコタウンプランの策定 ・ 検討・推進体制の整備（つくるエコタウン推進協議会（仮称）） ・ ハード・ソフトプロジェクトの検討・促進 		
事業スケジュール	年度	事業展開	
	2000-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の環境対策支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ISO14000シリーズの普及促進 ◇ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、事業所における自主的環境配慮活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業フレームの検討 ・ 事業実施 	
	2000		
	2001-		
	2000		
	2001-		

年度	事業展開										
2000 2001- 1996 2000- 2000-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境関連産業の振興の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境関連産業の集積促進策の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業集積拠点への誘致促進策、総合的支援体制の地域展開に向けた検討 ・ 総合的支援、誘致促進策の実施（民間活力の活用、ビジネス創出の環境整備） ◇ 環境にやさしい商品・サービスの流通の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入ネットワークへの加入 ・ 家庭・学校・地域・事業所を対象とした自主的環境配慮活動の促進による環境にやさしい商品・サービス市場の拡大 ・ 環境にやさしい商品のお買い物キャンペーンの実施 ○ つくる環境共生型産業促進構想の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国のエコタウン事業の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ つくるエコタウンプランの策定、国との調整、推進体制の整備 ・ ハード、ソフトプロジェクトの検討、促進 										
事業フレーム	<p>企業の持続可能な循環型社会実現に向けた取組への支援</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><u>企業の環境対策</u></td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><u>環境関連産業の振興</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ISOの普及促進 ◇自主的環境配慮活動の促進 ◇中小企業への各種支援 </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇環境関連産業の集積促進 ◇環境にやさしい商品市場の拡大 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px; border-top: 1px solid black;"> ◇つくる環境共生型産業促進構想 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px; border-top: 1px solid black;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px; border-top: 1px solid black;"> <u>環境に配慮した産業の形成</u> </td> </tr> </table>	<u>企業の環境対策</u>	<u>環境関連産業の振興</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ISOの普及促進 ◇自主的環境配慮活動の促進 ◇中小企業への各種支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境関連産業の集積促進 ◇環境にやさしい商品市場の拡大 	◇つくる環境共生型産業促進構想				<u>環境に配慮した産業の形成</u>	
<u>企業の環境対策</u>	<u>環境関連産業の振興</u>										
<ul style="list-style-type: none"> ◇ISOの普及促進 ◇自主的環境配慮活動の促進 ◇中小企業への各種支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境関連産業の集積促進 ◇環境にやさしい商品市場の拡大 										
◇つくる環境共生型産業促進構想											
<u>環境に配慮した産業の形成</u>											
見直しのポイント	○ 環境関連産業形成支援の強化充実										

重点的課題・プロジェクト名	18.流域水環境保全行動の総合的推進		窓口となる所属	大気水質課
目的	河川流域の水環境保全を図るため、流域の県民、事業者、行政のパートナーシップによる流域環境保全の仕組みを発展、充実させ、河川流域の水環境保全行動を総合的に推進します。			
重点とする地域又は課題	○ 水道水源となっており、複数の県を流域に持つ桂川・相模川流域と鮎沢川・酒匂川流域			
達成手法、実現シナリオ	<p>(桂川・相模川流域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「アジェンダ21桂川・相模川」に基づく環境保全活動の推進、定着 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県民、事業者、行政が連携した環境保全活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 桂川・相模川流域協議会におけるクリーンキャンペーン、上下流交流、流域シンポジウム、環境調査等の着実な推進 ・ 桂川・相模川流域協議会の地域協議会における環境保全活動の着実な推進 ◇ 県民、事業者、行政の環境保全活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における県民、事業者、行政の環境保全活動の着実な推進 ・ 環境保全活動の輪の拡大 ○ 具体的な行動についての協議と実践 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 行動目標の設定、行動の推進、評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「清く豊かな桂川・相模川」の実現に向けて、森づくり、生物との共生、水質・水量の保全、廃棄物、連携した取組などの解決すべき課題ごとに、行動目標、環境保全の具体的な行動指針・行動計画を、桂川・相模川流域協議会で協議・検討 ・ 県民、事業者、行政は環境保全行動を行うとともに、行動目標の達成状況を評価、推進 (鮎沢川・酒匂川流域) ○ 流域の各主体のパートナーシップによる流域環境保全の進め方の協議・検討 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「酒匂川水系保全協議会」での協議・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 桂川・相模川における流域環境保全の取組事例をもとに鮎沢川・酒匂川流域における進め方について検討 			
事業スケジュール	年度	事業展開		
	2000-2005	<p>(桂川・相模川流域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 桂川・相模川流域協議会における環境保全行動の推進、定着 <p>(鮎沢川・酒匂川流域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 酒匂川水系保全協議会における環境保全行動の推進 		
	2000-2005			



施策体系

1 安心してくらせる快適な地域環境づくり

(1) 健康被害・環境被害の未然防止と生活環境の保全

* () 内は、窓口となる所属を示しています

施策体系	No.	構成事業
ア 大気汚染対策の推進（自動車による大気汚染についてはイに記述）	(ア) 大気汚染対策の推進	<p>1 ① 硝素酸化物(NOx)及び浮遊粒子状物質(SPM)等の環境基準達成に向けた法・条例に基づく規制・指導（大気水質課）</p> <p>2 ② 有害大気汚染物質モニタリングの実施及び排出抑制指導（大気水質課、環境科学センター）</p> <p>3 ③ 事業所の自主的環境配慮活動の促進（環境計画課）</p> <p>4 ④ 大気汚染常時監視体制の推進（大気水質課、環境科学センター）</p> <p>5 ⑤ 大気汚染物質排出量調査の実施（大気水質課）</p> <p>6 ⑥ 大気汚染予報精度の向上と予報発令等による被害の未然防止対策の推進（大気水質課、環境科学センター）</p> <p>7 ⑦ 硝素酸化物等発生施設の改善促進及び支援のあり方の検討（環境農政総務室、大気水質課）</p> <p>8 ⑧ 浮遊粒子状物質(SPM)、炭化水素等の環境評価及び生成機構の解明（環境科学センター）</p>
イ 自動車交通公害対策の推進	(ア) 自動車排ガス対策の推進	<p>9 ① 自動車排出窒素酸化物総量削減計画の改定と対策の強化（大気水質課）</p> <p>10 ② 条例に基づく自動車自主管理制度の推進と充実強化（大気水質課）</p> <p>11 ③ 市町村と共同したアイドリングストップ対策の実施（大気水質課）</p> <p>12 ④ 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における低公害車、公共交通機関の利用促進（環境計画課、大気水質課）</p> <p>13 ⑤ インターネット等によるわかりやすい環境情報の提供等普及啓発の徹底（大気水質課）</p> <p>14 ⑥ 自動車排出ガス大気汚染常時監視体制の推進（大気水質課、環境科学センター）</p> <p>15 ⑦ 自動車排出ガスによる環境汚染の改善手法に関する研究（環境科学センター）</p>
	(イ) ディーゼル自動車対策の強化	<p>16 ① 天然ガス自動車普及促進協議会による共同取組の推進（大気水質課）</p> <p>17 ② 天然ガス自動車の普及促進（大気水質課）</p> <p>18 ③ ディーゼル自動車使用者事務所への天然ガス自動車導入指導（大気水質課）</p> <p>19 ④ 硝素酸化物(NOx)、ディーゼル排気微粒子(DEP)等除去装置の効果的な普及方策の検討・実施（大気水質課）</p> <p>20 ⑤ ディーゼル車が排出する浮遊粒子状物質(SPM)の削減のための技術開発（大気水質課、環境科学センター）</p>
	(ウ) 低公害車の計画的な普及	<p>21 ① 低公害車普及計画の策定・実施（大気水質課）</p> <p>22 ② 低公害車に関する情報の提供と普及啓発の推進（大気水質課）</p> <p>23 ③ 庁用車への七都県市指定低公害車の率先導入の推進（更新車両の低公害化（大気水質課）</p>
	(エ) 道路騒音対策の推進	<p>24 ① 自動車交通公害防止計画の推進（大気水質課）</p> <p>25 ② 代表路線での総合プロジェクトの推進（大気水質課）</p> <p>26 ③ 代表路線での総合対策の全県への展開（大気水質課）</p> <p>27 ④ 市町村による道路交通騒音・振動に関する要請等の実施（大気水質課）</p> <p>28 ⑤ 自動車騒音実態調査の実施（大気水質課、環境科学センター）</p> <p>29 ⑥ 排水性舗装等による低騒音化（道路管理課）</p> <p>30 ⑦ 自動車、鉄道の騒音振動に関する評価手法及び防止技術の開発（環境科学センター）</p>
	(オ) 交通総量抑制とマネジメントの推進	<p>31 ① 自動車交通量抑制など環境負荷低減策の検討・推進（大気水質課、環境計画課）</p> <p>32 ② 川崎南部地域における次世代交通管理システム（交通公害低減システム<EPMS>及び公共交通優先システム<PTPS>の導入）活用等によるモデル事業の実施（警察本部交通規制課）</p> <p>33 ③ 交通需要マネジメントモデル事業の推進（都市計画課）</p> <p>34 ④ トランクの使用や利用の改善による走行台数や走行距離の抑制（大気水質課）</p> <p>35 ⑤ 自動車使用合理化マニュアルの普及（大気水質課）</p> <p>36 ⑥ 公共交通機関の利用の促進（都市計画課）</p> <p>37 ⑦ バス専用（優先）レーン等の交通規制の実施によるマイカーから公共交通機関への転換の促進（警察本部交通規制課）</p> <p>38 ⑧ コミュニティーゾーンの形成による通過交通の抑制（警察本部交通規制課）</p>
	(カ) 交通の流れの改善	<p>39 ① 道路の整備等による交通の分散化、交通の流れの円滑化、平均車速の改善（道路管理課、道路整備課）</p> <p>40 ② 交通需要の平準化や交通手段の変更等の促進（都市計画課）</p> <p>41 ③ モーダルシフト、モーダルミックスの検討（都市計画課）</p> <p>42 ④ 交通管理システムの高度化と交通情報の収集・提供装置の整備拡充による交通の分散・誘導（交通の円滑化）（警察本部交通規制課）</p> <p>43 ⑤ 交通実態に適合した交通規制の実施と見直し及び交通流を阻害する交通違反の指導取締の推進（警察本部交通規制課、同交通指導課、同駐車対策課）</p>
	(キ) みどりの大気浄化機能等の活用	<p>44 ① 大気浄化能力に配慮した街路樹種の選定推進（道路管理課、道路整備課）</p> <p>45 ② 道路周辺環境生態学研究（(財)国際生態学センター）</p>

ウ 水質保全対策の推進	(ア) 水質保全対策の推進	46 47 48 49 50 51 52 53	① 環境基準達成に向けた規制・指導（大気水質課、環境科学センター） ② 河川などの環境基準類型指定の見直しの実施（大気水質課） ③ 流域環境保全行動の促進（大気水質課） ④ 東京湾C.O.D総量削減計画の推進（大気水質課） ⑤ 東京湾・相模湾の富栄養化対策の推進（大気水質課） ⑥ 水質汚濁の監視の強化（大気水質課、環境科学センター） ⑦ 水質事故未然防止対策の推進（大気水質課） ⑧ 富栄養化負荷要因の究明及びその影響防止技術の確立（環境科学センター）
	(イ) 生活排水・産業排水対策の推進	54 55 56 57 58 59	① 生活排水処理施設整備等の促進（大気水質課） ② 調理くず、廃食用油、洗剤の適正使用等水質汚濁防止対策の推進（大気水質課） ③ 洗剤・生活排水対策の普及啓発（大気水質課） ④ 窒素、りんの上乗せ排水基準による工場・事業所の規制・指導（大気水質課） ⑤ 工場・事業所における原材料の削減指導及び排水処理施設の維持管理の徹底（大気水質課） ⑥ 生活排水処理施設の高度処理の研究（大気水質課、環境科学センター）
	(ウ) 下水道整備事業の推進	60 61	① 流域下水道事業の推進（下水道課） ② 公共下水道事業の促進（下水道課）
	(エ) 農業対策・畜産対策の推進	62 63 64	① 農業集落排水施設整備への支援（農地課） ② 田畠等への肥料の適正な使用等の指導（農業振興課） ③ 畜産環境保全対策に関する調査検討（畜産課）
	(オ) 合併処理浄化槽の設置促進	65 66 67	① 合併処理浄化槽設置に対する助成（大気水質課） ② 换助制度未実施市町村の制度創設の促進（大気水質課） ③ 净化槽の適正な維持管理の推進（生活衛生課）
工 水源地域水環境対策の推進	(ア) 桂川・相模川流域環境保全行動の推進	68 69	① 「アジェンダ21桂川・相模川」に基づく環境保全活動の推進・定着（大気水質課） ② 行動目標の設定、行動の推進、評価の実施など具体的な行動の協議と実践（大気水質課）
	(イ) 鮎沢川・酒匂川流域環境保全行動の推進	70	① パートナーシップによる流域保全の進め方にに関する「酒匂川水系保全協議会」での協議・検討（大気水質課）
	(ウ) 水源の森林づくりの推進	71 72 73 74	① 水源地域の私有林への公的管理・支援の推進（水源の森林推進課） ② 造林や治山事業などによる多彩で活力ある森林づくりの推進（林務課、水源の森林推進課） ③ 市民運動としての水源の森林づくり、水源の森林推進課 ④ 森林づくりの狙い手確保や林道事業などの基盤の整備（林務課）
	(エ) 宮ヶ瀬ダム周辺地域の整備	75	① 環境に配慮した整備の推進（土地水資源対策課）
	(オ) 水源地域合併処理浄化槽の設置促進	76	① 换助制度実施市町村及び換助基数の拡大促進（大気水質課）
	(カ) 農業集落排水事業の推進	77	① 農業集落排水施設整備への支援（農地課）(No.62と同じ)
	(キ) 下水道整備の推進	78 79	① 流域下水道事業の推進（下水道課）(No.60と同じ) ② 公共下水道事業の促進（下水道課）(No.61と同じ)
	(ク) ダム貯水池保全対策の強化	80 81 82 83	① しゃんせつや貯砂ダム等整備による貯水容量の回復（企業庁利水局利水課） ② ダム施設及び貯水池環境の整備（企業庁利水局利水課、発電課） ③ 水源かん養林の保育の推進（企業庁利水局業務課） ④ エアレーション装置等による稻庭湖、津久井湖の水質保全対策（河港課、企業庁利水局利水課）
	(ケ) 宮ヶ瀬湖の環境基準の類型指定	84	① 水質等の調査の実施、環境基準の設定（大気水質課）
	(コ) 水道水源における有害な化学物質の監視強化	85 86	① ゴルフ場使用農薬やその他の有害な化学物質の排出規制及び監視（大気水質課、環境科学センター、生活衛生課） ② 農薬の適正使用の推進（農業振興課）
(サ) ダム湖上流の土砂災害防止施設の整備	(サ) ダム湖上流の土砂災害防止施設の整備	87	① ダム湖上流における土砂灾害防止施設の整備（砂防海岸課）
	(シ) 不法投棄・散乱ごみ対策の推進	88 89	① 不法投棄防止施設の設置や監視・取締の充実強化等の未然防止対策の実施（廃棄物対策課、砂防海岸課、農地課、笠置本部生活経済課等） ② 不法投棄物の撤去等原状回復対策の実施（廃棄物対策課、砂防海岸課、農地課、林務課等）
	(ス) 建設発生土の不法投棄対策の推進	90 91	① 発生の抑制や不法投棄の監視等未然防止対策の実施（建設業課、道路管理課、河港課、林務課、緑政課、廃棄物対策課等） ② 条例に基づく違法投棄に対する取締等の実施（建設業課）

オ 地下水総合保全対策の推進	(ア) 地下水汚染浄化対策の推進	92	① 有害物質の地下水浸透防止のための規制・指導（大気水質課）	
		93	② 汚染地下水の浄化対策の規制・指導（大気水質課、環境科学センター、温泉地学研究所）	
		94	③ 地下水質の監視（大気水質課、環境科学センター、温泉地学研究所）	
		95	④ 地下水・土壤の汚染機構の解明（環境科学センター）	
		96	⑤ 地下水・土壤汚染の浄化技術の確立（環境科学センター）	
		97	① 透水性舗装による雨水浸透（道路管理課）	
		98	② 源水に関する情報提供による保全の意識啓発（大気水質課）	
		99	③ 地下水循環の特性把握（温泉地学研究所）	
		100	④ 水源地域の私有林への公的管理・支援の推進（水源の森林推進課）（No.71と同じ）	
		101	① 土壤汚染対策の指導（大気水質課）	
	(ウ) 土壤汚染対策の推進	102	② 土壤汚染対策のあり方の検討（大気水質課）	
		103	③ 地下水・土壤の汚染機構の解明（環境科学センター）（No.95と同じ）	
		104	④ 地下水・土壤汚染の浄化技術の確立（環境科学センター）（No.96と同じ）	
		105	① 地盤沈下防止のための地下水採取の規制・指導（大気水質課）	
	(エ) 地盤沈下対策の推進	106	② 地下水採取量の実態把握と適正な地下水利用の促進（大気水質課）	
		107	③ 地盤沈下の監視に対する助成（大気水質課）	
		108	① 不法投棄防止施設の設置や監視・取締の充実強化等の未然防止対策の実施（廃棄物対策課、砂防海岸課、農地課、林務課、警察本部生活経済課等）（No.88と同じ）	
カ 不法投棄・散乱ごみ対策の推進	(ア) 不法投棄・散乱ごみ対策の推進	109	② 不法投棄物の撤去等原状回復対策の実施（廃棄物対策課、砂防海岸課、農地課、林務課等）（No.89と同じ）	
		110	③ 不法夜業等総合対策事業の推進体制の整備（廃棄物対策課）	
		111	① 散乱ごみ防止等の普及啓発（大気水質課、廃棄物対策課、緑政課等）	
	(イ) 環境美化運動の推進	112	② 市町村等の美化実践事業の支援（廃棄物対策課、緑政課）	
		113	③ 海岸清掃の実施（財）かながわ海岸美化財団）	
		114	① 発生の抑制や不法投棄の監視等未然防止対策の実施（建設業課、道路管理課、河港課、林務課、緑政課、廃棄物対策課等）（No.90と同じ）	
	(ウ) 建設発生土の不法投棄対策の推進	115	② 案例に基づく違法投棄に対する取締等の実施（建設業課）（No.91と同じ）	
		116	① 廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の促進に関する条例の検討（廃棄物対策課）	
キ 廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正処理の推進	(ア) 資源循環型社会の構築に向けた総合的対策	117	② 廃棄物の発生量の削減、再生利用率の増、焼却量及び最終処分量の削減に関する目標の設定（廃棄物対策課）	
		118	③ 廃棄物に関する行動マニュアルの策定と推進（廃棄物対策課）	
		119	④ 第5次産業廃棄物処理計画の策定と推進（廃棄物対策課）	
		120	① 事業者による発生源自主管理事業の充実（廃棄物対策課）	
	(イ) 廃棄物の発生抑制の推進	121	② 稼働的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における廃棄物発生量削減の促進（環境計画課、廃棄物対策課）	
		122	③ 事業系一般廃棄物の排出実態の把握と発生抑制、リサイクル方策の検討（廃棄物対策課）	
		123	① 焼却灰渣融固化とスラグのリサイクルの促進（廃棄物対策課）	
	(ウ) 廃棄物のリサイクルの推進	124	② 容器包装のリサイクルと事業者による自主回収の促進（廃棄物対策課）	
		125	③ 廃棄物交換システム等のリサイクルに関する情報のネットワーク化の推進（廃棄物対策課）	
		126	④ 新たなりリサイクルシステムの構築（廃棄物対策課）	
		127	⑤ クリーン購入の促進などによる再生品の利用拡大の推進（環境計画課、廃棄物対策課）	
		128	⑥ 公共事業等における廃棄物の減量化、再資源化等の推進（廃棄物対策課、技術管理課、県土整備総務室等）	
		129	① ごみ処理広域化計画の推進（廃棄物対策課）	
(オ) わかりやすく効果的なPRと意識改革の促進	(エ) 廃棄物の適正処理の推進	130	② 一般廃棄物の処理に係る指導・監督（廃棄物対策課）	
		131	③ 産業廃棄物適正処理ガイドラインの策定と指導（廃棄物対策課）	
		132	④ 排出事業者、処理事業者の指導強化（廃棄物対策課）	
		133	⑤ 有害廃棄物の適正処理の推進（廃棄物対策課）	
		134	⑥ 産業廃棄物に係る情報管理システムの充実（廃棄物対策課）	
		135	⑦ 公共開与による産業廃棄物中間処理・リサイクル施設の整備（廃棄物対策課）	
		136	⑧ 公共開与による産業廃棄物最終処分場の整備（廃棄物対策課）	
		137	⑨ 中小企業産業廃棄物処理施設整備資金利子補給（廃棄物対策課）	
		138	① 廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理に係る普及啓発（廃棄物対策課）	
(カ) 農林水産業廃棄物のリサイクルと適正処理の推進		139	② 廃棄物の発生・処理状況や環境調査情報等の積極的な公表（廃棄物対策課）	
		140	③ 事業者による廃棄物情報の自主的公表（廃棄物対策課）	
		141	④ 学校教育等での廃棄物問題に関する教育・学習の推進（環境計画課、廃棄物対策課）	
		142	① 野菜残さ等農業から生じる有機物の堆肥化設備等の整備支援（農業振興課）	
		143	② 農業から生じる有機物の地域リサイクルシステムの確立支援（農業振興課）	
		144	③ 収穫後の野菜等の堆肥化技術の研究（農業総合研究所）	
		145	④ 国芸用プラスチック等の適正処理の啓発推進（農業振興課）	
		146	⑤ 家畜ふんの堆肥化、還元（畜産課）	
		147	⑥ 魚介類の加工残さ利用技術研究（水産課、水産総合研究所）	

	(キ) 下水道資源の有効活用	148 149	① 汚泥の資源化の推進（下水道課） ② 処理水の有効活用の推進（下水道課）
	(ク) 建設廃材再利用の促進	150	① 建設廃材再利用の拡大（技術管理課、県土整備総務室）
	(ケ) 廃棄物の適正処理技術の研究等	151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161	① プラスチック廃棄物の選別・油化技術の研究（環境科学センター、科学技術振興課、産業技術総合研究所） ② 廃プラスチックの化学原料化（産業技術総合研究所） ③ 産業廃棄物の適正処理技術の実証研究（(財)かながわ廃棄物処理事業団） ④ 有機性家庭ごみの堆肥化再資源技術の研究（環境科学センター、科学技術振興課、農業総合研究所） ⑤ 植物性残さの有効利用（農業総合研究所） ⑥ 家畜ふん尿の堆肥化（畜産研究所） ⑦ 低利用魚の有効利用研究（水産総合研究所） ⑧ 有害廃棄物の環境リスク評価・管理技術の確立に関する研究（環境科学センター） ⑨ 資源リサイクルの研究のためのプラント建設（農業総合研究所） ⑩ 廃棄物の中間処理（焼却処理・無害化等）に伴う有害物質発生抑制技術の確立（環境科学センター） ⑪ 廃棄物最終処分場の環境に対する安全性確保のための汚染監視・制御技術の確立（環境科学センター）
ク 化学物質等環境リスク対策の推進	(ア) 化学物質環境リスク低減対策の推進	162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173	① 生活環境の保全等に関する条例などの運用による環境安全対策の推進（大気水質課、環境科学センター） ② P R T R（環境汚染物質排出・移動登録）データに基づく地域環境負荷量の把握（大気水質課） ③ 地域説明会の開催、事業所の化学物質管理状況等県民への情報提供の推進（大気水質課） ④ 県独自の調査による化学物質の管理状況等の把握（大気水質課） ⑤ 環境中の挙動、人体摂取メカニズム等からリスク評価手法開発（大気水質課、環境科学センター） ⑥ P R T Rデータ活用検討委員会、地域環境リスク低減化研究会の設置・運営（大気水質課） ⑦ 環境負荷量の大きい地域の削減目標の設定、対策の検討とリスクコミュニケーションの場の設置（大気水質課） ⑧ 専門スタッフの養成等事業所支援体制の強化（大気水質課、環境科学センター） ⑨ 環境ホルモン対策の推進（大気水質課、企業庁水道局浄水課、衛生部） ⑩ 化学物質による環境汚染機構の解明（環境科学センター） ⑪ 化学物質による地域環境リスク評価に関する研究（環境科学センター） ⑫ 化学物質の排出抑制技術の確立（環境科学センター）
	(イ) ダイオキシン緊急対策の推進	174 175 176 177 178 179	① 県内のダイオキシン類による環境汚染状況の実態把握（大気水質課、企業庁水道局浄水課、衛生部） ② 環境汚染等のおそれが認められる地域等に対する原因究明等のための緊急調査の実施（大気水質課） ③ 廃棄物焼却施設に対するダイオキシン発生源対策の推進（廃棄物対策課） ④ ダイオキシン対策レポートの作成・公表（大気水質課） ⑤ ダイオキシン類の分析体制の整備（大気水質課、環境科学センター） ⑥ ダイオキシン類の簡易スクリーニング法の開発及び排出抑制技術の確立に関する研究（環境科学センター）
	(ウ) 化学物質環境モニタリング調査の実施	180 181	① 化学物質環境モニタリング調査の実施（大気水質課、環境科学センター） ② 環境ホルモン等化学物質による生物影響の解明（環境科学センター）
	(エ) 電磁波環境影響調査の実施	182	① 2000年（平成12年）に予定されているWHO（世界保健機構）の国際電磁場プロジェクトの報告に基づく一般住宅地、高圧電源施設等近傍での実態調査（大気水質課）
ケ 駆音・振動・悪臭対策の推進 (自動車に関するものは「イ 自動車交通公害対策の推進」に記載)	(ア) 駆音振動の測定調査	183 184 185	① 航空機騒音の測定調査（大気水質課、環境科学センター） ② 新幹線騒音振動の測定調査（大気水質課、環境科学センター） ③ 航空機騒音測定機器の更新（大気水質課、基地対策課）
	(イ) 駆音振動発生源の規制、指導等	186 187	① 駆音振動関係法律・条例に基づく規制、指導（大気水質課） ② 新幹線騒音振動に関する国及び東海旅客鉄道会社への要望活動の実施（大気水質課）
	(ウ) 厚木基地航空機騒音被害等の解消	188 189	① N L P（夜間連続離着陸訓練）の筑黄島への全面移転の促進（基地対策課） ② 厚木基地周辺生活環境調査の実施（基地対策課）
	(エ) 悪臭発生源の規制	190	① 悪臭防止法、条例・基準に基づく規制、指導（大気水質課）
コ 公害防止対策の推進	(ア) 公害審査会の運営	191 192	① 公害紛争解決のためのあっせん、調停及び仲裁（環境農政総務室） ② 県内市町村の公害告発処理状況調査の実施（環境農政総務室）
	(イ) 地域公害防止計画の推進	193	① 地域公害防止計画の推進（環境計画課）
	(ウ) 中小企業公害防止設備資金利子補給	194	① 公害防止施設の設置・改善、工場移転等に要する経費助成及び充実（環境農政総務室）

	(工) 小規模企業者等設備導入資金制度の運営	195	① 経営基盤強化を図る小規模企業者等の設備購入資金の貸付（金融課）
サ 環境監視システムの総合的な整備	(ア) 大気汚染の監視	196	① 常時監視の実施（大気水質課、環境科学センター）
		197	② 大気汚染監視用機器の整備（大気水質課、環境科学センター）
		198	③ 常時監視結果からみた汚染対策の有効性評価（環境科学センター）
		199	④ 大気汚染予報精度の向上と予報発令等による被害の未然防止対策の推進（大気水質課、環境科学センター）（No. 6と同じ）
	(イ) 水質汚濁の監視	200	① 公共用水域及び地下水の水質の監視の実施（大気水質課、環境科学センター、温泉地学研究所）
		201	② 機器による公共用水域の常時監視の実施（大気水質課、環境科学センター）
		202	③ 公共用水域の常時監視用機器の整備（大気水質課、環境科学センター）
	(ウ) 騒音の監視	203	① 騒音監視用機器の整備（大気水質課）
	(エ) 環境監視システムの維持運営	204	① 環境監視システムの計画的更新・総合的な整備（環境農政総務室、環境科学センター）
		205	② インターネットによる県民・企業への環境情報提供システムの構築（環境科学センター）
シ 環境保健対策の推進	(ア) 大気汚染健康影響の調査	206	① 大気汚染健康影響追跡評価事業の実施（大気水質課）
	(イ) 公害健康被害者等への支援	207	① 公害病認定患者の死亡に伴う遺族見舞金の支給（環境農政総務室）
		208	② 公害病認定患者等の空気清浄機購入経費の補助（環境農政総務室）

(2) 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進

施策体系	No.	構成事業
ア 生態系に配慮した自然環境の保全	(ア) 自然環境保全地域の指定と保全対策の実施	209 ① 指定候補地調査（緑政課） 210 ② 自然環境保全地域の新規指定（緑政課） 211 ③ 既指定地域の保全対策調査、保全事業の実施（緑政課） 212 ④ 自然環境保全基礎調査の実施（緑政課）
	(イ) 鳥獣保護の取組の推進	213 ① 鳥獣保護区等の設定と整備（緑政課） 214 ② 有害鳥獣駆除体制の整備（緑政課） 215 ③ 傷病鳥獣の保護体制の整備（緑政課） 216 ④ 第9次鳥獣保護事業計画の策定（緑政課）
	(ウ) 网かな海と魚の棲む川・湖づくり	217 ① 水域環境の把握と保全の推進（水産課、水産総合研究所） 218 ② 生息環境の回復・創造の推進（水産課） 219 ③ 資源管理型漁業の推進（水産課、水産総合研究所） 220 ④ 栽培漁業の推進（水産課、水産総合研究所）
	(エ) 活力ある森林づくりの推進	221 ① 水源地域の私有林への公的管理・支援の推進（水源の森林推進課）（No.71と同じ） 222 ② 造林や治山事業などによる多形で活力ある森林づくりの推進（林務課、水源の森林推進課）（No.72と同じ） 223 ③ 县民運動としての水源の森林づくり（水源の森林推進課）（No.73と同じ） 224 ④ 森林づくりの担い手確保や林道事業などの基盤の整備（林務課）（No.74と同じ）
	(オ) 自然にやさしい水辺づくり	225 ① 自然にやさしい川づくり（河港課） 226 ② 自然にやさしい海岸づくり（河港課、砂防海岸課） 227 ③ 水辺環境の保全・創造・復元技術の確立（環境科学センター）
	(カ) 自然環境情報の整備・提供と活用システムの構築	228 ① 地理情報システム（G I S）による自然環境情報の整備・提供システムの構築（環境計画課、緑政課） 229 ② 緑地の貴重度合いや生態系のつながりの度合いに関する判断材料の整理と保全対策の検討（緑政課）
	(キ) 千年樹（紀）植樹事業の実施	230 ① 千年樹（紀）植樹事業の実施（緑政課）
	(ク) 農村環境の総合整備等の推進	231 ① 農村環境の総合整備等の推進（農地課）
	(ケ) 自然環境に関する調査研究の実施	232 ① 野生動植物に関する調査研究の実施（自然環境保全センター、生命の星・地球博物館）
イ 丹沢大山の自然環境保全対策の推進	(ア) 丹沢大山保全計画の推進	233 ① 保護柵の設置（緑政課） 234 ② ブナ林等立入禁止区域の設定及び不道の設置（緑政課） 235 ③ ブナ林の再生技術の開発・推進及び再生整備（緑政課、林務課） 236 ④ 県民参加によるブナ等の種子採取・植樹運動の展開（緑政課） 237 ⑤ 大気・気象に係るモニタリング調査等（緑政課） 238 ⑥ 登山道周辺の崩壊地や裸地の補修による植生回復（緑政課） 239 ⑦ 登山道の一時利用休止・補修による植生回復（緑政課） 240 ⑧ モミ・ウラジロモミ等の保護（緑政課） 241 ⑨ 森林衰退域における植樹等による植生回復（緑政課） 242 ⑩ 人工林成林困難地の自然植生への誘導（林務課、水源の森林推進課） 243 ⑪ 人工林の複層林・混交林・巨木林化の実施（林務課、水源の森林推進課）

		244	⑫ シカ管理手法の導入の検討・実施（緑政課）
		245	⑬ “シカコリドー・線の回廊構想の推進（緑政課）
		246	⑭ 希少動植物の保全対策の研究・実施（緑政課）
		247	⑮ ‘オーバーユースによるゴミやし尿等の対策（緑政課）
		248	⑯ キャンプ等による水質汚濁や河原等の荒廃の防止（緑政課）
		249	⑰ 特定の樹林・沢の保全手法、自然公園区域の拡大等の検討・実施（緑政課）
		250	⑱ 自然環境配慮のガイドラインの周知・徹底（緑政課）
		251	⑲ 保全対策実行機関の設置（緑政課）
			*シカコリドー 種や遺伝子の多様性を持続するため、各地域間での個体の行き来が容易にできるような移動経路を確保しようとするもので、丹沢の代表的な野生動物であるシカにちなんで名付けている。コリドーとは回廊の意味。
			*オーバーユース 入山者などが自然の回復力を超えて過大となり、自然の持続可能性が損なわれている状態
ウ 小綱代の森の保全の推進	(ア) 小綱代の森の保全の推進	252	① 緑地保存契約の締結 ((財)かながわトラストみどり財団)
		253	② かながわトラストみどり基金の取崩しによる緑地の買入れ（緑政課）
		254	③ 県、三浦市、(財)かながわトラストみどり財団、ホランティアによる緑地の維持・管理（緑政課）
エ 水源地域水環境対策の推進	(ア) 桂川・相模川流域環境保全行動の推進	255	① 「アジェンダ21桂川・相模川」に基づく環境保全活動の推進・定着（大気水質課）(No.68と同じ)
		256	② 行動目標の設定、行動の推進、評価の実施など具体的な行動の協議と実践（大気水質課）(No.69と同じ)
	(イ) 鮎沢川・酒匂川流域環境保全行動の推進	257	① パートナーシップによる流域保全の進め方に関する「酒匂川水系保全協議会」での協議・検討（大気水質課）(No.70と同じ)
	(ウ) 水源の森林づくりの推進	258	① 水源地域の私有林への公的管理・支援の推進（水源の森林推進課）(No.71と同じ)
		259	② 造林や治山事業などによる多彩で活力ある森林づくりの推進（林務課、水源の森林推進課）(No.72と同じ)
		260	③ 県民運動としての水源の森林づくり（水源の森林推進課）(No.73と同じ)
		261	④ 森林づくりの担い手確保や林道整備などの基盤の整備（林務課）(No.74と同じ)
	(エ) 水源地域交流の里づくりの推進	262	① 交流の里づくりの推進（宮ヶ瀬環境学習の里等）（土地水資源対策課）
		263	② 水源地域文化交流イベントの開催（土地水資源対策課）
		264	③ 広域交流拠点の整備（宮ヶ瀬やまなみセンター、相模湖交流センター）（土地水資源対策課）
	(オ) 不法投棄・散乱ごみ対策の推進	265	① 不法投棄防止施設の設置や監視・取締の充実強化等の未然防止対策の実施（廃棄物対策課、砂防海岸課、農地課、林務課、警察本部生活経済課等）(No.88と同じ)
		266	② 不法投棄物の撤去等原状回復対策の実施（廃棄物対策課、砂防海岸課、農地課、林務課等）(No.89と同じ)
	(カ) 建設発生土の不法投棄対策の推進	267	① 発生の抑制や不法投棄の監視等未然防止対策の実施（建設業課、道路管理課、沟港課、林務課、緑政課、廃棄物対策課等）(No.90と同じ)
		268	② 条例に基づく追法投棄に対する取締等の実施（建設業課）(No.91と同じ)
オ 地下水総合保全対策の推進	(ア) 地下水汚染浄化対策の推進	269	① 有害物質の地下浸透防止のための規制・指導（大気水質課）(No.92と同じ)
		270	② 清染地下水の浄化対策の規制・指導（大気水質課、環境科学センター、温泉地学研究所）(No.93と同じ)
		271	③ 地下水質の監視（大気水質課、環境科学センター、温泉地学研究所）(No.94と同じ)
		272	④ 地下水・土壤の汚染機構の解明（環境科学センター）(No.95と同じ)
		273	⑤ 地下水・土壤の汚染の浄化技術の確立（環境科学センター）(No.96と同じ)
	(イ) 地下水かん養の推進	274	① 透水性舗装による雨水浸透（道路管理課）(No.97と同じ)
		275	② 溝水に関する情報提供による保全の意識啓発（大気水質課）(No.98と同じ)
		276	③ 地下水循環の特性把握（温泉地学研究所）(No.99と同じ)
		277	④ 水源地域の私有林への公的管理・支援の推進（水源の森林推進課）(No.71と同じ)
	(ウ) 土壤汚染対策の推進	278	① 土壤汚染対策の指導（大気水質課）(No.101と同じ)
		279	② 土壤汚染対策のあり方の検討（大気水質課）(No.102と同じ)
		280	③ 地下水・土壤の汚染機構の解明（環境科学センター）(No.95と同じ)
		281	④ 地下水・土壤の汚染の浄化技術の確立（環境科学センター）(No.96と同じ)
	(エ) 地盤沈下対策の推進	282	① 地盤沈下防止のための地下水採取の規制・指導（大気水質課）(No.105と同じ)
		283	② 地下水採取量の実態把握と適正な地下水利用の促進（大気水質課）(No.106と同じ)
		284	③ 地盤沈下の監視に対する助成（大気水質課）(No.107と同じ)

カ 温泉資源の保護の推進	(ア) 温泉掘削等に係る指導監督	285 286	① 温泉掘削、動力装置等の許可、指導監督（生活衛生課） ② 温泉実態調査等の実施（生活衛生課）
	(イ) 温泉資源の保護の調査及び研究	287 288 289	① 温泉の有効利用方法導入の検討（生活衛生課） ② 温泉保護対策の開発研究（温泉地学研究所） ③ 深層熱水の実態把握（温泉地学研究所）
	(ウ) 環境への負荷低減の推進	290	① 蒸気井による環境への負荷の調査研究（温泉地学研究所）
キ 海の環境保全対策の推進	(ア) 多様な生物が生息する環境の保全	291 292 293 294	① 渔場の回復（水産課） ② 水質調査と生物モニタリング調査（水産課） ③ 東京湾COD総量削減計画の推進（大気水質課）（No.49と同じ） ④ 東京湾・相模湾の富栄養化対策の推進（大気水質課）（No.50と同じ）
	(イ) 豊かな海の環境づくり	295 296	① 海づくり財団の創設支援（水産課） ② 体験漁業、体験放流などによる環境保全意識の啓発（水産課）
	(ウ) 海の環境情報の整備・提供	297 298	① 地理情報システム（GIS）を活用した海の環境情報の整備・提供システムの構築（環境計画課） ② 海の環境情報の提供（水産課、水産総合研究所）
	(エ) 海の環境保全対策の推進	299 300	① 海の環境保全対策の検討・実施（環境計画課） ② 海ゴミ対策の推進（水産課）
ク 不法投棄・散乱ごみ対策の推進	(ア) 不法投棄・散乱ごみ対策の推進	301 302 303	① 不法投棄防止施設の設置や監視・取締の充実強化等の未然防止対策の実施（廃棄物対策課、砂防海岸課、農地課、林務課、警察本部生活経済課等）（No.88と同じ） ② 不法投棄物の撤去等原状回復対策の実施（廃棄物対策課、砂防海岸課、農地課、林務課等）（No.89と同じ） ③ 不法投棄等総合対策事業の推進体制の整備（廃棄物対策課）（No.110と同じ）
	(イ) 環境美化運動の推進	304 305 306	① 散乱ごみ防止等の普及啓発（大気水質課、廃棄物対策課、緑政課等）（No.111と同じ） ② 市町村等の美化実践事業の支援（廃棄物対策課、緑政課）（No.112と同じ） ③ 海岸清掃の実施（(財)かながわ海岸美化財団）（No.113と同じ）
	(ウ) 建設発生土の不法投棄対策の推進	307 308	① 発生の抑制や不法投棄の監視等未然防止対策の実施（建設業課、道路管理課、河港課、林務課、緑政課、廃棄物対策課等）（No.90と同じ） ② 条例に基づく違法投棄に対する取締等の実施（建設業課）（No.91と同じ）
ケ 自然とのふれあいの促進	(ア) 自然公園等の整備と活用	309 310 311	① 県立奥湯河原自然公園の整備（緑政課） ② 宮ヶ瀬湖周辺園地等整備（緑政課） ③ 自然に親しむ運動やごみ持ち帰り運動など各種普及事業の推進（緑政課）
	(イ) 自然環境保全センターの充実強化	312 313 314 315	① 自然観察園等の整備（自然環境保全センター） ② 野生生物の保護拠点としての施設の整備拡充（自然環境保全センター） ③ 自然環境保全講習会の開催（自然環境保全センター） ④ 野生動物に関する調査研究の実施（自然環境保全センター）（No.232と一部同じ）
	(ウ) 都市と交流するふれあい農林業の展開	316 317 318 319	① みどりのふるさとづくり促進（農地課、畜産課） ② 農業・農村文化とのふれあい促進（農業振興課） ③ フォレストパークの整備（林務課） ④ 森林資源の活用による都市との交流（林務課）

(3) 環境に配慮した県土利用と安全で快適な都市空間の形成

施策体系	No.	構成事業	
ア 総合的な環境配慮システムの形成と推進	(ア) 施策・事業・計画等についての環境に配慮した意思決定システムの確立	320 321 322 323	① 地理情報システム(GIS)による環境情報の整備・提供システムの構築（環境計画課、環境科学センター） ② 事業環境負荷評価手法の検討（環境計画課） ③ 事業や計画の早い段階からの環境に配慮した意思決定システムの構築（環境計画課） ④ 市町村と連携した環境に配慮した地域づくりの推進（環境計画課）
	(イ) 県土利用における環境配慮の推進	324 325 326 327 328	① 計画段階からの環境配慮実現のための調整システムの運用と充実・強化（環境計画課） ② ボランティアを通じた地域環境データのメンテナンス（環境計画課） ③ 自然災害回避(アボイド)・地域環境評価(E A)情報の周知徹底（環境計画課） ④ 海の環境保全対策の検討・実施（環境計画課）（No.299と同じ） ⑤ 環境基本計画の見直し（環境計画課）
	(ウ) 環境影響評価(環境アセスメント)制度の運用	329	① 良好的な環境を保全するための環境影響評価条例の適切な運用（環境計画課）
	(エ) 土地利用調整システムの適正な運用	330	① 土地利用調整条例に基づく県土の計画的利用の推進（土地水資源対策課）

イ 自然と共生するまちづくりの推進	(オ) 適正で合理的な土地利用の推進	331 332 333 334	① 区域区分制度（いわゆる線引き）の活用（都市計画課） ② 地区計画制度の活用（都市計画課） ③ 田園地域土地利用計画の推進（都市計画課） ④ 最低限保地面積規制制度の導入（都市計画課）
	(ア) 自然にやさしい道づくり	335 336 337	① 街路樹の整備（道路管理課、道路整備課） ② 街路樹の維持管理（道路管理課） ③ 水循環の促進等を図る道づくり（道路管理課）
	(イ) 自然にやさしい水辺づくり	338 339 340 341	① 自然にやさしい川づくり（河港課）（No.225と同じ） ② 自然にやさしい海岸づくり（河港課、砂防海岸課）（No.226と同じ） ③ 自然にやさしい流れづくり（砂防海岸課） ④ 水辺環境の保全・創造・復元技術の確立（環境科学センター）（No.227と同じ）
	(ウ) うるおいのある道づくり	342 343 344 345	① ゆとりある歩行者空間の整備（道路管理課、道路整備課） ② ロードオアシスの整備（道路管理課） ③ フラワーロードの整備（道路管理課） ④ 自転車道の整備（道路整備課）
	(エ) うるおいのある水辺づくり	346 347 348	① うるおいある川づくり（河港課、砂防海岸課） ② うるおいあるなぎさづくり（砂防海岸課） ③ うるおいあるみなとづくり（河港課）
	(オ) 環境に配慮した住宅の建設の促進と普及・啓発	349	① 環境に配慮した住宅の建設の促進と普及・啓発（住宅整備課、県住宅供給公社）
	(カ) 工場立地適正化の促進	350	① 普及啓発、環境整備への支援（工業振興課、金融課）
	(キ) 交通需要マネジメントの促進	351 352	① 交通需要の平準化や交通手段の変更等の促進（都市計画課）（No.40と同じ） ② エコ・パークアンドライドの研究・推進（都市計画課）
	(ク) 環境共生モデル都市圏の形成	353 354	① シンシティ整備計画の策定と推進（県土整備総務室） ② 誘導指針による環境と共生する都市づくりの推進（県土整備総務室）
	(ケ) 下水道資源の有効活用	355 356	① 汚泥の資源化の推進（下水道課）（No.148と同じ） ② 処理水の有効活用の推進（下水道課）（No.149と同じ）
	(コ) 建設発生土対策の推進	357 358 359	① 発生の抑制や不法投棄の監視等未然防止対策の実施（建設業課、道路管理課、河港課、林務課、緑政課、廃棄物対策課等）（No.90と同じ） ② 条例に基づく違法投棄に対する取締等の実施（建設業課）（No.91と同じ） ③ 公共建設発生土処分場の確保及び再利用の促進等適正処理対策の実施（建設業課、技術管理課、土地水資源対策課）
	(サ) 建設廃材再利用の促進	360	① 建設廃材再利用の拡大（技術管理課、県土整備総務室）（No.150と同じ）
	(シ) 「湘南なぎさプラン」の推進	361 362	① 緑となぎさの保全と整備（県土整備総務室） ② 湘南なぎさプランの拠点地図等の整備（県土整備総務室）
	(ス) 「いきいき未来相模川プラン」の推進	363 364 365	① 相模川流域活動支援システムの推進（大気水質課） ② 環境共生モデル都市圏の形成（県土整備総務室） ③ 拠点地域（藤野ふるさと芸術村、津久井湖城山公園等）の整備（県土整備総務室）
	(セ) 水源地域交流の里づくりの推進	366 367 368	① 交流の里づくりの推進（宮ヶ瀬環境学習の里等）（土地水資源対策課）（No.262と同じ） ② 水源地域文化交流イベントの開催（土地水資源対策課）（No.263と同じ） ③ 広域交流拠点の整備（宮ヶ瀬やまなみセンター、相模湖交流センター）（土地水資源対策課）（No.264と同じ）
ウ 自然災害に強い都市の形成	(ア) 県土利用における環境配慮の推進	369	① アボイドマップ等による自然災害回避（アボイド）情報の周知徹底（環境計画課）（No.326と一部同じ）
	(イ) 災害廃棄物対策の推進	370	① 災害廃棄物等処理体制の整備（廃棄物対策課）
	(ウ) 石油コンビナート等の防災対策の推進	371	① 通信・地震観測施設の整備などによる石油コンビナート災害対策の推進（災害対策課、防災消防課）
	(エ) 高圧ガス等の防災対策	372 373 374	① 許認可・保安検査等による保安の確保（工業保安課） ② 高度保安システムの拡充及び実践的訓練の実施（工業保安課） ③ 自主保安の定着と推進（工業保安課）
	(オ) 高圧ガス施設等の耐震化の促進	375 376	① 高圧ガス施設の耐震化（工業保安課） ② 高圧ガス施設等の耐震化、地震防災機器の設置に係る利子補給の実施（工業保安課）
	(カ) 治水対策の推進	377 378 379 380 381	① 多摩川等の国の管理河川整備への支援（河港課） ② 相模川等の大河川の整備（河港課） ③ 鶴見川等の都市河川重点整備「セイフティーリバー50」（河港課） ④ 平作川等の都市河川の整備（河港課） ⑤ 係留船対策の推進（河港課）

	(キ) 海岸保全対策の推進	382 383	① 海岸保全施設の整備・改良などによる津波・高潮対策の推進（砂防海岸課） ② 消波堤等の海岸保全施設の整備などによる侵食対策の推進（砂防海岸課）
	(ク) 土砂災害等災害対策の推進	384 385	① 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備（砂防海岸課） ② 道路沿線防災施設などの落石等危険箇所の整備（道路管理課）
	(ケ) 安全防災を支える農林水産業の推進	386 387 388	① 農業用排水路の改修、防護柵の設置など災害を未然に防止する農業施設づくり（農地課） ② 渔港施設の耐震化整備の推進など災害に強い漁港等の整備（水産課） ③ 災害時の緊急避難路巡回として利用できる農道、林道の整備（農地課、林務課）
工 都市緑化の推進	(ア) 都市緑化の推進	389 390 391 392	① 公共用地の緑化（道路管理課、道路整備課、河川課、砂防海岸課、都市整備公園課、下水道課、住宅整備課、建築工事課等） ② 市街地の緑化・宅地開発等の緑化の指導（総政課） ③ グリーンキャンペーン等の実施（総政課、都市整備公園課） ④ みどりの協定の強化・充実などによる緑化の推進（総政課）
	(イ) 都市公園等の整備	393 394 395 396 397 398 399	① 新規都市公園の整備（都市整備公園課） ② 既設都市公園の拡大・再整備（都市整備公園課） ③ 公園施設の改良と更新（都市整備公園課） ④ 魅力ある都市公園の整備（都市整備公園課） ⑤ さがみグリーンラインの整備（道路整備課、都市整備公園課） ⑥ 三浦半島国営公園（仮称）の誘致（都市整備公園課） ⑦ 市町村都市公園整備への支援（都市整備公園課）
	(ウ) みどりの保全と活用	400 401 402 403	① 保全緑地（自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、風致地区、歴史的風土保存区域、トラスト緑地）の指定拡大（緑政課） ② 保全緑地の活用（緑政課） ③ 緑を活かしたがけ崩れ対策（砂防海岸課） ④ しおさいの森づくり（砂防海岸課）
	(エ) フラワーセンター 大船植物園の整備	404	① 特色ある植物園に機能充実（農業振興課）
オ 良好的な景観・アメリカの形成	(ア) 都市景観の保全と創造	405 406 407	① 都市景観の推進（都市整備公園課） ② 景観形成の促進（都市整備公園課） ③ グッドサインの推進（都市整備公園課）

2 地球市民社会の環境保全

(1) 地域からの地球環境保全対策の推進

施策体系	No.	構成事業	
ア オゾン層保護対策の推進	(ア) フロン回収処理の推進	408 409 410 411 412 413	① フロン回収処理推進機構によるCFC、HCFCの回収処理システムの構築・運営（大気水質課） ② CFC、HCFCの回収装置、容器等の整備の促進（大気水質課） ③ 県民等に対する普及啓発の推進（大気水質課） ④ 家電リサイクル法で当面処理対象とされていない冷蔵庫の断熱用フロンの回収の促進（大気水質課） ⑤ カーエアコン、業務用空調機に対する対策の強化（大気水質課） ⑥ 代替フロン（HFC）の回収処理の推進（大気水質課）
	(イ) 県有施設特定フロン使用冷凍機取替推進	414	① 冷凍機の冷媒に使用している特定フロンの率先的な取替の推進（環境計画課）
イ 地球温暖化防止対策の推進	(ア) 自主的な活動の着実な推進	415 416 417 418	① 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所におけるCO ₂ 排出量削減に結びつく自主的活動の促進（環境計画課） ② CO ₂ 排出量の少ない自動車の導入促進策の実施（大気水質課） ③ 環境にやさしい商品購入・行動の促進（環境計画課） ④ 県が自ら出す温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定・推進（環境計画課）
	(イ) CO ₂ 排出量の少ない社会経済システムや都市構造への転換	419 420 421 422 423 424	① 新たなりサイクルシステムの構築（廃棄物対策課）(No.126と同じ) ② 環境配慮型のリサイクル団地の形成促進（環境計画課） ③ ゼロエミッション型住宅団地の整備の検討（県土整備部、環境農政部） ④ 都市開発の事前調整時点におけるCO ₂ 排出量削減誘導指針の策定と削減指導の検討（環境計画課） ⑤ 自動車交通量抑制など環境負荷低減策の検討、推進（大気水質課、環境計画課）(No.31と同じ) ⑥ 交通需要マネジメントモデル事業の推進（都市計画課）(No.33と同じ)
	(ウ) CO ₂ 吸収源対策の推進	425 426	① 都市緑化の推進等県内の緑化の推進（緑政課） ② 排出責任者としての海外緑化によるCO ₂ 排出対策の推進（環境計画課）

	(工) 普及啓発活動の実施	427 428 429 430	① インターネットなどを活用したわかりやすい環境情報の提供（環境計画課） ② 地球温暖化防止活動推進員を核とした普及啓発の展開（環境計画課） ③ 生活型環境学習プログラムの開発（環境計画課） ④ クリーンエネルギーの普及啓発（科学技術振興課）
ウ エネルギー対策の推進	(ア) エネルギー高効率利用の普及促進	431 432	① エネルギー利用方法のガイドラインの策定（科学技術振興課） ② エネルギー普及啓発コーナーの設置（科学技術振興課）
	(イ) 廃棄物発電の高効率化の推進	433	① 津久井郡広域行政組合共生センター内のフォローアップ研究（企業庁利水局発電課）
	(ウ) 县施設等へのクリーンエネルギーの計画的導入	434	① 太陽光発電、コーチュレーション等を公共施設に計画的導入（科学技術振興課）
	(エ) クリーンエネルギーの市町村・民間導入促進	435	① 市町村・民間におけるクリーンエネルギー導入支援の実施（科学技術振興課）
	(オ) クリーンエネルギーを活用した都市整備	436 437 438 439 440	① クリーンエネルギーを活用した道路照明施設等の整備（道路管理課、道路整備課） ② クリーンエネルギーを活用した公園整備（都市整備公園課） ③ クリーンエネルギーの下水道施設への活用（下水道課） ④ 環境に配慮した住宅の建設の促進と普及・啓発（住宅整備課、県住宅供給公社）（No.349と同じ） ⑤ 環境共生モデル都市圏の形成（県土整備総務室）（No.364と同じ）
	(カ) 水力発電の推進	441	① クリーンで環境にやさしい水力発電による安定的なエネルギー供給（企業庁利水局発電課）
	(キ) 下水道施設・資源の有効活用	442 443	① クリーンエネルギーの下水道施設への活用（下水道課）（No.438と同じ） ② 下水道資源の有効活用（下水道課）（No.148、149と同じ）
エ 酸性降下物（酸性雨など）対策の推進	(ア) 酸性降下物（酸性雨など）対策の推進	444	① 酸性雨対策調査（大気水質課、環境科学センター）
オ 生物多様性の保全の推進	(ア) 生物多様性の保全に配慮した施策の推進	445 446	① 野生動物基礎データ調査（自然環境保全センター） ② 野生植物基礎データ調査（生命の星・地球博物館）
	(イ) 自然環境保全地域の指定と保全対策の充実	447 448 449 450	① 指定候補地調査（緑政課）（No.209と同じ） ② 自然環境保全地域の新規指定（緑政課）（No.210と同じ） ③ 既指定地域の保全対策調査、保全事業の実施（緑政課）（No.211と同じ） ④ 自然環境保全基礎調査の実施（緑政課）（No.212と同じ）
	(ウ) 鳥獣保護の取組の推進	451 452 453 454	① 鳥獣保護区等の設定と整備（緑政課）（No.213と同じ） ② 有害鳥獣駆除体制の整備（緑政課）（No.214と同じ） ③ 傷病鳥獣の保護体制の整備（緑政課）（No.215と同じ） ④ 第9次鳥獣保護事業計画の策定（緑政課）（No.216と同じ）
カ 地球環境戦略研究機関への支援等による研究の推進など地球環境問題の研究の推進	(ア) 地球環境戦略研究機関への支援等による研究の推進	455 456	① アジア・太平洋地域の地球環境問題の政策的・実践的研究（地球環境戦略研究機関） ② 地球環境戦略研究機関の活動への支援や共同事業等の実施（環境計画課、（財）かながわ学術研究交流財団）
	(イ) 調査研究の実施	457 458	① 丹沢大山地域の森林生態系に及ぼす大気環境等の影響解明（環境科学センター） ② 温室効果ガス予測評価手法及び抑制手法の確立（環境科学センター）
	(ウ) 国際生態学センターによる調査研究の推進	459 460 461 462 463	① 热帯林の再生に関する調査実験研究（（財）国際生態学センター） ② 東アジア地域を中心とする植生体系の調査研究（（財）国際生態学センター） ③ 都市生態系の構造と動態及び再生方法に関する調査研究（（財）国際生態学センター） ④ 農村生態系の構造と動態及び再生方法に関する調査研究（（財）国際生態学センター） ⑤ 産業立地における環境動態と生態環境の創造に関する調査研究（（財）国際生態学センター）
キ 環境影響評価（環境アセスメント）制度の推進	(ア) 環境影響評価（環境アセスメント）制度の適用	464	① 良好的な環境を保全するための環境影響評価条例の適切な運用（環境計画課）（No.329と同じ）
ク 地球環境保全活動の促進	(ア) かながわ地球環境保全推進会議による地球環境保全活動の促進	465 466 467 468 469 470	① 地球環境保全ボスター・コンクールの実施（かながわ地球環境保全推進会議） ② 実践活動交流会の開催（かながわ地球環境保全推進会議） ③ 環境保全実践活動表彰の実施（かながわ地球環境保全推進会議） ④ 環境保全型企業行動マニュアル研修会の開催（かながわ地球環境保全推進会議） ⑤ かながわエコ道信の実行（かながわ地球環境保全推進会議） ⑥ 環境月間啓発事業の実行（かながわ地球環境保全推進会議）
	(イ) 国際生態学センターによる人材の育成等	471	① 環境人材の育成、エニシージ教室の開催（（財）国際生態学センター）
	(ウ) 热帯木材型枠対策の推進	472	② 热帯木材型枠の使用量の削減（環境計画課）

(2) 環境分野における国際協力の推進

施策体系	No.	構成事業
ア 総合的国際協力事業の推進	(ア) 国際環境協力の推進	473 ① 神奈川国際環境協力協議会による国際環境協力の推進（環境計画課）
	(イ) 持続可能な都市のための20%クラブの支援	474 ① “20%クラブへの支援（環境計画課）” “20%クラブ” 1995年（平成7年）11月に開催された「環境にやさしい“まち・くらし”世界会議」において採択された神奈川宣言にうたわれた地方自治体による組織（1997年（平成9年）1月設立）：加入了自治体は、具体的分野で、5年間で達成する数値目標を掲げて環境改善に取り組む。
	(ウ) 地球環境戦略研究機関による国際協力の推進	475 ① アジア・太平洋地域の地球環境問題の政策的・実践的研究（地球環境戦略研究機関）（No.455と同じ）
	(エ) 国際環境自治体協議会（ICLEI）の支援	476 ① 国際環境自治体協議会の運営への支援（環境計画課）
	(オ) 国際生態学センターによる国際協力の推進	477 ① 热帯林の再生に関する調査実験研究（（財）国際生態学センター）（No.459と同じ） 478 ② 東アジア地域を中心とする植生体系の調査研究（（財）国際生態学センター）（No.460と同じ） 479 ③ 都市生態系の構造と動態及び育生方法に関する調査研究（（財）国際生態学センター）（No.461と同じ）
	(カ) 国際熱帯木材機関（ITTO）本部の支援	480 ① 国際熱帯木材機関（ITTO）本部への支援（国際課）
	(キ) 開発途上地域への国際協力の推進	481 ① 人材育成などによる環境改善技術のアジア地域等への移転の推進（環境計画課、環境科学センター、国際課） 482 ② 中国、韓国との環境共同研究の推進（環境計画課、環境科学センター、国際課） 483 ③ 友好県省道間における環境技術者、研究者の派遣及び受入（国際課） 484 ④ 民間協力基金の充実によるNGO国際協力活動への支援（国際課）

3 環境意識の形成と実行

(1) 環境学習の推進と環境意識の形成

施策体系	No.	構成事業
ア わかりやすい環境情報の提供と環境体験の推進	(ア) 参加型環境モニタリングの推進	485 ① 県民参加による環境モニタリング手法の開発（環境科学センター） 486 ② 地域環境モニタリング会議の開催（環境計画課） 487 ③ 県民（市民）環境白書の発行（環境計画課） 488 ④ スターウォッティングの実施（大気水質課） 489 ⑤ リバーウォッティングによる河川水質調査の実施（大気水質課、環境科学センター） 490 ⑥ 親子による身近な自然調査（自然環境保全センター）
	(イ) わかりやすい環境情報の提供	491 ① インターネットなどを活用したわかりやすい環境情報の提供（環境計画課）（No.427と同じ） 492 ② マスメディアの活用による「家庭へのメッセージ」の実施（環境計画課）
	(ウ) 環境体験の推進	493 ① 「自然まるごと体験隊」など人間と自然のつながりに気づく環境体験の推進（環境計画課）
	(ア) 環境学習推進基盤の整備	494 ① 生活型環境学習プログラムの開発（環境計画課）（No.429と同じ） 495 ② 環境学習拠点（環境科学センター、自然環境保全センター、生命の星・地球博物館、地球市民かながわプラザ、ふれあいの村等）のネットワークの推進（環境計画課） 「ふれあいの村」は（財）神奈川県ふれあい教育振興協会に運営委託している県立施設 ③ 実践的な環境学習拠点（環境科学センター）の整備（環境計画課、環境科学センター） ④ 環境学習キャラバンの展開（環境計画課、環境科学センター）
	(イ) 地域・家庭等での環境教育・学習の推進	496 ① 環境学習公開講座、こども環境教室等の開催（環境科学センター） 497 ② 自然保護講座、親子自然教室、自然観察等指導技術研修会等の開催（自然環境保全センター） ③ 自然科学講座、野外観察会等の開催（生命の星・地球博物館、ふれあいの村） ④ 環境学習施設の維持運営（環境科学センター） ⑤ 「みんなのまちづくり教室」等の実施（県土整備総務室） ⑥ こどもエコクラブの推進（環境計画課）

(ウ) 小・中・高等学校等における環境教育の推進	(ウ) 小・中・高等学校等における環境教育の推進	504	① 社会科、理科等における環境教育の実施（教育庁義務教育課、同高校教育課、同障害児教育課）
		505	② 総合的な学習の時間における環境教育の推進（教育庁義務教育課、同高校教育課、同障害児教育課）
		506	③ 生物クラブ、科学クラブ等の特別活動における環境教育（教育庁義務教育課、同高校教育課）
		507	④ 高等学校における特色ある環境教育の推進（教育庁高校教育課）
		508	⑤ 「ふれあい教育全県研究会」における環境教育に係る実践研究、県立教育センターでの教員研修の実施（教育庁義務教育課、同高校教育課、同障害児教育課）
		509	⑥ ポスター、標語の募集（教育庁義務教育課、同高校教育課、同障害児教育課）
		510	⑦ 樹木の浄化能力度調査の実施（大気水質課）
	(エ) 大学等における環境教育との連携	511	① 岐阜県内大学等における環境関連講座との連携（環境計画課）

(2) 環境への負荷の少ない生活・事業活動の実現

施策体系	No.	構成事業	
ア ライフスタイルの転換の促進	(ア) 環境に配慮した具体的行動の誘発	517 518 519 520 521 522 523	① 家庭・学校・地域での自主的環境配慮活動の促進支援（エコステップ事業の推進）（環境計画課） ② 環境にやさしい商品選定への支援（消費生活課） ③ アジェンダ21かなかわ（くらし編）の普及（環境計画課） ④ クリーン購入ネットワークの促進（環境計画課） ⑤ 環境にやさしいくらし実践マニュアルの普及（消費生活課） ⑥ 県資源・省エネルギー・リサイクル等県民運動の展開（消費生活課） ⑦ 県民行動の相互交流ホームページの構築・運用などによる環境にやさしい行動の普及促進（環境計画課）
イ 環境に配慮した事業活動の推進	(ア) 企業の環境対策の支援	524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534	① ISO14000シリーズの普及促進（工業振興課） ② 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、事業所における自主的環境配慮活動の促進（環境計画課） ③ 環境対策が資金的に困難な中小企業に対する支援策の検討・実施（新産業振興課、環境計画課） ④ 環境保全型企業行動マニュアルの普及促進（環境計画課） ⑤ 自主的な環境配慮情報の積極的提供の促進（環境計画課、環境科学センター） ⑥ 事業者向け各種講習会、研修会の実施（環境農政総務室、環境計画課） ⑦ 企業における公害防止の自主規制等環境保全に関する講習会等の実施（(社)神奈川県環境保全協議会） ⑧ 条例による自主管理の促進（環境農政総務室） ⑨ 中小企業公害防止施設整備資金利子補給（環境農政総務室）(No.194の一部と同じ) ⑩ 中小企業産業廃棄物処理施設整備資金利子補給（廃棄物対策課）(No.137と同じ) ⑪ 事業者による発生資源自ら管理事業の充実（廃棄物対策課）(No.120と同じ)
	(イ) 環境関連産業の振興の仕組みづくり	535 536 537	① 環境関連産業の集積促進策の検討・実施（新産業振興課） ② 環境にやさしい商品・サービスの流通の仕組みづくり（環境計画課） ③ つくり環境共生型産業促進構想の推進（新産業振興課）
	(ウ) 環境への負荷の少ない商品、サービスの購入推進	538 539 540	① クリーン購入ネットワークの促進（環境計画課）(No.520と同じ) ② 企業、県民への普及、啓発、情報提供（環境計画課） ③ 自動車に係る環境情報提供制度の推進（大気水質課）
	(エ) 環境にやさしい農業の推進	541 542 543	① 生産者と消費者との交流などによる普及啓発活動の推進（農業振興課） ② 施肥基準等の見直しなど環境と調和した農業の推進（農業振興課） ③ 生物防除など環境保全型農業技術の研究開発（農業総合研究所）
	(オ) 都市と共存する畜産環境づくり	544 545	① 畜産環境保全対策に関する調査検討（畜産課）(No.64と同じ) ② 家畜ふんの堆肥化、返元（畜産課）(No.146と同じ)
ウ 廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正処理の推進	(ア) 資源循環型社会の構築に向けた総合的対策	546 547 548 549	① 廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の促進に関する条例の検討（廃棄物対策課）(No.116と同じ) ② 廃棄物の発生量の削減、再生利用率の増、焼却量及び最終処分量の削減に関する目標の設定（廃棄物対策課）(No.117と同じ) ③ 廃棄物に関する行動マニュアルの策定と推進（廃棄物対策課）(No.118と同じ) ④ 第5次産業廃棄物処理計画の策定と推進（廃棄物対策課）(No.119と同じ)

	(イ) 廃棄物の発生抑制の推進	550 551 552	① 事業者による発生源自主管理事業の充実（廃棄物対策課）(No.120と同じ) ② 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、家庭・学校・地域・事業所における廃棄物発生量削減の促進（環境計画課、廃棄物対策課）(No.121と同じ) ③ 事業系一般廃棄物の排出実態の把握と発生抑制、リサイクル方策の検討（廃棄物対策課）(No.122と同じ)
	(ウ) 廃棄物のリサイクルの推進	553 554 555 556 557	① 焼却灰溶融固化とスラグのリサイクルの促進（廃棄物対策課）(No.123と同じ) ② 容器包装のリサイクルと事業者による自主回収の促進（廃棄物対策課）(No.124と同じ) ③ 廃棄物交換システム等のリサイクルに関する情報のネットワーク化の推進(廃棄物対策課)(No.125と同じ) ④ 新たなリサイクルシステムの構築（廃棄物対策課）(No.126と同じ) ⑤ グリーン購入の促進などによる再生品の利用拡大の推進（環境計画課、廃棄物対策課）(No.127と同じ)
	(エ) 廃棄物の適正処理の推進	558 559 560 561 562 563 564 565 566	① ごみ処理広域化計画の推進（廃棄物対策課）(No.129と同じ) ② 一般廃棄物の処理に係る指導・監督（廃棄物対策課）(No.130と同じ) ③ 産業廃棄物適正処理ガイドラインの策定と指導(廃棄物対策課)(No.131と同じ) ④ 排出事業者、処理事業者の指導強化（廃棄物対策課）(No.132と同じ) ⑤ 有害廃棄物の適正処理の推進（廃棄物対策課）(No.133と同じ) ⑥ 産業廃棄物に係る情報管理システムの充実（廃棄物対策課）(No.134と同じ) ⑦ 公共開与による産業廃棄物中間処理・リサイクル施設の整備（廃棄物対策課）(No.135と同じ) ⑧ 公共開与による産業廃棄物最終処分場の整備（廃棄物対策課）(No.136と同じ) ⑨ 中小企業産業廃棄物処理施設整備資金利子補給(廃棄物対策課) (No.137と同じ)
	(オ) わかりやすく効果的なPRと意識改革の促進	567 568 569 570	① 廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理に係る普及啓発（廃棄物対策課）(No.138と同じ) ② 廃棄物の発生・処理状況や環境調査情報等の積極的な公表（廃棄物対策課）(No.139と同じ) ③ 事業者による廃棄物情報の自主的公表の促進（廃棄物対策課）(No.140と同じ) ④ 学校教育等での廃棄物問題に関する教育・学習の推進（環境計画課、廃棄物対策課）(No.141と同じ)
	(カ) 農林水産業廃棄物のリサイクルと適正処理の推進	571 572 573 574 575 576	① 野菜残さ等農業から生じる有機物の堆肥化設備等の整備支援（農業振興課）(No.142と同じ) ② 農業から生じる有機物の地域リサイクルシステムの確立支援（農業振興課）(No.143と同じ) ③ 収穫後の野菜屑等の堆肥化技術の研究（農業総合研究所）(No.144と同じ) ④ 国芸用プラスチック等の適正処理の啓発推進（農業振興課）(No.145と同じ) ⑤ 家畜ふんの堆肥化、還元（畜産課）(No.146と同じ) ⑥ 魚介類の加工残さ利用技術研究（水産課、水産総合研究所）(No.147と同じ)
	(キ) 下水道資源の有効活用	577 578	① 汚泥の資源化の推進（下水道課）(No.148と同じ) ② 処理水の有効活用の推進（下水道課）(No.149と同じ)
	(ク) 建設廃材再利用の促進	579	① 建設廃材再利用の拡大（技術管理課、県土整備総務室）(No.150と同じ)
	(ケ) 廃棄物の適正処理技術の研究等	580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590	① プラスチック廃棄物の選別・油化技術の研究（環境科学センター、科学技術振興課、産業技術総合研究所）(No.151と同じ) ② 廃プラスチックの化学原料化（産業技術総合研究所）(No.152と同じ) ③ 産業廃棄物の適正処理技術の実証研究（(財)かながわ廃棄物処理事業団）(No.153と同じ) ④ 有機性家庭ごみの堆肥化再資源技術の研究（環境科学センター、科学技術振興課、農業総合研究所）(No.154と同じ) ⑤ 植物性残さの有効利用（農業総合研究所）(No.155と同じ) ⑥ 家畜ふん尿の堆肥化（畜産研究所）(No.156と同じ) ⑦ 低利用魚の有効利用研究（水産総合研究所）(No.157と同じ) ⑧ 有害廃棄物の環境リスク評価・管理技術の確立に関する研究（環境科学センター）(No.158と同じ) ⑨ 資源リサイクルの研究のためのプラント建設（農業総合研究所）(No.159と同じ) ⑩ 廃棄物の中間処理（焼却処理・無害化等）に伴う有害物質発生抑制技術の確立（環境科学センター）(No.160と同じ) ⑪ 廃棄物最終処分場の環境に対する安全性確保のための汚染監視・制御技術の確立（環境科学センター）(No.161と同じ)
エ 環境共生モデル都市圏の形成	(ア) 環境共生モデル都市圏の形成	591 592	① ツインシティ整備計画の策定と推進（県土整備総務室）(No.353と同じ) ② 誘導指針による環境と共生する都市づくりの推進（県土整備総務室）(No.354と同じ)
オ 県の事業者・消費者としての環境保全率先実行	(ア) 庁内環境管理体制の構築	593 594 595	① 県のISO14001の認証取得（環境計画課） ② 庁内環境管理体制の推進（環境計画課） ③ 県が自ら出す温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定・推進（環境計画課）(No.418と同じ)
	(イ) 自然環境に配慮した公共事業の推進	596 597	① 自然にやさしい川・海岸づくり（河港課、砂防海岸課）(No.225、226と同じ) ② 緑を活かしたがけ崩れ対策（砂防海岸課）(No.402と同じ)

	(ウ) 都市緑化の推進	598 599 600	① 公共用地の緑化（道路管理課、道路整備課、河港課、砂防海岸課、都市整備公園課、下水道課、住宅整備課、建築工事課）(No.389と同じ) ② 市街地の緑化・宅地開発等の緑化の指導（緑政課）(No.390と同じ) ③ クリーンキャンペーン等の推進（緑政課、都市整備公園課）(No.391と同じ)
	(エ) 豊かな海と魚の棲む川・湖づくり	601 602 603 604	① 水域環境の把握と保全の推進（水産課、水産総合研究所）(No.217と同じ) ② 生息環境の回復・創造の推進（水産課）(No.218と同じ) ③ 資源管理型漁業の推進（水産課、水産総合研究所）(No.219と同じ) ④ 栽培漁業の推進（水産課、水産総合研究所）(No.220と同じ)
	(オ) 基本施設特定プロン使用冷凍機取替推進	605	① 冷凍機の冷媒に使用している特定プロンの率先的な取替の推進（環境計画課）(No.414と同じ)
	(カ) 厅用自動車への低公害車の導入等の自動車交通公害対策の推進	606 607 608	① 厅用車への七都県市指定低公害車の率先導入の推進（更新車両の低公害化）(大気水質課)(No.23と同じ) ② アイドリングストップ運動の周知（大気水質課） ③ 冬期の公用車利用の抑制（大気水質課）
力みどりを守る運動の推進	(ア) かながわのナショナル・トラスト運動の推進	609 610 611 612 613 614 615	① 寄付金の募集等トラスト運動の普及啓発（緑政課、(財)かながわトラストみどり財団） ② 緑化協力金制度の実施（緑政課） ③ かながわトラストみどり基金の取崩による緑地の買入れ（緑政課） ④ (財)かながわトラストみどり財団の保存契約による緑地保全の推進（(財)かながわトラストみどり財団） ⑤ 市町村等による緑地借入れ事業等への助成（(財)かながわトラストみどり財団） ⑥ トラスト緑地の管理・活用方策の検討（緑政課、(財)かながわトラストみどり財団） ⑦ ボランティア等の参加システムの構築及び推進（緑政課、(財)かながわトラストみどり財団）
	(イ) 小網代の森の保全の推進	616 617 618	① 緑地保存契約の締結（(財)かながわトラストみどり財団）(No.252と同じ) ② かながわトラストみどり基金による土地の買入れ（緑政課）(No.253と同じ) ③ 島、三浦市、(財)かながわトラストみどり財団、ボランティアによる緑地の維持・管理（緑政課）(No.254と同じ)
	(ウ) 自然保護奨励金の交付	619	① 対象地域：自然環境保全地域、自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内等）、保安林（緑政課）
キ 環境への負荷の低減に結びつく研究開発の推進等	(ア) 試験研究機関における研究開発の推進	620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634	① 自動車排出ガスによる環境汚染の改善手法に関する研究（環境科学センター）(No.15と同じ) ② 富栄養化負荷要因の究明及びその影響防止技術の確立（環境科学センター）(No.53と同じ) ③ 地下水・土壤の汚染機構の解明（環境科学センター）(No.95と同じ) ④ 地下水循環の特性把握のための研究（温泉地学研究所） ⑤ 自動車、鉄道の騒音振動に関する評価手法及び防止技術の開発（環境科学センター）(No.30と同じ) ⑥ 化学物質による地域環境リスク評価に関する研究（環境科学センター）(No.172と同じ) ⑦ 廃棄物の中間処理（焼却処理・無害化等）に伴う有害物質発生抑制技術の確立（環境科学センター）(No.160と同じ) ⑧ 資源の節約・有効利用・未利用資源のリサイクルを考えた研究開発（農業総合研究所） ⑨ 丹沢大山地域の森林生態系に及ぼす大気環境等の影響解明（環境科学センター）(No.457と同じ) ⑩ 森林環境の保全に関する研究（自然環境保全センター） ⑪ エネルギー利用技術の研究（産業技術総合研究所） ⑫ 海域環境の調査研究（水産総合研究所） ⑬ 環境と調和した生産技術の研究開発（農業総合研究所） ⑭ 家畜ふん尿の堆肥化（畜産研究所）(No.156と同じ) ⑮ 常時監視結果からみた汚染対策の有効性評価（環境科学センター）(No.198と同じ)
	(イ) その他の環境への負荷の低減のための研究の推進	635 636 637	① 環境への負荷の低減のための社会経済システム等に関する研究（環境計画課、環境科学センター） ② 環境に配慮した森林土木技術の推進（林務課） ③ 国、市町村と連携した環境政策を担当する職員の専門性の強化（大気水質課、環境科学センター）
	(ウ) 試験研究機関の研究システム・設備等の充実	638 639 640 641 642 643	① 試験研究機関における研究システムの充実（環境科学センター、温泉地学研究所） ② 試験研究機関における施設・設備・機器の計画的整備（環境農政総務室、環境科学センター、温泉地学研究所） ③ 産・学・公共同研究の推進（環境科学センター、温泉地学研究所） ④ 研究成果の啓発普及（環境科学センター、温泉地学研究所） ⑤ 温泉・地質調査研究の充実（温泉地学研究所） ⑥ 環境科学センター情報処理システムの充実強化・維持運営（環境科学センター）

(工) 各種表彰制度による環境への負荷の少ない生活・事業活動の促進	644 1 かながわ地球環境賞（環境計画課） 645 2 県美化運動推進功労者表彰（廃棄物対策課） 646 3 県環境整備功労者表彰（廃棄物対策課） 647 4 県自然保護功労者表彰（緑政課） 648 5 県高圧ガス優良事業所等表彰（工業保安課） 649 6 神奈川二氣技術開発大賞表彰（環境省）（工業振興課） 650 7 県環境保全功労者地区行政センター所長表彰（環境農政総務室）
-----------------------------------	---

4 パートナーシップによるしくみの形成と定着

(1) 県民参加による環境政策の形成と実施

施策体系	No.	構成事業
ア 参加と協働による環境情報の収集提供体制の整備	(ア) 環境情報提供体制の整備	651 1 地理情報システム(GIS)を活用した環境情報の整備・提供システムの構築（環境計画課、環境科学センター）(No.320と同じ) 652 2 環境情報ニーナーの整備（環境計画課） 653 3 環境情報誌の発行（環境計画課） 654 4 インターネットによる県民、企業への環境情報提供システムの構築（環境科学センター）(No.205と同じ) 655 5 水質情報提供システムの推進（大気水質課、環境科学センター） 656 6 化学物質新たな管理手法（P R T R）の導入に向けた情報提供システムの開発・整備（環境科学センター）
	(イ) 参加型環境モニタリングの推進	657 1 県民参画による環境モニタリング手法の開発(環境科学センター)(No.485と同じ) 658 2 地域環境モニタリング会議の開催（環境計画課）(No.486と同じ) 659 3 県民（市民）環境白書の発行（環境計画課）(No.487と同じ) 660 4 スターウォッチングの実施（大気水質課）(No.488と同じ) 661 5 リハーサルチェックによる河川水質調査の実施（大気水質課、環境科学センター）(No.489と同じ) 662 6 親子による身近な自然調査（自然環境保全センター）(No.490と同じ)
イ 総合的な環境配慮システムの形成と推進	(ア) 施策・事業・計画等についての環境に配慮した意思決定システムの確立	663 1 地理信息系统(GIS)による環境情報の整備・提供システムの構築(環境計画課、環境科学センター)(No.320と同じ) 664 2 事業環境負荷評価手法の検討（環境計画課）(No.321と同じ) 665 3 事業や計画の早い段階からの環境に配慮した意思決定システムの構築（環境計画課）(No.322と同じ) 666 4 市町村と連携した環境に配慮した地域づくりの推進(環境計画課)(No.323と同じ)
	(イ) 県土利用における環境配慮の推進	667 1 計画段階からの環境配慮実現のための調整システムの運用と充実・強化（環境計画課）(No.324と同じ) 668 2 ボランティアを通じた地域環境データのメンテナンス（環境計画課）(No.325と同じ) 669 3 自然災害回避（アボイド）、地域環境評価（EA）情報やレッドデータ生物調査報告書などの環境情報の活用の促進（環境計画課）(No.326と一部同じ) 670 4 海の環境保全対策の検討・実施（環境計画課）(No.299と同じ) 671 5 環境基本計画の見直し（環境計画課）(No.328と同じ)
	(ウ) 環境影響評価(環境アセスメント)制度の運用	672 1 良好的な環境を保全するための環境影響評価条例の適切な運用（環境計画課）(No.329と同じ)
ウ 環境基本計画の推進	(ア) 環境基本計画の推進	673 1 年次報告書（環境白書）の発行（環境計画課） 674 2 地域県長討論会などの開催（環境計画課） 675 3 環境審議会、環境政策懇話会の運営（環境農政総務室、環境計画課） 676 4 環境基本計画の見直し（環境計画課）(No.328と同じ)

(2) パートナーシップ形成の促進

施策体系	No.	構成事業
ア かながわ地球環境保全推進会議などによる県民・事業者・市町村の協働による環境保全活動の促進	(ア) かながわ地球環境保全推進会議による地球環境保全活動の促進	677 1 地球環境保全ポスターコンクールの実施（かながわ地球環境保全推進会議）(No.465と同じ) 678 2 実践活動交流会の開催（かながわ地球環境保全推進会議）(No.466と同じ) 679 3 環境保全実践活動表彰の実施（かながわ地球環境保全推進会議）(No.467と同じ) 680 4 環境保全型企业行動マニュアル研修会の開催（かながわ地球環境保全推進会議）(No.468と同じ) 681 5 かながわエコ通信の刊行「かながわ地球環境保全推進会議」(No.469と同じ) 682 6 環境月間啓発事業の実施（かながわ地球環境保全推進会議）(No.470と同じ)
	(イ) 環境にやさしく暮らし県民運動の推進	683 1 アイドリングストップ運動の推進（大気水質課） 684 2 省資源・省エネルギー、リサイクル等県民運動の展開（消費生活課）(No.522と同じ)

	(ウ) 環境にやさしいくらしをすすめるシステムづくり	685 686 687	① 環境にやさしいくらし実践マニュアルの普及（消費生活課）(No.521と同じ) ② 環境にやさしい商品選定への支援（消費生活課）(No.518と同じ) ③ 自動車に係る環境情報提供制度の推進（大気水質課）(No.540と同じ)
	(工)市民・企業、行政の対話の促進	688	① パートナーシップ・セミナーの開催（環境計画課）
	(オ) 環境に配慮した産業形成の促進	689 690 691 692 693 694 695	① ISO 4000 シリーズの普及促進（工業振興課）(No.524と同じ) ② 経済的誘導策、表彰、公表を活用した、事業所における自主的環境配慮活動の促進（環境計画課）(No.525と同じ) ③ 環境大臣が資金的に困難な中小企業に対する支援策の検討・実施（新産業振興課、環境計画課）(No.526と同じ) ④ 環境保全型企業行動マニュアルの促進（環境計画課）(No.527と同じ) ⑤ 自主的な環境配慮情報の積極的提供の普及促進（環境計画課、環境科学センター）(No.528と同じ) ⑥ 環境と調和した農業の推進（農業振興課） ⑦ 事業者による発生源自主管理事業の充実（廃棄物対策課）(No.120と同じ)
	(カ) 事業者による環境への負荷の少ない商品、サービスの購入促進	696 697 698	① グリーン購入ネットワークの促進（環境計画課）(No.520と同じ) ② 企業、県民への普及、啓発、情報提供（環境計画課）(No.539と同じ) ③ 自動車に係る環境情報提供制度の推進（大気水質課）(No.540と同じ)
イ 市民による環境保全活動の支援促進	(ア) 環境情報提供体制の整備	699 700 701 702	① 環境情報コーナーの整備（環境計画課）(No.652と同じ) ② 環境情報誌の発行（環境計画課）(No.653と同じ) ③ インターネットによる県民、企業への環境情報提供システムの構築（環境科学センター）(No.205と同じ) ④ 水質情報提供システムの推進（大気水質課、環境科学センター）(No.655と同じ)
	(イ) 参加型環境保全活動の推進	703 704 705	① 県民参加による環境モニタリング手法の開発（環境科学センター）(No.485と同じ) ② 地域環境モニタリング会議の開催（環境計画課）(No.486と同じ) ③ 県民（市民）環境白書の発行（環境計画課）(No.487と同じ)
	(ウ) 協働による環境保全活動の促進	706	① 市民活動実践交流会開催の支援（環境計画課）
	(エ) 総合的国際環境協力の展開	707 708	① 人材・技術協力の推進（環境計画課、環境科学センター） ② 20%クラブへの支援（環境計画課）(No.474と同じ)
	(オ) 県民参加の森林づくりの推進	709 710	① 県民運動としての水源の森林づくり（水源の森林推進課）(No.73と同じ) ② 県民手づくりの森保育事業の実施（林務課）
	(カ) 開発途上地域への国際協力の推進	711	① 民間協力基金充実によるN G O国際協力活動への支援（国際課）(No.484と同じ)
	(キ) 市民活動のための支援の充実	712 713 714	① 県民活動サポートセンターにおける総合的なボランティア支援（県民活動サポートセンター） ② 地域におけるホランティア活動の充実（環境計画課） ③ 活動実践のための場・情報の提供（県民活動サポートセンター）
ウ 流域環境保全行動の推進	(ア) 桂川・相模川流域環境保全行動の推進	715 716	① 「シェンダ21桂川・相模川」に基づく環境保全活動の推進・定着（大気水質課）(No.68と同じ) ② 行動目標の設定、行動の推進、評価の実施など具体的な行動の協議と実践（大気水質課）(No.69と同じ)
	(イ) 鮎沢川・酒匂川流域環境保全行動の推進	717	① パートナーシップによる流域保全の進め方に関する「酒匂川水系保全協議会」での協議・検討（大気水質課）(No.70と同じ)
	(ウ) 流域環境保全行動の促進	718	① 地域の河川の流域ごとの行動指針の策定、生活排水対策等の保全行動の推進（大気水質課）
	(エ) 「いきいき未来相模川プラン」の推進	719	① 相模川流域活動支援システムの推進（大気水質課）(No.363と同じ)
エ 持続可能な都市のための20%クラブの促進	(ア) 持続可能な都市のための20%クラブの運営、加入促進	720 721	① 内外の自治体の加入の促進（環境計画課） ② 20%クラブへの支援（環境計画課）(No.474と同じ)
オ 他の自治体との協力の推進	(ア) 七都県市首脳会議での検討及び対策の推進	722 723	① 七都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会での検討及び対策の推進（廃棄物対策課） ② 七都県市首脳会議環境問題対策委員会での検討及び対策の推進（環境計画課、大気水質課、総務課）

(3) 広域環境管理への取組

施策体系	No.	構成事業
ア 自動車交通公害対策の推進	(ア) 七都県市首脳会議での検討及び対策の推進	724 J 七都県市首脳会議環境問題対策委員会での検討及び対策の推進（大気水質課）(No.723と一部同じ)

	(イ) 大気中の窒素酸化物削減対策の推進	725 726	① ノーカーデーなど冬期自動車交通量対策の推進（大気水質課） ② 七都県市低公害車指定制度を活用した対策の推進（大気水質課、環境科学センター）
イ 東京湾水質汚濁・富栄養化対策の推進	(ア) 七都県市首脳会議での検討及び対策の推進	727	① 七都県市首脳会議環境問題対策委員会での検討及び対策の推進（大気水質課）（No.723と一部同じ）
	(イ) 東京湾富栄養化対策指導指針に基づく全窒素、全りんの削減対策の推進	728	① 指針に基づく窒素及びりんの排出削減指導等の推進（大気水質課）
ウ 廃棄物広域処理対策の推進	(ア) 七都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会での検討及び対策の推進	729 730	① 減量化・再資源化の検討（廃棄物対策課） ② 適正処理に関する検討（廃棄物対策課）
エ 流域環境保全行動の推進	(ア) 桂川・相模川流域環境保全行動の推進	731 732	① 「アジェンダ21桂川・相模川」に基づく環境保全活動の推進・定着（大気水質課）（No.68と同じ） ② 行動目標の設定、行動の推進、評価の実施など具体的な行動の協議と実践（大気水質課）（No.69と同じ）
	(イ) 鮎沢川・酒匂川流域環境保全行動の推進	733	① パートナーシップによる流域保全の進め方に関する「酒匂川水系保全協議会」での協議・検討（大気水質課）（No.70と同じ）
オ 化学物質等環境リスク対策の推進	(ア) 他県と連携した環境リスク低減対策の推進	734 735	① 1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）公害防止協議会化学物質担当者会議等での研究、検討の実施（大気水質課、環境科学センター） ② 環境リスクに関する知見、内外の対策についての情報収集（大気水質課、環境科学センター）

第4章

環境配慮指針

※この「環境配慮指針」は見直し対象としなかったので、時点修正されておりません。

環境資源利用に当たっての配慮指針

環境配慮指針は、県土を良好な状態で未来に引き継ぐために、事業計画の初期・構想の段階において、土地を中心とした環境資源の利用について環境への配慮を実現するための考え方を示したものであり、県土地利用調整条例等による土地利用調整の仕組みと併せて、限りある県土の保全と秩序ある利用の確保に努めるために作成したものです。

新しく環境資源を利用する場合はもとより、都市の再開発など既存の土地利用の変更などを進めていく場合や記述のない環境資源の利用計画の場合にあっても、この指針に準じた自主的な環境配慮が求められます。

なお、具体的な環境資源の利用に当たっては、地形・水系の状況、動植物の生息・生育状況、景観・レクリエーション資源の状況など、地区ごとの環境資源の存在を明示した「地域環境評価書」や、かけ崩れや洪水などの自然災害が発生した場所や発生の可能性のある場所を明示した「アボイドマップ・新アボイドマップ」などの地域環境に関する情報を活用し、十分な環境配慮を行うことが望まれます。

1 住居、住宅地の計画	
	<p>住居、住宅地の建設事業計画を作成する場合には、次の内容に配慮する必要があります。</p> <p>(1) 一般的な事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市街地の無秩序な拡大を引き起こすことがないように、十分な検討が行われること。○ 緑地、広場、オープンスペースの適切な確保を図ること。また、緑地、広場などは、地域の自然環境をいかしたものとすること。○ 生態系を含め保全されるべき自然あるいは歴史的・文化的遺産についての情報を収集調査し、その保全について配慮すること。○ 造成等土地の改変に当たっては、搬入した土砂等による土壤汚染の防止、発生土の適正処理、濁水や粉じん等による周辺生活環境への影響対策、地下水脈の保全及び地下水のかん養に配慮すること。○ 予定される計画居住人口が、当該計画地を含む広域都市計画圈人口及び上下水道整備計画などと整合されており、生活排水処理施設の整備が期待され、公共用水域の水質汚濁の防止の目標の達成、維持に支障を及ぼさないこと。○ 一般廃棄物の発生量を予想し、その地域のごみ処理計画と整合していること。○ 交通及びその他の公共施設等の地域の計画と整合していること。○ 自然災害を防ぐため、河川への流入量の増加の状況及び地質・地形を調査し、特性を把握するとともに、その土地の存在が周辺地域において果たす灾害防止上の位置づけや役割の維持に配慮すること。○ 防災施設等の施工は、他の工事に先行して行われ、かつ、工事中の災害についても十分な対策がとられること。○ 通過交通が発生しないよう、街路の配置について配慮すること。 <p>(2) 工場（廃棄物処理施設を含む）に近接する場合</p> <ul style="list-style-type: none">○ 工場との間に緩衝地帯が設けられているか、あるいは構造、利用形態などにより緩衝性を確保すること。○ 周辺の工場の操業状態、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの発生状況を調査し、居住環境として適切な地域であると認められること。 <p>(3) 幹線道路に近接する場合</p> <ul style="list-style-type: none">○ 幹線道路との間に緩衝地帯が設けられているか、あるいは、緩衝性のある地帯の利用形態（農地、森林等）を保存し得ること。○ 自動車による大気汚染、騒音、振動の影響を検討し、居住環境として適切な地域であると認められること。 <p>(4) 鉄道に近接する場合</p> <ul style="list-style-type: none">○ 鉄道との間に緩衝地帯が設けられているか、あるいは緩衝性のある地帯の利用形態（農地、森林等）を保存し得ること。○ 鉄道からの騒音、振動の影響がないか、又はその対策が生活環境保全上十分にとり得ること。 <p>(5) 飛行場に近接する場合</p> <ul style="list-style-type: none">○ 飛行場との間に緩衝地帯が設けられているか、あるいは緩衝性のある地帯の利用形態（農地、森林等）を保存し得ること。○ 飛行場からの大気汚染、騒音の影響がないか、又はその対策が生活環境保全上十分にとり得ること。 <p>(6) 廃棄物の埋立地を利用又はそこに近接する場合</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地盤及び地質条件を勘案し、住居系の土地利用を行うに十分な対策が図られること。○ 有害物質による健康被害あるいは悪臭等生活環境被害のおそれについて、あらかじめ十分な調査が行われていること。
2 商工業の計画	<p>商業系・工業系の計画を検討する場合、次の内容に配慮する必要があります。</p> <p>(1) 一般的な事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 保全されるべき自然あるいは歴史的・文化的遺産についての情報を収集調査し、その保全が図られること。○ 車両の通行による凶悪道路の周辺地域における大気汚染及び周辺住宅地における騒音振動の増大を招かないよう、生活環境の保全対策が図られること。○ 周辺公共用水域の水質の悪化を招かないよう、その地域における水の循環利用等を含め十分な対策が図られること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 惡臭物質発生源となる事業場が建設される場合については、その保全対策を予定地域内の建物配置計画の段階から図っておくこと。 ○ 廃棄物の適正処理に努め、環境への負荷を最小限にすること。 ○ 造成等土地の改変に当たっては、挿入した土砂等による土壤汚染の防止、発生土の適正処理、濁水やふんじん等による周辺生活環境への影響対策、地下水脈の保全及び地下水のかん養に配慮すること。 <p>(2) 商業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者に対する駐車場、駐輪場及び搬出入路等に対する十分な空間の確保と、車両の通行による周辺地域の交通渋滞や騒音、振動、大気汚染などへの防止対策が図られること。 ○ 建造物の設置に当たっては、防災対策や周辺の景観に配慮し、緑化、看板、広告物などにも工夫を図り、まちづくり全体への配慮を図ること。 ○ 周辺公共用水域の水質の悪化を招かないよう、水の循環利用を含むクローズド化など、適切な対策がとられること。 <p>(3) 工業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近接したところに住宅地あるいは住宅系の利用予定地が存在しないか、あるいは緩衝地帯が設けられること。 ○ 周辺地域における大気汚染の被害発生を防止し、大気汚染防止の目標の達成、維持に支障のない計画であること。 ○ 周辺地域に対し、騒音、振動、悪臭の影響がないか、又はその対策が生活環境保全上十分対応できること。 ○ 車両の交通に起因するものについては、上記の2つに準ずること。 ○ 周辺公共用水域の水質の悪化を招かないよう、水の循環利用を含むクローズド化など、適切な対策がとられること。 ○ 地盤沈下や地下水の枯済のおそれがあるので、過剰な地下水の使用は避けること。なお、使用する場合は、地下水脈等の実態を十分調査しておくこと。また、地下水質を維持するため、排水の地下浸透は行わないこと。 ○ 廃棄物のリサイクル活用をあらかじめ考え、製品等の開発から製造、流通、消費の各段階で廃棄物化回避に努めること。 ○ 工場立地法等の趣旨を踏まえ、緑地やオープンスペースを広くとるとともに、地域と一緒に緑化を進めること。 ○ 化学物質やDNA組合体等の利用に当たっては、その管理を適正に行うとともに、あらかじめ環境への影響を十分に評価し、新しい型の公告などを発生させないこと。
3 農林水産業の計画	<p>農業等の土地利用については、その本來有する環境保全の役割を踏まえ、次の内容に配慮する必要があります。</p> <p>(1) 農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共用水域の富栄養化防止及び農地の健全な地力維持のため、化学肥料は適正量が用いられること。 ○ 農業の使用に当たっては、大気汚染や水質汚濁の防止、農地の健全な地力維持及び作物や人畜への農薬汚染防止のため、適正な種類と使用量などが検討され、又はその使用の低減が図られること。 ○ 農産農家群との有機的結合により、一層家畜ふん尿等の利用が図られること。 ○ 悪臭の発生を防ぐため、農作混在地域での畜産経営には、十分な対策が図られること。 ○ 施設園芸用プラスチック等農業廃棄物の適正処理に努めること。 ○ 温室等のための暖房用施設について、大気汚染防止対策が配慮されていること。 ○ 農地造成に当たっては、水質汚濁や自然環境の保全に十分な配慮がなされること。 <p>(2) 林業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林資源の持続的活用とともに、森林の持つ多面的機能、特に水源かん養や県上保全、生物多様性の確保などの公益的機能が高度に發揮されるよう、森林の管理運営が行われること。 ○ 森林病虫害防除などのため農薬散布を行うときは、森林内の動植物等の生態系に与える影響を十分考慮し、その使用の低減に努めること。 ○ 林道の開設・改良に当たっては、貴重な自然環境の保全や景観への配慮が十分行われること。 ○ トンネルを設置する場合は、地下水脈等の実態を十分調査しておくこと。 ○ 林道の利用に当たっては、林業活動を最優先とし、一般車両の進入を抑制するための措置を講ずること。 <p>(3) 水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生物の多様性の確保のため、乱獲を防止し、持続可能な水産資源の育成に努めること。 ○ 外国種の導入にあっては、在来の水産生物資源を駆逐することのないように十分に調査をしておくこと。 ○ 養殖に当たっては、飼料及び化学薬品の適正な使用並びにその使用の低減を図ることを含め、公共用水域の水質の保全に十分な配慮が行われること。 ○ 漁港の整備に当たっては、生態系や景観に配慮すること。 ○ 海浜地における植林など陸域と一体となった環境保全に留意すること。 ○ 水産廃棄物の適正処理に努めること。 ○ 水産加工場の立地に当たっては、水質汚濁防止対策、悪臭防止対策及び廃棄物の処理計画をたて、実行すること。

4 交通施設の計画	<p>交通系の土地利用を検討する場合、次の内容に配慮する必要があります</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 幹線道路等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公害防止などのため、沿道の状況に応じ、緩衝地帯の設置や緩衝地帯となりうべき用地の確保がなされること。 ○ 交通量の適切な推定など既存交通との関連も含めた交通計画が十分配慮されていること。 ○ 沿道の状況に応じ、自動車排出ガスによる大気汚染について検討し、それが沿道地域の大気汚染防止の目標の達成、維持に支障のないこと。 ○ 騒音、振動の影響がないか、又はその対策を図り、騒音防止及び振動防止の目標の達成、維持に努めること。 ○ かけ崩れ等の自然災害の起きやすい地域、保全されるべき自然を有する地域あるいは歴史的・文化的遺産の存在する地域は極力避けること、十分な配慮がなされること。 ○ 歩道等が十分確保されるよう努めること（自動車専用道路を除く）。 ○ 道路の開設に伴って流通業務の拠点や工業団地等の土地利用の発生を考えられるので、その計画を想定し、あるいは整合させること。 ○ 住居系を賃貸、又は近接する場合の自動車専用道路の建設は、原則として避けこと。やむを得ない理由で建設する場合は、住居への影響を少なくするよう道路構造等に配慮すること。 ○ インターチェンジの設置に当たっては、周辺の土地利用や交通状況を勘案し、都市内通過交通や住居系利用地域の通過交通の量をできる限り増加させない地点の選定が十分検討されること。 ○ トンネルを設置する場合は、地下水脈の実態を十分調査してておくこと。 ○ 街路樹等については、樹種の選定等に当たって大気汚染浄化機能についても配慮すること。 ○ 街路樹の剪定屑等の適正処理に努めること。 <p>イ 自然環境保全のための指定地域を貫く道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、建設は避けこと。やむを得ない理由により建設する場合は、自然環境に極力影響を与えない場所を選定し、かつ、保全対策を十分に行うこと。特に植生を作り立たせている地下水や周辺の植生とのつながり等を分断する計画でないこと。 ○ 自動車排出ガスによる植生への影響に関する科学的知見に基づき、対策を立てること。 ○ そこに従来から存在していた植生を路肩に移植するなど自然の破壊を最小限におさえ、かつ、自然景観にも十分な配慮がされること。 ○ 関連する土地利用計画と十分に整合させ、それが自然破壊を招かないこと。 <p>(2) 鉄道</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住居系地域を賃貸、又は近接する場合の新幹線鉄道の建設は、原則として避けこと。やむを得ない理由で建設する場合は、住居への影響を少なくするよう鉄道構造等に配慮すること。 ○ 緩衝地帯の設置や緩衝地帯となりうべき用地を確保し、騒音、振動の防止の目標の達成、維持が図れるような対策をほどこす等、生活環境の保全に万全を期し得ること。 ○ 駅の立地に当たっては、自動車の集中による交通渋滞等交通上の障害を少なくするよう配置し、特に駅前広場の整備が工夫されること。 ○ 関連する土地利用計画と十分整合させておくこと。 ○ 保全されるべき自然を有する地域及び歴史的・文化的遺産の存在する地域は、極力、避ける等、十分な配慮がなされること。 ○ 駅舎は、周囲の景観と一緒にしたものを考慮し、駐輪場の整備が工夫されること。 ○ トンネルを設置する場合は、地下水脈の実態を十分調査しておくこと。 <p>(3) 港湾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸地形の大規模な変更を行うことが多いので、自然環境や漁場への影響を十分調査し、その保全が図られること。 ○ 景観の保全に十分配慮すること。 ○ 海岸侵食堆積作用による影響を十分調査し、対処できること。 ○ 廃棄物による埋立ての場合には、廃棄物の性質を調査し、環境への影響を与えないよう配慮すること。 ○ 湾内のしゅんせつに関する処理及び処分地をあらかじめ計画しておくこと。 ○ 関連する土地利用計画あるいは流通業務等の計画と十分に整合させておくこと。 <p>(4) 飛行場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音の発生は避けられないで、技術的又は土地利用面での対策の確立が図られるまでは、建設は避けること。 ○ 建設する場合は、空路を含めて、住居系地域からできるだけ離して立地すること。 ○ 飛行場周辺の地域にあっては、あらかじめ、住居系の土地利用を禁止する措置をしておくこと（例えば、公園、緑地の設置、工業専用地域の指定等）。 ○ 大気汚染、騒音の防止に係る目標の達成、維持を図り、生活環境の保全に万全を期すこと。 ○ 飛行場へ連絡する車両にかかる騒音、振動、大気汚染等については、道路の配慮計画を含めて検討されること。 ○ 関連する土地利用の諸計画と十分に整合させておくこと。
5 エネルギー施設の計画	<p>発電所及びガス製造所並びに送電施設及びガス導管施設の設置を検討する場合、次の内容に配慮する必要があります。</p> <p>(1) 発電所及びガス製造所</p> <p>ア 火力発電所（燃料の備蓄を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺に住居系利用地域がないか、又は保安上十分な緩衝地帯が存在し、あるいは設置できること。 ○ 大気への影響を調査し、大気汚染防止の目標の達成、維持に支障がないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発電に伴って生ずる温排水については、エネルギー回収に努めるほか、公共用水域に著しい温度変化を与えないよう工夫をし、干潟、藻場や漁場等に影響を与えないこと。 ○ 温排水以外の排水については、公共用水域の水質を悪化させることのないように水の循環利用を含む適切な処理対策が図られていること。 ○ 石炭を燃料とする場合には、灰の処理について環境に影響を与えないようあらかじめ処分方法や処分地等の計画が十分配慮されていなければならないこと。 ○ 工業開発や港湾開発と一体として構想されることが多いので、それと合わせた総合的対策が計画されること。 ○ 保全されるべき自然あるいは歴史的・文化的遺産について情報を収集調査し、その保護が図られること。 ○ 自然災害の起きやすい地域かどうか十分調査し、特に災害の防止対策に最大限の配慮が行われること。 ○ 石油備蓄基地、コールセンター、LNG基地及び燃料等の輸送に係る港湾施設の設置やそのための埋立てについては、上記の2つについて特に配慮すること。なお、「4(3)港湾」の記述を参照すること。 ○ 燃料の輸送及び備蓄に伴う流出事故や災害の防止に最大限の対策がとられること。 ○ 地球環境保全の立場から、CO₂の排出抑制対策がとられること。 <p>イ その他の発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発電所及び関連施設の設置は、保全されるべき自然について調査し、その保護、保全が図られること。 ○ 流域における水収支を調査し、適正な利用を図ることにより、下流域における水質汚濁を生じさせないこと。 ○ 地盤条件を十分調査し、特に地震による災害対策が最大限に配慮されること。 ○ 大気汚染、騒音、振動などの公害、動植物への影響などの防止対策が十分に図られること。 ○ 景観の保全に十分な配慮ができること。 ○ 発電所自体の防災対策のほか、周辺全体を通じた最大限の防災対策が行われること。 ○ 地熱を利用する場合にあっては、温泉資源への影響（枯渇・水質変化等）を十分調査し、保全を図ること。 ○ 核燃料物質又は放射性同位元素を利用する場合にあっては、安全性や放射性廃棄物の処理など環境への影響を十分考慮し、慎重な対応を図ること。 ○ その他、「ア　火力発電所」の指針に準ずる。 <p>ウ ガス製造所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住居系利用地域が周辺に存在しないか、又は保安対策上十分な緩衝地帯が存在していること。 ○ 周辺地域における大気汚染の被害発生を防止し、大気汚染防止の目標の達成、維持に支障がないこと。 ○ 地盤条件を十分調査し、特に地震による災害対策が最大限に配慮されていること。 ○ 爆発の危険に備え、施設配置計画上からも十分な配慮がされていること。 ○ その他、「2(3)工業」の指針に準ずる。 <p>(2) 送電及びガス導管施設</p> <p>ア 送電施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に備え、災害対策がたてられていること。 ○ 自然景観との調和など、景観の保全に配慮がなされること。 ○ 保全されるべき自然に影響を与えない場所が選定されなければならないこと。 <p>イ ガス導管施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震による災害対策が十分図られていること。 ○ 保全されるべき自然及び地下水脈に影響を与えない場所が選定されなければならないこと。 ○ 埋蔵文化財など歴史的・文化的遺産の保全が図られること。
6 社会公共施設の計画	<p>研究・研修施設、福祉・医療・衛生施設、教育・文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、廃棄物処理施設等の社会公共施設の設置を計画する場合、次の内容を検討する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全など環境への最大限の配慮が図られること。 ○ 自然性が高い地域に設けられる場合には、特に廃棄物処理、水利用等の計画と自然保護や水源保護の計画とを整合させること。 ○ 大気汚染、水質汚濁（地下水汚染を含む。）、土壤汚染、騒音振動等により地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないように必要な措置が講じられていること。 ○ その他、「1 住居、住宅地の計画」の指針に準ずる。
7 砂利採取及び採石の計画	<p>砂利採取業や採石業としての資源の採掘を行う場合、次の内容を検討する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂利・岩石採取に伴う大気汚染や水質汚濁に十分な配慮がなされること。また、流域の利水や水生物に影響を及ぼすことのない採取方法であること。 ○ 採取により、自然災害を助長させることがないか、十分な調査が行われること。 ○ 採取及び搬出に当たっては、保全すべき自然に配慮がなされること。 ○ 搬出路として、原則として農道、林道を使用しないこと。 ○ ダンプカーなどの交通により生ずる問題について、十分な対策がたてられること。 ○ 採取場跡地の埋め戻し、あるいは採取作業に関連する廃棄物処理に対しては、河川の水質汚濁、地下水汚染の発生や地下水のかん養機能の低下等を起こさないように十分な対策がなされること。 ○ 採取跡地については、建設発生土処分の場としてなど、公共的・広域的利用を図るとともに、景観等に配慮し、緑地への早期回復に努めること。

地域環境づくりの方向

1 横浜・川崎地域

<概況>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京浜工業地帯の中核であり、一大商業圏を形成しています。県の経済の中心地であり、高度な都市的土地利用が進んでいます。 ○ 他地域に比べて、貴重な自然環境は乏しい地域です。 ○ 沿岸域はほとんど埋立てられ、自然海岸はほとんど失われています。 ○ 都市的な土地利用の過密化のため、都市型水害の発生が懸念されます。丘陵地が多いため、かけ崩れの発生可能性の高い場所が点在しています。 ○ 大気汚染、水質汚濁等に関する大規模発生施設が多数存在しています。 ○ 臨海地区を中心に、危険物や高圧ガス等を扱う工場・事業場が数多く存在しています。 ○ 放置自動車を中心とした廃棄物の不法投棄が数多く行われています。
<地域づくりの方向>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な環境保全施策の強力な推進が必要です。 ○ 河川と沿岸部を利用した樹林地や農地の保全、公園の確保などによるオーフンスペースの確保が必要です。 ○ 都市内の里山や谷戸など、残された身近なみどりの保全や積極的な都市の緑化が必要です。 ○ 海運や工業用地以外の海岸の利用方策の検討が必要です。 ○ 河川沿岸部の野外レクリエーション利用と併せた流域全体の治水対策が必要です。 ○ 斜面緑地の保全と併せた崖崩れ防止対策が必要です。 ○ 臨海部を中心とした産業公害対策、危険物等に係る安全対策の推進が必要です。 ○ 自動車交通公害対策の推進の強化が必要です。 ○ 東京湾の富栄養化対策等の推進の強化が必要です。 ○ 地下水のかん養対策が必要です。 ○ 廃棄物の不法投棄に対する総合的な対策が必要です。 ○ 廃棄物関連施設の計画的な整備が必要です。

2 三浦半島地域

<概況>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三方を海に囲まれ、自然環境に恵まれています。 ○ 住居地、農地としての土地利用が比較的多く、東京湾岸と東海道線沿線の一部に工業地域が存在しています。 ○ 居住地としての魅力が高く、宅地開発が進み、自然環境が失われつつあります。 ○ 都市化の進展に伴い、保水・遊水機能の低下による災害発生が懸念され、地質構造上弱い地域も多くなっています。 ○ 東京湾沿岸地域には、大気汚染、水質汚濁に関する発生施設が存在しています。 ○ 農業廃棄物や建設廃材等の不法投棄が大量に行われています。
<地域づくりの方向>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的・積極的な自然環境保全が必要です。 ○ 土地利用に当たって、弱い地質構造への配慮が必要です。 ○ 斜面地、農地、森林の保全や公園の拡充などにより、市街地の連続化を防ぐことが必要です。 ○ 東京湾の富栄養化対策等の推進の強化が必要です。 ○ 野菜残さや園芸用プラスチック等の農業廃棄物の適正処理の推進が必要です。 ○ 廃棄物の不法投棄に対する総合的な対策が必要です。 ○ 廃棄物関連施設の計画的な整備が必要です。

3 県央地域

<概況>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 丹沢、相模川など優れた自然環境を有し、貴重な動植物が存在しています。 ○ 急激な都市化の進展により、森林や農地が減少し、平地部の樹林地は少なく、緑地空間として農地の果たす役割が大きくなっています。 ○ 河川氾濫やかけ崩れの危険のある場所が点在しています。 ○ 都市化の進展による河川の水質汚濁が問題になっています。 ○ 市街地周辺部を中心に地盤沈下が発生しています。 ○ 住工混在地域や幹線道路沿線地域で騒音、振動等の問題が発生しています。 ○ 建設廃材・放置自動車等の廃棄物や建設発生土の不法投棄が大量に行われています。
<地域づくりの方向>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市周辺の樹林の維持拡大を図ることが必要です。 ○ 河川氾濫やかけ崩れの危険に配慮した土地利用が必要です。 ○ 公園の積極的な拡充、残存する森林や農地の保全が必要です。 ○ 相模川の河川敷利用は、極力自然を生かしたものとすることが必要です。 ○ 地域特性に応じた住居地域と工場地域の純化を進めるとともに、新たな土地利用に当たって十分な対策を立てる必要があります。 ○ 自動車交通公害対策の推進が必要です。 ○ 下水道整備等の生活排水対策による相模川の水質保全対策が必要です。 ○ 過剰な地下水の揚水抑制など、地盤沈下対策が必要です。 ○ 廃棄物や建設発生土の不法投棄に対する総合的な対策が必要です。 ○ 廃棄物や建設発生土の関連施設の計画的な整備が必要です。

4 湘南地域

<p><概況></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 県内の主要な農業生産地として多くの農地が存在していますが、東海道線沿線、相模川流域を中心に工業化や住居系の土地利用も進み、全般的に都市的土地利用が進展する傾向にあります。 <input type="radio"/> 丹沢大山、湘南海岸は自然性も高く、貴重なレクリエーション資源となっています。 <input type="radio"/> 相模川河口部の干潟は渡り鳥の渡来地となっています。 <input type="radio"/> 都市化の進展により、保水・遊水機能の低下が懸念されています。 <input type="radio"/> 都市化の進展による河川の水質汚濁が問題になっています。 <input type="radio"/> 市街地周辺部を中心に、地盤沈下が発生しています。 <input type="radio"/> 住工混在による公害問題、交通公害、観光客によるゴミ問題、自然破壊が問題となっています。 <input type="radio"/> 廃棄物や建設発生土の不法投棄が大量に行われています。 	<p><地域づくりの方向></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 丹沢大山を中心とした森林と広い空間を持った農地の保全が必要です。 <input type="radio"/> 新たな土地利用、観光資源利用に当たっては、自然環境への十分な配慮が必要です。 <input type="radio"/> 流域の保水性を考慮した森林の整備などの治水対策が必要です。 <input type="radio"/> 市街地整備に当たり、公園、緑地、オーブンスペースの確保が必要です。 <input type="radio"/> 下水道整備等の生活排水対策による河川の水質保全対策が必要です。 <input type="radio"/> 自動車交通公害対策の推進が必要です。 <input type="radio"/> 泉野盆地の地下水質の保全とかん養対策が必要です。 <input type="radio"/> 過剰な地下水の揚水抑制など、地盤沈下対策が必要です。 <input type="radio"/> 廃棄物や建設発生土の不法投棄に対する総合的な対策が必要です。 <input type="radio"/> 廃棄物や建設発生土の関連施設の計画的な整備が必要です。
--	--

5 足柄上地域・西湘地域

<p><概況></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 県内で最も豊かな自然を有し、様々な歴史的・文化的遺産を有しています。 <input type="radio"/> 河川は水生生物も多く、独自の景観を形成しており、海岸部の自然性も高い地域です。 <input type="radio"/> 全国有数の温泉地帯であり、多くの観光客が訪れる地域です。 <input type="radio"/> がけ崩れ等の自然災害の発生の可能性の高い地域が存在しています。 <input type="radio"/> 公害等は比較的小ない地域ですが、湖沼の淡水赤潮や河川等の水質汚濁が若干見られます。 <input type="radio"/> 地下水量が豊富で、その利用が高い地域です。 <input type="radio"/> 廃棄物や建設発生土の大量の不法投棄が行われています。 	<p><地域づくりの方向></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 平野部の有効利用に当たり、環境保全を図ることが必要です。 <input type="radio"/> 酒匂川の河川敷、沿岸周辺のまとまった農地の維持、保全を図ることが必要です。 <input type="radio"/> 貞鷲半島の自然植生や貴重な水生生物の存在する地域の保全が必要です。 <input type="radio"/> 土地利用に当たって、自然災害への配慮が必要です。 <input type="radio"/> 都市施設の整備に当たり、周辺の森林や河川海岸の保全と活用を図ることが必要です。 <input type="radio"/> 地域の整備に当たり、歴史的・文化的遺産の保全と活用を図ることが必要です。 <input type="radio"/> 河川、湖沼の水質保全対策の推進が必要です。 <input type="radio"/> 地下水質の保全とかん養対策が必要です。 <input type="radio"/> 廃棄物や建設発生土の不法投棄に対する総合的な対策が必要です。 <input type="radio"/> 廃棄物や建設発生土の関連施設の計画的な整備が必要です。
--	--

6 津久井地域

<p><概況></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 自然環境に優れ、重要な水源地となっています。 <input type="radio"/> 自然災害の危険性のある場所が点在しています。 <input type="radio"/> 都市施設としての公園、緑地は少ない地域ですが、森林や農地は多く存在しています。 <input type="radio"/> 相模湖、津久井湖では、アオガが発生するなど富栄養化が進んでおり、水質の汚濁が問題となっています。 <input type="radio"/> 廃棄物の不法投棄が山間部や河川を中心に大量に行われています。 <input type="radio"/> 膨大な建設発生土の不法投棄が行われており、大きな問題となっています。 	<p><地域づくりの方向></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 地域全体の優れた自然環境の保全及び水源林の整備が必要です。 <input type="radio"/> 都市の土地利用に当たっては、自然災害への配慮が必要です。 <input type="radio"/> 都市施設や観光レクリエーション施設の整備と併せた公園緑地の整備が必要です。 <input type="radio"/> 相模湖・津久井湖の総合的な保全対策が必要です。 <input type="radio"/> 廃棄物や建設発生土の不法投棄に対する総合的な対策が必要です。 <input type="radio"/> 廃棄物や建設発生土の関連施設の計画的な整備が必要です。
---	--

第5章 計画の推進

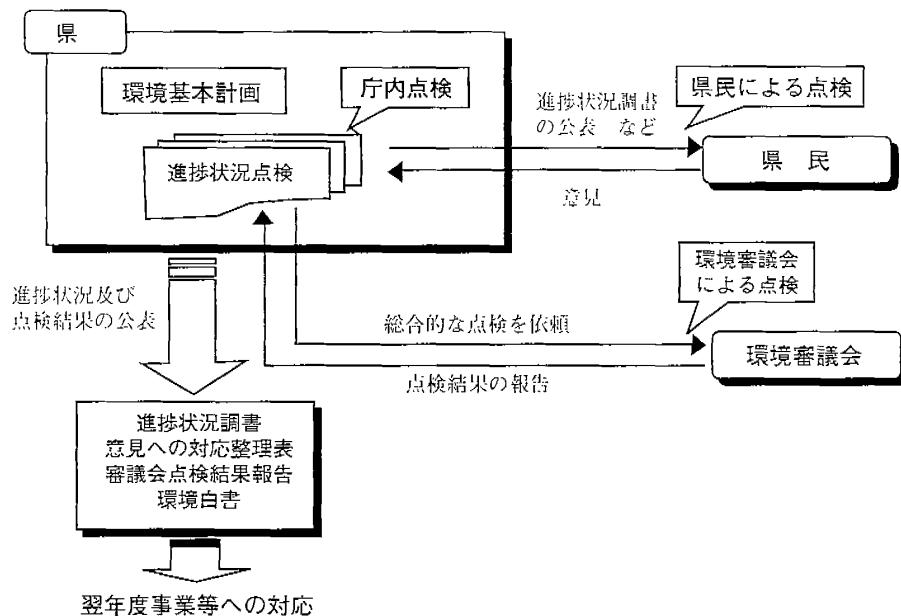
実効性を確保するための体制の整備

進捗状況点検

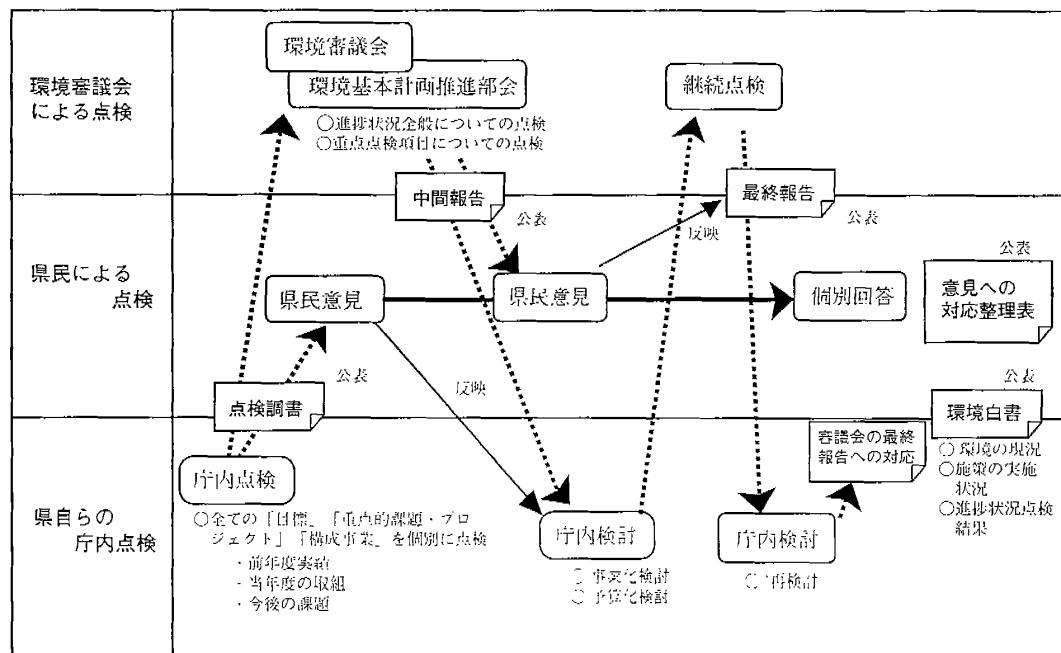
計画の進捗状況について、進捗状況調書の公表や討論会の開催などにより県民の意見を求めるとともに、環境審議会に総合的な点検を依頼し、その結果を公表します。

適切に環境の現況を把握し、現況把握データや施策の実施状況及び計画の進捗状況点検結果を記載した年次報告（環境白書）を発行します。

環境基本計画の進捗状況点検フロー

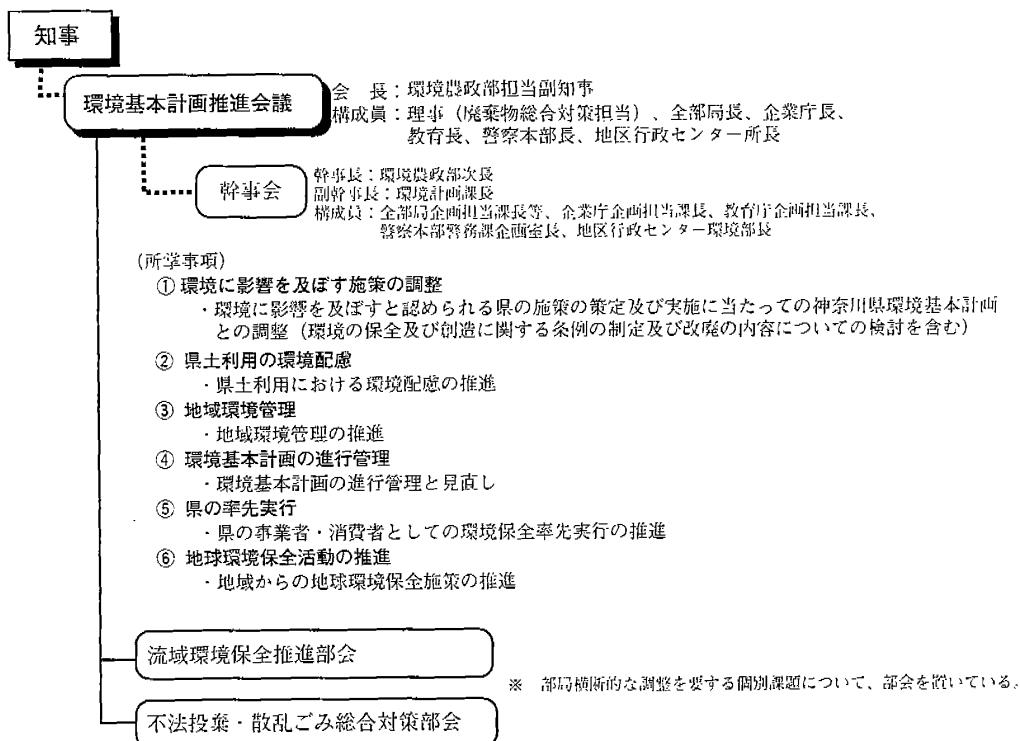


第5章



府内推進体制

「環境基本計画推進会議」（府内部局横断組織）を中心として、環境に影響を及ぼすと認められる施策の調整や県土利用における環境配慮の推進、環境基本計画の進行管理などを行います。



連携・参加

環境基本計画の推進は、県民、事業者、民間団体、市町村等、社会のすべての関係者との良好なパートナーシップのもと、着実に進められる必要があります。

具体的な環境配慮行動の普及や社会経済システムの転換、都市構造の転換などが着実に進むよう、「率先・協働・参加」型の環境政策を進めていきます。

財政措置

環境問題は人間の生存に直接関わる問題であり、財政状況を理由に対策が遅れることは、取り返しのつかない事態を招く恐れが強いことから、少なくとも計画に明定した目標の達成シナリオや重点的課題・プロジェクトに掲げられた施策事業については、優先的な財政措置を講じることとします。

また、政策誘導の手法として、環境への負荷量に着目した新たな地方税の創設等の経済的負担措置の導入等についても、検討を進めます。

見直し

計画の進捗状況を的確に捉え、また、環境問題に関する社会状況の変化に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。目標については、「〇〇年度に目標数値を設定する」といった数値目標の設定自体を目標としたものもあることから、設定の状況に応じて部分的な改定を行います。

なお、計画全体の見直しの時期については、施策間の比重や優先的な財政措置に関する全局的な調整を図る観点から、「かながわ新総合計画21」の改訂に合わせて行うことを基本とします。

神奈川県環境基本条例 (平成8年3月29日公布 神奈川県条例第12号)

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等（第8条～第10条）

第2節 環境の保全及び創造を推進するための施策（第11条～第27条）

第3節 地球環境保全等に関する施策（第28条～第30条）

附則

私たちの郷土神奈川は、丹沢や箱根の山並み、相模湾に広がるなぎさなどの豊かな自然が息づくとともに、産業と貿易の中心地として、また、全国でも有数の都市化の進んだ地域として発展してきた。この県土の中で展開されたおう盛な社会経済活動や人口の集中は、一方で、公害を発生させ、自然や生態系の破壊を進行させることになった。

このような中で、神奈川県は、昭和46年に良好な環境の確保に関する基本条例を制定し、環境の破壊を防止するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日の環境問題は、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気の汚染や生活排水による水質の汚濁などの都市や生活に密着した問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球的な規模の問題にまで拡大し、このままでは将来の世代に取返しのつかない影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを深く認識し、郷土の環境、そして人類の生存基盤である地球の環境を保全することの大切さを学ぶとともに、社会経済活動や都市のあり方、生活様式を問い直し、環境に配慮した新たな社会をつくりあげていかなければならぬ。

このような認識のもとに、環境の保全及び創造を重視し、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよい神奈川を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、

生物の多様性の喪失その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵澤を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、県内のすべての地域においてそれぞれの地域の自然的社会的条件に応じて環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等の計画の段階から総合的に環境に配慮することにより、豊かな自然環境を保全し、住みよい都市を創造し、及び快適な生活を実現することを旨として行われなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するとともに、土地の利用計画、都市計画、企業の立地等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮するように努めなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 前項の場合において、事業者は、特に次に掲げる事項を遂行するように努めなければならない。

第5章

- (1) 事業の内容、地域の状況等を勘案して、環境の保全上の支障が生じないように、事業活動を行う場所を選定し、及び工場、事業場等を設置すること。
- (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用する等の措置を講ずること。
- (3) 環境への負荷を低減させるための体制の確立及び技術の研究開発の推進を図るとともに、環境に関する情報を提供すること。
- (4) 工場、事業場等における敷地内の緑化の推進その他環境の整備を図ること。
- (5) 県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他環境の保全及び創造に関する活動に協力すること。

(県民の責務)

- 第7条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他環境の保全及び創造に関する活動に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等
(環境基本計画)

- 第8条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、神奈川県環境審議会及び市町村の長の意見を聽かなければならない。
 - 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての指針)

- 第9条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。
- 2 前項の場合において、県は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。
 - (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されること。
 - (2) 生物の多様性が確保されるとともに、森林、農地、河川、湖沼、海岸等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されること。

- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、並びに良好な景観及び歴史的、文化的遺産が保全されること。
- (4) 環境の保全上の支障が未然に防止されること。
- (5) 地球環境保全に配慮すること。
- (6) 市町村及び県民等の参加が図られること。

- 3 県は、第1項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(環境白書)

第10条 知事は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした環境に関する白書を定期的に作成し、及び公表しなければならない。

第2節 環境の保全及び創造を推進するための施策

(県民等の意見の反映)

- 第11条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等)

- 第12条 県は、県民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、県民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、機会の提供、人材の育成、広報活動の充実その他の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

- 第13条 県は、県民等が自発的に行う自然環境の保全に関する活動、緑化活動、美化活動、資源の再利用に関する活動、地球環境保全に資する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)
第14条 県は、環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

- 第15条 県は、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

- 第16条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為に關し、公害を防止するため必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に關し、その支障を防止するため必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な指導その他の措置を講ずるものとする。

(特別の施策)

第17条 県は、次の各号に掲げる環境の保全及び創造のために特別な施策を必要とする地域があると認められる場合には、当該各号に定める施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 環境を回復するために特別な施策を必要とする地域 都市の再開発、緑地帯の設置、工場、事業場等の集団化の促進その他の施策
- (2) 上水源の保護を図るために特別な施策を必要とする地域 森林の保全、下水道の整備促進、工場、事業場等の規制の強化その他の施策
- (3) 自然環境を保全するために特別な施策を必要とする地域 野生動植物の保護、開発行為の規制その他の施策

(誘導的措置)

第18条 県は、県民等が自らの行為に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を課す措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要がある場合には、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等)

第19条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備、廃棄物の適正な処理、森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第20条 県は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な環境管理の推進等)

第21条 県は、事業者がその事業活動に際して、環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことについて、調査及び研究を行い、その普及に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、同項に定める自主的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

(調査の実施)

第22条 県は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第23条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

(科学技術の振興)

第24条 県は、環境の保全及び創造に関する科学技術の振興を図るために、研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理)

第25条 県は、公害に係る紛争について、適正かつ円滑な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第26条 県は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との協力を努めるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第3節 地球環境保全等に関する施策

(地球環境保全行動の推進)

第28条 県は、市町村及び県民等と協力して、地球環境保全に資する行動に関する計画を定めるとともに、これを推進するための体制を整備するものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第29条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

(地球環境保全等に関する国際協力)

第30条 県は、外国の地方公共団体等と相協力して地球環境保全及び開発途上にある海外の地域の環境の保全及び創造(以下「地球環境保全等」という。)に関する調査及び試験の実施、研究開発の推進その他の措置を講ずるとともに、開発途上にある海外の地域に対する環境の保全及び創造に関する情報及び技術の提供その他の措置を講ずることにより、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

用語集

ISO 14000 シリーズ

ISO14000シリーズは、国際的な非政府機関である国際標準化機構(ISO)が発行する環境マネジメントに関する規格の総称であり、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価（事業所ごとの評価）、ライフサイクルアセスメント（LCA。製品、サービスの評価）、及び用語と定義の6つの規格に大別されている。平成8年秋に環境マネジメントシステム（ISO14001）が発行されて以降、これ以外の規格についても順次発行が進められている。ISO14000シリーズのうち、認証登録の対象となっているのはISO14001のみである。

アジェンダ 2.1

1992年6月に開催された地球サミットにおいて採択された、持続可能な開発を実現するための各国及び各國際機関が実行すべき具体的行動計画である。大気保全、森林減少対策、砂漠化、生物多様性、有害化学物質などの具体的な問題への対応プログラムを示すとともに、資金、技術移転、国際機構のあり方等の実施手段についても規定している。（「アジェンダ(Agenda)」は、英語で「協議事項」の意）

アメニティー (amenity)

豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適のこと。主に都市計画で用いられることが多い。

硫黄酸化物 (SOx)

硫黄の酸化物の総称で、SO_xと略称される。二酸化硫黄(SO₂)の他、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミスト(H₂SO₄)などが含まれる。

工場や火力発電所で石炭、重油等を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出され大気汚染の原因となる。このため環境基準が定められている。また「大気汚染防止法」(昭和43年)では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

SS (浮遊物質量 : Suspended Solids)

水中の懸濁物質のこと。英訳(Suspended Solids)を略して「SS」とよばれる。一定量の水中に対する、ろ過又は遠心分離によって分離される無機性及び有機性の物質の乾燥重量をmg/lで表したもの。

水質汚濁の有力な指標の一つ。生活環境にかかる基準として、河川や湖沼の水質環境基準が定められている。

MSDS (製品安全データシート : Material Safety Data Sheet)

化学製品の危険有害性について安全な取り扱いを確保するために、その物質名、供給者名、分類、危険有害性、安全対策及び緊急事態の対策などに関する詳細で不可欠な情報を含んだ資料であって、ILO第170号条約として1990年に採択されている。

通産省・厚生省告示及び労働省告示により、その交付が指導されているが、履行の促進を図るために、神奈川県では生活環境の保全等に関する条例(第42条)で、化学物質を譲渡・提供する者にMSDSの交付の義務づけを行っている。

オゾン層

地表20~25kmの成層圏には、オゾンが高濃度で分布

するオゾン層が存在している。このオゾン層は、生物にとって有害な紫外線を吸収する作用をもっているが、近年、冷媒などに用いられるフロン等の物質により破壊され、極地におけるオゾン量が減少している。

南極上空では、その特殊な気象条件などから春期(9~10月頃)にオゾン全体量が著しく低下する現象(オゾンホール)が70年代の終わり頃から観測されている。

汚濁負荷量

汚濁負荷量とは、排水される汚濁物質量をいい、主としてBOD、COD、SSの1日当たりのトン数で表される。これは家庭や工場など汚濁源から排出される放流量とその汚濁物質の濃度によって計算されるが、河川などの水域の状況によっては濃度規制だけでは不十分なため、総量規制を実施するときは水質と水量から、汚濁負荷量の規制を行う。(→「BOD、COD、SS」の項)

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書においては、6種類のガス(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF₆)が削減対象になっている。

環境影響評価(環境アセスメント)

土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれに対する意見を求め、これらの事業の実施に際し、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では定量的な測定方法がなかったり、これらが人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握できないなどの理由で、環境基準を設定することが難しかったため、これら3つを除いた大気汚染(二酸化炭素の大気中の濃度の基準など)、水質汚濁(カドミウムの水中的濃度の基準など)、土壤汚染(水質環境基準が定められている項目についての基準値)及び騒音(住居用地域の時間帯ごとの音の大きさの基準など)の4つについて環境基準が定められている。

環境基準は維持されるべき環境の状態の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

環境基本計画

国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づく「環境の保全に関する基本的な計画」で、中央環境審議会の意見を聴いて閣議決定されたもの。平成6年12月に閣議決定され、21世紀半ばを展望して、環境基本法の基本理念を受けた環境政策の基本的考え方と、循環、共生、参加、国際的取組という4つの長期的な目標を示すとともに、21世紀初頭までの施策の方向を明らかにし、施策の総合的計画的な展開を図るとしている。

一方、地方自治体における環境基本計画の策定も一般化しており、本県でも環境基本条例第8条に基づき、平成9年3月に策定している。

環境基本法

近年の我が国の環境問題の構造的变化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、環境の保全についての基本理念、各主体の責務、基本的施策など、環境保全に関する施策の基本的な枠組みを定めたもので、公害対策基本法に代わり、平成5年11月に施行された法律。公害対策基本法に位置づけられていた施策に加え、環境基本計画、環境影響評価、経済的措置、環境負荷の低減に資する製品等の利用の促進、環境教育・環境学習、民間の自発的活動の支援、地球環境保全に関する国際協力等が位置づけられている。

環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと（環境庁の定義）で、「外因性内分泌搅乱化学物質」などと呼ばれている。ホルモンとは、身体の中で作られ微量で作用する、体内的「情報伝達物質」であり、脳下垂体や精巣などの器官から分泌され、レセプター（受容体）と呼ばれるタンパク質に結合し、その器官の働きを適正に調整している。本来のホルモンは、男女の違いを形成したり、健康を維持する上で重要な働きをしているため、「環境ホルモン」による健康への影響が心配されている。環境庁では、文献調査をもとに、優先的に調査を行う物質として約70の物質のリストを示しており、現在、人や野生生物への影響に関する調査研究や実態調査などが進められている。

環境マネジメントシステム

環境マネジメント（環境管理）は、企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとることを指す。ISO14000シリーズでいう環境マネジメントシステムとは、各企業などが環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きを指しており、また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理の実行状況の点検作業を環境監査と呼んでいる。

環境容量

生態系や人間の生活環境を悪化させずに、人間生活が維持できる環境を保障するための人間活動の許容量を指す。環境容量を具体的に測る指標についてはまだ定説ではなく、国連、OECDなどの国際機関から地方自治体まで様々な機関で、その評価手法の検討、開発が行われている。

規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法では「規制基準」という用語が使われている。

京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議（「気候変動に関する国際連合枠組み条約」第3回締約国会議）において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。我が国においては、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが求められている。

経済的負担措置

環境への負荷の低減のための行動を誘導することを目的として経済的なインセンティブを与える施策。事例としては、税、課徴金、排出許可証取引制度、デボジット制度などがあり、北欧諸国では地球温暖化防止を念頭においた炭素税が導入され、二酸化炭素の排出抑制に効果が上がっている。日本でも経済的負担措置の検討や試行が行われているが、広く実施されたのはビンのデボジット制度ぐらいである。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、カドミウム、鉛、水銀等の重金属やトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物等26項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

公害防止協定

公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業との間に締結される協定。これは法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されている。

光化学オキシダント（Ox）

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応を起こし（光化学反応）、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。

これに風が弱い等の特殊な気象条件が重なると、光化学反応により生成された二次汚染物質が多く滞留し、白くもやがかかったようになる。これを光化学スモッグという

光化学スモッグが発生した時は、光化学オキシダントにより眼やのどに刺激を受けたり、葉が枯れる等の被害が発生しやすい。

このように、光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため環境基準が定められている。

公害防止計画

公害防止計画は、現に公害が著しい地域における環境基準等を確保するとともに、将来の環境汚染が懸念される地域における公害発生を未然に防止するために関係都道府県知事が、内閣総理大臣の承認を得て策定するものである。

産業廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条の規定に基づき、都道府県知事が、区域内の産業廃棄物の適正な処理を図るために、産業廃棄物の発生量及び処理量の見込み、産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項、産業廃棄物の処理施設の設置に関する事項、その他産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めるものである。

本県では、昭和52年4月に初めて産業廃棄物処理計画を策定し、59年3月、平成3年3月、8年3月に改定して産業廃棄物行政を推進している。現行の処理計画は、8年度から12年度までの5ヶ年計画となっている。

酸性雨

工場・事業所から排出されるばい煙、自動車の排出ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気

汚染物質が大気中で酸化され、硫酸、硝酸等となって雨水に取り込まれて生じた酸性度の強い雨をいう。一般に清浄な雨水は大気中の炭酸ガスによって飽和されてpH 5.6程度となっているため、これより低いpH値を示す雨水を酸性雨といっている。

COD(化学的酸素要求量: Chemical Oxygen Demand)

CODとは、海水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

自然環境保全地域

自然環境保全条例に基づき、野生生物の生息地、優れた天然林等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域。自然環境保全地域は、特別地区と普通地区に分けられるが、特別地区において工作物の新築など自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為には許可が必要とされ、普通地区でも一定の行為については届出が必要である。なお、自然環境保全法に基づき、国が指定する自然環境保全地域等があるが、本県では指定されていない。

自然災害回避(アボイド)マップ

自然災害から県民の生命や財産を守るために、過去の自然災害による被害区域、法律により指定されている自然災害危険区域及び自然災害発生の可能性のある区域等に関する情報を地図情報として作成したもの。被害の未然防止、安全な土地利用の誘導等を図ることを目的に、県民や事業者に情報提供を行っている。

持続可能な開発(Sustainable Development)

「環境と開発に関する世界委員会」の報告書(1987年)において、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすこと」と定義しているように、環境と開発を相反するものとしてではなく、互いに共存するものとしてとらえ、環境を保全してこそ将来にわたっての開発を実現できるという考え方である。

また、1992年に国際自然保護連合(IUCN)、国連環境計画(UNEP)、世界自然保護基金(WWF)が共同で作成した「新・世界環境保全戦略」では「持続可能な成長というのは矛盾した術語であって自然界では無限に成長できるものではない」と指摘した上で「持続可能な開発」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成すること」と定義している。

指標生物

生物は種類によって生活できる環境条件が異なっており、これをを利用して特定の生物から環境の変化などを知ることができる。このような生物を指標生物といふ。大気汚染では二酸化硫黄の指標としてウメノキゴケ、水質汚濁では有機性汚濁の指標としてカゲロウ、カワゲラなどの水生生物がよく知られている。

重金属

密度が比較的大きい金属、比重が4.0以上のものをさすことが多い。

重金属の中には、カドミウム、水銀など人体に蓄積されて公害病の原因となるものがある。

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、pH、D.O、B.O.D、C.O.D、S.S、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、

全リンの9項目あり、基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって項目ごとに定められている。

生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界的バランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壤、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連をもちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。この生物多様性の保護に関して、生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が1993年12月、157カ国の締約によって発効した。この条約は、地球上の生物の豊かさ、生物が生活する環境の豊かさ、遺伝子資源の多様性が重要であるとの考え方とともに世界的に保全していくこというものである。

ゼロ・エミッション

産業活動により発生する環境汚染物質、廃棄物、廃熱など、すべての排出物をゼロにしようとする考え方。国連大学が提唱したもので、企業自らによる排出物の抑制に加えて、他企業による再利用をうまく組み合わせようとしている点が特徴である。環境庁、通産省により推進施策が実施されており、企業自らが取り組んでいる例もある。

総量規制

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、加重等価継続感覚騒音レベルといい、航空機騒音測定、評価のために考案されたもので、航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等を加味した騒音のうるささの単位である。

ダイオキシン

ダイオキシンとは、塩素を含む有機化学物質の一種の総称であり、正しくは「ダイオキシン類」という。ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナー-PCBを含めたものを「ダイオキシン類」と定義している。ダイオキシンは、通常は無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しにくいが、脂肪などには溶けやすい。また、化学的に安定しているが、紫外線で徐々に分解されるといわれている。ダイオキシンの毒性は、その種類によって異なるため、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の量に換算(毒性等量(TEQ))という単位で表現)して示される。ダイオキシンは、生殖機能、甲状腺機能及び免疫機能への影響があることが動物実験で報告されているが、人への影響については、2,3,7,8-TCDDに発がん性があるとされているほかは、よくわかっていない。ダイオキシンの主な発生源は、

ごみ焼却による燃焼だが、その他にも様々な発生源がある。

炭化水素系物質 (Hydrocarbons)

炭素と水素からなる有機化合物の総称を炭化水素という。炭化水素を骨格とし、酸素や窒素等を含む有機化合物を総称して炭化水素系物質といい、アルコール、エスチル、アルデヒド等がある。

炭化水素系物質は光化学スモッグの原因物質のひとつであり、種類によっては、有害性や悪臭の問題がある。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素、メタン、フロン、亜硫酸化窒素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することをいう。このまま対策を講じなかった場合、来世紀末までに地球全体の平均気温が2℃前後上昇し、海面水位が50cm前後上昇すると予測されており（中位推計）、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。（→「温室効果ガス」の項）

地球サミット（環境と開発に関する国連会議）

1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催され、約180ヶ国が参加し、持続可能な開発という共通理念の下、環境と開発に関する議論がなされ、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」、「森林原則声明」が採択されたほか、「気候変動枠組条約」、「生物多様性条約」への署名が開始された。

窒素酸化物 (NOx)

窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、NO（一酸化窒素）とNO₂（二酸化窒素）であり、発生源で発生する窒素酸化物は90%以上がNOであり、大気中で酸化されてNO₂となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。

窒素酸化物は人の健康に影響を与える。また窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

中間処理（廃棄物）

中間処理とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物的な手段によって、形態、外観、内容等について変化させ、生活環境の保全上支障の少ないものにする行為であり、最終処分（埋立及び海洋投入）に至るまでに行われるさまざまな処理をいう。脱水、乾燥、焼却、中和、破碎、溶融などが代表的な方法である。

低公害車・七都県市指定低公害車

電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。

具体的には、いわゆる低公害車（電気・メタノール・天然ガス・ハイブリッド自動車）のほか、首都圏の七都県市が独自の基準に基づき指定した、窒素酸化物などの排出量が少ない七都県市指定低公害車（上記4車種・ガソリン・LPG・ディーゼル自動車）がある。

ディーゼル排気微粒子 (DEP : Diesel Exhaust Particles)

ディーゼルエンジンから排出される粒子状物質のうち粒径が概ね0.002mm以下の微粒子のことをいい、ベンツビレンなどの発がん性物質が含まれている。

土壤汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壤中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壤が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壤の汚染という。

土壤の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等25項目が定められている。

ナショナル・トラスト運動

ナショナル・トラスト運動は、環境破壊から貴重な自然や歴史的環境を保存するために、広く国民から寄附金を集め土地や建物を買い取り、保存・管理・公開する運動で、19世紀末にイギリスで始まった。

我が国では、「(財)鎌倉風致保存会」の活動を第1号として、北海道斜里町の「知床国立公園内100平方メートル運動」や、和歌山県田辺市の「天神崎市民地主運動」などが知られている。

PRTR（環境汚染物質排出・移動登録：Pollutant Release and Transfer Register）

事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業所から環境中の排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政はそれをなんらかの形で公表する制度である。欧米諸国ではすでに制度化されており、我が国でも、平成11年7月、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が公布され、平成12年3月30日に一部施行された。

BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）

BODとは、有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が一定期間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

ヒート・アイランド（Heat Island）

都市部では、建物の密集、道路舗装、各種産業や人口の集中などによる地面状態の変化や暖房、工場からの人工熱の放出、大気汚染などの原因により都市独特の局地的気候が発生する。一般的には風速は弱まり、湿度は低下する。特に気温の上昇は顕著で、等温線を描くと都市部が島のようになるのでこれをヒート・アイランドという。

ビオトップ（Bio Top）

ドイツ語でBio（生物）、Top（所）を意味し、学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。生態系の保全の観点からは、生物の移動が確保できるようなビオトップ・ネットワークの形成が重要とされている。

ppm (parts per million)

ppmとは、濃度の単位で、100万分の1を1 ppmと表示する。

例えば1 m³の空気中に1 cm³の硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度を1 ppmと表示する。また、水質汚濁物質の濃度表示では水1 m³ (1 t) の中に汚濁物質が1 g 混じっている場合を1 ppmと表示する。なお、1 ppb (parts per billion) は10億分の1を表す。

富栄養化

富栄養化とは、湖沼、海で植物が生育するうえで必要とする栄養物質(代表的なものとして窒素、りん)が非常に低い濃度から次第に高い濃度に増加して、栄養物質が豊富になっていくことをいう。その結果として、時に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起り、水道水の浄水操作や魚類の窒息死などの障害が発生する場合がある。

浮遊粒子状物質 (SPM : Suspended Particulate Matter)

大気中の粒子状物質のうち、粒径0.01mm以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による砂の巻き上げ等の自然現象によるものもある。

フロンガス

フロンガスとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称であり、世界的にはフルオロカーボンと呼ばれている。無色・無臭の気体または液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることにより、オゾン層の破壊を引き起こすとして、1987年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定した。我が国では、CFCが95年末に生産が全廃され、HFCも段階的に生産が削減され、2020年には全廃が決定している。さらに、HFCについては、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化の温室効果が高いことから、この面での抑制も新たに行われることになった。

マニフェストシステム

産業廃棄物管理票(マニフェスト)を用い、委託する廃棄物の性状に関する情報を排出事業者から処理業者に伝達し、廃棄物に起因する事故や環境汚染を防止することや、廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等の不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正処理を確保する制度をいう。

ミティゲーション(環境影響緩和)

開発事業による環境に対する影響を軽減するためのすべての保全行為を表す概念。アメリカでは環境影響評価制度を法律で規定した中で、ミティゲーションを次のように分類し定義している。

- ・ある行為又はその部分をしないことにより、環境影響を回避すること。(回避)
- ・ある行為の実施の程度や規模を制限することにより、環境影響を最小化すること。(最小化)
- ・影響を受けた環境を修復、再生、又は復元することにより、環境影響を矯正すること。(矯正)
- ・事業期間中の保護及び維持活動によって、経年的な環境影響を軽減すること。(軽減)
- ・代用の資源や環境で置換又はこれらを提供することによって、環境影響を代替すること。(代償)

みどりの協定

自然環境保全条例に基づき、住宅団地の造成、事業所の建設、土石の採取など1ha以上の開発行為を対象とし、法令等に基づく開発許認可等の際に開発行為者と県が開発面積の20%の植樹地を確保するという内容の協定。

モーダルミックス、モーダルシフト

都市部の輸送需要を様々な交通手段(モード)の特

性を活かして組み合わせて、最適な配分を行うことをモーダルミックスという。その内、自動車から、鉄道や船舶、バスなどの公共交通機関に移行させることをモーダルシフトと呼ぶ。トラックによる貨物輸送については、運転手不足のためモーダルシフトを検討するところも出ているが、末端の輸送はトラックに依存せざるを得ないこと、シフトされる側の輸送機関の受け入れ能力不足などの環境の未整備から、困難な場合が多い。

有機汚濁物質

すべての物質は有機物又は無機物に分類される。有機物とは炭素化合物(一酸化炭素COと二酸化炭素CO₂を除く)の総称であり、有機物以外の物質を無機物(水銀、カドミウムなどがその例)と総称する。

工場排水、生活排水に含まれている汚濁物質のうち多くを占めるものが有機汚濁物質であり、これ以外のものが無機汚濁物質である。

有機溶剤

水に溶けにくい物質をよく溶かす揮発性のある液体であり、工場の塗装工程におけるシンナー類や金属脱脂工程におけるトリクロロエチレン(有機塩素系溶剤)等が代表的なものである。

揮発性が高いので、蒸発し、気体として排出されると窒素酸化物とともに光化学スモッグの原因となるさらに、それ自体有毒性のある物質や悪臭の原因となる物質もあり、また地下に浸透することにより地下水汚染の原因となることから、県生活環境の保全等に関する条例において規制されているものもある。

UNEP(国連環境計画)

1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、人間環境宣言が採択された。UNEPは、この会議での決議及び同年12月の国連第27回総会の決議により発足した。

UNEPが取り組んでいる環境問題の概念は、環境汚染、自然保護に加え、人口の急増、貧困等を含む非常に幅広いものである。近年においては、砂漠化防止、熱帯雨林、土壤汚染、炭酸ガス(CO₂)と気候変化、オゾン層破壊等の地球的規模の問題に本格的に取り組みはじめている。

ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)

LCAと略称される。製品の原料調達から製造、流通、使用、廃棄の各段階における環境負荷を総合的に評価する手法であり、国際標準化機構(ISO)においても環境マネジメントに関する規格(ISO14000シリーズ)の一環として規格化の作業が進められている。

リオ宣言(環境と開発に関するリオ宣言)

1992年6月に開催された地球サミットにおいて採択、環境と開発に関する国際的な原則を確立するための宣言であり、持続可能な開発に関する人類の権利、自然との調和、現在と将来の世代に公平な開発、グローバルパートナーシップの実現等を規定している。

類型指定

水质汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められている。現在、河川は6類型、湖沼は4類型(全窒素及び全りんについては3類型)、海域は3類型(全窒素及び全りんについては4類型)に区分されている。このため、ある水域がどの類型に該当するかを個別に指定する必要があり、このことを類型指定という(→「生活環境項目」の項)

環境審議会審議経過と県民参加・市町村参加

1 環境審議会による審議経過

開催日	区分	審議内容等
平成11年3月15日	第15回神奈川県環境審議会	・神奈川県環境基本計画の見直し時の課題整理について
平成11年6月15日	第1回環境基本計画推進部会	・環境基本計画の進捗状況点検について ・環境基本計画の見直し方針、見直し項目について
平成11年9月3日	第2回環境基本計画推進部会	・環境基本計画の進捗状況点検に関する中間報告案について ・環境基本計画の見直し骨子案について
平成11年9月13日	第16回神奈川県環境審議会	・環境基本計画の進捗状況点検に関する中間報告案について ・「神奈川県環境基本計画の見直しについて」諮問
平成11年12月21日	第3回環境基本計画推進部会	・環境基本計画の目標、重点課題・プロジェクトの見直しについて ・県民意見への県の対応について
平成12年1月27日～29日	第4回環境基本計画推進部会(個別ヒアリング)	・環境基本計画の見直し答申案について
平成12年2月4日	第5回環境基本計画推進部会	・環境基本計画の見直し答申案について ・県民意見・市町村意見について
平成12年2月14日	第17回神奈川県環境審議会	・環境基本計画の見直し答申案について
平成12年2月16日	神奈川県環境審議会	・「神奈川県環境基本計画の見直しについて」答申

2 神奈川県環境審議会委員・特別委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	職名	部会
相沢 貴子	国立公衆衛生院水道工学部水質管理室長	
磯貝 捷彦	神奈川県議会議員	○
磯野 弥生	東京経済大学経済学部教授	
内田 健夫	(社)神奈川県医師会理事	
大隈 満	関東農政局長	
笠間 茂治	神奈川県議会議員	
金子 正昭	連合神奈川会長	
辛島 恵美子	安全学研究所主宰	
龟山 章 (平成12年2月から)	東京農工大学農学部教授	○
北島 厚	神奈川県町村会会长(城山町長)	
小林 勉	神奈川県生活協同組合連合会専務理事	○
古宮 敬一	(社)神奈川県経営者協会会長	
猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	○
会長 清水 江	(財)地球・人間環境フォーラム理事長	
清水 嘉治	神奈川大学経済学部教授	○
新堀 豊彦	神奈川県自然保護協会会長	○
遠山 三樹夫(平成11年9月まで)	横浜国立大学名誉教授	○
高田 邦彦	関東地方建設局長	
高橋 啓樹	関東通商産業局長	
服部 圭介	神奈川県議会議員	
原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授	
福田 盛行	弁護士	
星野 勝司	神奈川県市長会会长(座間市長)	
ほりえ 則之	神奈川県議会議員	
副会長 水口 将史	神奈川県議会議員	
渡辺 修	(財)本州四県連絡橋自然環境保全基金理事長	
◇特別委員◇ 加藤 久晶	第二港湾建設局環境技術管理官	○
高井 一雄	(社)神奈川県経営者協会事務局長	○
砥上 康二	連合神奈川副事務局長	
富賀見 栄一	第三管区海上保安本部警備救難部長	○

*部会は、『環境基本計画推進部会』 ○:部会長 ○:部会員

3 県民参加・市町村参加の概要

(1) 資料公表による意見聴取

参 加 段 階		期 間
一次参加	「見直し方針」に基づく県民参加	平成11年8月2日～9月30日
二次参加	「見直し骨子案」に基づく県民参加	平成11年10月4日～11月12日

(2) 県民討論会の開催

開 催 日	テ ー マ	会 場	参 加 人 数
平成11年10月14日	「環境学習の新たな展開を考える」 「環境基本計画の見直しについて」	鎌倉藝術館	61名
平成11年10月20日	「化学物質の環境問題について考える」 「環境基本計画の見直しについて」	横浜市社会福祉センター	80名
平成11年10月29日	「身近なみどりの保全と創造を考える」 「環境基本計画の見直しについて」	厚木市勤労福祉センター	58名
参加者計			199名

(3) 県政モニターからの意見聴取

- 「課題意見」制度を利用し、見直し骨子案をもとに意見聴取

(4) 各種団体からの意見聴取

県経営者協会、連合神奈川、県環境保全協議会等、経済、労働、環境保全の団体への説明と意見聴取

(5) 各種会議などを活用した広報や意見聴取

行政センター等が開催する「地域県民討論会」、「地域県民懇話会」、「地域県民討論交流集会」等を活用した説明

(6) 市町村からの意見聴取

- 市町村環境計画主管課長会議による意見聴取
- 市町村長に意見照会

4 県民意見・市町村意見の提出状況

(1) 県民意見提出状況

意 見 提 出 区 分	提 出 者 数	項 目 数
書面（FAX、郵送）、インターネットによる意見	213名	433件
県政モニター課題意見による意見	119名	151件
県民討論会での意見	80名	80件
計	412名	664件

(2) 市町村意見提出状況

意 見 提 出 区 分	市 町 村 数	項 目 数
書面による意見	9市町	22件

既存目標の進捗状況一覧 (見直し前の当初の環境基本計画で設定されていた目標の進捗状況)

* 目標の項目名は見直し前のものですので、見直し後の名前とは一貫一致しませんが、項目の番号は、見直し後の番号に対応しています。

目標設定項目	目標設定内容（見直し前）	進捗状況
1.二酸化窒素環境基準の達成	○二酸化窒素の環境基準達成率を、1995年度（平成7年度）の64%から、21世紀の初頭（2005年～平成17年）～2010年（平成22年）までの間に、長い時期までに100%とします。ただし、横浜市、川崎市、横須賀市域以外は2000年（平成12年）までに達成するとともに、地域公害防止計画の対象地域以外の地域については、2010年（平成22年）までに県、環境目標値を達成・維持します	○二酸化窒素の環境基準達成率 ・全県 8年度：61.4% (51/83箇所) 9年度：60.0% (51/85箇所) 10年度：49.4% (43/87箇所) <横浜・川崎・市 8年度：83.9% (26/31箇所) 横須賀以外> 9年度：84.4% (27/32箇所) 10年度：76.5% (26/34箇所) ○公害防止計画地域以外の県環境目標値達成率 8年度：33.3% (2/6箇所) 9年度：22.2% (2/9箇所) 10年度：22.2% (2/9箇所)
2.光化学スモッグ注意報発令日数の削減	○光化学スモッグ注意報発令日数を、1991年度（平成3年度）～1995年度（平成7年度）までの5年間平均の12.6日から、2002年度（平成14年度）～2006年度（平成18年度）までの5年間平均で一日以下とします	○注意報発令日数 1～8年度：11.6日 7～9年度：9.6日 6～10年度：9.8日 7～11年度：7.6日
3.浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準の達成	○浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準達成率を、1995年度（平成7年度）の21%から、2010年度（平成22年度）までに100%とするよう努めます	○SPMの環境基準達成率 8年度：29.3% (22/75箇所) 9年度：31.6% (25/79箇所) 10年度：26.8% (22/82箇所)
4.低公害車の普及	○低公害車（NO _x 排出量が現行車両の1/2程度）の台数を、2006年度（平成18年度）に300,000台にします	○低公害車普及（万台）台数 8年度：36,171台 9年度：89,992台 10年度：102,313台 →8年度から現在累計：228,476台
5.道路交通騒音の要請限度達成	○1車線以上の主要幹線道路の夜間騒音の要請限度達成率を、2006年（平成18年）に住居系地域、工場が最も密集する地域について概ね100%とします	○要請限度達成率 9年度：50.0% (9/18路線)
6.公共用水域（河川、湖沼、海域）の環境基準の達成	○公共用水域の環境基準達成率を、1995年度（平成7年度）の、健康項目ほぼ100%、生活環境項目（BOD、COD）63%から、2006年度（平成18年度）までに概ね100%達成するよう努めます	○公共用水域の環境基準達成率 <健康項目（カドミウム等23項目）> 8年度：97.9% (140/143地点) 9年度：97.8% (136/139地点) 10年度：97.8% (136/139地点) <生活環境項目（BOD、COD）> 8年度：65.3% (32/49水域) 9年度：79.6% (39/49水域) 10年度：73.5% (36/49水域)
7.東京湾へのC O D汚濁負荷量の削減	○東京湾へのC O D汚濁負荷量を、1994年度（平成6年度）の38トン/日から、1999年度（平成11年度）に37トン/日とします。	○東京湾のC O D汚濁負荷量 8年度：32.2トン/日 ○東京湾のC O Dの環境基準達成状況 8年度：63.6% (7/11本域) 9年度：81.8% (9/11本域) 10年度：54.5% (6/11本域)
8.東京湾への窒素・りんの汚濁負荷量の削減	○東京湾への窒素・りんの汚濁負荷量を、1994年度（平成6年度）のそれぞれ46.8トン/日、3.9トン/日から、1999年度（平成11年度）にそれぞれ4.7トン/日、3.6トン/日とします	○東京湾への窒素・りんの汚濁負荷量 8年度：窒素43.0トン/日、りん 3.5トン/日 ○東京湾の全窒素・全りんの環境基準達成状況 <全窒素> 8年度：25% (1/4水城) 9年度：25% (1/4水城) 10年度：25% (1/4水城) <全りん> 8年度：25% (1/4水城) 9年度：25% (1/4水城) 10年度：25% (1/4水城)
9.相模湾への窒素・りん排出量の削減	○第4次相模湾富栄養化対策指導指針を策定。2001年度（平成13年度）に、相模湾への窒素、りんの汚濁負荷量を、1996年度（平成8年度）より削減します。	○全窒素・全りんの年平均硝 <全窒素> 8年度：0.35mg/l 9年度：0.41mg/l 10年度：0.34mg/l <全りん> 8年度：0.035mg/l 9年度：0.038mg/l 10年度：0.028mg/l *相模湾には窒素・りんの環境基準が設定されていません
10.生活排水処理率の向上	○生活排水処理率を、1995年度（平成7年度）未81.4%から、2010年度（平成22年度）に100%となることをめざします	○生活排水処理に関する施設整備 10年度： ・充吸下水道 ・相模川 (15市町) ・鶴見川 (8市町) ・公共下水道 (35市町村) ・農業集落排水施設整備 (1町) ・合併処理浄化槽補助事業 (18市町)
12.地下水質の環境基準の達成	○地下水質の環境基準達成率を、1995年度（平成7年度）の88.1%から、2006年度（平成18年度）までに概ね100%とするよう努めます	○地下水質の環境基準達成率 8年度：88.1% (185/210地点) 9年度：89.0% (187/210地点) 10年度：93.8% (288/307地点)

目標設定項目	目標設定内容（見直し前）	進捗状況
13.地下水量の保持、湧水の保全	○ 地下水量の保持、湧水の保全に努めます。	○ 地盤沈下指定地域内の地下水採取量 8年度：228,302m ³ /日 9年度：204,132m ³ /日 10年度：185,465m ³ /日
14.土壤の環境基準の遵守	○ 土壤の汚染に伴う周辺環境の影響を防止します。	○— (事業者からの届出に基づく指導)
15.地盤沈下の防止	○ 地盤沈下の沈静化状態の維持に努めます。	○ 地盤沈下の推移(年間2cm以上の沈下水準地点) 8年度：0/1,270地点 9年度：1/1,229地点 10年度：3/1,148地点
16.廃棄物の減量化率の向上	○ 排出された廃棄物を、再利用・再資源化や適正処理などにより減量化し、最終埋立て処分量等を減らします。減量化率目標値として、産業廃棄物は1993年度（平成5年度）の81%を2000年度（平成12年度）に85%に、一般廃棄物は1993年度（平成5年度）の79%から2005年度（平成17年度）に85%に引き上げます。	○ 一般廃棄物減量化率 8年度：82% 9年度：83% 10年度：84% ○ 産業廃棄物減量化率 5年度：81% 10年度：84%
17.海洋投入処分、未処理埋立処分の原則ゼロ	○ 海洋投入処分、未処理埋立処分を2000年度（平成12年度）に原則ゼロとします。	○ 海洋投入処分量 (一般廃棄物) (産業廃棄物) 8年度：84,766kl 5年度：1,544千t 9年度：80,590kl 10年度：1,146千t 10年度：72,493kl
18.公共団体による産業廃棄物中間処理施設、最終処分場の設置	○ 中間処理リサイクル施設を、横浜市・川崎市と協調して、1999年度（平成11年度）を目指し川崎市域に1箇所設置します。さらに増設が必要となった場合には、横浜市域への設置を検討します。最終処分場については、地域バランスを考慮し、複数設置を基本として、2000年度（平成12年度）を目標に1箇所設置します。	○ 設置に向けた取組 9年度： 中間処理施設一川崎市のアセス手続き実施 最終処分場一県のアセス手続き開始 10年度： 中間処理施設一建設に着手 最終処分場一県のアセス手続きを実施（継続中）
19.化学物質の環境リスク低減化システムの整備	○ 2001年（平成13年）に地域環境リスク低減化システムを構築します。	○ 低減化システムの構築 8年度： ・ P R T R 予備調査の実施 ・ 化学物質使用実態調査による現状把握 9年度： ・ P R T R バイロット調査の実施 10年度： ・ P R T R ハイロット調査の実施 ・ 化学物質ハザードランキングの検討 ・ 化学物質リスクに関するハートナーシップセンターの開催
21.新幹線騒音の環境基準の達成	○ 新幹線沿線住居専用地域での騒音レベルについて2006年（平成18年）に環境基準（70dB以下）を達成します。	○ 新幹線騒音の環境基準達成状況 8年度：3/10地点（内、I類型指定地域：2/9地点） 9年度：5/15地点（内、I類型指定地域：0/10地点） (8年度末を目指とした住宅集合地域の75dB対策は完了)
22.航空機騒音の環境基準の達成	○ 厚木飛行場東西1.5km以遠地域での航空機騒音について2006年（平成18年）に環境基準（70WECPNL）を達成します。	○ 航空機騒音の環境基準適合率 8年度：55.6%（10/18地点） 9年度：58.8%（10/17地点） 東西1.5km以遠地点—1/3地点未達成 10年度：68.8%（11/16地点） 東西1.5km以遠地点—1/4地点未達成
23.自然環境保全地域の新規指定	○ 自然環境保全地域について、1995年度（平成7年度）末の11,191.1haに加え、1997年（平成9年）から2006年（平成18年）の間に100haの新規指定を行います。	○ 自然環境保全地域の新規指定面積 9年度：18.4ha 10年度：1.1ha (9年度以降の新規指定累計：19.5ha)
24.トラストによる新規林地保全	○ トラストによる緑地保全面積を、1995年度（平成7年度）末の1,069.09haから、2006年度（平成18年度）までに1,500haとします。	○ トラストによる緑地保全面積 8年度末：1,096ha 9年度末：1,117ha 10年度末：1,127ha
27.自然環境に配慮した水辺づくり	○ 河川等の改修に当たっては、原則として自然環境に配慮した水辺づくりを行います。	○ 自然環境に配慮した水辺づくり 9年度：藤沢海岸、鎌倉海岸、茅ヶ崎海岸、真鶴港海岸、酒匂川等 10年度：藤沢海岸、鎌倉海岸、茅ヶ崎海岸、真鶴港海岸、酒匂川等
28.自然とふれあえる施設の整備	○ 小中沢園地・及沢園地を2006年度（平成18年度）までに整備します。 ○ 秦野ビジャーラーセンター（仮称）を1997年度（平成9年度）にオープンします。 ○ 2001年度（平成13年度）までに総延長75.0kmの登山道等の整備を行います。	○ 自然とふれあえる施設の整備 9年度： ・ 小中沢・及沢園地一駐車場・管理事務所完成（5/16項目完了） ・ 秦野ビジャーラーセンターオープン ・ 登山道整備—19.7km（26.3%進捗） 10年度： ・ 小中沢・及沢園地一駐車場・カヌー小屋・基幹設備完成（8/16項目完了） ・ 登山道整備—17.2km（49.2%進捗）

目標設定項目	目標設定内容（見直し前）	進捗状況
29.街路樹の整備	○県管理道路の街路樹整備（1996年度（平成8年度）までの総延長は220.6km）について、2001年度（平成13年度）までに42kmの整備を行います。	○ 街路樹の整備 9年度：6.9km 10年度：5.6km 11年度：5.8km 累計18.3km (43.5%)
30.県有施設の緑被率の向上	○県有施設の新設の際に、緑被率30%を確保していきます。	○ 县有施設新設時の緑被率の確保 9年度：協議件数4件、緑被率31.43% 10年度：協議件数6件、緑被率30.65%
31.都市計画区域内緑地面積、帰市公園整備面積の拡大	○都市計画区域内における緑地の割合を区域内の1割以上とします。都市公園の整備面積を2005年度（平成17年度）に県民一人当たり7m ² 、2015年度（平成27年度）に県民一人当たり10m ² とします。	○ 施設緑地の整備 10年度まで：7,082ha ○ 保全緑地の指定 10年度まで：32,905ha
32.特定フロンの全量回収	○特定フロンの全量回収 ○冷媒用特定フロンについては、1999年（平成11年）から全量回収します。 ○断熱用特定フロンについては、技術的に可能な分野から順次推進し、できる限り早期に全量回収できるよう努めます。	○ フロン回収処理 9年度： ・フロン回収処理推進機器設立 10年度： ・フロン回収処理システムスタート ・断熱用フロン回収処理ハイロット事業の実施
33.CO ₂ 排出量の削減	○2000年（平成12年）における県民一人当たりのエネルギー利用に係るCO ₂ 排出総量を1990年（平成2年）レベルに安定させます。 さらに、この場合、人口増により総排出量では1990年（平成2年）レベルを上回ることとなるので、2000年（平成12年）以降は総排出量においても1990年（平成2年）レベルで安定するように努めます。	○ CO ₂ 排出量（推計値） 2年： ・1人当たり2.21t-c ・総排出量1,764万t-c 5年： ・1人当たり2.22t-c (2年比0.5%増) ・総排出量1,840万t-c (同4.3%増) 9年： ・1人当たり2.24t-c (同1.4%増) ・総排出量1,867万t-c (同5.8%増)
34.エネルギー消費量の削減	○2000年（平成12年）までの間に最終エネルギー消費の伸びを年平均1%程度とします。	○ 神奈川県の最終エネルギー消費量 2年度：274.8×10 ¹² kcal 7年度：302.5×10 ¹² kcal 8年度：300.1×10 ¹² kcal ○ 神奈川県の最終エネルギー消費量の直近5年間の年伸び率の平均値 3～7年度：1.74% 1～8年度：1.82%
36.企業の自主的な環境配慮体制整備の普及	○企業の自主的な環境配慮体制整備の普及に努めます。	○ ISO14001認証取得事業所数（累計） ~年末：12 5年末：71 10年末：151
37.環境にやさしい農業の推進	○農業生産における、農薬、化學肥料の使用量が2006年度（平成18年度）に30%減量化するよう促進します。	○ 削減マニュアルの作成数（代替指標）（累計） 9年度：9作目・作型 10年度：19作目・作型 11年度：34作目・作型
41.トラスト運動の基金、会員数の増強	○かながわトラストみどり基金について、年間3,000万円の寄付を募り、2006年度（平成18年度）までに3億円の基金の積み増しを行います（1995年度（平成7年度）末累計額約114.5億円）。 ○トラストの会員数を、1995年度（平成7年度）末の29,590人から、2006年度（平成18年度）までに50,000人にします。	○ トラストみどり基金への寄付 8年度：2,500万円 9年度：1,200万円 10年度：2,300万円 ○ フラスト会員数 8年度末：30,712人 9年度末：33,054人 10年度末：34,115人
42.市民環境モニタリングなどを活用した参加と協働による環境情報の収集提供体制の整備	○1999年度（平成11年度）までに市民環境モニタリング等を活用した参加協働型の情報収集提供体制の構築を行います。	○ 参加協働型の情報収集提供体制整備 9年度：「環境情報コーナー」の整備、「環境情報コーディネーター」の配置 10年度：「かながわの環境」ホームページの開設と発信情報の充実
44.流域の環境保全行動指針の策定と目標の設定	○流域の各主体の環境保全行動指針を策定します。	○ 行動指針の策定 9年度：「アジェンダ21桂川・相模川」策定 10年度：行動目標、各主体の行動の検討 「酒匂川水系保全協議会」に参画
□)環境基本計画モデル事業の推進(見直して廃止した目標)	○2001年度（平成13年度）までに5箇所の環境基本計画モデル事業を推進します	○ モデル事業の採択件数 9年度：0件 10年度：0件 11年度：0件

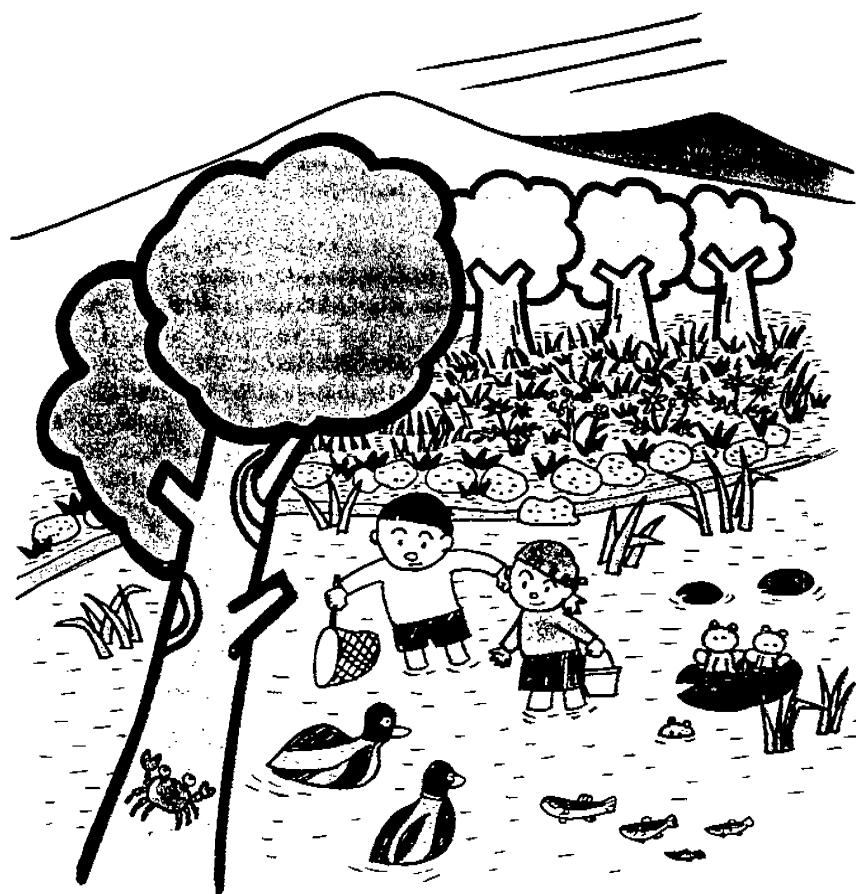
神奈川県環境基本計画
2000年(平成12年) 4月版

発行者 神奈川県環境農政部環境計画課
〒231-8588
横浜市中区日本大通1
電話045-210-1111 (代表)
印刷所 亀崎印刷株式会社



神奈川県

「環境ホルモン」と「ダイオキシン類」について もっと知っていたくために



平成 12 年 10 月

◆はじめに◆

毎日使うプラスチック容器や化学繊維、医薬品など、私たちの生活は化学物質による様々な恩恵を受けています。しかし最近、野生生物の一部にオスのメス化や、人の精子の数が減っているのではないかなど、多くの事例が報告され、これらの原因として、「環境ホルモン」と呼ばれる化学物質が問題となっています。

また、「環境ホルモン」の疑いがある化学物質が、身近な食器類や日用品の一部に使用されていることが明らかになって社会問題化したため、現在、国や産業界等が調査研究や他の素材への転換等の対応を進めています。

この「環境ホルモン」については、様々な情報が提供され不安に感している方もあり、多くの県民の皆さんから、どのようにして正しい情報を入手したらよいかという相談が寄せられています。

一方、ごみの焼却処理などに伴って発生する「ダイオキシン類」については、毒性の強い化学物質として恐れられており、また、「環境ホルモン」としての作用も疑われているため、どのように対処したらよいかを知りたいという声も数多く寄せられています。また、ダイオキシン類については、平成12年1月から「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、対策が進められています。

そこで、「環境ホルモン」と「ダイオキシン類」について、よりよく御理解いたたくため、現時点の科学的な知見をもとに、分かっていることやまだ分かっていないこと、国や県、産業界、市民団体の取組み、また、私たちの生活との関係などについて取りまとめましたので、御活用いただければ幸いです。

このパンフレットは、平成10年12月に作成したものと、 「ダイオキシン類対策特別措置法」等の新たな情報をもとに、内容を改めて作成したものです。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

環境ホルモンについて

Q1 環境ホルモンとは何ですか	1
Q2 環境ホルモンにはどのような物質がありますか	2
Q3 野生生物への影響が現われているそうですが	3
Q4 環境ホルモンはわずかな量でも問題ですか	3
Q5 環境ホルモンは人への影響がありますか	4
Q6 環境ホルモンは法令規制されているのですか	4
Q7 大気中や河川水中にも存在しているのですか	4
Q8 県内の工場ではどのくらい取り扱われていますか	5
Q9 食品や食器類、水道水の実態はどうですか	5
Q10 国ではどのような取組みを行っていますか	5
Q11 県ではどのような取組みを行っていますか	7
Q12 産業界や市民団体の取組みはどうですか	7
Q13 私たちはどのように注意したらよいのですか	8

【コラム】

◆ ホルモンとは	1
◆ 化学物質とは	1
◆ ppt (ピー・ピー・ティー)	3
◆ ホルモン搅乱作用による人の健康への影響	4
◆ PRTR とは何ですか	6
◆ 専門的な検討体制	7

ダイオキシン類について

Q1 ダイオキシン類とはどんなものですか	9
Q2 ダイオキシン類はどこから発生するのですか	9
Q3 発生した後はどうなるのですか	10
Q4 環境基準はどうなっていますか	10
Q5 環境中のダイオキシン類はどのくらいですか	10
Q6 健康のための基準はどうなっていますか	11
Q7 食品からはどのくらい取り込まれているのですか	11
Q8 焼却施設などの基準はどうなっていますか	12
Q9 市町村の焼却施設の改善は進んでいますか	13
Q10 ごみを減らす取組みは進んでいますか	13
Q11 事業者の取組みは進んでいますか	14
Q12 塩素を含むプラスチックの使用は 控えるべきですか	14
Q13 小さな焼却炉や「ごみの野焼き」も心配ですか	15
Q14 今後の国や県の取組みはどうなるのですか	15
Q15 私たちはどうすればよいのですか	16
Q16 食事について注意することはありますか	16
Q17 赤ちゃんの授乳は大丈夫ですか	16

【コラム】

◆ ダイオキシン類の構造図	9
◆ 2, 3, 7, 8-TCDD の構造と毒性等量 (TEQ)	9
◆ 小さな単位	10
◆ 耐容一日摂取量 (TDI)	11
◆ 廃棄物焼却炉のダイオキシン類発生抑制対策	13
◆ 容器包装リサイクル法	14
◆ ダイオキシン類の研究	15
◆ 環境モニタリング調査	15
◆ ダイオキシン対策の体系	15
◆ 県内で発生したダイオキシン問題	17

Q1 環境ホルモンとは何ですか

現在、一部の野生生物にオスのメス化や、その逆の現象が起こっていることが指摘されています。また、人の精子の数が減少しているのではないかとの報告もなされています。

これらの原因物質ではないかと疑われている一部の「化学物質」が、「環境ホルモン」と呼ばれています。

環境庁が平成10年5月に公表した『外因性内分泌搅乱化学物質問題への環境庁の対応方針について－環境ホルモン戦略計画 SPEED'98－』（以下「SPEED'98」と略称します。）によれば、「環境ホルモン」とは、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で當まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」であるとされています。

本来のホルモンは、私たちの身体の中で男女の違いを形作ったり、健康を維持する上で重要な働きをしているため、「環境ホルモン」による健康への影響が心配されています。

■化学物質とは■

私たちが日常使っているプラスチック容器、化粧品、殺虫剤、医薬品などは化学物質からできています。また、工場で使用されている資材、自動車のガソリンやオイル、化学肥料や農薬も化学物質です。

このように、化学物質は目的とする機能や性質に応じて多種多様なものが生産され、事業活動から家庭生活までのあらゆる場面で使用されています。

化学物質は種類が非常に多く、現在使われているものは世界全体で約10万種、日本で数万種あるといわれています。その他、化学物質の中には、目的に応じて製造されるものや天然物のほか、ダイオキシン類のように「非意図的」に生成されてしまう化学物質（注1）もあります。

多くの化学物質は、程度の差こそあれ、何らかの有害性（注2）があるといわれています。そのため、そのような化学物質については、使用方法や用途などに応じた基準等が定められています。また、基準等が定められていなくとも、人の健康を損なうおそれがある化学物質については、環境汚染等が発生しないよう、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」によって、工場等での適正な管理の責務が定められており、国に

「環境ホルモン」は、科学的には「内分泌搅乱化学物質」という名称が使われています。

本来、「ホルモン」という言葉は、体の中から分泌されるものという意味があるので、体外の物質をホルモンと呼ぶのはおかしいという方もいますが、ここでは、一般的に使用されている「環境ホルモン」という名称を使います。また、「内分泌搅乱作用」については、「ホルモン搅乱作用」と呼ぶこととします。

■ホルモンとは■

ホルモンとは、身体の中で作られ微量で作用する、体内的「情報伝達物質」です。一般的には、脳下垂体、甲状腺、副甲状腺、副腎、胰臓、卵巣、精巣などの器官から分泌され、血液等によって体内の各器官に運ばれ、レセプター（受容体）と呼ばれるタンパク質に結合し、その器官の働きを適正に調節するという、私たちの健康を維持する上で重要な役割を果たしています。

おいても自主管理を促進するため、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法、6ページ参照）が制定されています。

■化学物質を適切に使うためには■

私たちの生活の中をみると、化学物質は日用品をはじめ、あらゆる場面で使用されており、私たちはその恩恵を受けていることがわかります。

化学物質は、適切に使用すれば大変有用なものです。そのため、用途や使用方法、使用量が適当であるか注意する必要があります。さらには環境中へむやみに排出することがないよう、また、廃棄物となってしまう量が少なくなるように気を付けて取り扱うことが大切です。



注1 「非意図的に生成されてしまう化学物質」とは、それを製造することを目的としていないにもかかわらず、燃焼工程などで付随的に生成される化学物質のことです。

注2 「有害性」には、急性や慢性の毒性、発がん性などの種類があります。有害性の強さは化学物質の種類によっても異なります。最近では、ホルモン搅乱作用やアレルギーの原因など新たな有害性の研究も行われています。

環境ホルモンについて

Q2 環境ホルモンにはどのような物質がありますか

「SPEED'98」には、今後、環境庁が優先的に調査等に取り組む化学物質という意味で、約70の化学物質が示されています。

このリストは、各国の研究者からの報告をもとに作成されており、人や野生生物への影響が疑われている化学物質もあれば、本当に環境ホルモンであるのか判然としないものもあるといわれています。

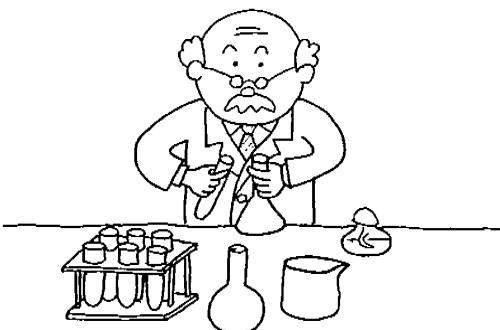
そのため、個々の化学物質がホルモン搅乱作用を有するのかどうか、その強さはどの程度であるのかといった調査研究が、現在、国際的な協力のもとに進められています。

今後、環境ホルモンに関する新しい情報が順次明らかになるにつれ、新たにリストに追加されたり、場合によっては削除される化学物質が出てくることでしょう。

したがって、このリストは現時点では、「ホルモン搅乱作用を持つ可能性が疑われている化学物質」のリスト

であるといえます。

そのほか、大豆などの植物にもホルモン作用を持つ可能性がある化学物質が含まれており、これが、搅乱作用があるかどうか検討されています。また、人や動物の尿の中にも「ホルモン」が含まれているため、これらによる人や野生生物に対する影響などについても、現在、調査研究が進められています。



■ホルモン搅乱作用を持つ可能性が疑われている化学物質■

主な用途など	国内で製造や使用等されている化学物質	原則として、現在、国内で製造又は使用等されていない化学物質
工業用の原材料	熱媒体	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB)
	難燃剤	—
	船底塗料	トリブチルスズ、トリフェニルスズ
	洗剤等の原料	アルキルフェノールの一部（ノニルフェノール、4-オクチルフェノールなど）
	プラスチックの原料	ビスフェノールA
	プラスチックの可塑剤	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジ-n-フチル、フタル酸ジシクロヘキシル、フタル酸ジエチル、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル
	染料等の製造過程中の物質等	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジヘキシル、フタル酸ジプロピル
農薬類（除草剤、殺虫剤、殺菌剤）	その他	—
		カドミウム、鉛、水銀
その他	燃焼に伴って非意図的に生成	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸、アトラジン、アラクロール、シマジン、カルバリル、ケルセン、エンドスルファン（ベンゾエピン）、マラチオン、メソミル、トリフルラリン、ペノミル、マンゼブ（マンコゼブ）、マンネブ、メトリブシン、シペルメトリン、エスフェンバレート、フェンバレート、ペルメトリン、ジネフ、ジラム
	生体内で化学変化した後の物質	ヘキサクロロベンゼン (HCB)、ベンタクロロフェノール (PCP)、2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸、アミトロール、ヘキサクロロシクロヘキサン、エチルバラチオン、クロルデン、トランヌーナクロル、1,2-ジブロモ-3-クロロブロバン、DDT、アルドリン、エンドリン、ディルドリン、ヘプタクロロ、メトキシクロル、マイレックス、ニトロフェン、トキサフェン、アルディカーブ、キーボン (クロルデコン)、メチラム、ビンクロゾリン
	化学物質の製造時の副生成物等	DDE、DDD、オキシクロルテン、ヘプタクロルエポキサイド

この表は、「SPEED'98」をもとに、各化学物質を用途や製造・使用状況、また生成の状況によって整理したものです。

環境ホルモンについて

Q3 野生生物への影響が現れているそうですが

これまで、環境ホルモンか原因ではないかと疑われる様々な自然界の現象が報告されています。の中には、次の表にあるように環境ホルモンがその原因ではないかと考えられている現象もあれば、良く分らないものもあります。

我が国ではこれまで生態系に対する基礎的な調査自体あまり行われていませんでした。

そこで、国内の野生生物に対し、どのような影響が出

ているのかを把握するため、現在、環境庁が全国的な実態調査を進めています。

野生生物に現われる現象は、人への影響を考える上で非常に重要といわれています。我々人間も野生生物も、同じように生態系の中で暮らしている仲間ですので、様々な生物への影響にも関心を持ち、共存し続けていくような環境を目指していくことが大切です。

■野生生物への影響との関連■

この表は、「SPEED'98」等を参考に作成しました。

国名	生物の種類	異常の内容	原因と疑われている化学物質
環境ホルモンの影響と疑われている現象			
アメリカ	ワニ	生殖器異常、卵の孵化率低下、個体数減少	DDT 等の有機塩素系農薬
オランダ	アザラシ	個体数減少、免疫機能の低下	PCB
カナダ	シロイルカ	個体数減少、免疫機能の低下	PCB
オーストラリア	ヒツジ	死産の多発、奇形の発生	植物エストロジェン（クローバー由来）
国 内	本県沿岸部に生息する巻き貝の一種「イボニシ」の雄性化		有機スズ化合物
環境ホルモンの影響かどうか分からぬ現象			
イギリス	河川のローテ、ニジマス	メス化	ノニルフェノール、女性ホルモン、ビル（断定されず）
アメリカ	五大湖のカモメ	メス化	DDT、PCB（断定されず）
アメリカ	ミシガン湖のメリケンアジサシ	卵の孵化率の低下	DDT、PCB（断定されず）
アメリカ	五大湖のサケ	甲状腺過形成、個体数減少	不明
アメリカ	ピューマ	精巣停留、精子数減少	不明
国 内	多摩川のコイ	オスの精巣の異常、メス特有のタンパク質の生成	不明
	東京湾のマニガレイ	オスにメス特有のタンパク質の生成	不明
	北九州のカニル	過剰肢力エルの出現	不明（遺伝による影響か）

環境ホルモンについて

Q4 環境ホルモンはわずかな量でも問題ですか

環境ホルモンのうちの「一部の化学物質」は、従来の有害な化学物質に比べると、極めてわずかな量で生物に影響を与えるものがあるといわれています。

専門家によれば、ホルモン攪乱作用はそれぞれの化学物質によってかなりの差があり、わずかな量で影響を与える強い作用のものもあるれば、作用が弱くあまり問題にはならないものもあるそうです。また、生物の「種類」や体内に取り込まれる「時期」がいつであるか、さらに、それぞれの化学物質が環境中で分解しやすいか、生物の体内に蓄積しやすいなどによっても現れる影響は大きく異なるそうです。

現在、日本の沿岸部に生息する巻き貝の一種である「イボニシ」のメスかオス化するなどの影響が出ています。この原因は、貝殻等の付着防止のために用いられる、一部の船底塗料に含まれる有機スズ化合物が原因ではな

いかと疑われています。「イボニシ」がこの化学物質の影響を受ける濃度は極めて低く、1ppt程度であるといわれています。

このことにより、環境ホルモンと疑われている化学物質のすべてが、わずかな量で影響を及ぼすのではないかと心配されています。しかし、このように極めて低い濃度で影響を及ぼすものとしては、現在のところ「イボニシ」に対する有機スズ化合物の影響のほかには知られていませんが、今後、様々な生物への影響を調査し、多くのデータを蓄積していくことが重要です。

■ppt（ピー・ピー・ティー）■

一兆分の1という濃度の単位。

1g(1円玉1個分の重さ)の化学物質を、ランドマークタワーと同じくらいの水(100万m³)に溶かした濃度

環境ホルモンについて

Q5 環境ホルモンは人への影響がありますか

人のホルモンと人以外の脊椎動物のホルモンには同じようなものもあるため、動物に出ている影響がいすれ人にも現われるのではないかと心配されています。

デンマークの研究者によれば、50年間で人の精子数が半減したとの報告があり、この現象は環境ホルモンと関連があるのではないかと疑われていますが、逆に、精子数は変化していないという報告もあります。

これまで、人の精子の数の調査をはじめ、環境ホルモンと人の健康影響の関係について、科学的な調査研究があまり行われていませんでした。そのため、現在のところ、環境ホルモンによる有害な影響が人に現われたという明らかな報告はありませんが、環境ホルモンが人の健康へ何らかの影響を与えていたのか、いないのかについては、現段階ではよく分らないというのが実情です。

現在、国内外の様々な病院や研究機関により、精子の数、前立腺がんや精巣がん等の発生率、男性の生殖器

の異常、出生児の男女の比率の変化等について調査研究が進められています。

また、人間の体内へ、特に影響を受けやすいといわれる胎児へどのようにして取り込まれるのか、といったメカニズムについても調査研究が進められています。

その他、種々の内分泌器官の働きを攪乱する化学物質の研究など、現在、多方面からの調査研究が進められています。

■ホルモン攪乱作用による人の健康への影響■

いわゆる環境ホルモンではありませんが、人の健康に影響を与えた事例としては、過去に外国で、合成女性ホルモン（ジエチルスチルベストロール）が流産防止剤として妊娠婦に多用されたため、生まれた子供の生殖器に異常が生じたという事例があります。

環境ホルモンについて

Q6 環境ホルモンは法令規制されているのですか

急性毒性などの有害な性質を持つ化学物質に対しては、環境汚染や健康被害などを防止するため、法律等によって環境への排出や食物等に対する規制が行われています。

環境ホルモンと疑われている化学物質の中には、急性毒性や慢性毒性、発がん性などの別の有害性も併せ持つ

物質があるため、現時点でも様々な法律等による規制が行われています。しかし、これまでの法律等による規制基準値は、必ずしもホルモン攪乱作用を考慮しているわけではないため、現在、環境ホルモン作用も含めた規制のあり方などについての検討が行われています。

環境ホルモンについて

Q7 大気中や河川水中にも存在しているのですか

本県では、大気中や河川水等に含まれている化学物質の濃度を把握するため、環境モニタリング等を実施した結果を次の表に示します。

■環境モニタリング等で検出された化学物質(H元~11年度)■

大気調査	ダイオキシン類、クロルデン類、ベンゾ(a)ピレン、PCB、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジエチル、フタル酸ジペンチル、HCB、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	河川等の底質調査 ダイオキシン類、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、ビスフェノールA、ベンゾ(a)ピレン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジヘキシル、フタル酸ブチルベンゼン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ジペルメトリン、メトキシクロル、ケルセン、クロルデン類、トリプチルスズ、トリフェニルスズ、ビスフェノールA、2,4-ジクロロフェノール、n-ブチルベンゼン、PCB、HCB、DDT、DDE、DDD、ディルドリン
河川等の水質調査	ダイオキシン類、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、ビスフェノールA、ベンゾ(a)ピレン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジ-n-ブチル、トリプチルスズ、トリフェニルスズ、POP、アトラジン、アラクロール、ジペルメトリン、ペルメトリン、2,4-D、水銀	水生生物調査 ダイオキシン類、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸シベンチル、フタル酸ジヘキシル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジクロヘキシル、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ジペルメトリン、メトキシクロル、ケルセン、クロルデン類、トリプチルスズ、トリフェニルスズ、ビスフェノールA、2,4-ジクロロフェノール、n-ブチルベンゼン、PCB、HCB、DDT、DDE、DDD、ディルドリン

環境ホルモンについて

Q8 県内の工場ではどのくらい取り扱われていますか

本県では、平成 8 年度に工場・事業場を対象に、化学物質の取扱量などの実態を調査しました。その結果、1 年間に約 318 万トン、327 種の化学物質について報告がありました。「SPEED'98」で示されている化学物質については、約 15 万トン、11 種であり、その中で量が多いものは、次の表のとおりで、電気製品の製造工場や化学工場にて原材料などに使用されていました。

■化学物質の取扱量等の概要■

種類	取扱量（平成 8 年度）	一部地域における環境中への排出量（平成 11 年度）
鉛及びその化合物	78,032 トン／年	大気中：730kg／年、河川など：87kg／年
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	59,106	大気中：451kg／年、河川など：14kg／年
カドミウム及びその化合物	3,156	大気中：39kg／年、河川など：7kg／年
ビスフェノール A	2,988	大気中、河川など：報告なし
ノニルフェノール	2,862	大気中、河川など：報告なし

環境ホルモンについて

Q9 食品や食器類、水道水の実態はどうですか

本県では平成 10 年度から、食器類、農産物、水道水等を対象に「SPEED'98」に示された化学物質のうち、ビスフェノール A、フタル酸エステルや農薬などについて、調査を実施しています。

平成 11 年度までの結果は、ポリカーボネート製食器・哺乳びん、塩化ビニル製のおもちゃ・ラップ、缶詰食品などの一部からビスフェノール A が、缶詰食品の一部からフタル酸エステルが、農産物の一部から 6 種類の農薬が微量検出されましたか、食品衛生法の残留基準を超えるものはありませんでした。また、水道水の原水からノ

ニルフェノール、ビスフェノール A、ペノミル、鉛が、浄水からノニルフェノール、鉛がそれぞれ微量検出されました。

消費生活モニターアンケート調査によると、「店頭で持ち帰り弁当などを購入した容器のまま電子レンジで加热したことがある。」と答えた人が約 3 割いることが判りました。そこで、弁当容器の調査を実施したところ、ポリスチレン容器にサラダ油を入れ、長時間置いたり加热したりすると、「SPEED'98」に示されたスチレンダイマーやトリマー（2 及び 3 量体）が微量検出されました。

環境ホルモンについて

Q10 国ではどのような取組みを行っていますか

現在、国では環境ホルモンについての総合的な研究施設の設置を進めるとともに、国際的な連携を図りながら、各省庁が連携協力し、次のような取組みを進めています。

■環境庁■

平成 10 年 5 月に「SPEED'98」を公表し、野生生物や人への影響調査、大気・水域の調査などの環境モニタリング・試験研究及び技術開発の推進等の環境ホルモン問題への取組みの方向性を明らかにしています。

この中で、「環境ホルモンとの因果関係や異常が発生

するメカニズムについては、いまだ十分に明らかにされていない状況にある」とした上で、本問題が「人間及び生態系に取り返しのつかない重大な影響を及ぼす危険性をはらんだ問題」であることにかんがみ、平成 12 年度からは、3 年計画でミレニアムプロジェクトによって優先物質の有害性評価を実施するとともに、英国などとの国際共同研究や国際シンポジウムの開催など、国際連携・協調を推進しています。

また、専門家等で構成される「内分泌搅乱化学物質問

題検討会」において今後の調査計画や結果の評価等の検討を行っています。

■厚生省■

平成10年4月に専門家等から構成される「内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会」を設置し、ヒトの健康に対する影響等の検討を進めており、その中で食品用のプラスチック容器等に用いられているポリカーボネート、ポリスチレン、ポリ塩化ビニルについては、現時点では直ちに使用禁止等の措置を講ずる必要はないとの見解を示しています。

なお、平成12年6月に塩化ビニル製の手袋に含まれているフタル酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHP）が食品へ大量に移行することが判明したため、当面、DEHPを含む塩化ビニル製の手袋の食品への使用を避けるよう指導を行うとともに、今後、規格基準の改正を検討することとしています。

■農林水産省■

農薬の登録にあたっては、生殖能力や次世代への影響を調査するため、実験動物で2世代以上に及び繁殖試験や催奇形性試験を行っています。しかし、ホルモン搅乱作用の問題は、新たな知見であることから、科学的知見

を充実させていくことが重要な課題となっています。

現在、関係省庁や国内外の関係機関等とも連携しつつ、必要な調査研究等を進めており、得られた新たな科学的知見によりその都度、現行の試験手法を充実することとしています。

■通商産業省■

化学物質に対する内分泌かく乱作用の有無に関するスクリーニング試験法、分析手法等の開発や業界指導等を行っています。また、平成11年7月には、化学品審議会試験判定部会に内分泌かく乱作用検討部会を設置し、科学的知見や新たな文献調査等を加えて専門的な検討も行っています。

■運輸省■

有機スズ化合物の世界的な全面禁止について、国際海事機関（IMO）に対して、提案国となり検討を進めています。また、港湾内の実態調査等に取り組んでいます。

■科学技術庁■

内分泌搅乱の発現メカニズムの解明やヒトを含む哺乳類への影響等に関する研究に取り組んでいます。

■文部省■

国立大学に分析機器等を導入して基礎研究の充実を図

■PRTRとは何ですか■

「PRTR」とは、Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略称です。これは、有害性のおそれがある化学物質の環境中への排出量と、廃棄物に含まれて事業所の外に移動する総量を集計し、公表する仕組みです。

■PRTR法とは何ですか■

平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）が制定されました。この法律では、人の健康や生態系への影響を生じるおそれがある354の化学物質（「SPEED'98」に掲げられた物質の約30種を含む。）について、製造業を中心とした23業種の一定規模以上の事業所からの排出・移動量を平成14年度から都道府県を経由し、国の主務大臣へ届け出ることになっています。

国では届出されたデータの集計値、家庭や農地、自動車などからの排出量の推計値を併せて公表します。このデータは都道府県へ通知され、地域のニーズに応じて活用されることとなっています。

また、PRTR法では、事業所において化学物質の排出・移動量の把握等、適正な管理を促進させるため、435（先の354に81を追加）の化学物質については事業者間の販売・譲渡の際に、「化学物質安全性データシート（MSDS:Material Safety Data Sheet）」の交付が義務づけられています。

■PRTRは何に役立つのですか■

事業者自身にとって、排出・移動している化学物質の量を把握できるため、環境への排出を管理できるようになります。

また、市民・NGOは、化学物質の排出の現状や「環境リスク」に関する理解を深め、事業者や行政機関の取組みを評価したり、自らも化学物質に配慮した消費行動やライフスタイルへと転換していくことができるようになります。

さらに、環境管理のための指標等ともなるため、行政機関は、効率的な施策を行うことができるようになります。

このようにして、化学物質による「環境リスク」（注）の低減に向け、事業者や行政機関、市民・NGOが協働して取組みを進めることができます。

■PRTRパイロット事業とは何ですか■

環境庁では、我が国のPRTRをどのような制度とするべきかを調査するため、本県、愛知県、福岡県の一部地域の約2,000の工場等を対象に、平成10年度に「パイロット事業」と呼ばれる試行的な調査を行いました。

この中間報告によれば、138種類の化学物質について、587の工場等から、年間約4万5千トンの排出・移動量があることが判りました。この中には、環境ホルモンと疑われている化学物質の一部も含まれており、詳細な内容は、環境庁のインターネットホームページ（<http://www.eic.or.jp/>）等で公表されています。

(注)「環境リスク」とは、化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に悪影響を与える「おそれ」のことです。

るほか、科学研究費補助金に時限付き分科細目「内分泌かく乱物質」を設定し、研究の支援を行っています。

■建設省■

河川・下水道・住宅における実態調査、リスク管理手

法の調査研究等に取り組んでいます。

■労働省■

労働現場における、実態調査、労働者の暴露調査等を行っています。

環境ホルモンについて

Q11 県ではどのような取組みを行っていますか

本県では、環境ホルモン問題は、環境や人の健康との関連が深い非常に重要な問題と考え、国が行う実態調査等の取組みへの協力をはじめ、専門家の助言等を受けつつ、次のような県独自の対策を実施しています。

- ①環境ホルモンの疑いがある化学物質について、大気や水域等の環境モニタリングや食品・容器等の基礎的な調査を実施しています。
- ②「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」によって、化学物質を取り扱っている事業者の皆さんに対し、化学物質の排出抑制や適正管理の指導、また研修会等を通じ情報提供等を行っています。
- ③インターネット等により正確で分かりやすい情報をお知らせするほか、県民の皆さんからの相談や問い合わせ

について、環境科学センターや保健福祉事務所等の窓口で対応しています。

なお、県内的一部の市町村においても、給食用の食器類に対する本格的な調査や、環境モニタリング調査、工場における使用実態調査等の独自の取組みを進めています。

■専門的な検討体制■

本県では、平成元年度に化学物質関係の学識者 15名によって構成される「神奈川県化学物質等環境保全対策委員会」を設置し、専門的見地からの検討を行っています。また、平成 10 年度からは、環境ホルモンの専門家も加え、審議内容の充実を図っています。

環境ホルモンについて

Q12 産業界や市民団体の取組みはどうですか

環境ホルモン問題への対応として、産業界や市民団体は、次のような様々な取組みを行っています。(詳細は「環境ホルモン情報集」を参照)

■産業界■

産業界では、国際的な連携による調査研究等により、環境ホルモンに関する科学的な事実の究明を行うとともに、市民・消費者に対しては、化学物質や製品に関して正しく理解してもらうため、パンフレットやインターネットによる分かりやすい情報提供に努め、また意見交換等を行うなど、化学物質を安心して利用してもらうための努力を継続していくことがあります。

◇製缶業界

缶の内側に使用していたエポキシ樹脂を一部のメーカーでは、別の材質(PET:ポリエチレンテレフタレート)に変更しています。

◇界面活性剤や洗剤業界

界面活性剤の業界全体として、代替物質への移行に取り組んでいます。

なお、国内の家庭用洗剤にノニルフェノールやオクチルフェノールといった環境ホルモンと疑われている物

質を生じるような界面活性剤は、使用されていないそうです。

◇玩具業界

一部の塩化ビニル製のおもちゃには、環境ホルモンとして疑われている物質が使用されていましたが、使用を避けるようになったメーカーもあります。また、購入時点で消費者に対する情報提供として、材質の表示をするようになりました。

■市民団体■

消費者団体では、構成員への正確な情報提供や影響の判明した化学物質の回避・賢い使い分け、不必要的化学物質の使用の回避、行政機関への情報公開要請、独自に学習会や野生生物調査を行っており、さらに、生活協同組合ではメーカーへ要請して包装材の非塩素系樹脂化・カッ普ラーメンの包装材の紙への転換・缶の内側の樹脂の変更等といった取扱い商品の切り替えを行っています。

環境保護団体では、予防原則に則り、確たる科学的知見が得られていなくても、考えられる潜在的なリスクに心じた対応を図るために、市民に対し、ごみや化学物質の環境中への排出の削減、必要以上に化学物質に依存しな

い消費者となること、環境ホルモンのみでなく環境問題全体に関心を持ち行政や事業者に情報開示を求めることがあります。

これらの団体では、産業界に対しては、素材の成分表示の徹底や使用された後までの対策、市民団体との建設

的な対話等を求めていました。

また、専門家に対しては、どこに問題があるのか、実態はどうなのかについて、分かりやすい説明を求めており、行政機関に対しては、中立的な立場での正確な情報提供、予防原則に則った積極的な対策等を求めていました。

環境ホルモンについて

Q13 私たちはどのように注意したらよいのですか

環境ホルモンについては、ホルモン搅乱作用の試験方法や、人の健康への影響等の調査研究が進められている段階であるため、現在のところ、「どの化学物質が環境ホルモンなのか」、「どの程度危ないのか」などについては分かっていません。

さらに、環境ホルモンと疑われている様々な化学物質についても、どれくらいの量がどのようにして私たちの体の中に取り込まれるのか、調査研究が進められているところです。そのため、現時点では、環境ホルモンへの確実な対処方法を明らかにすることは、難しいのが実情です。

そこで、これまでの科学的な知見をもとに、当面、次のようなことに注意したほうがよいのではないかと考えられますので、参考にしてください。

して取り扱うことが必要です。

■妊娠婦や乳幼児の場合■

食器類については使用禁止等の必要性はないのですが、専門家によれば、環境ホルモンの影響を受けやすいのは、胎児や乳幼児であるといわれています。そのため、妊娠時や乳幼児の時期には、食器類を使用する際には取扱方法を守るなど、なるべく体内に取り込むことがないよう注意することが望ましいことです。

なお、環境ホルモンについては、様々な情報があふれているため、不安を感じて安全が確認されるまで使用しないと考えている方もいると思いますが、「不安のあまり、プラスチック製品に対して神経質になり過ぎることがないように。」と専門家も心配していることに留意してください。

しかし、どうしても心配であるという方は、ガラスや陶器、漆器などの代替品が使える場合には、それらを使うこともよいのでは、とのことです。

■プラスチックの食器類について■

最近、ポリカーボネート製品から「ビスフェノールA」が、ポリスチレン製品から「スチレンの2及び3量体」が、ポリ塩化ビニル製品から「フタル酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHP）」等が溶け出してくれることが問題となっています。（製品材質は、通常、底の部分などに表示されています。）

このことについて、平成10年11月の中間報告では、「人の健康に重大な影響が生じるという科学的知見は得られておらず、現時点で直ちに使用禁止等の措置を講ずる必要はない。」との見解が示されています。しかし、平成12年6月に塩化ビニル製の手袋に含まれているDEHPが食品へ大量に移行することが判明したため、国では当面、DEHPを含む塩化ビニル製の手袋の食品への使用を避けるよう指導を行うとともに、今後、規格基準の改正の検討を行うこととしています。

なお、ビスフェノールAなどの化学物質は、熱湯を用いた場合や油分に触れた場合に溶出しやすくなることが知られています。したがって、身体に取り込まないようするためには、容器の取扱方法等の表示をよく読み、極端な高温で長時間使用することなどがないよう、注意



ダイオキシン類について

Q1 ダイオキシン類とはどんなものですか

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)では、

- ①ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)
 - ②ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
 - ③コブラナーポリ塩化ビフェニル (コブラナーポリPCB)
- の3物質群(単一の物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称)を「ダイオキシン類」と定義しました。

ダイオキシン類は図のような構造の化合物で、塩素の数や付く位置によっても形が変わるために、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コブラナーポリPCBは十数種類の仲間があり、これらのうちの29種類が毒性を持っているとみなされています。

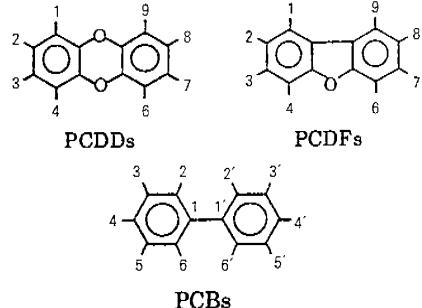
ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい性質を持った化学物質です。また、常温では安定していますが、高温(800°C以上)ではほとんど分解します。ダイオキシン類は、動物実験によると発がん性や奇形を発生させる性質(催奇形性)、さらには環境ホルモンとしての作用の一つの生殖毒性や免疫毒性など、いろいろな毒性があることが多くの研究者から報告されています。

しかし、人への影響はまだよく分かっていないことが多く、2,3,7,8-TCDDには発がん性があるとされているほかは、催奇形性や生殖毒性、免疫毒性があるかどうか

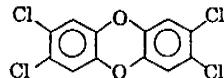
はよく分かっていません。

ダイオキシン類は「青酸カリよりも毒性が強く、人工物質としては最も強い毒性を持つ物質」といわれることがあります。これは、日常の生活中で摂取する量の数十万倍の量を摂取した場合の急性毒性のことです。

■ダイオキシン類の構造図



■2,3,7,8-TCDDの構造と毒性等量 (TEQ)



ダイオキシン類の毒性は、その種類によって異なるので、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性の強さに換算して示すこととなっており、その換算値であることを表すため「TEQ」(ティー・イー・キュー)という記号で表示することになっています。

ダイオキシン類について

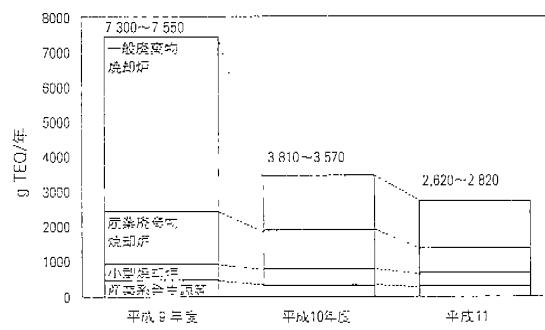
Q2 ダイオキシン類はどこから発生するのですか

ダイオキシン類は、物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造する過程などで非意図的に生成されてしまう副生成物です。現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼ですか、その他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排ガスなどの様々な発生源があります。ダイオキシン類は主としてものを燃やすところから発生し、排ガス処理施設で除去できなかった部分が大気中に排出されます。また、かつて使用されていたPCBや、現在は農薬としての登録が失効しているCNP(クロルニトロフェン)剤に不純物として含まれていたものか底質などの環境中に蓄積している可能性があるとの研究報告があります。

日本全体では、1年間で約2,620~2,820gのダイオキシン類(平成11年度、コブラナーポリPCBを含む)が排出されていると試算されていますが、そのうちの約46%

が家庭のこみを処理するための市町村の焼却施設から、約33%が産業廃棄物焼却施設から、約11%が事業所に設置される小型焼却炉から発生するとみられています。

■発生源別ダイオキシン類排出量(コブラナーポリPCBを含む)



ダイオキシン類について

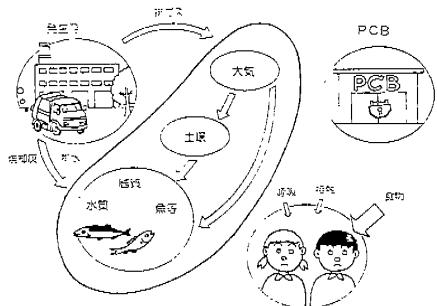
Q3 発生した後はどうなるのですか

環境に出た後の動きについては詳しくわかっていますが、例えば、大気中の粒子などに吸着したダイオキシン類は、地上に落ちてきて土壤や水を汚染し、また、様々な経路から長い年月の間に、底泥等の環境中に蓄積されているものも含めて、プランクトンや魚介類等に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられています。また、太陽からの紫外線を受けると徐々に分解するといわれています。

そのほか、ダイオキシン類が植物の葉に付着する場合も考えられ、これを餌とする動物の体の中にも取り込まれていきます。

このような結果、私たちは、ダイオキシン類を含む食

品を食べたり、ダイオキシン類を含む空気を吸って、ダイオキシン類を体に取り込むことになります。



ダイオキシン類について

Q4 環境基準はどうなっていますか

「ダイオキシン類対策特別措置法」の中で、大気や水質等の「環境基準」が定められています。環境基準とは、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、国や県が施策を実施していく目標となるものです。

■小さな単位■

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム、

ng (ナノグラム) : 10億分の1グラム

■ダイオキシン類対策特別措置法に係る環境基準■

環 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)
水 質	1pg-TEQ/L 以下 (年平均値)
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下 なお、250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとなっています。

(参考、厚生省が定める水道水質に関する監視項目としての指針値は、1pg-TEQ/L 以下となっています。)

ダイオキシン類について

Q5 環境中のダイオキシン類はどのくらいですか

本県では、平成元年度以降地点を変えながら大気、水域、土壤のダイオキシン類(PCDD及びPCDF)濃度の測定を行ってきました。

大気については、平成9年度は、焼却施設が多く立地する地区(15地点)を選定して測定を行ったところ、平均値で0.21~3.3pg-TEQ/m³の濃度範囲でした。

この調査は、冬期のみの調査であり、コブラナーPCBを測定していないので単純な比較はできませんが、ダイオキシン類の「環境基準値」(年平均値で0.6pg-TEQ/m³)を10地点で上回っていました。

平成10年度からは、大気調査は県内の6カ所の地区行政センターごとに定点(6地点)を定めて年4回の測定を行っています。

また、平成11年度も同様に継続して調査を実施して

おり、一部の地点でコブラナーPCBを含めたダイオキシン類の調査を実施しています。

川や海などの水域についても、毎年それぞれ代表地点を選定し、水質、底質及び水生生物を調査しています。

また、土壤については平成10年度から大気の調査地点の周辺の12地点で調査を実施しています。

これらの調査結果を次に示します。

なお、平成12年度からは「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいた常時監視等の調査を実施しており、大気の調査地点については54地点、水質の調査地点は61地点、地下水と土壤はそれぞれ42地点と調査地点を大幅に増加し、県内の環境の状況を詳細に把握することとしています。

■ダイオキシン類の環境調査結果■

		年 度	県 調 査	参考、平成 10 年度緊急全国一斉調査結果
大気	H 9	[0.21~3.3] pg-TEQ/m ³		0.23(0.0017~0.70) [0.22(0~1.8)] pg-TEQ/m ³
	H10~H11	[0.091~0.54] pg-TEQ/m ³		
水域	水質	H元~H11	[0~0.29] pg-TEQ/L	0.40(0.0014~13) [0.36(0~12)] pg-TEQ/L
	底質	H元~H11	[0~32] pg-TEQ/g	7.7(0~260) [6.8(0~230)] pg-TEQ/g
	水生生物	H元~H11	[0~3.7] pg-TEQ/g	2.1(0.0022~30) [0.64(0~11)] pg-TEQ/g
土壤	H10~H11	[0.037~8.6] pg-TEQ/g		6.5(0.0015~61) [6.2(0.00067~110)] pg-TEQ/g

注1：平成 10 年度緊急全国一斉調査では、一部の検体でコブラナー PCB の調査を実施していない。

注2：[] 内は、コブラナー PCB を除いた値。

注3：引地川水系及び厚木基地周辺ダイオキシン調査については P.17 に記載。

【ダイオキシン類について】

Q6 健康のための基準はどうなっていますか

私たちの健康への影響を評価するため、「耐容一日摂取量」(TDI) という値があります。WHO (世界保健機関) の欧州地域事務局専門家会合は、最近の研究成果を基に、ダイオキシン類の TDI を 1~4pg-TEQ/kg/日 (1 日当たり、体重 1kg 当たりの量のこと) と示しつつ、当面、この水準が耐容しうるものとして、究極的な目標として 1pg-TEQ/kg/日未満とすることが適当であるとの報告が出されています。

我が国では WHO と同様の考え方により、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、TDI を 4pg-TEQ/kg/日と定めています。なお、我が国での取り込み状況は、TDI と比較しても十分に低いとはいえないことから、環境への排出削減が重要であり、将来的には取り込み量をできる限り少なくしていくことが望ましいとされています。

私たちは、主に食事や呼吸を通してダイオキシン類を体内に取り込んでいます。ダイオキシン類が体内に取り込まれると、その大部分は脂肪に蓄積され体内にとどまりますが、体外に排泄される速度は非常に遅く、人の場合は半分の量になるのに約 7 年かかるとされています。

厚生省によれば、一般的な生活においては食事から 2.0pg-TEQ/kg/日、呼吸から 0.07pg-TEQ/kg/日、土壤か

ら 0.0084pg-TEQ/kg/日となり、合計 2.1pg-TEQ/kg/日と推定されています。(Q 7 参照)

このようにほとんどが食品由来ですが、平均的な食生活であれば 4pg-TEQ/kg/日を下回ることが分かっていますので、たくさんの種類の食品をバランスよく食べることが大切です。

■耐容一日摂取量 (TDI) ■

これは、長期にわたり体内に取り込む（摂取する）ことにより健康影響が懸念されるダイオキシン類のような化学物質について、その量までは人が一生懶にわたり取り込んでも健康に対する有害な影響が現れない」と判断される、1 日当たり、体重 1kg 当たりの量のことです。

なお、この TDI は、生涯にわたって取り込み続けた場合の健康影響を指標とした値であり、一時的にこの値を多少超過しても健康を損なうものではありません。

また、TDI は、最も感受性の高いと考えられる、胎児期における体内への取り込みによる影響を踏まえて設定されています。

【ダイオキシン類について】

Q7 食品からはどのくらい取り込まれているのですか

厚生省では、平成 10 年度に、全国 7 地区 10 箇所において食品を通してどのくらいのダイオキシン類が私たちの体に取り込まれるのか調査を行ったところ、1 日当たり、体重 1kg 当たりの「平均推定摂取量」は、2.00pg-

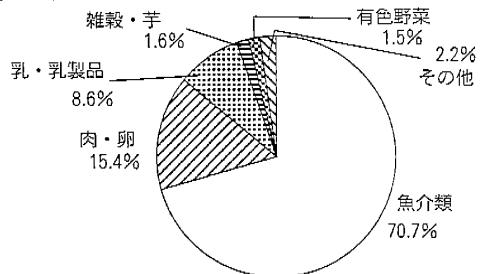
TEQ でした。

また、全国の平均摂取量のうち、食品ごとの摂取割合と、昭和 52 年度からの経年変化を図に示します。

(単位 : pg-TEQ/kg / 日)

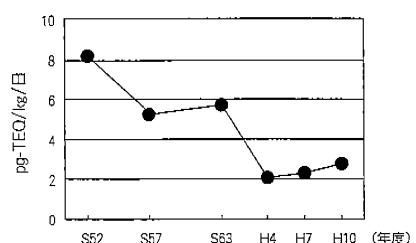
北海道	東北	関東 A	関東 B	関東 C	中部 A	中部 B	関西	中國・四国	九州	平均
2.67	1.26	2.06	2.14	1.99	2.03	1.87	2.72	1.22	1.99	2.00

■総摂取量に対する主な食品群別摂取割合■



■食品からの平均推定摂取量（経年変化）■

(関西地区保存試料分析結果)



出典：「食品中のダイオキシン汚染実態調査研究（平成10年度）その1：トータルダイエットからの1日摂取量」（厚生省：平成11年9月）

----- ダイオキシン類について -----

Q8 焼却施設などの基準はどうなっていますか

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉などからの排出ガス、排出水について、施設の種類ごとに次のような排出基準が定められています。

排ガスに係る排出基準値

(単位: ng-TEQ/m³N)

施設の種類	焼却炉の焼却能力	新設施設基準	既設施設基準	
			H13.1.15～H14.11.30	H14.12.1
廃棄物焼却炉 (焼却能力が合計50kg/時以上)	4t/時以上	0.1	※H10.12.1より適用 注	80
	2t/時～4t/時	1		5
	2t/時未満	5		10
製鋼用電気炉	0.5	20		5
鉄鋼業焼結施設	0.1	2		1
亜鉛回収施設	1	40		10
アルミニウム合金製造施設	1	20		5

注1：廃棄物焼却炉（焼却能力200kg/時（ただし、廃プラスチック類焼却施設の場合は100kg/日）以上）及び製鋼用電気炉については既に規制対象となっているが、焼却能力50kg/時以上200kg/時未満の施設については、平成13年1月15日から適用。

排水に係る排出基準値

(単位: pg-TEQ/L)

特定施設の種類	新設施設排出基準	既設施設排出基準
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		10
・廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		
・PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設		
・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10	(20)
・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		注3
・一般廃棄物焼却施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設（焼却能力50kg/時以上のものに限る）	10	
・産業廃棄物焼却施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設（焼却能力50kg/時以上のものに限る）		(50) 注3
・上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設		10
・上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設		

注2：既設施設については、平成13年1月15日から適用。

注3：()内は、法の施行後3年間適用する暫定的な水質排出基準。

注4：廃棄物の最終処分場からの放流水に係る基準については、最終処分場の維持管理基準を定める命令により10pg-TEQ/Lと規定。

ダイオキシン類について

Q9 市町村の焼却施設の改善は進んでいますか

「ダイオキシン類対策特別措置法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類についてはQ8のように規制され、既存の焼却施設についても平成14年12月1日までには、新しい基準に適合させなければなりません。

県内の市町村の焼却施設は、平成11年度末において、既に半数がこの基準に適合しています。まだ適合していない焼却施設についても、バグフィルタなどの排ガス処理設備を設置したり、燃焼方法の改善を図るなど、基準に適合するよう改善工事を実施しているところです。これらの対策によって、平成14年11月までには全ての焼却施設が基準に適合するよう取り組んでいます。

一方、民間が設置している焼却施設は、平成11年度末において、約8割の施設が基準に適合しています。市町村に比べて適合率が高いのは、焼却施設を廃止したり別の処分方法に転換した事業者が多かったためです。また、基準に適合していない焼却施設は、市町村と同様に、平成14年11月までには全ての焼却施設が基準に適合す

るよう取り組んでいます。

これらの取組みにより、平成14年12月以降、県内の焼却施設から排出されるダイオキシン類の量は、平成9年に比べて10分の1程度に削減することが可能となります。

また、小規模な施設ではダイオキシン類対策がとりにくくことに加え、焼却に伴い発生する余熱の有効利用や焼却灰を資源化して活用することなどの面で困難さがあります。

そこで、いくつかの市町村が共同してごみの発生抑制と再使用・再資源化に取り組むとともに、ダイオキシン類対策を進めるため、一定規模以上のごみ処理施設に集約化することを検討していくこととしています。

県では、このための取組みの方向性を示した「神奈川県ごみ処理広域化計画」を平成10年3月に策定しました。

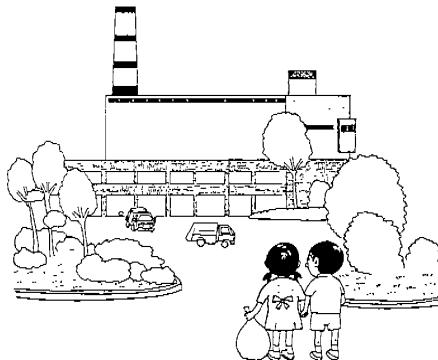
現在、県内の市町村が9つのブロックごとに集まって、具体的な検討を進めていますが、県もメンバーとして参画し、この取組みを支援しています。

■廃棄物焼却炉のダイオキシン類発生抑制対策■

廃棄物焼却炉については、燃焼改善、適切な排ガス処理（集じん装置の低温化、高効率集じん装置の適用等）を行うことにより排出量を減らすことができるようになりました。

【技術的対応】

- 1 適切な燃焼管理（安定燃焼）を前提に、
 - ①高い焼却温度（Temperature）の維持
 - ②高温での十分な滞留時間（Time）の確保
 - ③炉内での十分な攪拌・二次空気の混合（Turbulence）の「3-T」と呼ばれる条件を達成することが有効です。
- 2 排ガスの冷却や、高度な集じん処理などの適切な対応が必要です。



ダイオキシン類について

Q10 ごみを減らす取組みは進んでいますか

焼却施設をいくら改善しても、ごみの量が増え続けるとダイオキシン類の量は減りません。そこで、施設の改善と並行して、ごみができる限り発生させないことや、発生してしまったごみの資源化の取組みが大切となります。

市町村では、奨励金を交付して、自治会などが行う新聞紙などの集団回収・リサイクル活動を支援したり、市民の中から「廃棄物減量等推進委員」を委嘱するなどし

て、ごみの減量化に取り組んでいます。

また、家庭ごみのうち大きな比率を占める容器包装廃棄物のリサイクルについては、事業者の負担も求めるとして、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が制定され、平成9年4月からこの法律に基づいて、びん、缶、ペットボトルなど7品目の分別収集が開始されています。

平成12年4月からは、対象品目に、紙製の容器包装

や段ホール、さらにはペットボトル以外のプラスチック製の容器包装が追加されました。

さらに、平成12年6月には「循環型社会形成推進基

本法」が公布されるとともに、「建設資材リサイクル法」、「食品リサイクル法」等の関連法律が整備され、資源循環型社会の形成に向けた取組みが本格的に始まりました。

■容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）■

住民、市町村、事業者がそれぞれの役割を分担しながら社会全体で再資源化・再商品化（リサイクル）を進めるための法律。

住民の役割分担：スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、カラス瓶など、容器包装廃棄物を分別排出して、市町村の分別収集に協力します。

市町村の役割分担：分別収集を行い、必要に応じて、選別・圧縮・保管など事業者がリサイクルしやすいような状態にして事業者に引き渡します。

事業者の役割分担：事業者自ら、又は、（財）日本容器包装リサイクル協会等に委託して、容器包装廃棄物を引き取り、再商品化（リサイクル）を行います。

容器包装リサイクル法は、容器や包装を対象にしたしくみです。また、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンのいわゆる大型家電の適正な処理と、そこから生まれる資源の有効な利用を図ることを目的とした法律、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が、平成13年度から施行されます。

ダイオキシン類について

Q11 事業者の取組みは進んでいますか

事業者においても、廃棄物の発生の抑制や適正な処理に向けた取組みが進められています。

県内では、平成8年度から、産業廃棄物の発生量の多い製造業と建設業の事業者に対し、廃棄物の発生抑制などに向けての廃棄物自主管理計画の策定を指導するとともに、産業廃棄物焼却施設の設置者に対し、ダイオキシン類削減のための指導を行っています。

また、廃棄物の中には、他の事業所では資源として活用できる場合があることから、廃棄物交換システムにより、情報提供やあっせんを行っています。

ダイオキシン類は、焼却施設以外にも、いろいろな製造工程からも発生します。そのため、製紙業界では、紙の漂白工程を塩素を用いない技術に転換して、ダイオキシン類の発生量を削減するなどの取組みを行っています。

ダイオキシン類について

Q12 塩素を含むプラスチックの使用は控えるべきですか

塩素を含むプラスチックは、燃やすとダイオキシン類が発生しやすいなどの理由から、食品用ラップの製造者やスーパーマーケットなどの一部において、塩素を含まない製品の開発、販売、使用が進められています。

厚生省では塩化ビニルの影響について次のような考え方を示しています。

『適切なダイオキシン対策が講じられた廃棄物焼却施設における焼却の場合には、ダイオキシン類濃度に与える塩化ビニルの影響は明確ではありません。仮に塩化ビニルの影響があるとしても相対的に少なく、燃焼状態や排ガス処理の状況等の方がダイオキシン類濃度に大きな影響を及ぼすものと考えられています。このため、廃棄物焼却施設に適用される廃棄物処理法に基づく構造・維持管理の基準の徹底を図り、ダイオキシン類の排出を削減することとしています。

しかしながら、野外焼却や燃焼状態の管理が困難な焼却施設における焼却など、適切に管理されない焼却の場合には、塩化ビニル等塩素を含む廃棄物を焼却することによってダイオキシン類濃度が高くなるおそれがあります。

ごみの中には塩化ビニル以外に厨芥類等の塩素を含むものが存在しており、これらのごみに含まれる塩素のダイオキシン類生成への影響を含め、今後さらに調査研究を行い、その結果をダイオキシン類の排出削減のための施策に反映させることとしています。』

このようなことから、燃やすごみの量が減れば、ダイオキシン類の発生も減るので、塩素を含むプラスチックに限らず、有限な資源を単に燃やしてしまうのではなく、できる限り資源化し、ごみを減らしていく取組みが大切です。

ダイオキシン類について

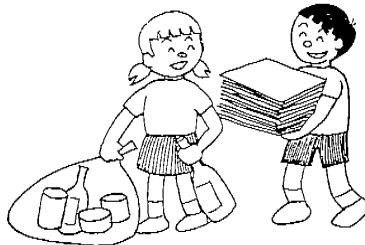
Q13 小さな焼却炉や「ごみの野焼き」も心配ですが

廃棄物を小さな焼却炉で焼却したり、施設を用いないで野外焼却をした場合、どのくらいのダイオキシン類が発生するのか、まだはっきり分かっていません。

しかし、悪臭やすすの発生による生活被害が深刻なことから、県では市町村と連携しながら、廃棄物処理法や、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」、また、平成12年1月からは「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、監視や指導に努めています。

その中で、基準に合わない小型焼却炉については、改善するように指導していますが、構造的な理由などから、改善が不可能な焼却炉については、廃止を含めて指導しています。

なお、すでに県立の学校や病院などに設置されていた小型の焼却炉の使用を止めましたが、他の県立施設については、設置場所の環境条件、炉の構造、適正な燃焼のための管理体制などに配慮しながら、個々に対応しています。



ダイオキシン類について

Q14 今後の国や県の取組みはどうなるのですか

国では、ダイオキシン類の発生を抑制するためにダイオキシン類の発生機構の解明や処理に関する技術の研究を実施したり、食品の汚染実態調査等の健康影響の解明をするための基礎的な研究を行っています。

さらに、排出ガス中などのダイオキシン類を除去するための施設を作るのに必要な資金のあっせん、技術的な助言を12年度から実施しています。

県では、環境基本計画に「ダイオキシン緊急対策の推進」を重点課題・プロジェクトとして位置付け、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気・水域・土壤中のダイオキシン類の濃度を調査測定とともに、発生源での排出抑制対策を実施していくほか、食品からの摂取量、農作物などの調査も実施していきます。

また、母乳については、平成10年度の県内の状況を調査し、平成11年度には、その子供の健康調査を実施しております。厚生省は、平成12年度以降、全国6カ所を定点にしたモニタリング調査を実施していく予定です。

■ダイオキシン類の研究■

県では、市町村などへの技術支援のため、環境科学センターを中心に、焼却炉の燃焼温度などの管理技術や、ばいじんを除去する機能を持った装置の運転を改善する技術、焼却灰の飛散を防いで埋め立てる技術など、実証的な調査研究を行っています。

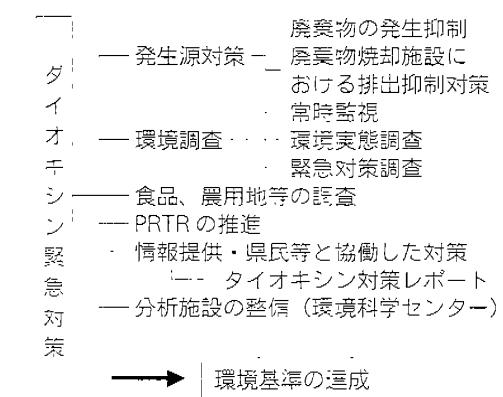
■環境モニタリング調査■

県内の汚染状況を把握するとともに、ごみ焼却施設の改善効果を確認するため、横浜市、川崎市などと協力して、大気、水域、土壤などの環境モニタリング調査を実施しています。

また、国では、平成10年度に、本県を含む全国の約400地点で、「緊急全国一斉調査」を実施しています。

なお、県では、平成12年度からは、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく常時監視など、これまでの環境モニタリング調査を大幅に拡充しています。

■ダイオキシン対策の体系■



ダイオキシン類について

Q15 私たちはどうすればよいのですか

ダイオキシン類の発生を少なくするためにには、まず、ごみを燃やさなくともよいように、ごみができるだけ減らしていくことが大切です。

ものを大切に長く使うことや、買い物袋を持参すること、ごみの分別やリサイクルに協力すること、また、食べ残しを出さないことや、ごみの水切りを十分にすることなどを通じて、ごみの量を減らすように努めましょう。

ごみをリサイクルする際に、例えば、古紙にプラスチックが混ざるように、リサイクルがうまくいかなくなるようなものが混ざってしまうと（禁忌品の混入）、リサイクル製品の質が悪いものになったり、製品として使用できなくなったりします。

そのようなことを避けるためにも、ごみについては、各市町村の分別方法に従ってきちんと分別するよう努めましょう。

「神奈川県環境にやさしいくらし県民運動推進会議」では、平成11年3月に「かながわ環境にやさしいくらし実践マニュアル」を作成しました。

その中で、ごみの発生を少なくするための暮らしの中からの取組みとして次のようなことを勧めています。実践しているかどうか確認してみてください。

- 買い物の際、買い物袋を持参する。
- 不要な包装は断る。
- エコマークなど環境ラベルを参考に商品を選ぶ。
- 詰め替えができる商品を選ぶ。
- 環境保全を支援している事業者の商品を選ぶ。
- 省資源・省エネ型の商品を選ぶ。
- 耐久消費財は大事に修理して使う。
- ごみは分別して出す。
- 缶、びん、ペットボトルは必要に応じて洗ったり、キャップをとる。
- 衣類や不用品はフリーマーケット等を活用する。
- コンポストを利用できる場合は、生ごみを堆肥にする。

また、ごみを家庭で燃やすことは、市町村の焼却施設と違ってダイオキシン類の発生防止対策ができませんし、さらに臭いやすさによる近所迷惑も考えられますので、できるだけ避けましょう。

なお、地域の行事などとして「どんど焼き」「キャンプファイア」「芋焼き会」などを実施する場合には、近隣の迷惑にならないように配慮するとともに、ゴムやプラスチックを燃やさないように気をつけてください。

ダイオキシン類について

Q16 食事について注意することはありますか

確かにダイオキシン類は心配ですが、これまでのデータを見る限り、食事制限をしてまでダイオキシン類に気をつける状況とは考えられていません。栄養面から見ても、特定の食品を極端に制限したり、摂り過ぎたりすることはお勧めできません。それぞれの食品のもつ栄養素の重要性等を考慮し、たくさんの種類の食品を組み合わせ、バランス良い食事を規則正しく取ることの方が大切です。

また、洗浄や煮沸のような調理の過程でダイオキシン類が除去されるという報告もありますので、気をつけてみることもよいでしょう。

なお、食品中のダイオキシン類調査結果については、

Q7のほか、厚生省のインターネットホームページ等に掲載されていますので、詳しいデータについてはそちらを御覧ください。

(http://www.mhw.go.jp/topics/dioxin_13/tds2.html)



ダイオキシン類について

Q17 赤ちゃんの授乳は大丈夫ですか

母乳の中にダイオキシン類が含まれていることから、赤ちゃんに母乳を与えてよいのかという不安が大きい

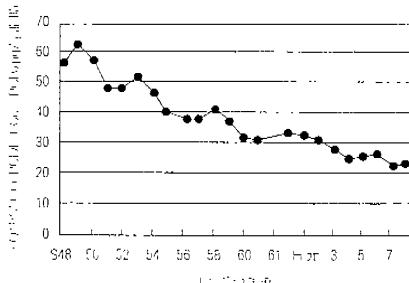
と思います。

これに関しては、専門家の間でも意見が分かれるとこ

るもありますか、母乳は、赤ちゃんの発育や感染防止、栄養補給の点でメリットが大きく、赤ちゃんのために良いものであることは、世界の共通した考え方です。

平成 10 年度には、厚生省が 1 歳児の健康影響調査を実施しましたが、母乳で育ったお子さんの免疫機能、アレルギー及び甲状腺機能の検査結果は、正常範囲であり、人工栄養で育ったお子さんとの間に差がなかったことが判っています。

なお、大阪府が保存していた母乳の調査によれば、グラフのとおり母乳中のダイオキシン類濃度は、最近 20 年間で半減してきていることが判っています。



■県内で発生したダイオキシン問題■

■引地川水系ダイオキシン汚染事件■

◇排出源の究明

環境庁の「平成 10 年度ダイオキシン類緊急全国一斉調査」により、藤沢市内の水質調査地点のダイオキシン濃度が年平均 3.5 pg-TEQ/L と高濃度（204 地点中 3 番目）であることが判明し、雨水幹線から最高 8,100 pg-TEQ/L が検出され、排出源の廃棄物焼却施設を直ちに運転停止させました。

◇発生原因

この原因は廃棄物焼却施設の排ガス処理施設の排水管の接続ミスによるもので、これにより、高濃度にダイオキシン類を含む汚水が未処理のまま 7 年 5 ヶ月にわたって河川に流出していました。

◇環境への影響

国・県・市は協力して、ダイオキシン類が流出していた河川をはじめ、海域の水質・底質・魚介類、海水浴場、付近の井戸水等の汚染状況を調査したところ、河川の水質については環境基準値を超えていましたが、その他の海域や海水浴場、井戸水、農作物等については、問題ないという結果が得られました。

◇原因者に対して

平成 13 年 1 月まではダイオキシン類対策特別措置法の排出水の基準は適用されませんが、発生した事態が重大な環境影響等を生じていることを重く見て、県と市は、基準か確実に遵守できるよう施設改善等を行うことや、社を擧げて排水や廃棄物の管理体制の見直し強化等に取り組むことについて、勧告しました。

◇今後の対応

県と市は、今後、原因者の指導や河川水質の監視に当たるとともに、地元住民等への情報提供に努めることにしています。

■厚木基地周辺ダイオキシン汚染問題■

◇大気汚染の判明

平成 11 年 7 月から 9 月まで、日米共同で実施した厚木基地内の大気中のダイオキシン類の調査結果では、平均 6.6 pg-TEQ/m³、最高濃度 54 pg-TEQ/m³ という高濃度となっていました。

◇発生原因

これは、基地に隣接する廃棄物焼却施設からの排ガスが原因となって、気象条件や地形の影響により、基地内の測定地点で高濃度となつたと考えられます。

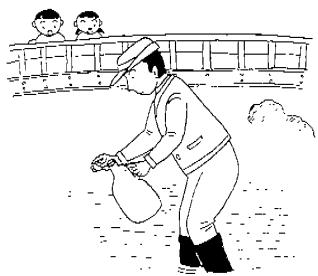
◇緊急調査や長期調査の実施

県では、基地の外側の周辺地域における実態を把握するため、大気や農畜産物等の調査を緊急的に実施したところ、当時の大気環境指針 (0.8 pg-TEQ/m³) を超えた地点が若干ありましたが、農畜産物等は概ね全国レベルに近い数値でした。

また、日米共同調査に対応して、風向が逆になる冬季に国・県共同で長期調査を実施したところ、焼却施設の近傍では最高 34、平均 1.8 pg-TEQ/m³ となっていましたが、住居地域では最高 1.2、平均 0.35 pg-TEQ/m³ となっていました。

◇今後の対応

県では今後、発生源である廃棄物処理業者に対して排出抑制のための指導を行っていくとともに、周辺環境の実態把握等のため、大気の監視を継続していく予定です。



◆おわりに◆

環境ホルモン問題は、現時点では科学的に分からぬことが多いのが実態です。しかし、現在、国内や海外の様々な機関で調査研究が進められているため、順次解明していくものと考えられます。

このパンフレットは、あくまで現時点での科学的分かっている情報をもとに作成したものです。

そこで、「環境ホルモン」や、現在緊急的な対策が進められている「ダイオキシン類」、「PRTRパイロット事業」等の最新の情報、また「環境ホルモン情報集」については、環境科学センターのインターネットホームページによつて、お知らせしていくこととしておりますので、そちらも御覧ください。

県の相談窓口			
■健康に関する内容について■		■環境に関する内容について■	
平塚保健福祉事務所	0463-32-0130	横須賀三浦地区行政センター	0468-23-0210
鎌倉 "	0467-24-3900	県央地区	046-224-1111
藤沢 "	0466-26-2111	湘南地区	0463-22-2711
小田原 "	0465-22-3135	足柄上地区	0465-83-5111
茅ヶ崎 "	0467-85-1171	西湘地区	0465-22-1151
三崎 "	0468-82-6811	津久井地区	042-784-1111
秦野 "	0463-82-1428		
厚木 "	046-224-1111		
大和 "	046-261-2948		
足柄上 "	0465-83-5111		
津久井 "	042-784-1111		

■環境ホルモンとダイオキシン類に関する相談や問い合わせ先■
環境科学センター TEL 0463-24-3311 FAX 0463-24-3300
インターネットホームページ <http://www.fsinet.or.jp/~k-center/>

〈参考資料〉

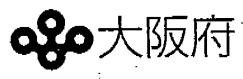
- 環境庁■ TEL 03-3581-3351 インターネットホームページ <http://www.eio.or.jp/>
 - 平成11年度PRTRパイロット事業報告書 (環境庁環境保全部環境安全課 H12.8)
 - 外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について－環境ホルモン戦略計画 SPEED '98－ (環境庁環境安全課 H10.5)
 - ダイオキシン対策推進基本方針 (ダイオキシン対策関係閣僚会議 H11.3)
 - ダイオキシン排出抑制対策検討会二次報告書 (環境庁 H12.6)
 - 化学物質の管理と環境保全のための新しいシステム PRTR法ができました (環境庁・通商産業省)
- 厚生省■ TEL 03-3503-1711 インターネットホームページ <http://www.mhw.go.jp/>
 - 内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会中間報告書 (厚生省 H10.11)
 - ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止ガイドライン (厚生省 H9.1)
- 通商産業省■ TEL 03-3501-1511 インターネットホームページ <http://www.miti.go.jp/>
 - 内分泌(エンドクリン)系に作用する化学物質に関する調査研究 (通商産業省 H9.6)
- その他■
 - 関係省庁共通パンフレット ダイオキシン類 (ダイオキシン対策関係閣僚会議 H11)

神奈川県ダイオキシン等対策検討会議
(県民部・環境農政部・衛生部・県土整備部)


古紙配合率100% (白色度70%) 再生紙を使用しています

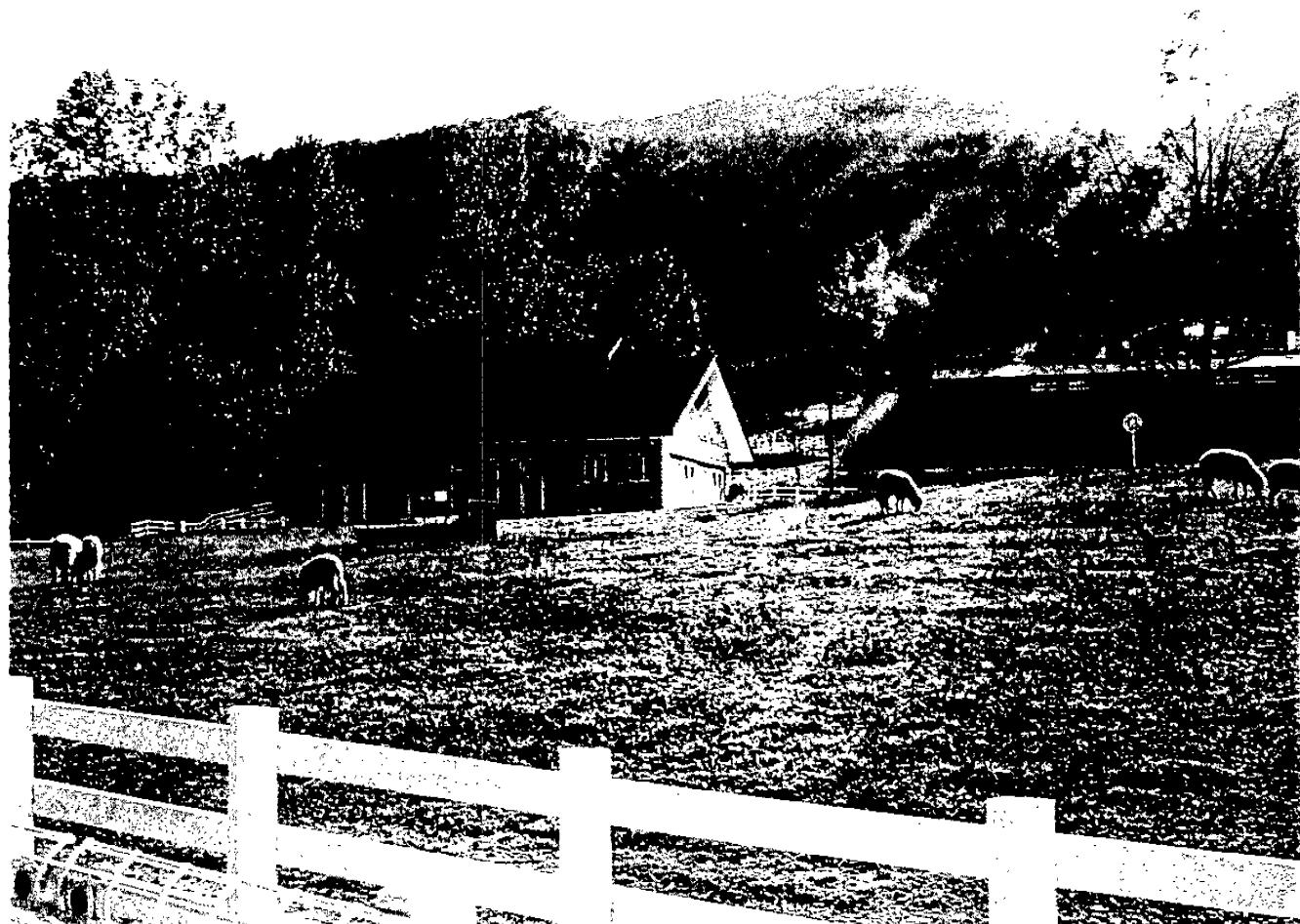


環境農政部大気水質課 (内線 4119~4121) <このパンフレットの内容に関する問い合わせ先>
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111 (代表)、(045)210-4119 (直通)



おおさかの環境

人のこころがかよいあう
豊かな環境の保全と創造に向けて



目 次

豊かな環境の保全と創造のために.....	1	静かなまちに.....	8
くるま公害のないまちに.....	3	健康被害の予防と救済のために.....	8
ごみを減らし資源を活かすために.....	4	自然と共生する豊かな環境に.....	9
きれいな空気に.....	5	文化と伝統の香り高い環境に.....	11
きれいな水に.....	6	地球環境保全に資する環境に優しい社会に.....	13
くらしの中で安心して化学物質とつきあうために.....	7		

豊かな環境の保全と創造のために

大阪府では、“人のこころがかかるよいあう豊かな環境の保全と創造”をめざして、平成6年3月に「大阪府環境基本条例」を制定し、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会、自然と共生する豊かな環境の創造、文化と伝統の香り高い環境の創造、さらに地球環境保全に資する環境にやさしい社会の創造を基本方針として、各種の施策を総合的・計画的に推進しています。

○豊かな環境を保全・創造する条例の施行

府域の環境を守るために、各種条例を制定し、施策の推進に取り組んでいます。

●大阪府環境基本条例

豊かな環境の保全及び創造に関する基本的理念を掲げています。

●大阪府生活環境の保全等に関する条例

公害を防止し、府民の生活環境を守ります。

●大阪府自然環境保全条例

緑や野生生物を守り、育て、府民が自然の恵みをうけられる環境を守ります。

●大阪府景観条例

府民や事業者との協同による美しい景観づくりを進めます。

○施策の計画的な推進

府域の環境を守るために、各種計画を策定し、計画的な施策の推進に取り組んでいます。

●大阪府環境総合計画

大阪府環境基本条例に基づき、「豊かな環境都市・大阪」の実現を長期的な目標としています。

●大阪地域公害防止計画

環境基本法に基づき、公害の防止や自然、地球環境の保全を目的としています。

●みどりの大坂21推進プラン

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪の実現を目指しています。

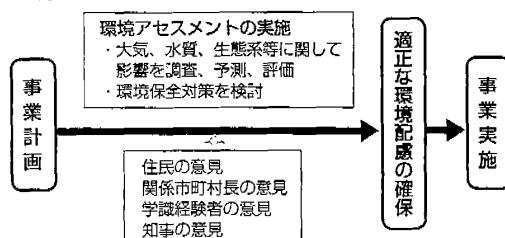
●大阪府広域緑地計画

広域的観点からみどりづくりの将来像を定め、企業と連携したみどりづくりを目指しています。

○環境アセスメントの推進

事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、「環境影響評価法」及び「大阪府環境影響評価条例」(平成10年3月制定)に基づき、住民、関係市町村長、学識経験者の意見を聴き、事業者に対して必要な指導や助言を行っています。

環境アセスメントの流れ



○大阪府自らの環境配慮の取組

大阪府では、事業者・消費者の立場から、環境への配慮を徹底しています。

●環境にやさしい大阪府庁行動計画（府庁エコアクションプラン）

府内の環境管理システムの構築を図るとともに、率先して、省エネルギー・リサイクル、グリーン購入などに取り組んでいます。

● ISO14001の認証取得

平成11年2月に本庁舎における事務活動を対象として、環境管理の国際規格である「ISO14001」の認証を取得しています。

○府民が参加する環境保全活動の推進

府民の皆さん方が積極的に環境保全活動に取り組んでいただけるよう、推進体制づくりや環境教育・学習に取り組んでいます。

●豊かな環境づくり大阪府民会議

「豊かな環境づくり大阪行動計画—地球環境を守る大阪府民のローカルアジェンダ21—」の策定やグリーン購入キャンペーンなどの実践活動の展開に取り組むとともに、環境保全活動補助事業や「おおさか環境賞」等の事業により、環境保全活動を支援・奨励しています。

●環境教育・学習の推進

「こどもエコクラブ」のメンバー及びサポーター、コーディネーターを対象とした交流会などを実施するとともに、環境庁と連携し、「総合環境学習ゾーン・モデル事業」として、公害監視センターや総合青少年野外活動センターなど、6カ所の拠点施設に学習資材を配備し、体験的な環境学習活動を推進しています。



こどもエコクラブ交流会

○環境保全基金の活用

平成元年度に設置した「大阪府環境保全基金」を活用し、環境教育・府民啓発の推進や、地域における環境保全活動の促進などに取り組んでいます。

○環境情報システムの整備

大気汚染、水質汚濁、府内の工場からの汚染物質排出量など、環境に関するさまざまな情報を蓄積しデータベースを構築して、将来予測や開発事業の環境影響評価などを行っています。

さらに、府がこれまで蓄積してきた環境技術情報をインターネットを通じて発信しています。

○調査研究などの実施

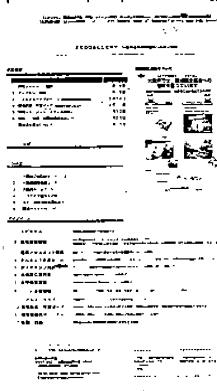
公害監視センターをはじめとする府の各試験研究機関では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動など環境に関する測定や検査・分析、環境保全技術や健康影響、農業技術、環境にやさしい技術の開発などに取り組んでいます。



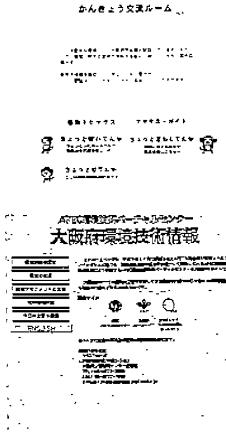
〈環境関係ホームページの紹介〉

◆エコギャラリー ~おおさかの環境~

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/>



府の環境に関する情報発信の窓口となるホームページで、イベント情報や各種の行政情報の他、リアルタイムの大気汚染情報等の提供を行っています。



◆かんきょう交流ルーム

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/fumin/>

大阪の環境について、いつでも自由に意見交換や情報交流をしていただくためのホームページです。情報の提供や意見の書き込みには会員登録(無料)が必要です。現在会員募集中!(申し込みは画面にあります)

大阪府環境技術情報

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/apec/>

府におけるこれまでの環境対策の歴史のほか、環境アセスメント制度など現在の環境対策の内容を日英2カ国語で発信しています。

APEC環境技術交流バーチャルセンターホームページを通じ、国内外の環境関連サイトともリンクしています。

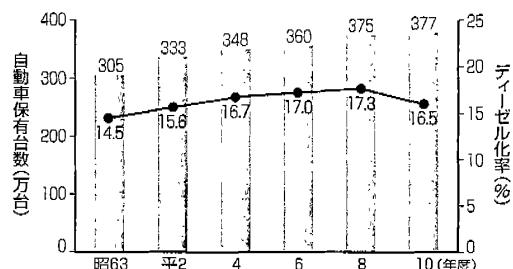
くるま公害のないまちに

私たち一人ひとりの生活と深いかかわりを持つ便利な自動車も一方では排出ガスによる大気汚染や騒音などの自動車公害を引き起こしています。このため、府民、事業者、行政が互いに協力して、さまざまな対策を進めていくことが求められています。

○自動車保有台数とディーゼル車の増加

府域の自動車保有台数は377万台(平成10年度)と、10年前に比べて1.24倍に増えています。

また、窒素酸化物や黒煙を多量に排出するディーゼル車の割合は年々増加の傾向を示していましたが、平成9年度以降は若干減少しています。



○道路沿いの環境基準達成状況

道路沿いの測定地点では二酸化窒素は約6割、道路交通騒音は約9割で環境基準を超えてます。

道路沿いの環境基準達成状況

二酸化窒素(平成10年度) 測定地点数 37

適合 (43%)	不適合 (57%)
-------------	--------------

道路交通騒音(平成10年度) 測定地点数 461

4時間帯のすべてが不適合 (68.5%)	4時間帯のいずれかが適合(23.9%)
	4時間帯のすべてが適合(7.6%)

(注)騒音の環境基準は、時間帯別と地域別に定められており、4時間帯とは、朝、昼間、夕、夜間をいう。

駐車時のアイドリングは条例で禁止されています。

駐車中に自動車のエンジンをかけ続けるいわゆるアイドリング行為は、直接的に付近の住民に大気汚染や騒音の被害を引き起こすとともに、府域の環境保全の観点からも無視できないものとなっています。

このため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で、駐車時におけるアイドリングは原則的に禁止されています。また、事業者に対する従業員への指導義務や駐車場管理者に対する利用者への周知義務が課せられています。

アイドリングに関する苦情・問い合わせ専用電話

☎ 06-6945-1400

私たち一人ひとりができること

- 通勤・通学には電車・バスを利用しましょう。
(毎月20日は「ノーマイカーデー」です。)
- より低公害な自動車に乗り換えましょう。
- 車の急発進や急加速はやめましょう。



○窒素酸化物の総量削減等

窒素酸化物による大気汚染を防止するため、各種施策を推進しています。

●大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画

環境基準の概ね達成に向けて、排出ガス規制の強化や低公害車等の普及促進、交通量抑制のための物流効率化、公共交通機関の整備などの対策を進めています。また、自動車を多量に使用する事業者に対し、指導を行っています。

●低公害車の普及

電気自動車や天然ガス自動車などの低公害車の普及のため、民間事業者への助成やイベントを開催するほか、府公用車への計画的導入を進めています。また、府域での燃料供給施設の計画的整備も進めています。



●土壤による大気直接浄化手法等の検討

土壤や光触媒を用いて大気を直接浄化する手法の実用化について調査・検討しています。



○自動車騒音・振動対策

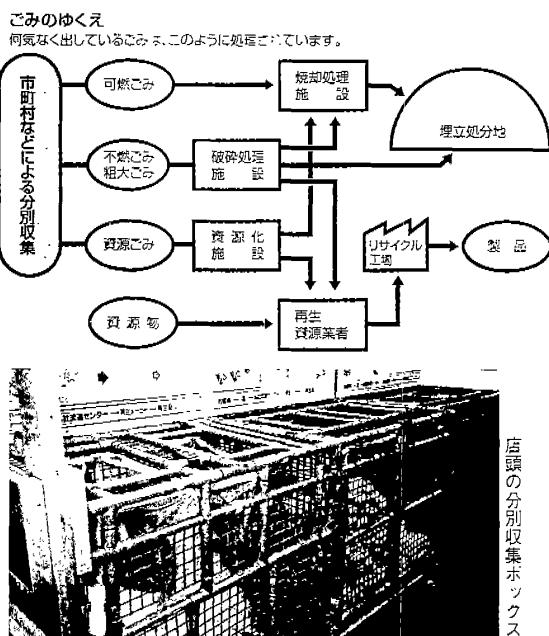
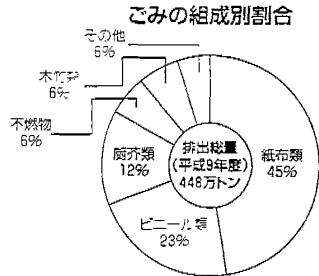
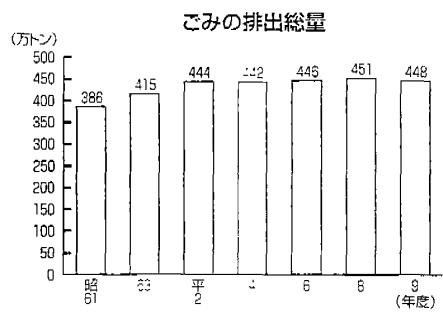
交通規制を行うとともに、防音壁や環境施設等の設置及び低騒音舗装の実施により、騒音・振動が発生しにくい道路構造の整備を進めています。

ごみを減らし資源を生かすために

近年の経済活動やライフスタイルの変化に伴って、廃棄物の発生量が増加し、その質も多様化しています。廃棄物を適正に処理するとともに、省資源・省エネルギーの視点や地球環境保全の視点から、廃棄物の発生を抑制し、積極的に減量化やリサイクルに取り組むことが必要です。

○生活系ごみの増大

府域のごみ（一般廃棄物）の平成9年度の排出量は448万トン、このうち、生活系ごみは244万トンで、府民1人当たり1日に約755gの生活系ごみを出しています。



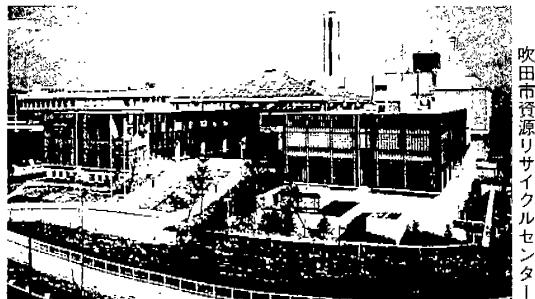
○ごみの減量化とリサイクルへの取組

府民、事業者、府、市町村が協力してごみの減量化・リサイクルを推進することが必要です。

●大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議

減量化やリサイクルの具体的な目標と実践行動を取りまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進しています。

また、「リサイクルフェア」の開催や「エコショップ制度」の普及などを行っています。



吹田市資源リサイクルセンター

○産業廃棄物対策

「廃棄物処理法」に基づき、事業者や処理業者を指導・監督するとともに、「大阪府産業廃棄物管理計画」を策定し、産業廃棄物の適正な処理や、減量化・リサイクルを推進しています。

特に、産業廃棄物を多量に排出する製造業者や建設業者などに対して重点的に指導を行っています。

○廃棄物の最終処分場の確保

廃棄物の適正処理、広域処理を目的として、堺第7-3区で、産業廃棄物の埋立処分事業を行っています。また、大阪府を含む近畿2府4県と168市町村が共同して、フェニックス事業を推進しています。

- ごみ減量化・リサイクルがわかるよ
- 買物袋を持参し、包装紙や袋は辞退しましょう。
 - ごみ減量化・リサイクルに配慮した商品や再生資源を使用した商品を購入しましょう。
 - 「エコショップ」を利用しましょう。
 - びん、缶、ペットボトル、牛乳パックやトレー、卵パックなどは捨てずにリサイクルしましょう。

きれいな空気に

二酸化硫黄、一酸化炭素による大気汚染は、工場などの大気汚染対策が進んだため、改善されてきています。一方、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質については今後さらに改善が必要であり、自動車からの排出ガスを削減するとともに、工場・事業場に対する排出規制などの対策を引き続き進めていくことが必要です。

○大気のよごれ具合

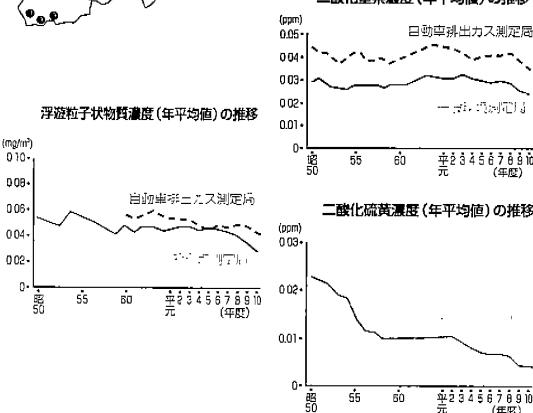
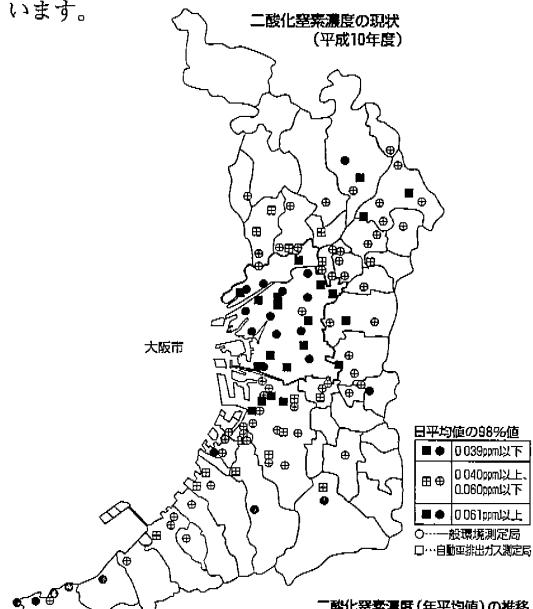
●二酸化窒素や浮遊粒子状物質は改善が必要

大阪市内を中心に二酸化窒素濃度が環境基準を超えている地点があります。また、自動車排出ガス測定局は一般環境測定局と比べ濃度が高い傾向にあります。

浮遊粒子状物質の濃度は、ほぼ横ばいの状況です。

●二酸化硫黄濃度は改善

二酸化硫黄は、近年、工場・事業場における燃料の良質化や脱硫装置の整備により大幅に改善されています。



○窒素酸化物対策

自動車排出ガス対策を進めるとともに、工場・事業場に対して規制や指導を行っています。

毎年12月の「大気汚染防止推進月間」には、駐車時のアイドリングストップや暖房温度の適正化などを府民に呼びかけています。



立入検査

○浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質の発生のしくみの解明に努めるとともに、工場・事業場から排出されるばいじんや粉じんを規制しています。

○光化学スモッグ

光化学スモッグの発生を抑制するため、原因物質である窒素酸化物や炭化水素類を規制しています。

また、光化学オキシダント濃度が高くなったときには、光化学スモッグ予報や注意報などを発令し府民や事業者に注意を呼びかけています。

○悪臭対策

近年の悪臭原因は、工場等によるもの他、各種サービス業・家庭生活によるものなど身近なものが増えています。

このため、アンモニア、トルエンなど22の特定悪臭物質を規制し、市町村と協力して悪臭の防止対策を進めています。

私たち一人ひとりでできること

- ・テレビやあかりなどのつけっぱなしはやめましょう。
- ・電化製品は省エネ型のものを選びましょう。
- ・冷房温度は28°C、暖房温度は20°Cを目標にしましょう。
- ・家のまわりやまちに緑を増やしましょう。

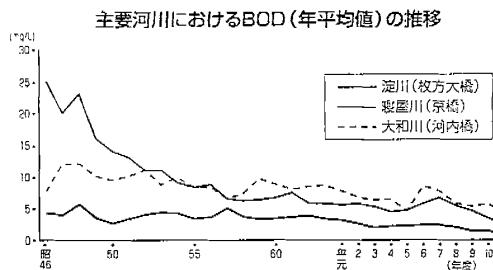
きれいな水に

大阪の川や海の水質は、産業排水に対する規制や下水道の普及などで、かなりよくなってきましたが、河川や海の浄化をさらに進めるためには、一般家庭から出される生活排水に対する取組が必要です。

○海や川のよこれ具合

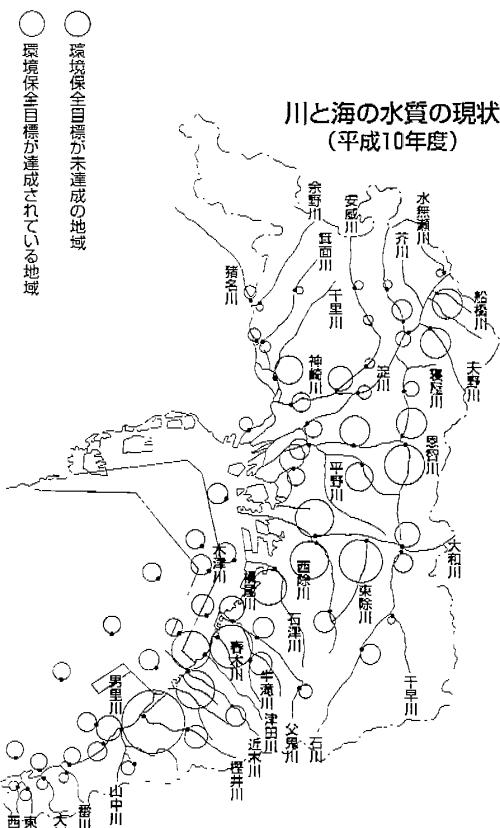
●河川のBOD濃度の推移

昭和40年代後半から改善され、近年ほぼ横ばいの状況です。



●川と海の水質の現状

円の大きさが汚れの度合いを示し、赤の地点では、環境保全目標をオーバーしています。



対応

○生活排水対策

一般家庭からの生活排水対策として、し尿と併せて風呂や台所の生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の普及を推進しています。

○工場・事業場に対する規制

水質汚濁を防ぐため、国よりも厳しい排水基準を導入し、規制・指導を行っています。

○河川等の水質浄化の促進

自然の浄化作用を活かした河川づくりを進めるとともに、川底にたまつた汚泥のしゅんせつを行っています。



○下水道の整備

2001年に下水道普及率をおおむね90%まで高めることを目標に、下水道の整備を推進しています。平成10年度末の下水道普及率は80.5%となっています。

くらしの汚れはどのくらい? (風呂おけ1杯 300L)

汚れのもと ()内の量を捨てたら	魚がすめる水質(BOD:5mg/L程度) にするために必要な水の量は風呂 おけ何杯分
使用済みの油(500ml)	330杯分
しょう油(20ml)	2杯分
ラーメンの汁(200ml)	3.3杯分
牛乳(200ml)	10杯分

私たち一人ひとりが手を貸す

- 使えなくなった油は「流し」に流さないようにし、紙などにしみこませて燃えるゴミとして出しましょう。
- 食器や鍋などの汚れは、紙でふいてから洗いましょう。
- 「流し」には、細かい目の網を置きこれに調理クズなどを入れましょう。

くらしの中で安心して化学物質とつきあうために

私たちの身のまわりには、多くの化学物質が使われており、便利な生活をしてくれるのと同時に、使い方を誤ったり、環境中に大量に放出されると、思わぬ問題が起こる場合があります。また、中にはダイオキシン類のように、意図しないで発生してしまうものもあります。

○有害物質の排出抑制

法律や条例に基づき、工場や事業場に対し、塩化水素やカドミウムなどの有害物質の大気や水質への排出を規制するとともに、基準の遵守徹底等について指導を行っています。

○環境モニタリング

有害大気汚染物質19物質について、定期的な環境モニタリングを実施しています。

環境基準が設定されている3物質のうち、ベンゼンについては道路沿道を中心に環境基準を超えた地点が多くありましたが、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては全ての地点で環境基準を達成していました。

また、上水道水源における農薬等の水質調査、地下水質の実態調査を実施しています。

○化学物質の適正管理の促進

平成11年7月に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、環境汚染の恐れがある化学物質を使用する事業者に対し、その排出量などの届出を義務づけることによって自主管理を促し、汚染の未然防止を図る、P R T R制度が導入されることになりました。

また、府では、独自に「大阪府化学物質適正管理指針」を定め、化学物質を使用する事業所に対して、管理体制の整備や使用量・製造量の記録・報告など化学物質の適正管理を促進しています。

PRTRとは……

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) は、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは、廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

○調査研究の実施

未規制の有害化学物質について、分析技術の開発等の調査研究を実施しています。

また、有害化学物質による環境汚染の危険性を定量的に評価する手法や、化学物質のデータベース化、府民との情報共有化のあり方等について基礎的研究を行っています。

○ダイオキシン類対策の推進

●大阪府ダイオキシン対策会議の設置

ダイオキシン類問題について総合的な対策を推進するため、「大阪府ダイオキシン対策会議」を設置して、発生源対策や環境調査等を実施しています。

●環境調査

平成10年度には、大気・水質、土壤中の環境調査を実施しました。大気については、府域51地点で環境モニタリング調査を行い、国の定めた大気環境指針値を超えた地点はありませんでした。

また、食品や母乳中のダイオキシン類についても実態調査を行いました。

●発生源対策

大気汚染防止法や廃棄物処理法、府が定めた「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針」に基づき、ダイオキシン類の発生防止対策指導の徹底を図っています。

●ダイオキシン類対策特別措置法

平成12年1月15日から「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、大気、水質、土壤の環境基準が設定され、汚染状況の常時監視を実施することとなりました。廃棄物焼却炉等の発生源については排出基準が設定され、事業者による測定が義務付けられています。

大阪府では、以下のような取り組みを行っています。

ダイオキシン汚染につながるごみを減らすために、
●ごみの分別収集に協力しましょう。
●再生資源を使った商品を選んで購入しましょう。
●過剰包装をさけるようにしましょう。

静かなまちに

騒音・振動の発生源はさまざまです、工場や建設作業、交通機関の他、私たちの日常生活から発生する音が問題となる場合もあります。騒音・振動問題の解決には、発生源で騒音・振動を防止することが第一ですが、土地利用の適正化を図ることや私たち一人ひとりが日頃から隣近所へ配慮することも重要です。

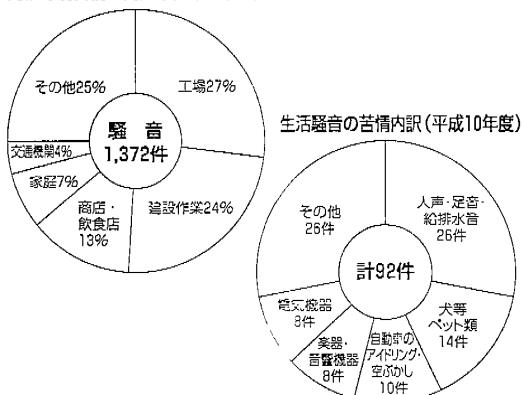
○騒音・振動の苦情

大阪は交通が集中し、工場や住居も密集しているため、騒音・振動についての苦情が多く寄せられています。

公害に関する苦情のうち、騒音に関するものが27%、振動に関するものが4%を占めています。

騒音の苦情件数を発生源別に見ると、工場、建設作業の順に多く、次いで商店・飲食店となっています。

発生源別苦情の内訳(平成10年度)



○騒音振動対策

●工場や建設作業など

法律や条例などに基づき市町村において、騒音・振動防止のための規制や指導が行われています。

●近隣騒音

深夜におけるカラオケ装置などの音響機器の使用を原則として禁止しているほか、商業宣伝を目的とした拡声機の使用について制限を設けています。また、ピアノ、自動車の空ぶかしなどの生活騒音の防止のための啓発等に努めています。

●大阪国際空港の騒音対策

飛行コース周辺の騒音が特に著しい地域では、住宅の移転や緑地の造成、学校や住宅の防音工事などの対策を行っています。

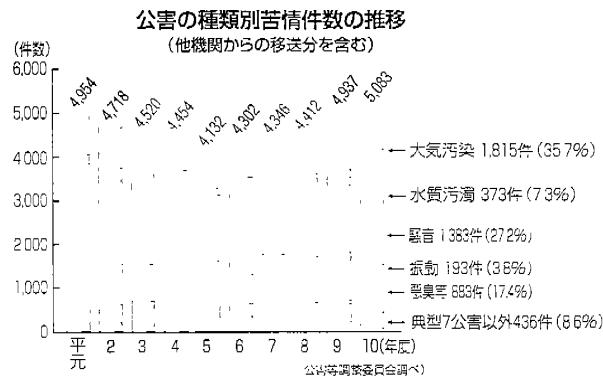
- 車の空ぶかしは控えましょう。
●夜間、早朝のテレビ、ステレオなどの音量はできるだけ小さくしましょう。また、ピアノなど楽器の練習は窓を閉め、時間帯に気をつけましょう。

健康被害の予防と救済のために

○公害に係わる被害の救済など

●大阪府公害審査会

公害に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、あっせん、調停、仲裁を行っています。



○公害防止に係わる助成など

主に中小企業者が、公害防止のため、施設を設置・改善したり、工場を移転したりする場合に、これに係る費用の助成・融資制度などを設けています。

融資等のお問い合わせ

府庁代表 ☎ 06-6941-0351

- 中小企業公害防止資金特別融資制度
府環境管理課（内線3858）
- 中小企業低公害車購入資金特別融資制度
府交通公害課（内線3898）
- 中小企業設備近代化資金特別融資制度
府新産業振興課（内線2658）
- 産業活性化資金融資制度
府金融課（内線2644）
- 設備貸与制度
(財)大阪府中小企業振興協会 設備貸与部
☎ 06-6947-4345

自然と共生する豊かな環境に

様々な生物が住む生態系のバランスのとれた環境は、私たち人間にとっても、うるおいと安らぎのある環境といえます。また、自然環境は生物の生息地であるとともに、水源のかん養や洪水の防止、土砂流出防止などの国土保全機能を有しています。

○自然環境の保全

府民の財産である貴重な自然環境や生き物を守るために施策を推進しています。

●自然環境保全のための地域指定等

自然公園地域、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域などを指定するとともに、自然公園区域内等における開発行為の規制・指導や監視体制の強化に努めています。また、森林を保全・育成し、その公益的な機能の維持、増進に努めています。

●鳥獣保護区の設定

野生鳥獣を保護するため、鳥獣保護区の設定などを推進するとともに、保護思想の普及啓発に努めています。

●傷病野生鳥獣の救護

「野生鳥獣救護ドクター制度」を活用するとともに、府民ボランティアを募る「傷病野生鳥獣救護ボランティア制度」により救護体制の充実を図り、適切な救護活動の推進に努めています。



ケガや病気の野生鳥獣は、このステッカーの貼ってある獣医へ運んでください。
治療は無料です。

●貴重な種の保存

天然記念物のイタセンパラや特別天然記念物オオサンショウウオ等の種の保存及び増殖を図るため、生息環境の保全や試験研究を行っています。

○ビオトープの確保

いきものが生息する空間（ビオトープ）を確保し、創造するため、湿地の保全を進めるなど、ビオトープの保全・回復や、ビオトープの基本的な考え方・適用事例を紹介し、普及・啓発に努めています。



○地域緑地の保全

●緑地保全地区の指定

市街地やその近郊に残された良好な緑地を緑地保全地区に指定して保全しています。

●風致地区の指定

樹林地や水辺、丘陵地など美しい自然の景観に富んでいる区域などを風致地区に指定し、開発行為等を規制しています。

●樹木保存事業

地域の歴史を語り伝える巨樹・名木等のうち、損傷の進んだ樹木の治療・保全を行っています。



樹木保存事業が行われた天然記念物の野間の大ケヤキ

○農空間の保全と活用

農地や農村の原風景や生態系などを活かしながら、地域の活性化を図っています。また、都市に住む府民と農村との交流事業を行っています。



山の斜面に広がる棚田風景（能勢町）

ビオトープの施工例

歩道を木造構造にして、いきものの生息空間への影響を小さくするとともに、湿地の生態系の復元にも取り組んでいます。

○森林と親しむ環境の整備

●森林利用拠点の整備など

「府民の森」(ほしだ園地他7園地)や「高尾山創造の森」などの拠点整備とともに、ネイチャーアイベントの開催など、自然とのふれあいの機会を提供しています。

●環状自然歩道の整備

東海自然歩道、生駒縦走歩道、ダイヤモンドトレールなど既存の長距離自然歩道をつなぎながら、周辺山系を環状に結び、森林利用拠点ともネットワークを図ります。



生駒縦走歩道（全国自然歩道を歩こう大阪府大会）

○海と親しむ環境整備

●海浜の保全

岬町にある小島・長松の自然海岸を自然海浜保全地区として指定し、開発行為の規制をしています。また、府民を対象とした「海辺の教室」を開催して、海辺に住む生物の観察と海浜の清掃を行っています。



海辺の教室

●海岸の環境整備

淡輪・箱作海岸において、海水浴場を整備するとともに、背後地をふくむ地域を、海浜植物園、人工磯浜などと一体となった「せんなん里海公園」として整備し、平成9年7月に一部開放しています。

また、二色の浜海岸では海浜緑地の広場整備などを进行了。

○ため池環境の整備

ため池を農業用施設として活かしながら、うるおいと安らぎを与える水辺空間とするため、平成3年度から周辺の緑化や遊歩道等の整備を行う「オアシス整備事業」を進めています。粟ヶ池（富田林市）など15地区が完成しています。

○河川環境の整備

うるおいと安らぎのある水辺空間を創出するため、「石川あすかプラン」、「安威川・水と緑の回廊計画」、「あくた川21」などの河川環境の整備を進めています。

また、平成11年度は、黒梅谷（千早赤阪村）など5か所で、景観や生態系と調和した「水と緑豊かな溪流砂防事業」等を行いました。

○みどりを育てるシステムづくり

「大阪府みどりの基金」を活用して、社会福祉施設等の民間施設内の空間や屋上緑化など特殊緑化を実施する施設の緑化に対する助成を行うとともに、和泉葛城山のブナ林のトラスト運動の展開など多様な施策を推進しています。



災害復旧森林ボランティア
(河内長野市「岩湧の森」)



私たち一人ひとりができる事

- 一人一鉢、花や木を育てましょう。
- 野鳥のエサになる実のなる木を植えましょう。
- 自然の中で生きている虫や草花などは採らずに観察するだけにしましょう。
- 山や川などにゴミを捨てないようにしましょう。
- ハイキングなどで持っていた物はすべて持ち帰りましょう。

文化と伝統の香り高い環境に

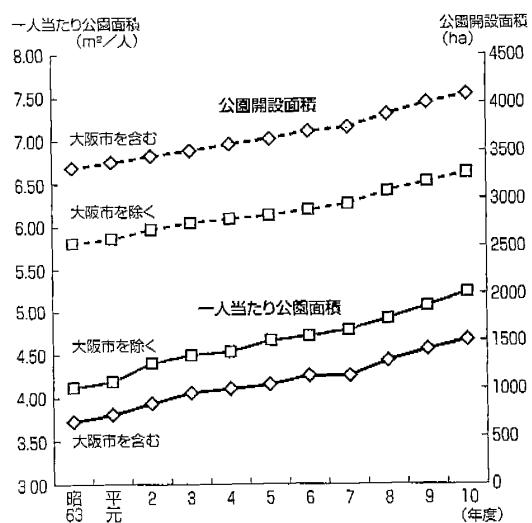
都市の中の並木道や公園、緑や花がみせる四季の変化などは、私たちにうるおいと安らぎを与えてくれます。また、街路樹は、空気を浄化したり、自動車騒音を少しやわらげるなどの働きもしています。

また、世界都市・大阪にふさわしい都市景観づくりとともに、私たちの暮らしにうるおいや安らぎを与える身近な環境の要素となっている歴史的遺産を後世に伝えていくことが求められています。

○公園や緑地の整備・管理

府営公園（18か所）を豊かな生活を育む公園として、それぞれ個性をもった公園として整備・管理しています。

都市公園開設面積等の推移



○道路・街路の緑化

街路樹を整備し、花木や草花などを植えるなど、道路・街路の緑化を推進しています。

○緑化の普及

花と緑の相談所では、講習会、展示会、相談などを行い緑の普及に努めています。

また、緑化スペースのない市街地において、建築物の外壁や河川の護岸などの垂直緑化の普及に努めています。

○公共施設などの緑化

府営住宅や府有施設を新たに建設する場合、施設緑化基準に基づき施設の区分に応じて敷地面積の20～30%の緑化を進めています。

下水処理場では施設の上部空間を植栽するなど、緑豊かな憩いの場として府民に開放しています。

○大阪施設緑化賞

建築物等の敷地内や壁面、屋上などに緑化が行われているもののうち、これから施設緑化のモデルとなる優れた緑化施設について府民の推薦により、「大阪施設緑化賞」（みどりの景観賞）として表彰しています。



アサヒビール㈱吹田工場ゲストハウス
(平成10年度みどりの景観賞大阪府知事賞受賞)

○まちづくり功労者などの表彰

府民の積極的な参加のもと、創意と工夫を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、まちづくり功労者の表彰や講演会等を開催しています。

また、個性あふれる美しい景観づくりを推進するため、「大阪都市景観建築賞」（大阪まちなみ賞）を設け、景観上優れた建築物やまちなみを表彰しています。



PONTE FICO
(平成10年度大阪まちなみ賞大阪府知事賞受賞)

○美しい景観づくりのための取組

●大阪美しい景観づくり推進会議の運営

府民の代表や学識経験者、行政が参画し、協働して、美しい景観づくり活動をみんなの運動として進めていくため、平成6年12月から活動を行っています。

●大阪府景観条例の施行

「大阪府景観条例」に基づき、景観づくりの姿勢や目標等を示す「景観形成基本方針」や公共事業を行う際の指針となる「公共事業景観形成指針」の策定、景観づくりの上で重要な地域である「景観形成地域」の指定を進めています。

○都市の景観向上の誘導

●美しい公共建築物づくり

地域の景観をリードし、まちの魅力を高め、活性化に役立つ美しい府有建築物づくりを進めています。



大阪府立国際会議場
(グランキューブ大阪)

●大阪府景観形成誘導推進協議会

府、市町村で構成し、調和のとれたまちなみや個性豊かなまちなみの創出・保全を促進しています。

●魅力ある道路空間の創造等

電線、電話線等の地中化や、屋外広告物法及び大阪府屋外広告物条例に基づく看板など屋外広告物の規制や指導などを行っています。

○伝統的なまちなみの保存や歴史の道などの整備

国の重要伝統的建造物群である富田林寺内町などのまちなみや、日本最古の官道とされる「竹内街道」などの古道の保存、整備を進めています。

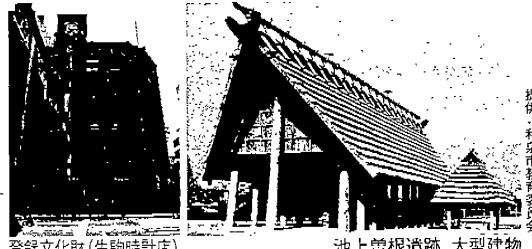


富田林寺内町

○文化財の保護

大切な歴史的遺産の文化財指定や登録文化財の登録促進を図るとともに、指定文化財の修理や防災施設設置等に助成を行っています。

また、埋蔵文化財包蔵地内では、開発工事で文化財が失われないよう協議・指導を行うとともに、発掘調査により資料の整備・保存を図っています。



登録文化財(生駒時計店) 池上曾根遺跡 大型建物

○狭山池ダム資料館(仮称)の建設

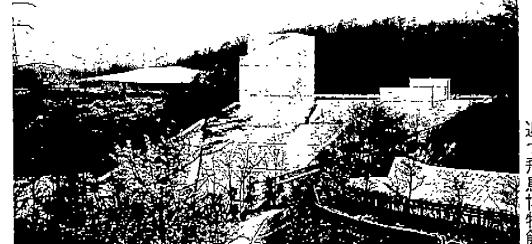
狭山池を治水ダムに改修する「平成の大改修工事」の内容と意義を後世に伝えるとともに、発掘調査で見つかった狭山池の堤体や樋などの土木技術遺産を展示し、紹介する資料館を建設します。平成12年度開館の予定です。



資料館の建設風景

○府立博物館などの整備・運営

泉北考古資料館、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館など、府立の博物館では、発掘した多数の遺物を展示公開しています。



近つ飛鳥博物館

私ができることがあります

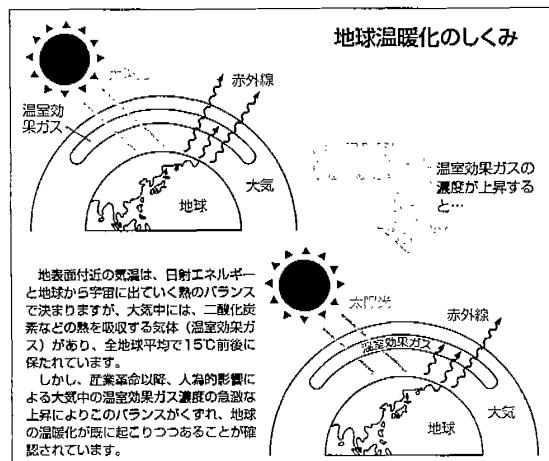
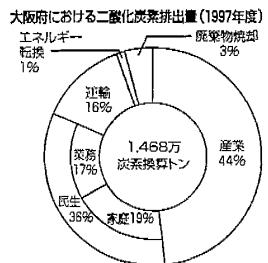
- 都市公園や街路樹など地域のみどりづくりに協力しましょう。
- 地域の景観づくり・まちづくりに積極的に参加しましょう。また、こどもたちにまちの美しさを守り育てることの大切さを教えましょう。
- 歴史的遺産を再生・活用している地域の取組に参加しましょう。

地球環境保全に資する環境に優しい社会に

現在、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林（特に熱帯雨林）の減少といった様々な環境問題が地球規模で進行しています。わたしたちのこどもたちの世代、そして子孫へと、この豊かな緑と水に恵まれた美しい星「地球」を引き継ぐために、身近な環境を守ることが地球環境の保全につながることを認識し、行動していくことが必要です。

○大阪府の二酸化炭素排出量

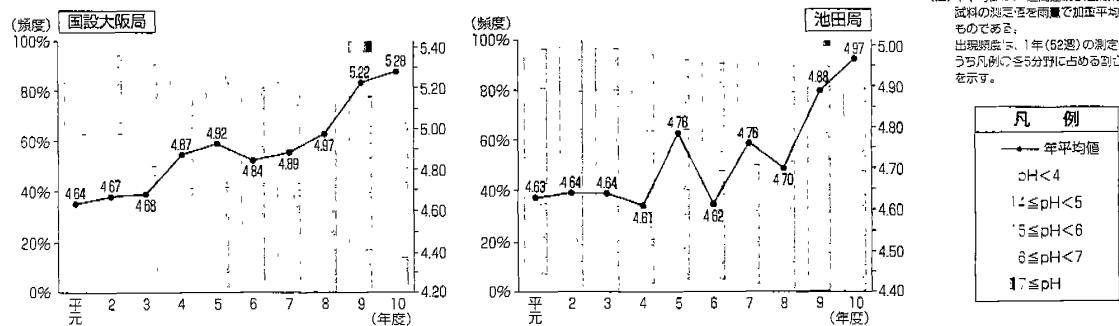
府域における1997年度の二酸化炭素排出量は約1,468万炭素換算トンで、1990年度と比べ約4.4%増加しており、全国総排出量（3億3,600万炭素換算トン）の約4.4%を占めています。また、府民1人当たりの排出量は1.66（全国平均は2.66）炭素換算トンになっています。



○府域の酸性雨

府域における降雨pHの年平均値は、国設大阪局で5.28、池田局で4.97であり、前年度に比べ両局とも改善しています。府の調査結果は、国レベルの調査結果とほぼ同程度となっています。

週降雨の年平均pH及び出現頻度



○国際環境技術協力の推進

公害を克服した経験から持っている、様々なノウハウや、技術を活かし、開発途上国等の環境問題の解決に貢献しています。

・海外からの研修生の受入等

海外友好提携都市である中国上海市やインドネシア東ジャワ州からの研修生の受け入れやJICA(国際協力事業団)との連携などを通して、国際環境技術協力を進めています。



・インターネットを通じた情報発信等

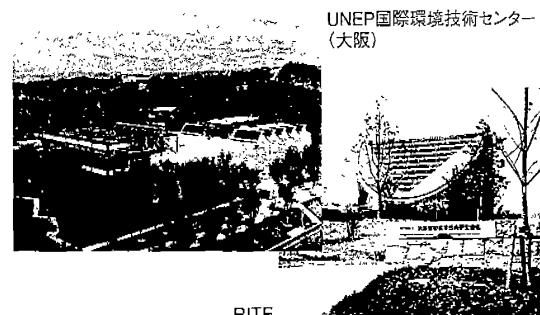
関西の自治体、経済界が協力して実施する「APEC環境技術交流促進事業」に参画し、インターネットを通して、環境保全技術に関する海外からの研修生情報を世界に発信しています。

○UNEP国際環境技術センター（大阪）の支援

(財)地球環境センター(GEC)を通じ、開発途上国等に環境保全技術を移転するため設置されたUNEP(国連環境計画)国際環境技術センター(大阪)を支援しています。

○(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)への参画

地球温暖化防止技術などを研究する(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)に参画しています。



気候変動枠組条約とCOP3

地球温暖化防止のため、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を目的として、国連気候変動枠組条約が1992年5月に採択されました。1997年12月に京都で開催されたこの条約の第3回締約国会議(COP3)では、温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年までに先進国全体で1990年に比べ5%以上削減することを求めた京都議定書が決まりました。

- 対象温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等6種類
- 主な国の削減目標：日本—6%、米国—7%、EU—8%

○地球環境を保全する計画づくり

省エネルギーの推進と新エネルギーの活用により、エネルギー利用に伴う環境負荷の低減を目的として、エネルギー利用の中長期ビジョン「エコエネルギー都市・大阪計画」の検討を進めています。

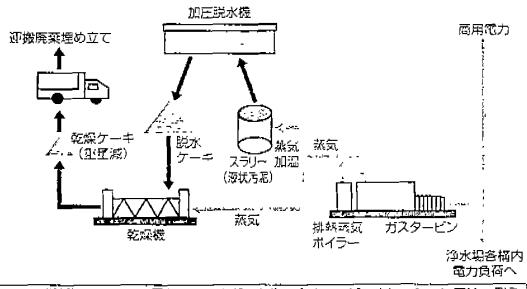
また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行を受け、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の改定や、府の温室効果ガス排出抑制等実行計画の策定に取り組んでいます。

○環境共生型エネルギーの利用促進

・コーチェネレーション設備の導入

村野浄水場では、環境負荷の少ない水づくりを推進するため、高効率型コーチェネレーション設備を設置し、浄水場で使用する電力の約1/3を貯うとともに、廃熱を利用して廃棄物である汚泥を乾燥処理することで埋立地への投棄量の減量化を図ります。

村野浄水場コーチェネレーションシステムフロー



一つの燃料源から二つの異なるエネルギーが生み出すコーチェネレーションでは、例えば従来は捨てられていた発電時の熱を回収するなど、エネルギーを有効に活用することができます。

・太陽光発電システムの導入

クリーンエネルギーとして注目されている太陽光発電システムを村野浄水場に設置し、発電した電力を浄水場の混合槽の動力として利用するとともに、地球環境保全等の啓発に活用しています。

・環境共生建築技術の推進

省エネ・省資源など環境と共生する建築物の実現・普及に努めています。また、建築工事において、コンクリート型枠の熱帯木材から針葉樹複合合板などへの転換促進などにより、熱帯木材の使用抑制に努めています。

- 自らの行動スタイルを見つめなおしてみましょう。
- 日本中の、世界中の人がどんな取組をしているのか学んでみましょう。
- 自分の身の回りのできることから始めましょう。
- 環境にやさしい活動に参加してみましょう。

情報提供窓口

大阪府環境情報コーナー

環境に関する図書（約9,500冊）などの貸出・閲覧、啓発用のビデオやパネルの貸出を行っています。また、環境問題全般に関する相談を行っています。

■電話 06-6261-1540

■開館時間 午前9時30分～午後5時15分（休館：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）

■所在地 大阪市中央区本町1-4-8 ひし富ビル2階（地下鉄堺筋本町駅から東へ徒歩3分）



大阪府環境情報コーナー

（財）大阪みどりのトラスト協会

みどりや自然などの情報提供を行っているほか、みどりのボランティアの育成、派遣も行っています。

■電話 06-6260-3580

■開館時間 午前9時～午後5時45分（休館：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）

■所在地 大阪市中央区本町1-4-8 ひし富ビル3階（地下鉄堺筋本町駅から東へ徒歩3分）

■ホームページ <http://www.mydome.or.jp/ogtrust/>

府立緑化センター

施設緑化のお手伝いや相談を行っているほか、講習会・研修会を開催しています。

■電話 0729-58-6345 ■開館時間 午前9時～午後5時45分（休館：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）

■所在地 羽曳野市尺土442 府立農林技術センター内（近鉄藤井寺駅から近鉄バス羽曳ヶ丘8丁目下車徒歩5分）

■ホームページ <http://www.mydome.or.jp/green/>

府営服部緑地都市緑化植物園 花と緑の相談所

毎月、花や草や木についての講習会、展示会を開催するほか、花と緑の相談を行っています。

また、針葉樹や街路樹の見本園、ハーブ園、ロックガーデンなどがあります。

■電話 06-6866-3622 ■開館時間 午前10時～午後5時（休館：火曜日、ただし祝日・休日の場合は翌日、年末年始）

■所在地 豊中市服部緑地1-1（北大阪急行緑地公園駅から西へ徒歩10分）

府営大泉緑地 花と緑の相談所

毎月、花や草や木についての講習会、展示会を開催するほか、花と緑の相談を行っています。

また、相談所横には、植物の香りやざわり、水の音や風の音、水の感触などが楽しめる「ふれあいの庭」があります。

■電話 0722-52-3651 ■開館時間 午前9時～午後5時（休館：火曜日、ただし祝日・休日の場合は翌日、年末年始）

■所在地 堺市金岡町128（地下鉄新金岡駅から東へ徒歩15分、JR堺市駅・南海堺東駅から南海バス金岡車庫下車徒歩10分）

（財）大阪中小企業振興センター

中小企業が省エネルギー・再生資源の利用、環境管理・監査制度（ISO14000S）などに対応できるよう、エネルギー・環境対応情報の提供を行っています。

■電話 06-6947-4376 ■開館時間 午前9時～午後5時45分（休館：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）

■所在地 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか内（地下鉄堺筋本町駅から東へ徒歩5分）